

(案)

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

堺市は、地方税事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

地方税事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報の保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

大阪府堺市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税事務
②事務の内容 ※	【業務全体概要】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)別表の24の項により個人番号を利用することができるのは、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成31年法律第4号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令では、地方税又は森林環境税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務又は地方税又は森林環境税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務と定められている。 特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 【個人住民税】 地方税法等の法律に従い、個人住民税業務で以下の事務を行う。 ①当初課税準備として給与支払報告書総括表、住民税申告書を作成し、送付する。 ②課税情報(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、住民税申告書等)を受付し、管理する。 ③賦課決定、賦課更正した内容について納税義務者に対して通知書を送付する。 ④扶養是正調査、未申告調査を行う。 ⑤証明書の交付申請に基づき所得・課税証明書を交付する。 【固定資産税】 地方税法等の法律に従い、固定資産税・都市計画税業務で以下の事務を行う。 ①償却資産申告書を作成し、送付する。 ②登記所からの通知、実地調査、納税義務者からの申告などに基づいて、土地・家屋・償却資産課税台帳を整備する。 ③固定資産の価格を決定し、縦覧帳簿や名寄帳を作成する。 ④賦課決定、賦課更正した内容について納税義務者に対して通知書を送付する。 ⑤現況確認調査、未申告調査を行う。 ⑥証明書等の交付申請に基づき評価・公課証明書又は名寄帳を交付する。 【軽自動車税】 地方税法等の法律に従い、軽自動車税業務で以下の事務を行う。 ①軽自動車等を所有した又は所有しなくなった場合に軽自動車税申告書を受付し、管理する。 ②賦課決定、賦課更正した内容について納税義務者に対して通知書を送付する。 ③市外転出者や死亡者について調査を行う。 【事業所税】 地方税法等の法律に従い、事業所税業務で以下の事務を行う。 ①事業所税申告書を作成し、送付する。 ②事業所税申告書を受付し、管理する。 ③更正、減免、不均一課税及び決定について、更正決定内容を通知する。 ④現況確認調査、未申告調査を行う。 【収滞納】 地方税法等の法律に従い、収納・滞納業務で以下の事務を行う。 ①納税者からの納税の管理、納税者への還付充当を行う。 ②納期限内に納付がない納税者に督促状を送付し、滞納整理を行う。 ③証明書の交付申請に基づき納税証明書を交付する。 <中間サーバー> ・情報保有機関は情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について情報連携を行うことが必要である。また、この情報提供ネットワークシステムにおいては、各機関は特定個人情報を分散管理することとされていることから、情報提供のために既存システムのデータベースを他情報保有機関から直接参照することは、セキュリティ上好ましくない。各情報保有機関は情報提供ネットワークシステムに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを設置することとする。 ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、統合利用番号連携サーバ等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の機能を実現するもので、本市においても、この機能を利用し、他の団体との情報提供、入手に係る業務を実施する。 ・中間サーバーは、地方公共団体情報システム機構が設置するものを共同利用する。
	③対象人数 [30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	税総合電算システム
②システムの機能	【宛名・共通】 - 宛名照会機能 ・納税義務者、扶養者の宛名情報（住民、住登外者）、共有者、事業所情報の照会機能。個人番号の照会はこの機能にて行う。 - 住登外者の登録・更新機能 ・住登外者の宛名情報を登録・更新する機能。住登外者の個人番号の登録・更新はこの機能にて行う。 - 法人の登録・更新機能 ・法人事業所の名称・所在地等基本的な情報の登録・更新機能。 - 送付先、特宛人、通称名の照会・登録・更新機能 ・送付物の送付先、納管人・相続人・清算人等の特宛人、通称名について、照会・登録・更新を行う機能。 - 関連宛名設定機能 ・宛名番号が異なる同一人（重複登録・再転入）について、同一人であること（関連があること）の設定を行う機能。 - 利用者ID対応づけ機能 ・電子申告の利用届出データの利用者IDと宛名番号の対応づけを行う機能。 - 住基連携機能 ・住民基本台帳システムの異動データ及びDV等支援措置者のデータを宛名システムへ連携する機能。住民の個人番号はこの機能で取得する。 - 他業務向け宛名情報ファイル作成機能 ・個人住民税などの業務のバッチ処理で、納税通知書などの宛名情報を取得するためのファイルを作成する機能。バッチ帳票への個人番号出力はこのファイルを使う。 - 同一人チェック機能 ・氏名などの情報をもとに、宛名番号は異なるが同一人の可能性が高い対象者を出力する機能。同一人のチェック条件として個人番号を利用する。 - 申告書記載番号取込み・チェック機能 ・申告書に記載された個人番号について、宛名システムに未登録の場合は登録する機能。登録済みの場合は、真正性確認のチェックを行う。 - 宛名情報連携機能 ・統合利用番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）へ個人番号付きの宛名情報を送信する機能。 - 各種帳票出力機能 ・所得・課税証明書等の帳票を発行する機能。 - 課税情報連携機能 ・庁内連携システム及び情報提供ネットワークシステムに課税情報を連携する機能。 - 運用管理機能 ・保存期間を経過した課税データを削除する機能。個人を特定しない、統計資料作成機能。 【個人住民税】 - 当初課税準備機能 ・給与支払報告書総括表、住民税申告書を作成する機能。 - 課税資料登録機能 ・登録された課税資料のチェック、各種チェックリストを作成する機能。 - 賦課決定・更正機能 ・複数の課税資料の併合処理を行い、賦課決定・賦課更正の通知書を作成する機能。 - 通知書返戻情報管理機能 ・郵便不着により返戻された通知書を管理し、再送付、公示送達業務を支援する機能。 - 調査機能 ・扶養是正調査、未申告調査のためのチェックリストを作成する機能。 【固定資産税】 - 償却資産申告書作成機能 ・償却資産申告書を作成する機能。 - 課税台帳管理機能 ・申告や通知に基づく土地・家屋・償却資産の課税台帳情報を登録、更新する機能。 - 賦課決定・更正機能 ・土地、家屋、償却資産を名寄せし、賦課データを作成し、通知書を作成する機能。

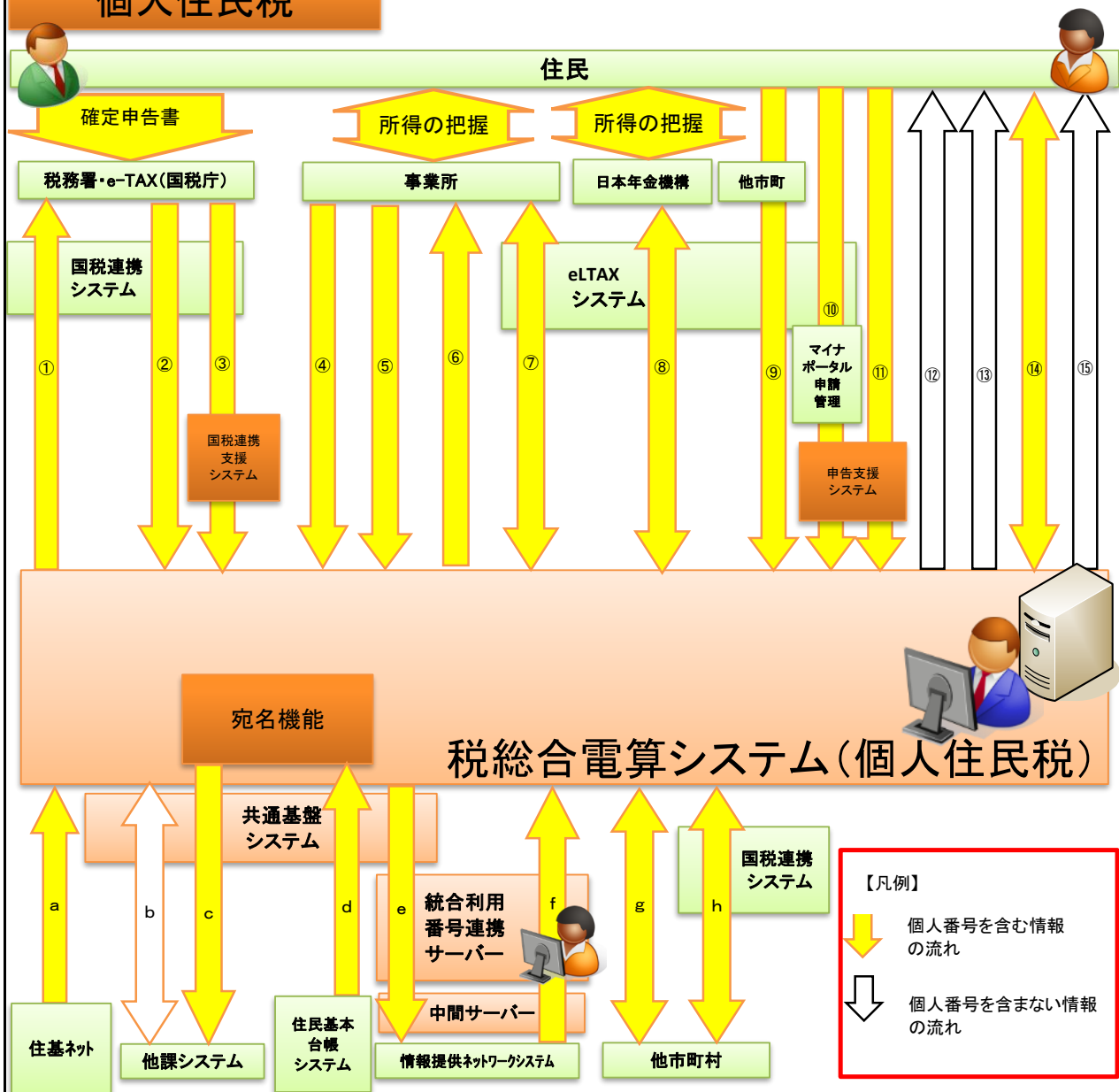
	4 通知書返戻情報管理機能 ・郵便不着により返戻された通知書を管理し、再送付、公示送達業務を支援する機能。 【軽自動車税】 1 課税資料登録機能 ・軽自動車税申告書の内容を基に所有者情報、使用者情報、車両情報を登録する機能。 2 車両異動機能 ・廃車、名義変更、番号変更等車両台帳の修正を行い、異動通知書を作成する機能。 3 賦課更正機能 ・減免、課税保留等の入力を行い、賦課更正した内容の通知書を作成する機能。 4 当初賦課機能 ・賦課期日時点の車両に対し賦課決定し、納税通知書を作成する機能。 5 通知書返戻情報管理機能 ・郵便不着により返戻された通知書を管理し、再送付、公示送達業務を支援する機能。 6 調査機能 ・定置場移転(市外転出)、継続検査未了、所有者死亡の車両を抽出する機能。 【事業所税】 1 事業所税申告書作成機能 ・事業所税申告書を作成する機能。 2 申告書登録機能 ・確定申告、決定、修正申告、更正、更正請求処理を行う機能。 【収滞納】 1 収納管理機能 ・賦課情報の取り込み・入金情報を管理する機能。 2 還付充当機能 ・過誤納金を還付充当する機能。 3 督促催告機能 ・督促状、催告書を作成する機能。 4 返戻公示機能 ・返戻された督促状の調査を行い、再送付、公示送達業務を支援する機能。 5 滞納整理支援機能 ・調査・照会等による財産情報等を管理する機能。 ・滞納処分に関する書類の作成・処分情報を管理する機能。								
③他のシステムとの接続	<table> <tr> <td>[☐] 情報提供ネットワークシステム</td><td>[☐] 庁内連携システム</td></tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td><td>[☐] 既存住民基本台帳システム</td></tr> <tr> <td>[☐] 宛名システム等</td><td>[] 税務システム</td></tr> <tr> <td>[] その他 (</td><td>)</td></tr> </table>	[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[☐] 既存住民基本台帳システム	[☐] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他 (	)
[☐] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[☐] 既存住民基本台帳システム								
[☐] 宛名システム等	[] 税務システム								
[] その他 (	)								

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	共通基盤システム
②システムの機能	1 データ連携機能 ・住民情報系システム間で、定例的に提供、利用しているデータ(住民の転出入データ等)を連携する機能。 2 ウイルス対策機能 ・住民情報系システム全体のウイルス対策ソフトを統括し、ウイルス定義ファイルの配信を行う機能。 3 ディレクトリサービス機能(Active Directory) ・システムを利用できるユーザや組織、コンピュータ等の情報とその属性を階層的に管理し、認証機能を提供する。 4 更新プログラム配布機能(Windows Server Update Services (WSUS)) ・脆弱性等に対応する更新プログラムを配布、管理する機能。 5 文字管理機能 ・文字変換を行う機能。 6 持ち出し制限機能 ・使用できる媒体を制限するとともに端末からデータを持ち出す際は上長の承認を必須とする機能。 7 生体認証機能 ・Windowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行う機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (連携するシステム全て)
システム3	
①システムの名称	統合利用番号連携サーバー
②システムの機能	市内の各システムが保有する固有宛名番号を、本市内で統合(名寄)して管理するシステムであり、主な機能は以下のとおり。 1 宛名管理機能 ・各システム固有宛名番号と本市内統合宛名番号の管理機能。 2 情報提供機能 ・業務情報を中間サーバーに提供するための機能。 3 情報照会機能 ・他機関へ照会するための機能。 4 符号要求機能 ・処理通番、符号の要求データを既存住民基本台帳システムに送信する機能。 5 オンライン機能 ・オンラインでの統合宛名の検索、更新機能。 6 申請管理システム機能 ・マイナポータルびったりサービスからの申請内容を受信し、各業務システムへのオンライン申請情報の連携を行う機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (中間サーバ)

システム4	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	1 符号管理機能 ・「符号」と、「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 2 情報照会機能 ・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3 情報提供機能 ・情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 4 既存システム接続機能 ・中間サーバと既存システム、統合利用番号連携サーバ及び住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5 情報提供等記録管理機能 ・特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6 情報提供データベース管理機能 ・特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 7 データ送受信機能 ・中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8 セキュリティ管理機能 ・特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び情報提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する機能。 9 職員認証・権限管理機能 ・中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 10 システム管理機能 ・バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。 11 自己情報提供機能 ・自己情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して自己情報に対する提供の求めを受領し、当該の特定個人情報(連携情報)及び自己情報提供用添付ファイルの提供を行う機能。 12 お知らせ機能 ・お知らせ機能は、お知らせ情報提供対象者へのお知らせ情報の送信依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して、お知らせ情報の提供を行う。また、お知らせ情報提供対象者へ提供したお知らせ情報に対する状況確認依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して回答結果の受領を行う機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム

3. 特定個人情報ファイル名	
税情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	・番号制度に関する税制上の措置として、課税資料等の税務関係書類に個人番号が記載されるようになり、受付した情報はシステムで管理される。 ・番号法により、本人確認の際に個人番号を確認する事務が求められる。 ・他市町村、他機関と情報提供ネットワークシステムを介して税情報を連携する。
②実現が期待されるメリット	(1)事務・手続の簡素化、添付書類の削減による負担軽減 ・各種申請・申告等に必要な行政機関が発行する添付書類(税証明書等)を省略できる。 (2)行政事務の効率化と、より公平で正確な税負担の実現 ・市が保有する各種所得情報を番号を用いて正確かつ効率的に名寄せ・突合することにより、所得の過少申告や税の不正還付等を効率的に防止・是正できる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1. 番号法 ・第9条(利用範囲)第1項 別表の24の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令(※)で定めるもの ※番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 (情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、55の2、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、112、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項)
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	堺市 財政局 税務部 税制課 税務運営課 法人諸税課 市民税課 固定資産税課 納税課
②所属長の役職名	税制課長 税務運営課長 法人諸税課長 市民税課長 固定資産税課長 納税課長
8. 他の評価実施機関	

個人住民税



(備考)

- ①扶養是正情報の連携
- ②法定調書の提出
- ③確定申告書の提出(委託事項6:確定申告書イメージデータの印刷出力)
- ④給与支払報告書(電子記録媒体)の提出
- ⑤給与支払報告書・公的年金等支払報告書の提出(委託事項5:提出された資料についてはパンチによりデータ化及びイメージファイル化)
- ⑥特別徴収税額通知書を作成、送付(委託事項4:帳票については大量一括印刷・封入封緘)
- ⑦給与支払報告書・公的年金等支払報告書の提出
特別徴収義務者に税額通知書情報送付
- ⑧公的年金等支払報告書の提出
年金特別徴収依頼・中止等情報の連携
- ⑨ふるさと納税申告特例通知書の提出
- ⑩⑪住民税申告書の提出(委託事項11:提出された資料をデータ化)
- ⑫給与支払報告書総括表、住民税申告書、納税通知書を作成、送付
- ⑬扶養是正調査、未申告調査
- ⑭各種申請の受付、窓口対応
- ⑮所得・課税証明書の交付

a個人番号等の参照

b他課システム向け課税データの連携

他課システム保有データの連携

c他課システム向け宛名データの連携

d住民情報の取得

e所得・控除・税額・扶養情報の連携

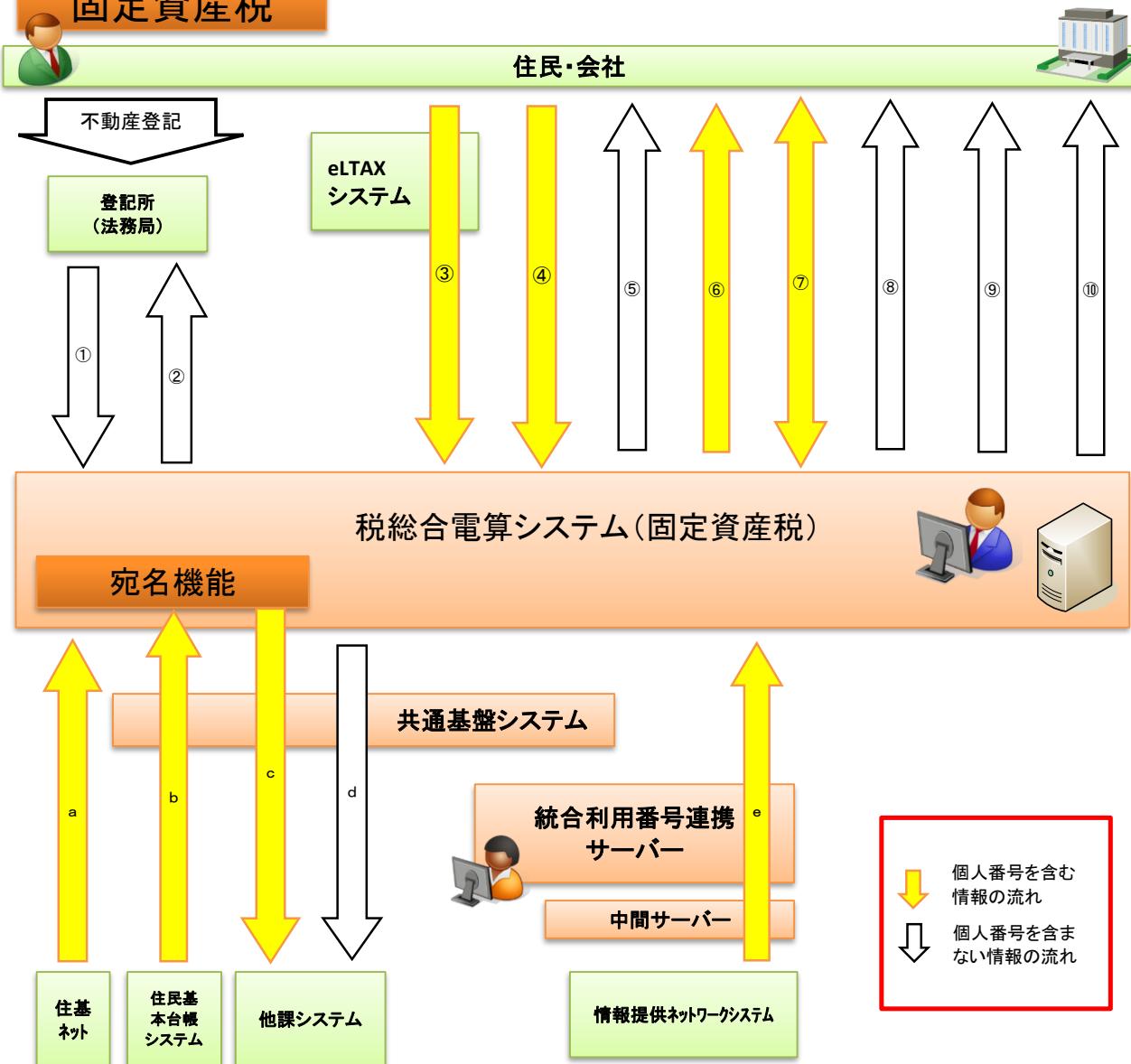
f他市町村の情報を参照

g課税資料の回送、住登外課税通知書送付

h確定申告書等データの回送

(別添1) 事務の内容

固定資産税



(備考)

- ①登記済通知
- ②土地・家屋価格通知
- ③eTAXシステムによる償却資産の申告
- ④償却資産申告書の提出
- ⑤縦覧・閲覧帳簿の公開
- ⑥名寄帳(納税義務者ごとにまとめた物件の一覧表)の交付
- ⑦各種申請の受付、窓口応対
- ⑧現況確認調査、未申告調査
- ⑨固定資産税・都市計画税納税通知書の作成、送付
償却資産申告書の作成、送付
- ⑩評価・公課証明書の交付

a個人番号等の参照

b住民情報の取得

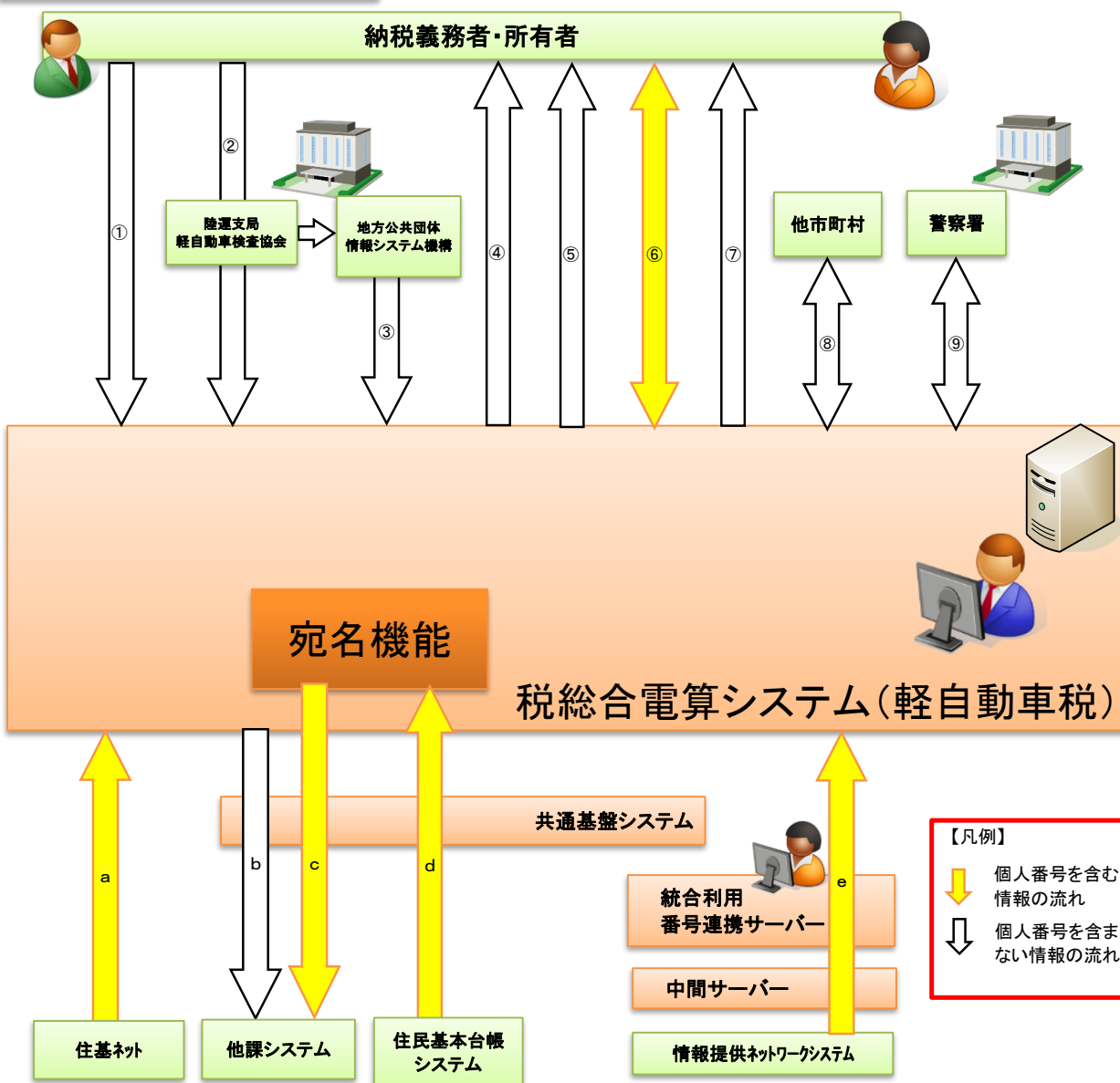
c他課システム向け宛名データの連携

d他課システムへデータ提供

e他市町村の情報を参照

(別添1) 事務の内容

軽自動車税



(備考)

- ① 軽自動車税申告書(原動機付自転車、小型特殊自動車)の提出
- ② 軽自動車税申告書(軽自動車、二輪の小型自動車)の提出
- ③ 初度検査年月を含む軽自動車の車両基本・異動情報の提出
- ④ 納税通知書を作成、送付
- ⑤ 市外転出者への変更手続き勧奨通知、死亡者の相続人に対する名義変更手続き案内通知の送付
- ⑥ 各種申請の受付、窓口対応(減免申請時のみ使用)
- ⑦ 継続検査用納税証明書の交付
- ⑧ 課税物件異動通知書の受渡
- ⑨ 警察署からの問い合わせ応対

a 個人番号等の参照

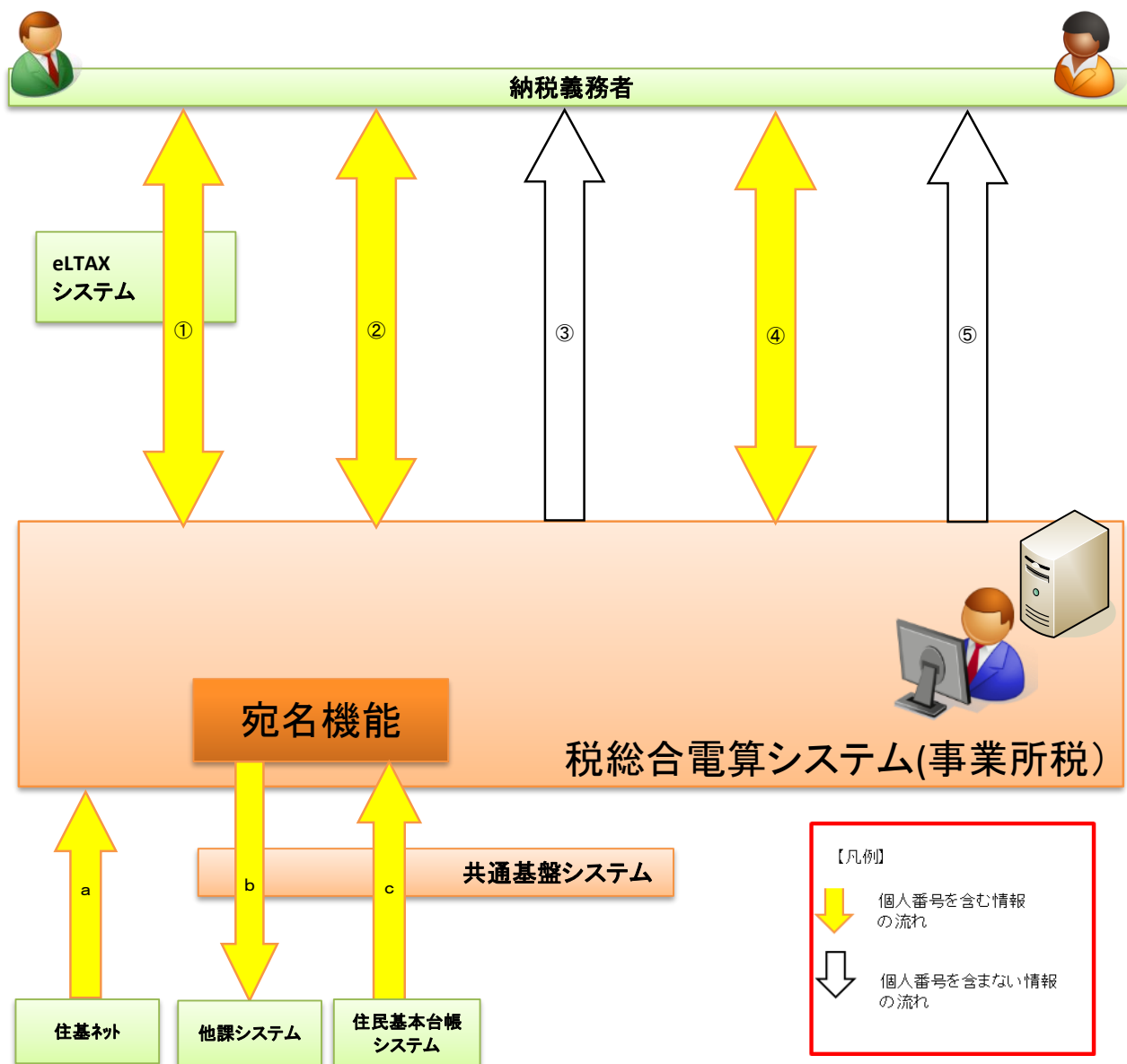
b 他課システム向け車両データの連携

c 他課システム向け宛名データの連携

d 住民情報の取得

e 他市町村の情報を参照

事業所税



(備考)

- ①事業所税申告書(eLTAX分)を作成、送付
事業所税申告書(eLTAX分)の提出
- ②事業所税申告書を作成、送付
事業所税申告書の提出
- ③更正決定通知書、減免決定通知書、不均一課税適用通知書を作成、送付
- ④各種申請の受付、窓口対応
- ⑤現況確認調査、未申告調査

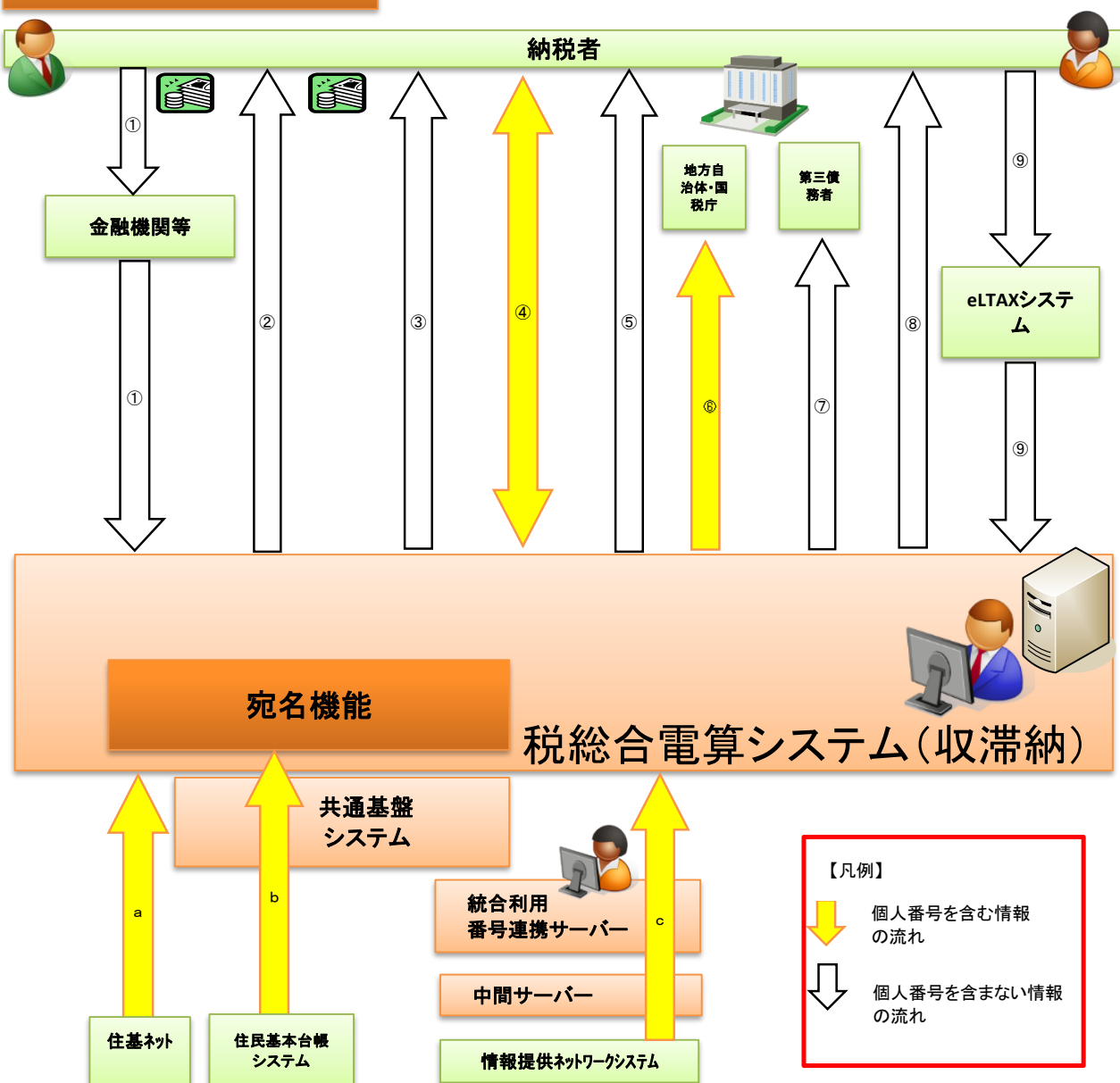
a個人番号等の参照

b他課システム向け宛名データの連携

c住民情報の取得

(別添1) 事務の内容

収滞納



(備考)

- ①市税の納付(金融機関等)
- ②還付充当通知書の送付(還付金の充当・支払い)
- ③督促状・催告書の送付
- ④問い合わせ、窓口対応
- ⑤納付書再発行、納税証明書の交付
- ⑥他地方自治体等への実態調査(照会)
- ⑦第三債務者(金融機関等)への財産調査(照会)
- ⑧滞納者への滞納処分
- ⑨市税の納付(eLTAX分)
徴収猶予の申請(eLTAX分)
換価の猶予の申請(eLTAX分)

- a 個人番号等の参照
- b 住民情報の取得
- c 公金受取口座の参照

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

税情報ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び課税調査対象者等	
	その必要性	・賦課徴収事務における本人確認のため ・税額通知書等への個人番号出力のため ・所得・控除情報、扶養情報を情報提供ネットワークシステムで提供するため
④記録される項目	[100項目以上]	＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 5情報(氏名、氏名の振仮名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [○] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [○] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報 [○] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [○] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
	その妥当性	・個人番号、5情報 : 本人確認、資料・賦課の名寄せを行うために必要 ・その他識別情報(宛名番号) : 個人番号との紐付けに必要 ・その他住民票関係情報、連絡先 : 賦課業務・調査業務に必要(住民日の賦課期日判定など) ・国税、地方税、年金関係情報 : 賦課徴収業務に必要 ・医療保険、障害者福祉、生活保護・社会福祉、介護・高齢者福祉関係情報 : 賦課徴収業務において必要
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月	
⑥事務担当部署	堺市 財政局 税務部 税制課 税務運営課 法人諸税課 市民税課 固定資産税課 納税課 税務サービス課	

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 (戸籍住民課、介護保険課、国民健康保険課、医療年金課、障害支援課、精神保健課、生活支援管理課) [○] 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、日本年金機構、地方公共団体情報システム機構、内閣総理大臣) [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 (各市区町村、都道府県) [○] 民間事業者 (給与支払者) [○] その他 (年金保険者)
②入手方法	[○] 紙 [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] フラッシュメモリ [] 電子メール [] 専用線 [○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、eLTAXシステム、国税連携システム、マイナポータル申請管理)
③入手の時期・頻度	【個人住民税】 ○入手元(本人又は本人の代理人) ・住民税申告書等／提出を受けた都度／入手方法は紙又はマイナポータル申請管理 ○入手元(評価実施機関内の他部署) ・住民基本台帳情報／異動のあった都度／入手方法は庁内連携システム ・国民健康保険料等納付情報(※)／1月／入手方法は電子記録媒体 ・介護年金特別徴収情報(基礎年金番号、死亡・転出情報等)(※)／月1回／入手方法は電子記録媒体 ・障害者関係情報(※)／1月／入手方法は庁内連携システム ・生活保護関係情報(※)／1月、3月／入手方法は庁内連携システム (※)個人番号は含まないが、税務システムにおいて宛名番号と紐付けることにより個人番号を特定することができるため、特定個人情報となる。 ○入手元(行政機関・独立行政法人等) ・確定申告書等／提出を受けた都度／入手方法は国税連携システム ・年金特別徴収関係情報／月1回／入手方法はeLTAXシステム ・本人確認情報／必要になった都度／入手方法は住民基本台帳ネットワークシステム ○入手元(地方公共団体・地方独立行政法人) ・障害者関係情報／必要になった都度／入手方法は情報提供ネットワークシステム ・生活保護関係情報／必要になった都度／入手方法は情報提供ネットワークシステム ・地方税関係情報／必要になった都度／入手方法は情報提供ネットワークシステム ・住民基本台帳情報／必要になった都度／入手方法は住民基本台帳ネットワークシステム ・ふるさと納税申告特例通知書／提出を受けた都度／入手方法は紙又はeLTAXシステム ・住登外課税通知／提出を受けた都度／入手方法は紙又はeLTAXシステム ○入手元(民間事業者) ・給与支払報告書／提出を受けた都度／入手方法は紙又はeLTAXシステム ○入手元(その他) ・公的年金等支払報告書／提出を受けた都度／入手方法は紙又はeLTAXシステム 【固定資産税】 ○入手元(本人又は本人の代理人) ・償却資産申告書等／提出を受けた都度／入手方法は紙又はeLTAXシステム ○入手元(評価実施機関内の他部署) ・住民基本台帳情報／異動のあった都度／入手方法は庁内連携システム ○入手元(行政機関・独立行政法人等) ・本人確認情報／必要になった都度／入手方法は住民基本台帳ネットワークシステム ○入手元(地方公共団体・地方独立行政法人) ・生活保護関係情報／必要になった都度／入手方法は情報提供ネットワークシステム ・住民基本台帳情報／必要になった都度／入手方法は住民基本台帳ネットワークシステム 【軽自動車税】 ○入手元(評価実施機関内の他部署)

・住民基本台帳情報／異動のあった都度／入手方法は庁内連携システム

○入手元(行政機関・独立行政法人等)

・本人確認情報／必要になった都度／入手方法は住民基本台帳ネットワークシステム

○入手元(地方公共団体・地方独立行政法人)

・障害者関係情報／必要になった都度／入手方法は情報提供ネットワークシステム

・生活保護関係情報／必要になった都度／入手方法は情報提供ネットワークシステム

・住民基本台帳情報／必要になった都度／入手方法は住民基本台帳ネットワークシステム

【事業所税】

○入手元(本人又は本人の代理人)

・事業所税申告書等／提出を受けた都度／入手方法は紙又はeLTAXシステム

○入手元(評価実施機関内の他部署)

・住民基本台帳情報／異動のあった都度／入手方法は庁内連携システム

○入手元(行政機関・独立行政法人等)

・本人確認情報／必要になった都度／入手方法は住民基本台帳ネットワークシステム

○入手元(地方公共団体・地方独立行政法人)

・住民基本台帳情報／必要になった都度／入手方法は住民基本台帳ネットワークシステム

【収滞納】

○入手元(評価実施機関内の他部署)

・住民基本台帳情報／異動のあった都度／入手方法は庁内連携システム

○入手元(行政機関・独立行政法人等)

・本人確認情報／必要になった都度／入手方法は住民基本台帳ネットワークシステム

・公金受取口座情報／必要になった都度／入手方法は情報提供ネットワークシステム

○入手元(地方公共団体・地方独立行政法人)

・住民基本台帳情報／必要になった都度／入手方法は住民基本台帳ネットワークシステム

④入手に係る妥当性		賦課徴収業務を適正に行うため、法令等の範囲内で適宜、申告等情報及び税務調査による情報収集を行う必要がある。
⑤本人への明示		地方税法その他の地方税に関する法律及び市税条例等に、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が規定されることにより、個人番号を入手することが明示される。
⑥使用目的 ※		・適正かつ公平な賦課徴収の実現のため、課税資料の名寄せ・突合が正確かつ効率的にできるよう個人番号を利用する。 ・各種申請・申告等に必要な添付書類が省略できるなどの納税者の利便性向上のために利用する。
変更の妥当性		
⑦使用の主体	使用部署 ※	堺市 財政局 税務部 税制課 税務運営課 法人諸税課 市民税課 固定資産税課 納税課 税務サービス課
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		1 業務全般 ・本人確認を行う際に個人番号を使用する。 2 申告書等受付業務 ・納税義務者(代理人)より提出された申告書等に記載された個人番号を取得し、未登録の個人番号について内部識別番号である宛名番号と紐付ける。 3 賦課決定・賦課更正業務 ・税額通知書等に個人番号を出力し、特別徴収義務者等へ送付する。 4 調査業務 ・生活保護受給情報、障害者情報、所得情報、扶養関係情報等について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、非課税判定、扶養是正等を行う。 ・情報提供ネットワークシステムを通じた扶養関係情報、所得情報の提供に対応できるよう、照会用データを中間サーバーに記録する。
情報の突合 ※		内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。
情報の統計分析 ※		特定個人情報に関する統計分析については、実施しない。
権利利益に影響を与え得る決定 ※		賦課決定、更正決定、減免決定
⑨使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[illegible]

委託事項2～5		
委託事項2		税総合電算システム運用業務
①委託内容		システムの運用管理、バッチ処理の実行、オンライン稼働監視などを行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	その妥当性	システムの運用作業を適切に実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (税総合電算システム運用端末による作業)
⑤委託先名の確認方法		入札結果等をホームページにて公表。ホームページに掲載されなかったものについては問い合わせがあれば回答可能。
⑥委託先名		ネットワンシステムズ株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	業務の一部を再委託する場合については、契約書により以下の条件を課している。 ・委託先は、個人情報取扱に係る事項について委託先同様の義務を再委託先に負わせ、再委託先に対し遵守を監督すること。 ・再委託先事業者から委託先事業者に提出される個人情報等の保護に係る誓約書の写しを本市に提出すること。 ・再委託先従事者から再委託先事業者に提出される秘密保持に関する誓約書の写しを本市に提出すること。 ・再委託先の業務従事者に対するセキュリティに係る教育状況についてその実施状況が確認できる書類を本市に提出すること。 また再委託の許諾については、本市に提出される再委託申請書を以下の観点から審査した上で、判断する。 -再委託先の名称、所在地、連絡先電話番号が、正確に記載されていること。 -再委託が、業務の一部分かつ専門的な作業であること。 -再委託する作業内容を具体的に明記していること。 -全部又は大部分の再委託でないこと。 -再委託する作業内容に関して、契約の履行に必要な専門的な作業の実績又は堺市若しくは他の自治体における対象業務の実績を有していること。
	⑨再委託事項	税総合電算システムに係るヘルプデスク及び運用オペレーション等作業

委託事項3		税総合電算システム保守業務
①委託内容		アプリケーションに関する要望対応、障害対応、税制改正対応を行う。また職員からの問い合わせ対応や調査、作業指示書に基づくデータ抽出などを行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	その妥当性	システムの保守作業を適切に実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (税総合電算システム保守端末による作業)
⑤委託先名の確認方法		入札結果等をホームページにて公表。ホームページに掲載されなかったものについては問い合わせがあれば回答可能。
⑥委託先名		富士通Japan株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	業務の一部を再委託する場合については、契約書により以下の条件を課している。 ・委託先は、個人情報取扱に係る事項について委託先同様の義務を再委託先に負わせ、再委託先に対し遵守を監督すること。 ・再委託先事業者から委託先事業者に提出される個人情報等の保護に係る誓約書の写しを本市に提出すること。 ・再委託先従事者から再委託先事業者に提出される秘密保持に関する誓約書の写しを本市に提出すること。 ・再委託先の業務従事者に対するセキュリティに係る教育状況についてその実施状況が確認できる書類を本市に提出すること。 また再委託の許諾については、本市に提出される再委託申請書を以下の観点から審査した上で、判断する。 -再委託先の名称、所在地、連絡先電話番号が、正確に記載されていること。 -再委託が、業務の一部分かつ専門的な作業であること。 -再委託する作業内容を具体的に明記していること。 -全部又は大部分の再委託でないこと。 -再委託する作業内容に関して、契約の履行に必要な専門的な作業の実績又は堺市若しくは他の自治体における対象業務の実績を有していること。
	⑨再委託事項	税総合電算システムの保守作業、それに付随する付帯作業及び運用支援作業

委託事項4		個人住民税特別徴収税額通知書等の作成及び封入・封緘業務
①委託内容		個人住民税特別徴収税額通知書等を作成し、封入・封緘作業を行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	個人住民税特別徴収税額通知書等発送対象者
	その妥当性	件数が多く、処理するための大量印刷可能なプリンタが必要となるため。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		入札結果等をホームページにて公表。ホームページに掲載されなかったものについては問い合わせがあれば回答可能。
⑥委託先名		サンメッセ株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	業務の一部を再委託する場合については、契約書により以下の条件を課している。 ・委託先は、個人情報取扱に係る事項について委託先同様の義務を再委託先に負わせ、再委託先に対し遵守を監督すること。 ・再委託先事業者から委託先事業者に提出される個人情報等の保護に係る誓約書の写しを本市に提出すること。 ・再委託先従事者から再委託先事業者に提出される秘密保持に関する誓約書の写しを本市に提出すること。 ・再委託先の業務従事者に対するセキュリティ等に関する社員教育の実績書及び計画書を本市に提出すること。 また再委託の許諾については本市に提出される再委託申請書を以下の観点から審査した上で、判断する。 -再委託先の名称、所在地、連絡先電話番号が、正確に記載されていること。 -再委託が、業務の一部かつ専門的な作業であること。 -再委託する作業内容を具体的に明記していること。 -全部又は大部分の再委託でないこと。 -再委託する作業内容に関して、契約の履行に必要な専門的な作業の実績又は堺市若しくは他の自治体における対象業務の実績を有していること。
	⑨再委託事項	個人住民税特別徴収税額通知書等の作成及び封入・封緘業務の一部

委託事項5		個人住民税データ入力及びスキャニングイメージファイル作成業務
①委託内容		給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書等のデータ入力及びスキャニングイメージファイル作成作業を行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
	その妥当性	件数が多く、短期間に大量のデータを処理する必要があるため。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		入札結果等をホームページにて公表。ホームページに掲載されなかったものについては問い合わせがあれば回答可能。
⑥委託先名		シティコンピュータ株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項6～10	
委託事項6	
国税連携(確定申告書)データ出力業務	
①委託内容	
確定申告書イメージデータの印刷出力作業を行う。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	
〔 特定個人情報ファイルの一部 〕 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	〔 10万人以上100万人未満 〕 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	確定申告対象者
その妥当性	国税連携システムから送信される確定申告書イメージデータのデータ入力チェック作業を効率よく行うため。
③委託先における取扱者数	〔 10人未満 〕 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	〔 〕専用線 〔 〕電子メール 〔 〕電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) 〔 〕フラッシュメモリ 〔 〕紙 〔 ○ 〕その他 (LGWAN回線)
⑤委託先名の確認方法	入札結果等をホームページにて公表。ホームページに掲載されなかったものについては問い合わせがあれば回答可能。
⑥委託先名	TOPPAN株式会社
⑦再委託の有無 ※	〔 再委託する 〕 <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
⑧再委託の許諾方法	業務の一部を再委託する場合については、契約書により以下の条件を課している。 ・委託先は、個人情報取扱に係る事項について委託先同様の義務を再委託先に負わせ、再委託先に対し遵守を監督すること。 ・再委託先事業者から委託先事業者へ提出される個人情報等の保護に係る誓約書の写しを本市に提出すること。 ・再委託先従事者から再委託先事業者へ提出される秘密保持に関する誓約書の写しを本市に提出すること。 ・再委託先の業務従事者に対するセキュリティ等に関する社員教育の実績書及び計画書を本市に提出すること。 また再委託の許諾については本市に提出される再委託申請書を以下の観点から審査した上で、判断する。 -再委託先の名称、所在地、連絡先電話番号が、正確に記載されていること。 -再委託が、業務の一部かつ専門的な作業であること。 -再委託する作業内容を具体的に明記していること。 -全部又は大部分の再委託でないこと。 -再委託する作業内容に関して、契約の履行に必要な専門的な作業の実績又は堺市若しくは他の自治体における対象業務の実績を有していること。
⑨再委託事項	国税連携(確定申告書)データ出力業務の一部

委託事項7		地方税電子申告支援サービス提供業務
①委託内容		地方税の電子申告に関連して、地方税共同機構が運営するeLTAXポータルセンタと連携し、LGWAN回線を利用して、本市に設置する端末と受託業者が運営するサービスセンタ内に設置されたサーバと接続して、電子申告システム・年金特徴システム・国税連携システム・共通納税システムの照会・検索・保管等を行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	eLTAXシステムを通して申告等を行う者
	その妥当性	eLTAXシステムを通して申告等を行う者のデータを受け取るため。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [☒] その他 (LGWAN回線)
⑤委託先名の確認方法		入札結果等をホームページにて公表。ホームページに掲載されなかったものについては問い合わせがあれば回答可能。
⑥委託先名		株式会社インテック
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	業務の一部を再委託する場合については、契約書により以下の条件を課している。 ・委託先は、個人情報取扱に係る事項について委託先同様の義務を再委託先に負わせ、再委託先に対し遵守を監督すること。 ・再委託先事業者から委託先事業者に提出される個人情報等の保護に係る誓約書の写しを本市に提出すること。 ・再委託先従事者から再委託先事業者に提出される秘密保持に関する誓約書の写しを本市に提出すること。 ・再委託先の業務従事者に対するセキュリティ等に関する社員教育の実績書及び計画書を本市に提出すること。 また再委託の許諾については本市に提出される再委託申請書を以下の観点から審査した上で、判断する。 -再委託先の名称、所在地、連絡先電話番号が、正確に記載されていること。 -再委託が、業務の一部であること。 -再委託する作業内容を具体的に明記していること。 -全部又は大部分の再委託でないこと。 -再委託する作業内容に関して、契約の履行に必要な専門的な作業の実績又は堺市若しくは他の自治体における対象業務の実績を有していること。
	⑨再委託事項	ソフトウェアのバージョンアップ作業、それに付随する付帯業務及び運用支援業務

委託事項8		個人住民税当初課税事務委託業務
①委託内容		個人住民税当初課税資料のデータ入力準備・点検作業等を行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	課税資料提出者
	その妥当性	件数が多く、短期間に大量の作業が必要となる当初課税業務のうち、職員以外でも作業可能なデータ入力準備、各種チェックリストの点検、宛名検索作業等を行う。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (設置の端末による提供)
⑤委託先名の確認方法		入札結果等をホームページにて公表。ホームページに掲載されなかったものについては問い合わせがあれば回答可能。
⑥委託先名		株式会社アセンサ
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項9		個人住民税電子ファイリングシステム保守業務
①委託内容		アプリケーションに関する要望対応、障害対応、税制改正対応を行う。また職員からの問い合わせ対応や調査、作業指示書に基づくデータ抽出などを行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
	その妥当性	課税資料をイメージデータとして管理することでデータ入力チェック作業を効率よく行うため。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (電子ファイリングシステム管理端末による作業)
⑤委託先名の確認方法		入札結果等をホームページにて公表。ホームページに掲載されなかったものについては問い合わせがあれば回答可能。
⑥委託先名		TOPPANイクイップメント株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	業務の一部を再委託する場合については、契約書により以下の条件を課している。 ・委託先は、個人情報取扱に係る事項について委託先同様の義務を再委託先に負わせ、再委託先に対し遵守を監督すること。 ・再委託先事業者から委託先事業者に提出される個人情報等の保護に係る誓約書の写しを本市に提出すること。 ・再委託先従事者から再委託先事業者に提出される秘密保持に関する誓約書の写しを本市に提出すること。 ・再委託先の業務従事者に対するセキュリティに係る教育状況についてその実施状況が確認できる書類を本市に提出すること。 また再委託の許諾については、本市に提出される再委託申請書を以下の観点から審査した上で、判断する。 -再委託先の名称、所在地、連絡先電話番号が、正確に記載されていること。 -再委託が、業務の一部分かつ専門的な作業であること。 -再委託する作業内容を具体的に明記していること。 -全部又は大部分の再委託でないこと。 -再委託する作業内容に関して、契約の履行に必要な専門的な作業の実績又は堺市若しくは他の自治体における対象業務の実績を有していること。
	⑨再委託事項	個人住民税電子ファイリングシステム保守業務の一部

委託事項10		個人市民税申告支援システム保守業務
①委託内容		個人市民税申告支援システムの保守作業、要望対応、障害対応、バージョンアップ適用作業等を行う。 また職員からの問い合わせ対応や調査等を行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
	その妥当性	○税制改正によるプログラム変更に対応することにより、職員の知見、労力に依存することなく、継続的な対応が可能。 ○年金等の支払義務者から送付される情報をシステムに取り込むため、適正な申告内容の確保と申告者の待ち時間短縮が図れる。 ○これまでのパンチ委託が不要となり、個人情報の保護及びコストの軽減につながる。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (申告支援システム管理端末による作業)
⑤委託先名の確認方法		入札結果等をホームページにて公表。ホームページにて掲載されなかったものについては、問い合わせがあれば回答可能。
⑥委託先名		NCS&A株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☒ 提供を行っている (83) 件 ☒ 移転を行っている (44) 件 ☐ 行っていない
提供先1	厚生労働大臣
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第1項)
②提供先における用途	健康保険法(大正11年法律第70号)第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって第3条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第3条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先2～5	
提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第2項)
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第4条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第4条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先3	健康保険組合
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第3項)
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第5条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第5条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先4	総務大臣又は都道府県知事
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第4項)
②提供先における用途	恩給法(大正12年法律第48号。他の法律において準用する場合を含む。第6条において同じ。)による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって第6条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第6条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先5	厚生労働大臣
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第5項)
②提供先における用途	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第7条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第7条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先8	都道府県知事
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第13項)
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第15条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第15条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 ([☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先9	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第15項)
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第17条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第17条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 ([☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先⑩	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第20項)
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第22条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第22条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> [10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先11～15	
提供先11	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第28項)
②提供先における用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第30条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第30条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 ([☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先12	市長村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第37項)
②提供先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第39条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第39条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 ([☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先13	都道府県知事
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第39項)
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって第41条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第41条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先14	都道府県知事等
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第42項)
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第44条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第44条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先15	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第48項)
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第50条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先16～20	
提供先16	都道府県知事
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第49項)
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって第51条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第51条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ [10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先17	公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第53項)
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。第55条において同じ。)の管理に関する事務であって同条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第55条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ [10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先18	法務大臣
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第55の2項)
②提供先における用途	出入国管理及び難民認定法による外国人の在留資格に係る許可に関する事務であって第57条の2で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第57条の2で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先19	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第57項)
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付、年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって第59条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第59条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先20	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第58項)
②提供先における用途	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第60条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第60条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先21	文部科学大臣又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第59項)
②提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第61条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第61条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	〔 10万人以上100万人未満 〕 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	〔 ○ 〕 情報提供ネットワークシステム 〔 〕 専用線 〔 〕 電子メール 〔 〕 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) 〔 〕 フラッシュメモリ 〔 〕 紙 〔 〕 その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先22	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第63項)
②提供先における用途	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第65条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第65条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	〔 10万人以上100万人未満 〕 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	〔 ○ 〕 情報提供ネットワークシステム 〔 〕 専用線 〔 〕 電子メール 〔 〕 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) 〔 〕 フラッシュメモリ 〔 〕 紙 〔 〕 その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先23	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第65項)
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第67条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第67条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先24	国家公務員共済組合連合会
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第66項)
②提供先における用途	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和33年法律第129号)による年金である給付の支給に関する事務であって第68条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第68条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先25	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第69項)
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第71条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第71条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先26	厚生労働大臣
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第73項)
②提供先における用途	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第75条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第75条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先27	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第75項)
②提供先における用途	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第77条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第77条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先28	住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第76項)
②提供先における用途	住宅地区改良法による改良住宅(同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。第78条において同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって同条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第78条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先29	都道府県知事等
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第81項)
②提供先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第83条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第83条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先30	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第83項)
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第85条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第85条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先31	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第84項)
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和37年法律第153号)による年金である給付の支給に関する事務であって第86条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第86条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先32	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第86項)
②提供先における用途	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置に関する事務であって第88条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第88条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先33	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第87項)
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第89条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第89条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先34	都道府県知事
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第88項)
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって第90条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第90条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先35	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第89項)
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって第91条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第91条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先36	都道府県知事等
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第90項)
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第92条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第92条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先37	厚生労働大臣又は都道府県知事
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第91項)
②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第93条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第93条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先38	都道府県知事等
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第92項)
②提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって第94条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第94条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先39	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第96項)
②提供先における用途	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第98条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第98条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先40	厚生労働大臣又は都道府県知事
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第98項)
②提供先における用途	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって第100条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第100条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先41	市町村長(児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。)
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第106項)
②提供先における用途	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって第108条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第108条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先42	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第108項)
②提供先における用途	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第110条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第110条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先43	厚生労働大臣
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第112項)
②提供先における用途	雇用保険法による育児休業等給付の支給に関する事務であって第114条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報、母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は住民票関係情報であって第114条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先44	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第115項)
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第117条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第117条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先45	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号)第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第124項)
②提供先における用途	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第126条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第126条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先46	都道府県知事等
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第125項)
②提供先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第127条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第127条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先47	厚生労働大臣
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第129項)
②提供先における用途	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成8年法律第82号。以下「平成8年法律第82号」という。)附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第131条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第131条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先48	平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第130項)
②提供先における用途	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第132条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第132条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先49	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第132項)
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第134条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第134条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先50	都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第137項)
②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第139条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第139条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先51	厚生労働大臣
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第138項)
②提供先における用途	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号。以下「平成13年統合法」という。)附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第140条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第140条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先52	独立行政法人農業者年金基金
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第140項)
②提供先における用途	独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成13年法律第39号。第142条において「平成13年農業者年金改正法」という。)による改正前の農業者年金基金法(昭和45年法律第78号。第142条において「平成13年改正前農業者年金基金法」という。)若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成2年法律第21号)による改正前の農業者年金基金法(第142条において「平成2年改正前農業者年金基金法」という。)による給付の支給に関する事務であって第142条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第142条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先53	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第141項)
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)による学資の貸与及び支給に関する事務であって第143条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第143条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先54	厚生労働大臣
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第142項)
②提供先における用途	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって第144条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第144条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先55	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第144項)
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第146条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第146条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先56	総務大臣
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第147項)
②提供先における用途	国会議員互助年金法を廃止する法律(平成18年法律第1号)又は同法附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法(昭和33年法律第70号)による年金である給付の支給に関する事務であって第149条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第149条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先57	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第151項)
②提供先における用途	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)による就学支援金の支給に関する事務であって第153条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第153条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先58	厚生労働大臣
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第152項)
②提供先における用途	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第154条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第154条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先59	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第155項)
②提供先における用途	子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付若しくは乳児等のための支援給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第157条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第157条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先60	厚生労働大臣
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第156項)
②提供先における用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第158条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第158条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先61	都道府県知事
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第158項)
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第160条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第160条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先62	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。))
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第160項)
②提供先における用途	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第162条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第162条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先63	都道府県知事等
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第161項)
②提供先における用途	昭和29年5月8日付け社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱いに準じた生活保護関係事務に関する事務であって第163条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第163条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐ (
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先64	地域優良賃貸住宅制度要綱(平成19年3月28日付け国住備第160号国土交通省住宅局長通知)第2条第9号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第16号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第163項)
②提供先における用途	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって第165条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第165条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐ (
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先65	都道府県知事
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第164項)
②提供先における用途	「特定感染症検査等事業について」(平成14年3月27日付け健発第0327012号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第166条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第166条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先66	都道府県知事
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第165項)
②提供先における用途	「感染症対策特別促進事業について」(平成20年3月31日付け健発第0331001号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第167条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第167条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先67	都道府県知事
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第166項)
②提供先における用途	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成30年6月27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第168条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第168条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先68	文部科学大臣
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第167項)
②提供先における用途	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成26年4月1日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第169条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第169条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先69	都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第168項)
②提供先における用途	高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成26年4月1日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第170条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第170条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先70	都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第169項)
②提供先における用途	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱(平成26年4月1日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第171条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第171条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先71	都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第170項)
②提供先における用途	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱(令和2年4月1日文科科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第172条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第172条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先72	文部科学大臣
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第171項)
②提供先における用途	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和2年4月1日文科科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科学学支援金の支給に関する事務であって第173条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第173条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先73	都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第172項)
②提供先における用途	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和2年4月1日文科科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第174条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第174条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先74	都道府県知事
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第173項)
②提供先における用途	「特定疾患治療研究事業について」(昭和48年4月17日付け衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって第175条で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって第175条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先75	給与特別徴収義務者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	給与特別徴収事務
③提供する情報	給与特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	給与特別徴収対象者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ eLTAXシステム ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	電子記録媒体及びeLTAX(5月) 紙(地方税関係情報の変更が発生した都度、随時)
提供先76	日本年金機構、年金保険者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	年金特別徴収事務
③提供する情報	年金特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	年金特別徴収対象者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ eLTAXシステム ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	年金特別徴収税額の通知(7月)、年金特別徴収中止及び税額変更の通知(毎月)

提供先77	国税庁長官
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	国税の賦課徴収
③提供する情報	国税に関する調査に関し参考となるべき帳簿書類情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者等
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 （ 国税連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☒ 紙
⑦時期・頻度	随時
提供先78	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	地方税の賦課徴収
③提供する情報	地方税関係情報であって番号法第19条第10号の地方税条項で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者等
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☒ フラッシュメモリ ☐ その他 （ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時

[illegible]

提供先81	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	地方税の賦課徴収
③提供する情報	地方税関係情報であって地方税法第20条の11による官公署への協力要請により提供する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者等
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☒ 紙
⑦時期・頻度	随時
提供先82	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	地方税の賦課徴収
③提供する情報	地方税関係情報であって地方税法第20条の11による官公署への協力要請により提供する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者等
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☒ 紙
⑦時期・頻度	随時

提供先83	教育委員会
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②提供先における用途	条例別表第3 7に定める事務(学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務)
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (庁内連携システム) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	地方税関係情報の変更が発生した都度、随時

移転先1	障害施策推進課、障害支援課、障害福祉サービス課、各区地域福祉課、各区保健センター
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	条例別表第2 1に定める事務(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の地域生活支援事業の実施に関する事務)
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	地方税関係情報の変更が発生した都度、随時
移転先2～5	
移転先2	医療年金課、各区保険年金課
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	条例別表第2 2に定める事務(廃止前の堺市老人医療費助成条例による助成の決定に関する事務)
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	地方税関係情報の変更が発生した都度、随時

移転先3	医療年金課、各区保険年金課
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	条例別表第2 3に定める事務(堺市重度障害者医療費助成条例による助成の決定に関する事務)
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	地方税関係情報の変更が発生した都度、随時
移転先4	医療年金課、各区保険年金課
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	条例別表第2 4に定める事務(堺市ひとり親家庭医療費助成条例による助成の決定に関する事務)
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	地方税関係情報の変更が発生した都度、随時

[illegible]

移転先6～10	
移転先6	住宅管理課、住宅改良課
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	条例別表第2 6に定める事務(堺市営住宅条例によるコミュニティ住宅、更新住宅等の管理に関する事務)
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	地方税関係情報の変更が発生した都度、随時
移転先7	生活援護管理課、各区生活援護課
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	条例別表第2 7に定める事務(生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務)
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族、軽自動車税の納税義務者、固定資産税の納税義務者
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	地方税関係情報の変更が発生した都度、随時

移転先8	感染症対策課、各区保健センター
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	条例別表第2 8に定める事務(堺市任意の高齢者の肺炎球菌予防接種に関する費用助成事務)
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	地方税関係情報の変更が発生した都度、随時
移転先9	健康推進課、各区保健センター
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	条例別表第2 9～13、15～18に定める事務(各種健(検)診における一部負担金の免除に関する事務)
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	地方税関係情報の変更が発生した都度、随時

移転先10	障害支援課、各区地域福祉課、各区保健センター
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	条例別表第2 20に定める事務(堺市障害者補装具給付金の支給に関する事務)
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	地方税関係情報の変更が発生した都度、随時

移転先11～15	
移転先11	こども家庭課、こども相談所
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	条例別表第2 24に定める事務(児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務)
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	地方税関係情報の変更が発生した都度、随時
移転先12	保健医療薬務課、各区保健センター
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	条例別表第2 25に定める事務(児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務)
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	地方税関係情報の変更が発生した都度、随時

移転先13	こども家庭課、こども相談所、各区地域福祉課、各区保健センター
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	条例別表第2 27に定める事務(児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務)
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	〔 10万人以上100万人未満 〕 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥移転方法	〔 ○ 〕 庁内連携システム 〔 〕 電子メール 〔 〕 フラッシュメモリ 〔 〕 その他 (〔 〕 専用線 〔 〕 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) 〔 〕 紙)
⑦時期・頻度	地方税関係情報の変更が発生した都度、随時
移転先14	こども家庭課、こども相談所
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	条例別表第2 32に定める事務(児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務)
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	〔 10万人以上100万人未満 〕 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥移転方法	〔 ○ 〕 庁内連携システム 〔 〕 電子メール 〔 〕 フラッシュメモリ 〔 〕 その他 (〔 〕 専用線 〔 〕 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) 〔 〕 紙)
⑦時期・頻度	地方税関係情報の変更が発生した都度、随時

移転先15	感染症対策課、各区保健センター
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	条例別表第2 34に定める事務(予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務)
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	地方税関係情報の変更が発生した都度、随時

移転先16～20	
移転先16	精神保健課
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	条例別表第2 39に定める事務(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務)
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	地方税関係情報の変更が発生した都度、随時
移転先17	生活援護管理課、各区生活援護課
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	条例別表第2 41に定める事務(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務)
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族、軽自動車税の納税義務者、固定資産税の納税義務者
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	地方税関係情報の変更が発生した都度、随時

移転先18	住宅管理課、住宅改良課
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	条例別表第2 43に定める事務(公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅の管理に関する事務)
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	地方税関係情報の変更が発生した都度、随時
移転先19	国民健康保険課、各区保険年金課
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	条例別表第2 44に定める事務(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務)
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	地方税関係情報の変更が発生した都度、随時

移転先20	住宅管理課、住宅改良課
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	条例別表第2 47に定める事務(住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務)
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	地方税関係情報の変更が発生した都度、随時

移転先21	こども家庭課、各区子育て支援課
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	条例別表第2 49に定める事務(児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事務)
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	地方税関係情報の変更が発生した都度、随時
移転先22	長寿支援課、各区地域福祉課
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	条例別表第2 50に定める事務(老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置に関する事務)
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	地方税関係情報の変更が発生した都度、随時

移転先23	長寿支援課、各区地域福祉課
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	条例別表第2 51に定める事務(老人福祉法による費用の徴収に関する事務)
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	地方税関係情報の変更が発生した都度、随時
移転先24	こども家庭課、各区子育て支援課
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	条例別表第2 52に定める事務(母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務)
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	地方税関係情報の変更が発生した都度、随時

移転先25	こども家庭課、各区子育て支援課
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	条例別表第2 53に定める事務(母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務)
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	地方税関係情報の変更が発生した都度、随時
移転先26	こども家庭課、各区子育て支援課
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	条例別表第2 54に定める事務(母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務)
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	地方税関係情報の変更が発生した都度、随時

移転先27	障害支援課、各区地域福祉課
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	条例別表第2 55に定める事務(特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務)
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	地方税関係情報の変更が発生した都度、随時
移転先28	障害支援課、各区地域福祉課
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	条例別表第2 56に定める事務(特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務)
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	地方税関係情報の変更が発生した都度、随時

移転先29	こども育成課、各区子育て支援課
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	条例別表第2 57に定める事務(母子保健法による費用の徴収に関する事務)
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	地方税関係情報の変更が発生した都度、随時
移転先30	こども家庭課、各区子育て支援課、総務サービス課
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	条例別表第2 58に定める事務(児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当の支給に関する事務)
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	地方税関係情報の変更が発生した都度、随時

移転先31	医療年金課、各区保険年金課
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	条例別表第2 59に定める事務(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務)
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	地方税関係情報の変更が発生した都度、随時
移転先32	住宅管理課、住宅改良課
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	条例別表第2 61に定める事務(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号)による賃貸住宅の管理に関する事務)
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	地方税関係情報の変更が発生した都度、随時

移転先33	生活援護管理課、各区生活援護課
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	条例別表第2 62に定める事務(中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務)
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族、軽自動車税の納税義務者、固定資産税の納税義務者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	地方税関係情報の変更が発生した都度、随時
移転先34	介護保険課、各区地域福祉課
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	条例別表第2 64に定める事務(介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務)
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる 本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	地方税関係情報の変更が発生した都度、随時

移転先35	感染症対策課
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	条例別表第2 66に定める事務(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務)
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	地方税関係情報の変更が発生した都度、随時
移転先36	障害施策推進課、障害支援課、障害福祉サービス課、各区地域福祉課、各区保健センター
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	条例別表第2 67に定める事務(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務)
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	地方税関係情報の変更が発生した都度、随時

移転先37	障害支援課、各区地域福祉課、幼保政策課、各区子育て支援課、各区保健センター
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	条例別表第2 69に定める事務(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務)
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	地方税関係情報の変更が発生した都度、随時
移転先38	健康推進課、各区保健センター
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	条例別表第2 71に定める事務(堺市胃がんリスク検査の実施に関する事務)
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	地方税関係情報の変更が発生した都度、随時

移転先39	医療年金課、各区保険年金課
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	条例別表第2 72に定める事務(国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務)
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	地方税関係情報の変更が発生した都度、随時
移転先40	医療年金課、各区保険年金課
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	条例別表第2 74に定める事務(特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律第166号)による特別障害給付金の支給に関する事務)
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	地方税関係情報の変更が発生した都度、随時

移転先41	健康推進課、各区保健センター
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	条例別表第2 75に定める事務(堺市前立腺がん検査の実施に関する事務)
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	地方税関係情報の変更が発生した都度、随時
移転先42	保健医療薬務課、各区保健センター
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	条例別表第2 76に定める事務(難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給に関する事務)
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	地方税関係情報の変更が発生した都度、随時

移転先43	医療年金課、各区保険年金課
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	条例別表第2 77に定める事務(年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)による年金生活者支援給付金の支給に関する事務)
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	地方税関係情報の変更が発生した都度、随時
移転先44	こども育成課、各区子育て支援課
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
②移転先における用途	条例別表第2 78に定める事務(母子保健法による産後ケア事業における利用者負担額の決定に関する事務であって規則で定めるもの)
③移転する情報	地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	地方税関係情報の変更が発生した都度、随時

6. 特定個人情報の保管・消去													
①保管場所 ※		<堺市における保管場所> 1 保管場所の態様 ・保管場所は堺市役所本館9階にある無窓の情報システム室に設置している。 ・情報システム室内のサーバ等は、落下しないようにベルトを掛け、又はビス止めするなど転倒及び落下防止等の耐震対策を行っている。 ・情報システム室に火災報知器や消火設備等を設置するなどの防火措置を行っている。 ・情報システム室に漏水センサーを設置するなどの防水措置を行っている。 ・情報システム室から外部に通ずるドアは最小限とし、入口には監視カメラを設置している。 2 保管場所への立入制限・アクセス制限 ・情報システム室への入室は許可された者のみが必要な区画のみに立ち入るように制限し、ICカードによる入退室管理を行っている。 ・入室者は、情報システム室に入室する場合、身分証明書等を携帯している。 ・あらかじめ入室許可を受けていないものが障害等の突発的対応によって情報システム室に入る場合は、同室への入室を許可された職員等が付き添うものとし、外見上職員等と区別できるようにしている。 ・サーバ等は施錠できるラックに格納し、第三者による不正操作を防止している。 ・サーバは管理者のユーザIDおよびパスワードによる認証によりログインし、許可されていない第三者の操作を防止している。 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。											
	②保管期間	期間 [6年以上10年未満] ＜選択肢＞ <table> <tr> <td>1) 1年未満</td><td>2) 1年</td><td>3) 2年</td></tr> <tr> <td>4) 3年</td><td>5) 4年</td><td>6) 5年</td></tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td><td>8) 10年以上20年未満</td><td>9) 20年以上</td></tr> <tr> <td>10) 定められていない</td><td></td><td></td></tr> </table> その妥当性 地方税法第17条の5に規定 地方税賦課徴収事務に税情報を使用している間保管する。	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない	
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年											
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上											
10) 定められていない													
③消去方法		<堺市における措置> ・不要となった記録媒体を廃棄する場合は、情報セキュリティ管理者の許可を得ている。 ・記録媒体は分解、粉碎、溶解、焼却、細断等、物理的に破壊し、確実に復元できないように処置した上で廃棄している。 ・廃棄を行った処理について、日時、担当者及び処理内容を記録している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。											
7. 備考													

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

[宛名・共通]

1. 更新年月日、2. 更新時刻、3. 更新職員番号、4. 更新端末ID、5. 更新アクセスコード、6. 更新プログラムID、7. 前回更新年月日、8. 前回更新時刻、9. 前回更新職員番号、10. 前回更新端末ID、11. 前回更新アクセスコード、12. 前回更新プログラムID、13. 削除フラグ、14. 排他フラグ、15. 自治体識別コード、16. 旧宛名番号、17. 宛名番号、18. 履歴番号、19. 業務コード、20. 世帯番号、21. 世帯識別番号、22. 住民番号、23. 個人法人区分、24. 個人法人詳細区分、25. 通称名優先区分、26. 通称名区分、27. カナ氏名、28. 検索カナ氏名、29. カナ通称名、30. カナ名、31. 漢字氏名、32. 検索漢字氏名、33. 漢字通称名、34. 漢字名、35. 生年月日、36. 和暦生年月日、37. 登録生年月日、38. 性別、39. 続柄1、40. 続柄2、41. 続柄3、42. 続柄4、43. 市内市外区分、44. 市外住所コード、45. 住所自治体コード、46. 住所町名コード、47. 住所番地コード、48. 住所枝番コード、49. 住所小枝番コード、50. 住所枝番3コード、51. 住所番地編集区分、52. 住所、53. 方書、54. 郵便番号、55. 電話番号、56. 本籍地、57. 筆頭者名、58. 前市内市外区分、59. 前市外住所コード、60. 前住所自治体コード、61. 前住所町名コード、62. 前住所番地コード、63. 前住所枝番コード、64. 前住所小枝番コード、65. 前住所枝番3コード、66. 前住所番地編集区分、67. 前住所、68. 前住所方書、69. 自治体コード、70. 支所コード、71. 行政区コード、72. 選挙区コード、73. 小学校区コード、74. 中学校区コード、75. 異動理由コード、76. 異動事由コード、77. 異動事由コードー判定用、78. 国籍コード、79. 登録日、80. 異動日、81. 届出日、82. 住民日、83. 住民届出日、84. 住定日、85. 住定届出日、86. 消除日、87. 消除届出日、88. 消除事由コード、89. 消除事由コードー判定用、90. 宛名消除日、91. 宛名消除事由コード、92. 宛名消除事由コードー判定用、93. 在留の資格コード、94. 在留期間開始日、95. 在留期間終了日、96. 設置日、97. 設置届出日、98. 廃止日、99. 廃止届出日、100. 法人種別コード、101. 法人種別位置区分、102. 産業分類コード、103. 事業所区分、104. 本支店区分、105. 宛名グループ番号、106. 代表者宛名番号、107. 共有者数、108. 代表者個人法人区分、109. 送付先有無フラグ、110. 被特宛人有無フラグ、111. 通称名有無フラグ、112. 連絡先有無フラグ、113. 特記情報有無フラグ、114. 関連宛名有無フラグ、115. 振替口座有無フラグ、116. 還付口座有無フラグ、117. 納組有無フラグ、118. 共有有無フラグ、119. 通称名外字フラグ、120. 共有構成員有無フラグ、121. 発行禁止有無フラグ、122. 関連フラグ1、123. 関連フラグ2、124. 関連フラグ3、125. 関連フラグ4、126. 関連フラグ5、127. 関連フラグ6、128. 関連フラグ7、129. 関連フラグ8、130. 関連フラグ9、131. 関連フラグ10、132. 関連フラグ11、133. 関連フラグ12、134. 関連フラグ13、135. 関連フラグ14、136. 関連フラグ15、137. 使用禁止フラグ、138. 使用禁止異動日、139. 人的非課税区分ー軽自、140. 人的非課税区分事由コードー軽自、141. 人的非課税区分ー固定、142. 人的非課税区分事由コードー固定、143. 点字フラグ、144. DVフラグ、145. 氏名外字フラグ、146. 通称名外字フラグ、147. 方書外字フラグ、148. 氏名異動フラグ、149. 住所異動フラグ、150. 事業所グループ番号異動フラグ、151. 代表者宛名番号異動フラグ、152. 作成所属自治体コード、153. 作成所属コード、154. 更新所属自治体コード、155. 更新所属コード、156. 住民区分、157. 税目コード、158. 送付先区分、159. カナ支店名、160. 漢字支店名、161. 電話番号区分、162. 電話番号内線、163. 特宛人宛名番号、164. 送付先開始理由コード、165. 開始日、166. 送付先終了理由コード、167. 終了日、168. 検索カナ通称名、169. 検索漢字通称名、170. 通称名開始理由コード、171. 通称名終了理由コード、172. 連絡先連番、173. 連絡先最優先区分、174. 連絡先区分、175. FAX番号、176. 連絡先名称、177. 連絡先開始理由コード、178. 連絡先終了理由コード、179. 連番、180. 宛名履歴番号、181. 住所方書、182. カナ世帯主名、183. 漢字世帯主名、184. 世帯区分、185. 異動受付フラグ、186. 口振種別、187. 納付種別、188. クレジット区分、189. 金融機関コード、190. 支店コード、191. 口座種別、192. 口座番号、193. 名義人カナ氏名、194. 名義人漢字氏名、195. 本人区分、196. 開始期、197. 終了期、198. 口座申込日、199. 依頼書発行済フラグ、200. 口座通知済フラグ、201. 口座振替済通知有無フラグ、202. 受付番号、203. 発行制限条件コード、204. 設定日、205. 解除日、206. 発行禁止設定理由コード、207. 発行禁止解除理由コード、208. 関連相手先宛名番号、209. 最新宛名番号、210. 連動フラグ、211. 関連事由コード、212. 連動処理日、213. 連動処理時刻、214. 連動連番、215. 連動処理端末名、216. 履歴修正区分、217. 履歴修正項目、218. 連動済フラグ、219. 連動エラーフラグ、220. 連動ファイルID、221. 再転入区分、222. 取消異動事由、223. チェックバイト、224. 備考コード、225. アルファベット氏名カナ、226. アルファベット氏名、227. カタカナ表記名、228. 納税者ID、229. 利用者ID、230. 所属コード、231. 職員番号、232. 端末ID、233. 電子申告利用届出異動事由、234. 異動年月日、235. 構成ー構成管理情報版番号、236. 構成ー受付行政機関ID、237. 構成ー手続ID、238. 構成ー手続名称、239. 申告書属性ー申告書様式ID、240. 申告書属性ー申告書様式名称、241. 業務手続ー業務区分、242. 業務手続ー税務事務所コード、243. 業務手続ー所属コード、244. 業務手続ー受付行政機関名称、245. 業務手続ー税目区分、246. 業務手続ー作成区分、247. 業務手続ー利用者ID、248. 業務手続ー税目情報格納日時、249. 様式ー他有、250. 様式ー利用届出受付日時、251. 様式ー利用届出受付番号、252. 様式ー法人個人区分、253. 様式ー法人格、254. 様式ー法人格名、255. 様式ー前後区分、256. 様式ー氏名法人名称カナ、257. 様式ー氏名法人名称漢字、258. 様式ー本支店区分、259. 様式ー事業所名カナ、260. 様式ー事業所名、261. 様式ー郵便番号、262. 様式ー住所コード、263. 様式ー住所所在地、264. 様式ービルマンション名など、265. 様式ー自宅電話番号、266. 様式ー事業所電話番号、267. 様式ー代表者ー氏名カナ、268. 様式ー代表者ー氏名、269. 様式ー代表者ー郵便番号、270. 様式ー代表者ー住所コード、271. 様式ー代表者ー住所、272. 様式ー代表者ービル名など、273. 様式ー代表者ー電話番号、274. 様式ー照会番号、275. 様式ー送付先ー郵便番号、276. 様式ー送付先ー住所コード、277. 様式ー送付先ー住所、278. 様式ー送付先ービル名など、279. 様式ー送付先ー所属役職など、280. 様式ー送付先ー氏名、281. 様式ー代理人属性、282. 様式ー電子証明ー認証局区分、283. 様式ー申告先税目ー地方公共団体、284. 様式ー申告先税目ー受付日時、285. 様式ー申告先税目ー受付番号、286. 様式ー申告先税目ー税目区分、287. 様式ー申告先税目ー税事務所、288. 様式ー申告先税目ー事業所名、289. 様式ー申告先税目ー事業所住所、290. 様式ー申告先税目ー事業所所在地、291. 様式ー申告先税目ー入力区分、292. 様式ー申告先税目ー県市区分、293. 様式ー申告先税目ー税目有効区分、294. 利用者ー利用者ID、295. 利用者ー氏名名称カナ、296. 利用者ー氏名名称、297. 利用者本店ー所在地、298. 利用者本店ー郵便番号、299. 利用者本店ー電話番号1、300. 利用者本店ー電話番号2、301. 利用者代表者ー代表者名カナ、302. 利用者代表者ー代表者名、303. 利用者代表者ー代表者住所、304. 利用者代表者ー代表者郵便番号、305. 利用者代表者ー代表者電話番号、306. 利用者ー届出受付番号、307. 利用者ー代理人属性、308. 利用者ー事業所名カナ、309. 利用者ー事業所名、310. 利用者ー本支店区分、311. 審査更新ー最終更新日、312. 個人番号、313. 法人番号、314. 団体内統合宛名番号、315. 登録元コード、316. 表示フラグ、317. 信頼性フラグ、318. 処理ID、319. 処理日、320. 処理時刻、321. 連動異動事由、322. 有効期限開始、323. 有効期限終了、324. 支援措置を求める区分、325. 加害者名、326. チェック結果区分、327. 更新結果区分、328. エラー内容、329. 受付ー法人番号、330. 受付ー商号名称、331. 受付ー国内所在地

(別添2) 特定個人情報情報ファイル記録項目

[個人市民税]1. 更新年月日、2. 更新時刻、3. 更新職員番号、4. 更新端末ID、5. 更新アクセスコード、6. 更新プログラムID、7. 前回更新年月日、8. 前回更新時刻、9. 前回更新職員番号、10. 前回更新端末ID、11. 前回更新アクセスコード、12. 前回更新プログラムID、13. 削除フラグ、14. 排他フラグ、15. 自治体識別コード、16. 課税年度、17. 宛名番号、18. 自治体コード、19. 履歴番号、20. 世帯番号、21. その他扶養、22. その他障害、23. エラーメッセージID、24. オンパッチ区分、25. カナ住所、26. カナ氏名、27. カナ通称名、28. タイムスタンプ日付、29. タイムスタンプ時刻、30. データセットレコードのキー、31. データセット識別項目コード、32. パッチ締めフラグ、33. 一時所得額総合、34. 一時所得額総合RON属性、35. 一般、36. 一般RON属性、37. 上場株式等譲渡所得、38. 上場株式等譲渡所得RON属性、39. 上場株式等配当等分離、40. 上場株式等配当等分離RON属性、41. 上株等譲渡損失繰控額、42. 上株等譲渡損失繰控額RON属性、43. 不動産所得額、44. 不動産所得額RON属性、45. 乙欄区分、46. 事業所基本履歴番号、47. 事業所家屋敷区分、48. 事業所家屋敷課税区分、49. 事業所履歴番号、50. 事業所廃止理由、51. 事業所得額、52. 事業所得額RON属性、53. 事業所課税履歴番号、54. 事業所送達履歴コード、55. 事業税開廃業区分、56. 事業税開廃業年月日、57. 介護納付額一合計、58. 介護納付額一普徴、59. 介護納付額一特徴、60. 住宅借入金等特別控除区分、61. 住宅借入金等特定取得区分、62. 住定日、63. 住所小枝番コード、64. 住所枝番コード、65. 住所枝番3コード、66. 住所町名コード、67. 住所番地コード、68. 住所番地編集区分、69. 住所自治体コード、70. 住所、71. 住民日、72. 住民税申告書提出有無、73. 住民税申告書提出有無RON属性、74. 住民税申告書通知日、75. 住登地住所、76. 住登地市外住所コード、77. 住登地方書、78. 住登地登録フラグ、79. 余白、80. 併合結果区分、81. 併合結果徴収区分、82. 使用目的区分、83. 修正日時、84. 個人基本勤学区分、85. 個人基本寡フ区分、86. 個人基本履歴番号、87. 個人基本廃止理由コード、88. 個人基本種別コード、89. 個人法人区分、90. 個人法人詳細区分、91. 個人番号、92. 個人送達履歴コード、93. 停止依頼処理日、94. 停止依頼処理結果区分、95. 停止依頼区分、96. 停止依頼月、97. 停止依頼結果受入処理日、98. 停止年月、99. 催告通知書通知日、100. 優先資料番号、101. 優先資料種別コード、102. 元老非該当フラグ、103. 充当該当フラグ、104. 先物取引雑所得分離、105. 先物取引雑所得分離RON属性、106. 先物決済損失繰控額RON属性、107. 先物決済損失繰越控除額、108. 入力カナ氏名、109. 入力性別コード、110. 入力担当職員番号、111. 入力生年月日、112. 入力西暦生年月日、113. 公年以外総合課税、114. 公年以外総合課税RON属性、115. 公的年金等収入額、116. 公的年金等収入額RON属性、117. 公的年金等所得額、118. 公的年金等所得額RON属性、119. 公開終了日、120. 公開開始日、121. 内同居老親、122. 出力履歴、123. 分離短期譲渡特控前、124. 分離短期譲渡特控前RON属性、125. 分離短期譲渡特控額、126. 分離短期譲渡特控額RON属性、127. 分離長期譲渡特控前、128. 分離長期譲渡特控前RON属性、129. 分離長期譲渡特控額、130. 分離長期譲渡特控額RON属性、131. 別居の控配扶養親族フラグ、132. 利子所得額総合、133. 利子所得額総合RON属性、134. 利用者識別番号、135. 削除フラグ、136. 前回更新アクセスコード、137. 前回更新プログラムID、138. 前回更新年月日、139. 前回更新時刻、140. 前回更新端末ID、141. 前回更新職員番号、142. 前年死亡フラグ、143. 前年12月31日年齢、144. 勤労学生区分、145. 勤続年数、146. 医療費控除額、147. 医療費控除額RON属性、148. 医療費特例控除区分、149. 収納指定番号変更年月、150. 収納指定番号、151. 受取方法、152. 受給者番号、153. 合計所得金額、154. 合計所得金額RON属性、155. 同居特別障害、156. 同居特障控配フラグ、157. 同特、158. 同特RON属性、159. 同老、160. 同老RON属性、161. 否認理由コード、162. 営業等所得額、163. 営業等所得額RON属性、164. 回数割実績フラグ、165. 回数割額、166. 国保納付額一合計、167. 国保納付額一普徴、168. 国保納付額一特徴、169. 在留の資格コード、170. 在留期間終了日、171. 在留期間開始日、172. 在籍個人番号、173. 在籍指定番号、174. 地震保険料控除額、175. 地震保険料控除額RON属性、176. 均等割区分、177. 基幹系登録区分、178. 基礎年金番号付設レベル、179. 基礎年金番号、180. 変更区分、181. 外国人区分、182. 外国税額控除適用フラグ、183. 外字フラグ、184. 夫あり区分、185. 媒体区分、186. 宛名付設コード、187. 宛名履歴番号、188. 宛名番号、189. 宛名異動日、190. 宛名異動理由コード、191. 寡フ区分、192. 対象者通知区分、193. 対象者通知受入処理日、194. 専従その他、195. 専従者個人番号確認区分、196. 専従者個人番号、197. 専従者入力カナ氏名、198. 専従者入力氏名、199. 専従者入力西暦生年月日、200. 専従者宛名番号、201. 専従者控除額、202. 専従者控除額RON属性、203. 専従者氏名、204. 専従者生年月日、205. 専従者給与額、206. 専従配偶有無フラグ、207. 小規模共済等掛金控除、208. 小規模共済等掛金控除RON属性、209. 就職退職区分、210. 就職退職年月日、211. 居住用損失額、212. 居住用損失額RON属性、213. 居住開始年月日、214. 居住開始年月日1、215. 居住開始年月日2、216. 居財譲渡損失繰控額、217. 居財譲渡損失繰控額RON属性、218. 届出日、219. 履歴番号、220. 山林所得額、221. 山林所得額RON属性、222. 市内市外区分、223. 市均等割、224. 市外住所コード、225. 市所得割、226. 市町村住借金等特控額、227. 市町村住借金等特控額RON属性、228. 市町村均等割額減免前、229. 市町村均等割額減免前RON属性、230. 市町村均等割額、231. 市町村均等割額RON属性、232. 市町村外国税控除額、233. 市町村外国税控除額RON属性、234. 市町村寄付金控除、235. 市町村寄付金控除RON属性、236. 市町村所得割額減免前、237. 市町村所得割額減免前RON属性、238. 市町村所得割額、239. 市町村所得割額RON属性、240. 市町村配当控除額、241. 市町村配当控除額RON属性、242. 平均課税適用フラグ、243. 年度間減額措置フラグ、244. 年調未済区分、245. 年金コード、246. 年金保険者用整理番号2、247. 年金保険者番号、248. 年金特徴中止区分、249. 年金特徴対象フラグ、250. 年金特徴済済、251. 年金特徴管理更新フラグ、252. 年金特徴管理異動事由、253. 年金額、254. 府均等割、255. 府所得割、256. 廃止年月日、257. 当初イメージパンチフラグ、258. 後期高齢納付額一合計、259. 後期高齢納付額一普徴、260. 後期高齢納付額一特徴、261. 従業員宛名番号、262. 従業員状態区分、263. 徴収区分、264. 徴収希望コード、265. 性別コード、266. 情報提供者ユーザID、267. 情報提供者部署コード、268. 所得割調整フラグ、269. 所得割非課税措置フラグ、270. 所得控除コード(資料)、271. 所得控除コード(賦課)、272. 所得控除件数、273. 所得控除合計額、274. 所得控除合計額RON属性、275. 所得控除額(資料)、276. 所得控除額(賦課)、277. 所得税確申提出有無、278. 所得税確申提出有無RON属性、279. 扶養控除対象、280. 扶養控除対象RON属性、281. 扶養控除、282. 扶養控除RON属性、283. 扶養親族個人番号確認区分、284. 扶養親族個人番号、285. 扶養親族入力カナ氏名、286. 扶養親族入力氏名、287. 扶養親族入力西暦生年月日、288. 扶養親族宛名番号、289. 扶養親族控除額、290. 扶養親族生年月日、291. 扶養親族一他、292. 扶養親族一同居老親、293. 扶養親族一特定、294. 扶養親族一老人、295. 扶養親族、296. 扶養関連者区分、297. 扶養関連者宛名番号、298. 扶養関連者状態区分、299. 扶養関連者異動事由コード、300. 扶養関連者種別コード、301. 扶養関連者自治体コード、302. 扶養関連者解除フラグ、303. 扶養関連者資料履歴番号、304. 扶養関連者資料番号、305. 扶養関連者資料種別コード、306. 扶養関連者賦課履歴番号、307. 扶養障害一他、308. 扶養障害一同居特障、309. 扶養障害一特別、310. 指定番号変更年月、311. 指定番号、312. 排他フラグ、313. 控配区分、314. 控除対象勤労学生、315. 控除対象勤労学生RON属性、316. 控除対象寡フ、317. 控除対象寡フRON属性、318. 控除対象配偶者個人番号確認区分、319. 控除対象配偶者個人番号、320. 控除対象配偶者入力カナ氏名、321. 控除対象配偶者入力氏名、322. 控除対象配偶者入力西暦生年月日、323. 控除対象配偶者宛名番号、324. 控除対象配偶者、325. 控除対象配偶者RON属性、326. 控除対象障害者、327. 控除対象障害者RON属性、328. 摘要欄1、329. 摘要欄2、330. 摘要欄3、331. 支所コード、332. 新年度用宛名番号、333. 方書、334. 普徴事業所区分、335. 普徴納付額、336. 普徴締めフラグ、337. 普障、338. 普障RON属性、339. 更新アクセスコード、340. 更新プログラムID、341. 更新年月日、342. 更新時刻、343. 更新端末ID、344. 更新職員番号、345. 更正事由コード、346. 更正事由強制メッセージ、347. 更正補足コード1、348. 更正補足コード2、349. 最終個人番号、350. 最終催告通知書通知日、351. 月別人数1月、352. 月別人数2月、353. 月別人数3月、354. 月別

人数4月、355. 月別人数5月、356. 月別人数6月、357. 月別人数7月、358. 月別人数8月、359. 月別人数9月、360. 月別人数10月、361. 月別人数11月、362. 月別人数12月、363. 月割額、364. 月期割額、365. 期割充当額、366. 期割実績フラグ、367. 期割額、368. 未公開株式等譲渡所得、369. 未公開株式等譲渡所得RON属性、370. 未成年者区分、371. 本人専従区分、372. 本人障害区分、373. 本年1月1日年齢、374. 本籍地、375. 株式等譲渡所得額分離、376. 株式等譲渡所得額分離RON属性、377. 検索カナ氏名、378. 歳出還付予定金額、379. 死亡退職区分、380. 消除日、381. 済月期、382. 減免割合、383. 減免区分、384. 減免理由コード、385. 減免税額、386. 減免税額RON属性、387. 滞納繰越予定金額、388. 滞納繰越差額金額、389. 滞納繰越額取得エラーフラグ、390. 漢字住所、391. 漢字氏名、392. 漢字通称名、393. 災害者区分、394. 無申告調査コード、395. 無申告調査結果コード、396. 無申告調査結果内容、397. 版番号、398. 特例肉用牛所得額、399. 特例肉用牛所得額RON属性、400. 特例適用条文コード、401. 特別障害、402. 特定個人情報コード、403. 特定居住損区分、404. 特定扶養、405. 特定、406. 特定RON属性、407. 特居財譲渡損失繰控額、408. 特居財譲渡損失繰控額RON属性、409. 特徴依頼処理日、410. 特徴依頼処理結果区分、411. 特徴依頼処理結果受入処理日、412. 特徴優先資料番号、413. 特徴処理結果区分1、414. 特徴処理結果区分2、415. 特徴処理結果区分3、416. 特徴処理結果区分4、417. 特徴処理結果区分5、418. 特徴処理結果区分6、419. 特徴税額通知書出力区分、420. 特徴納付額、421. 特徴縮めフラグ、422. 特普区分、423. 特株等譲渡損失繰控額、424. 特株等譲渡損失繰控額RON属性、425. 特記コード1、426. 特記コード2、427. 特記コード3、428. 特記コード4、429. 特記コード5、430. 特記コード6、431. 特記コード7、432. 特記コード8、433. 特記コード9、434. 特記メモ、435. 特記入力日、436. 特記情報、437. 特障、438. 特障RON属性、439. 状態区分、440. 生命保険料控除額、441. 生命保険料控除額RON属性、442. 生年月日、443. 生活扶助区分、444. 生活扶助廃止日、445. 生活扶助開始日、446. 申告書提出フラグ、447. 申告特例状態区分、448. 番号体系、449. 異動メモ内容、450. 異動事由、451. 異動区分、452. 異動届課税年度、453. 異動年月日、454. 異動戻り先履歴番号、455. 異動日、456. 発行自治体コード、457. 登録区コード、458. 登録年度、459. 確定フラグ、460. 確定時点、461. 確申青白区分、462. 確認区分、463. 社会保険料控除額、464. 社会保険料控除額RON属性、465. 社会保険料額、466. 租税条約区分、467. 移行不整合フラグ、468. 移行前履歴番号、469. 税額変更等依頼処理日、470. 税額変更等依頼処理結果区分、471. 税額変更等依頼区分、472. 税額変更等依頼結果受入処理日、473. 税額通知区分、474. 筆頭者名、475. 納付額総合計、476. 納入書区分、477. 納期特例区分、478. 納期特例終了年月、479. 納期特例開始年月、480. 納税者住基CS問い合わせ区分、481. 納税者個人番号確認区分、482. 納税者個人番号、483. 納税者入力カナ氏名、484. 納税者入力氏名、485. 納税者入力西暦生年月日、486. 納税者宛名番号、487. 納税者番号、488. 純損失繰越控除額、489. 純損失繰越控除額RON属性、490. 給与収入額、491. 給与収入額RON属性、492. 給与専従者収入額、493. 給与専従者収入額RON属性、494. 給与所得額、495. 給与所得額RON属性、496. 給与支払者番号、497. 給与支払額、498. 給報種別コード、499. 統合宛名番号、500. 続柄コード、501. 総合短期譲渡特控前、502. 総合短期譲渡特控前RON属性、503. 総合短期譲渡特控額、504. 総合短期譲渡特控額RON属性、505. 総合長期譲渡特控前、506. 総合長期譲渡特控前RON属性、507. 総合長期譲渡特控額、508. 総合長期譲渡特控額RON属性、509. 総所得金額等、510. 総所得金額等RON属性、511. 総所得金額、512. 総所得金額RON属性、513. 総括表区分、514. 総括表資料番号、515. 繰越控除額、516. 繰越控除額RON属性、517. 翌年廃止理由コード、518. 翌年申告書発送区分、519. 老人扶養、520. 老人、521. 老人RON属性、522. 老年者区分、523. 自動生成フラグ、524. 自治体コード、525. 自治体識別コード、526. 葬祭費、527. 親データセットレコードのキー、528. 証明年度、529. 証明書区分、530. 証明書番号、531. 課税区分、532. 課税年度、533. 課税年度RON属性、534. 課税所得額課税標準額、535. 課税所得額課税標準額RON属性、536. 調定データ区分、537. 調定不整合フラグ、538. 調定年度、539. 調定表出力日、540. 警告メッセージ、541. 警告メッセージID、542. 譲渡所得額分離、543. 譲渡所得額分離RON属性、544. 譲渡所得額総合、545. 譲渡所得額総合RON属性、546. 資料仮登録フラグ、547. 資料併合済フラグ、548. 資料収入種別コード、549. 資料履歴番号、550. 資料廃止理由コード、551. 資料番号、552. 資料種別コード、553. 資料種別、554. 資料連絡筆出力対象フラグ、555. 資料連絡筆出力理由コード、556. 賦課履歴番号、557. 賦課更正事由コード、558. 賦課課税区分、559. 農業所得額、560. 農業所得額RON属性、561. 退職による減フラグ、562. 退職以外による減フラグ、563. 退職所得額総合、564. 退職所得額総合RON属性、565. 退職金額、566. 送付先、567. 送付通知書区分、568. 通知先アドレス更新日、569. 通知先アドレス、570. 通知日、571. 通知書番号等、572. 通知書番号、573. 通称名優先区分、574. 連携対象区分、575. 連番、576. 連絡先、577. 郵便番号、578. 都道府県均等割額、579. 都道府県均等割額RON属性、580. 都道府県所得割額、581. 都道府県所得割額RON属性、582. 配偶者控除等、583. 配偶者控除等RON属性、584. 配偶者氏名、585. 配偶者特別控除額、586. 配偶者特別控除額RON属性、587. 配偶者生年月日、588. 配当所得額総合、589. 配当所得額総合RON属性、590. 開始月期、591. 関連指定番号、592. 障害者控除、593. 障害者控除RON属性、594. 雑所得額総合、595. 雑所得額総合RON属性、596. 雑損失繰越控除額、597. 雑損失繰越控除額RON属性、598. 雑損控除額、599. 雑損控除額RON属性、600. 非課税コード、601. 16歳未満扶養者数、602. 16歳未満扶養者数RON属性、603. 16歳未満扶養親族、604. 16歳未満扶養親族RON属性、605. CSVファイル名、606. XMLファイル名、607. 市住基特控額移譲前、608. 市住基金特控額移譲前RON属性、609. 市寄附金控除額移譲前-NM、610. 市寄附金控除額移譲前RON属性、611. 市所得割額移譲前-NM、612. 市所得割額移譲前RON属性-CH、613. 新年度受取方法、614. 新年度通知先アドレス、615. 新年度通知先アドレス更新日、616. 条約適用利子等の額、617. 条約適用利子等の額RON属性、618. 条約適用配当等の額、619. 条約適用配当等の額RON属性、620. 特例適用利子等の額、621. 特例適用利子等の額RON属性、622. 特例適用配当等の額、623. 特例適用配当等の額RON属性、624. 所得金額調整控除適用フラグ、625. 所得金額調整個人番号、626. 所得金額調整宛名番号、627. 所得金額調整入力西暦生年月日、628. 所得金額調整入力カナ氏名、629. 所得金額調整入力氏名、630. 所得金額調整続柄、631. 所得金額調整障害区分、632. 所得金額調整別居区分、633. 所得金額調整個人番号確認区分、634. 所得金額調整確認区分、635. 特定支出の額、636. 特定支出の額RON属性、637. 所得金額調整控除額、638. 所得金額調整控除額RON属性、639. 分離長期一般特控前、640. 分離長期一般特控前RON属性、641. 分離長期一般特控額、642. 分離長期一般特控額RON属性、643. 分離長期特定所得額、644. 分離長期特定所得額RON属性、645. 分離長期軽減特控前、646. 分離長期軽減特控前RON属性、647. 分離長期軽減特控額、648. 分離長期軽減特控額RON属性、649. 分離短期一般特控前、650. 分離短期一般特控前RON属性、651. 分離短期一般特控額、652. 分離短期一般特控額RON属性、653. 分離短期軽減特控前、654. 分離短期軽減特控前RON属性、655. 分離短期軽減特控額、656. 分離短期軽減特控額RON属性、657. 申告不要区分、658. 控除対象配偶者続柄、659. 控除対象配偶者障害区分、660. 控除対象配偶者国外区分、661. 控除対象配偶者年調区分、662. 控除対象配偶者別居区分、663. 扶養親族続柄、664. 扶養親族障害区分、665. 扶養親族国外区分、666. 扶養親族年調区分、667. 扶養親族別居区分、668. 扶養親族16区分、669. 退職手当有扶養親族等区分、670. 退職手当有個人番号、671. 退職手当有宛名番号、672. 退職手当有入力西暦生年月日、673. 退職手当有入力カナ氏名、674. 退職手当有入力氏名、675. 退職手当有続柄、676. 退職手当有合計所得金額、677. 退職手当有障害区分、678. 退職手当有調整区分、679. 退職手当有寡フ区分、680. 退職手当有個人番号確認区分、681. 退職手当有確認区分、682. 住宅借入金等取得住宅区分、683. 16歳未満扶養人数、684. その他の所得計、685. その他の障害者該当、686. その他の障害者人数、687. その他の扶養人数、688. ひとり親、689. レイアウトバージョン、690. 営業所得、691. 寡婦、692. 課税株式等譲渡所得、693. 課税山林所得、694. 課税上場株式配当所得、695. 課税人員、696. 課税先物取引所得、697. 課税総所得、698. 課税分離短期譲渡所得、699. 課税分離長期譲渡所得、700. 基礎控除額、701. 既充当既委託納付額、702. 既納付額、703. 給与収入、704. 給与所得、705. 勤労学生、706. 均等割額一県、707. 均等割額一市、708. 繰越損失該当、709. 決定日、710. 決定変更区分、711. 控除不足額、712. 差引納付額、713. 雑所得、714. 市区町村長名、715. 市区町村名、716. 事業所宛名番号、717. 住民税非課税コード、718. 従たる給与所得、719. 従業員税通宛番、720. 出力回数、721. 所得割額一県、722. 所得割額一市、723. 所得控除合計、724. 小規模企業共済掛金控除額、725. 障害者寡婦ひ親

勤労学生控除額、726. 譲渡一時所得、727. 新年度納税義務者用受取方法、728. 森林環境税額、729. 森林環境税免除理由コード、730. 人数－10月分、731. 人数－11月分、732. 人数－12月分、733. 人数－1月分、734. 人数－2月分、735. 人数－3月分、736. 人数－4月分、737. 人数－5月分、738. 人数－6月分、739. 人数－7月分、740. 人数－8月分、741. 人数－9月分、742. 税額控除額－県、743. 税額控除額－市、744. 税額控除前所得割額－県、745. 税額控除前所得割額－市、746. 増減額、747. 通知作成済フラグ、748. 通知種別、749. 通知先住所、750. 通知先名称、751. 通知先郵便番号、752. 摘要欄、753. 同居特別障害者人数、754. 同居老親人数、755. 特定扶養人数、756. 特別障害者該当、757. 特別障害者人数、758. 特別徴収義務者名称、759. 特別徴収税額、760. 特別徴収税額－10月分、761. 特別徴収税額－11月分、762. 特別徴収税額－12月分、763. 特別徴収税額－1月分、764. 特別徴収税額－2月分、765. 特別徴収税額－3月分、766. 特別徴収税額－4月分、767. 特別徴収税額－5月分、768. 特別徴収税額－6月分、769. 特別徴収税額－7月分、770. 特別徴収税額－8月分、771. 特別徴収税額－9月分、772. 納税義務者用受取方法、773. 納税者ID、774. 納付額－10月分、775. 納付額－11月分、776. 納付額－12月分、777. 納付額－1月分、778. 納付額－2月分、779. 納付額－3月分、780. 納付額－4月分、781. 納付額－5月分、782. 納付額－6月分、783. 納付額－7月分、784. 納付額－8月分、785. 納付額－9月分、786. 農業所得、787. 配偶者控除該当、788. 配偶者控除額、789. 配当所得、790. 発行年月、791. 非課税人員、792. 備考、793. 不動産所得、794. 扶養控除額、795. 変更月、796. 変更前税額、797. 未成年者、798. 利子所得、799. 老人配偶者控除該当、800. 老人扶養人数、801. 市定額減税額、802. 市定額減税額RON属性、803. 市定額減税前所得割額、804. 市定額減税前所得割額RON属性、805. 市所得割額移譲減税前、806. 市所得割額移譲減税前RON属性、807. 県定額減税額、808. 県定額減税額RON属性、809. 県定額減税前所得割額、810. 県定額減税前所得割額RON属性、811. 森林環境税計算免税所得選択区分、812. 国一定額減税前所得税額－入力値、813. 国一定額減税前所得税額、814. 国一定額減税可能額－入力値、815. 国一定額減税額－入力値、816. 国一定額減税額、817. 国一定額減税控除外額－入力値、818. 国一定額減税控除外額、819. 国一高水準所得税加算額－入力値、820. 特親、821. 特定親族1、822. 特定親族2、823. 特定親族3、824. 特定親族4、825. 特定親族5、826. 特定親族6、827. 特定親族7、828. 特定親族8、829. 特定親族9、830. 特定親族個人番号、831. 特定親族宛名番号、832. 特定親族入力西暦生年月日、833. 特定親族入力カナ氏名、834. 特定親族入力氏名、835. 特定親族国外区分、836. 特定親族所得階層区分、837. 特定親族続柄、838. 特定親族合計所得金額、839. 特定親族控除額、840. 特定親族個人番号確認区分、841. 特定親族対象外区分、842. 特定親族予備領域、843. 特定親族特別控除額、844. 特定親族特別控除額RON属性、845. 課税者の被扶養者、846. 課税者の被扶養者RON属性、847. 特定親族特別控除対象、848. 特定親族特別控除対象RON属性、849. 特定親族人数、850. 決定変更区分、851. 特定親族特別控除、852. 国－特定親族特別控除－入力値、853. 国－特定親族特別控除－計算値

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

[固定資産税]

1. 更新年月日、2. 更新時刻、3. 更新職員番号、4. 更新端末ID、5. 更新アクセスコード、6. 更新プログラムID、7. 前回更新年月日、8. 前回更新時刻、9. 前回更新職員番号、10. 前回更新端末ID、11. 前回更新アクセスコード、12. 前回更新プログラムID、13. 町丁コード、14. 字コード、15. 町丁名カナ、16. 町丁名漢字、17. 地区コード、18. 市街化区分、19. 自治体コード、20. 編集区分、21. 番地編集区分、22. 番地名、23. 名称編集フラグ、24. 減額コード値、25. 減額コード値、26. 正式名称、27. 略称、28. 条文、29. 土地使用フラグ、30. 家屋使用フラグ、31. 償却使用フラグ、32. 賦課使用フラグ、33. 減額種類区分、34. 減額適用区分、35. 適用開始年度、36. 適用終了年度、37. 判定開始年月日、38. 判定終了年月日、39. 分子、40. 分母、41. 適用年数、42. 特殊計算区分、43. 概要調査連携用コード値、44. 予備フラグ、45. 予備数字、46. 予備文字、47. 予備領域、48. 区分、49. 共通一最新年度、50. 共通一保有可能年数、51. 共通一オンライン更新開始年度、52. 共通一一期一括徴収税額、53. 共通一一年税切り捨て額、54. 共通一一期別切り捨て額、55. 共通一課税切り捨て額、56. 共通一当初中フラグ、57. 共通一オンライン決裁フラグ、58. 共通一税目単位コード、59. 共通一家屋課税明細出力区分、60. 共通一持分違い管理区分、61. 共通一土地家屋決裁年月日、62. 共通一償却決裁年月日、63. 共通一即時連動開始年月日、64. 共通一即時連動終了年月日、65. 土地一農地本則年度、66. 土地一宅地等本則年度、67. 土地一単価算出区分、68. 土地一特定市フラグ、69. 土地一仮換地番号コード、70. 土地一評価額単価区分、71. 土地一不整形地計算開始年度、72. 土地一面積計算開始年度、73. 土地一通路開設計算開始年度、74. 土地一無道路地計算開始年度、75. 土地一三角地計算開始年度、76. 家屋一評価替フラグ、77. 家屋一評価計算開始年度、78. 償却一決定区分、79. 償却一償却最新年度、80. 償却一みなし課税フラグ、81. 償却一異動入力開始年月日、82. 償却一異動入力終了年月日、83. 編集一土地所在地コード、84. 編集一家屋所在地コード、85. 編集一家屋番号コード、86. 管理番号区分、87. 年度、88. 管理番号、89. 共通一自治体識別コード、90. 共通一課税年度、91. 共通一基準年度、92. 共通一固定資産税率、93. 共通一都市計画税率、94. 共通一土地免税点、95. 共通一家屋免税点、96. 共通一償却資産免税点、97. 家屋一新軽床面積要件下限、98. 家屋一新軽床面積要件貸家下限、99. 家屋一新軽床面積要件上限、100. 家屋一新軽対象床面積上限、101. 償却一課税上限額、102. 自治体識別コード、103. 閉鎖区分、104. 課非区分、105. 課税年度、106. 土地物件番号、107. 号番、108. 室番、109. 履歴番号、110. 物件所在地町丁コード、111. 物件所在地字コード、112. 物件所在地本番、113. 物件所在地枝番、114. 物件所在地分離、115. 物件所在地編集コード、116. 物件所在地漢字、117. 複合利用用地合算区分、118. 画地番号、119. 画地番号区分、120. 画地判定区分、121. 分合筆元先区分、122. 分合筆受付年月日、123. 土地表示受付年月日、124. 土地表示原因年月日、125. 土地表示変更区分、126. 土地表示の目的コード、127. 土地表示原因コード、128. 土地表示受付番号、129. 登記地目コード、130. 登記地積、131. 土地権利受付年月日、132. 土地権利原因年月日、133. 土地権利変更区分、134. 土地権利の目的コード、135. 土地権利原因コード、136. 土地権利受付番号、137. 義務者宛名番号、138. 義務者持分番号、139. 個人法人区分、140. 名義人宛名番号、141. 名義人持分番号、142. 名義人氏名、143. 名義人住所、144. 所有者判定区分、145. 農地区分、146. 農地転用区分、147. 農地転用の目的コード、148. 農地転用条項区分、149. 農地転用年月日、150. 農地転用期限、151. 標準地番号、152. 標準土地物件番号、153. 標準地目コード、154. 比率割合、155. 一筆造成費コード、156. 一筆造成費深さ、157. 都市計画区分、158. 市街化適用年度、159. 土地調査年月日、160. 未調査区分、161. 異動年月日、162. 評価区分、163. 評価方法区分、164. 課税地目コード、165. 課税地積、166. 現況地積、167. 現況原因事由コード、168. 敷地権判定区分、169. 地図番号、170. 図面番号、171. 仮換地番号、172. 区画整理区分、173. 農業用施設用地区分、174. 宅地比率区分、175. 類似土地物件番号、176. 水利組合詳細コード、177. 水利組合開始年度、178. 水利組合終了年度、179. 市街化編入年度区分、180. 施行区域コード、181. 土地非課税コード、182. 土地非課税開始年度、183. 土地非課税終了年度、184. 土地非課税適用区分、185. 土地非課税地積、186. 土地特例コード、187. 土地特例開始年度、188. 土地特例終了年度、189. 土地特例率分子、190. 土地特例率分母、191. 土地特例適用区分、192. 土地特例地積、193. 軽減理由コード、194. 土地軽減コード、195. 土地軽減開始年度、196. 土地軽減終了年度、197. 土地軽減率分子、198. 土地軽減率分母、199. 土地軽減適用区分、200. 土地軽減地積、201. 土地減免コード、202. 土地減免開始年度、203. 土地減免開始期、204. 土地減免終了年度、205. 土地減免終了期、206. 土地減免率分子、207. 土地減免率分母、208. 土地減免適用区分、209. 土地減免地積、210. 土地猶予免除コード、211. 土地猶予免除開始年度、212. 土地猶予免除開始期、213. 土地猶予免除課税開始期、214. 土地猶予免除終了年度、215. 土地猶予免除終了期、216. 土地猶予免除率分子、217. 土地猶予免除率分母、218. 土地猶予免除適用区分、219. 土地猶予免除地積、220. 使用制限階数区分、221. 地上障害物補正率、222. 制限荷重、223. 地下障害物補正率、224. 高圧線下地積、225. 崖地地積、226. 都市計画施設用地地積、227. 都市計画施設用地変更地積、228. 拡幅指定補正地積、229. 拡幅指定補正変更地積、230. 一筆補正コード、231. 一筆補正コード枝番、232. 一筆補正開始年、233. 一筆補正終了年、234. 一筆補正率、235. 追加一筆補正率無フラグ、236. 前年度評価額、237. 一筆平米当り評点数、238. 本年度評価額、239. S農地単価、240. 価格単位区分、241. 前年度価格、242. 本年度価格、243. 按分率、244. 地積強制入力フラグ、245. 小規模住宅用地割合、246. 小規模地積、247. 小規模住宅用地割合、248. 小規模外地積、249. 非住宅割合、250. 非住宅地積、251. 固定小規模課税額評価額、252. 固定小規模課税額本則、253. 固定小規模課税額前年度、254. 固定小規模課税額負担水準、255. 固定小規模課税額負担調整率、256. 固定小規模課税額本年度、257. 固定小規模課税額負担調整区分、258. 固定小規模課税本則区分、259. 固定小規模課税額本年度特例前、260. 固定小規模課税額類似土地比率割合、261. 固定小規模外課税額評価額、262. 固定小規模外課税額本則、263. 固定小規模外課税額前年度、264. 固定小規模外課税額負担水準、265. 固定小規模外課税額負担調整率、266. 固定小規模外課税額本年度、267. 固定小規模外負担調整区分、268. 固定小規模外本則区分、269. 固定小規模外課税額本年度特例前、270. 固定小規模外類似土地比率割合、271. 固定非住宅課税額評価額、272. 固定非住宅課税額本則、273. 固定非住宅課税額前年度、274. 固定非住宅課税額負担水準、275. 固定非住宅課税額負担調整率、276. 固定非住宅課税額本年度、277. 固定非住宅負担調整区分、278. 固定非住宅本則区分、279. 固定非住宅課税額本年度特例前、280. 固定非住宅類似土地比率割合、281. 固定非住宅課税額条例前年度、282. 固定非住宅課税額条例本年度、283. 固定非住宅課税額条例本年度特例、284. 固定非住宅条例類似土地比率割合、285. 固定課税標準額合計評価額、286. 固定課税標準額合計本則、287. 固定課税標準額合計前年度、288. 固定課税標準額合計本年度、289. 固定課税標準額合計本年度特例前、290. 固定特例課税額、291. 固定軽減課税額、292. 固定軽減税額、293. 固定減免課税額、294. 固定減免税額、295. 固定条例減税額、296. 固定徴収猶予税額、297. 固定免除税額、298. 固定徴収猶予期別税額、299. 固定決定徴収猶予税額、300. 固定相当算出税額、301. 都計小規模課税額評価額、302. 都計小規模課税額本則、303. 都計小規模課税額前年度、304. 都計小規模課税額負担水準、305. 都計小規模課税額負担調整率、306. 都計小規模課税額本年度、307. 都計小規模負担調整区分、308. 都計小規模本則区分、309. 都計小規模課税額本年度特例前、310. 都計小規模類似土地比率割合、311. 都計小規模外課税額評価額、312. 都計小規模外課税額本則、313. 都計小規模外課税額前年度、314. 都計小規模外課税額負担水準、315. 都計小規模外課税額負担調整率、316. 都計小規模外課税額本年度、317. 都計小規模外負担調整区分、318. 都計小規模外本則区分、319. 都計小規模外課税額本年度特例前、320. 都計小規模外類似土地比率割合、321. 都計非住宅課税額評価額、322. 都計非住宅課税額本則、323. 都計非住宅課税額前年度、324. 都計非住宅課税額負担水準、325. 都計非住宅課税額負担調整率、326. 都計非住宅課税額本年度、327. 都計非住宅負担調整区分、328. 都計非住宅本則区分、329. 都計非住宅課税額本年度特例前、330. 都計非住宅類似土地比率割合、

331. 都計非住宅課税標準額条例前年度、332. 都計非住宅課税標準額条例本年度、333. 都計非住宅課税標準額条例本年度特例、334. 都計非住宅条例類似土地比準割合、335. 都計課税標準額合計評価額、336. 都計課税標準額合計本則、337. 都計課税標準額合計前年度、338. 都計課税標準額合計本年度、339. 都計課税標準額合計本年度特例前、340. 都計特例課税標準、341. 都計軽減課税標準、342. 都計軽減税額、343. 都計減免課税、344. 都計減免税額、345. 都計条例減税額、346. 都計徴収猶予税額、347. 都計免除税額、348. 都計徴収猶予期別税額、349. 都計決定徴収猶予税額、350. 都計相当算出税額、351. 農地並課税標準額、352. 前年地目コード、353. 標準地区分、354. 土地更正年月日、355. 土地更正事由コード、356. 土地更正中フラグ、357. 画地住非区分、358. 画地住宅用地割合、359. 画地住宅戸数、360. 区分所有宛名番号、361. 家屋物件番号、362. 区分所有持分分子、363. 区分所有持分分母、364. 区分所有減免コード、365. 区分所有減免率分子、366. 区分所有減免率分母、367. 区分所有減免適用区分、368. 区分所有免税点区分、369. 計算不整合フラグ、370. 価格凍結区分、371. 価格凍結年度、372. 価格、373. 日本語項目名、374. 画地構成区分、375. 画地総地積、376. 図面上の地積、377. 平米当り評点数、378. 控除前評点数、379. 画地筆数、380. 正面路線番号、381. 正面間口距離実測、382. 正面奥行距離実測、383. 正面水路幅員、384. 正面低差、385. 正面高低差、386. 正面その他補正率、387. 正面奥行価格通減率、388. 正面間口狭小補正率、389. 正面奥行長大補正率、390. 正面水路補正率、391. 正面低差補正率、392. 正面高低差補正率、393. 正面評点数、394. 加算路線番号、395. 加算間口距離実測、396. 加算奥行距離実測、397. 加算水路幅員、398. 加算低差、399. 加算高低差、400. 加算その他補正率、401. 加算奥行価格通減率、402. 加算間口狭小補正率、403. 加算奥行長大補正率、404. 加算水路補正率、405. 加算低差補正率、406. 加算高低差補正率、407. 加算加算率、408. 加算角地区分、409. 加算評点数、410. 不整形想定間口実測、411. 不整形想定奥行実測、412. 想定整形地積、413. 陸地割合、414. 不整形地補正率、415. 不整形地補正率採用区分、416. 採用不整形地補正率、417. 無道路近い奥行実測、418. 通路開設補正率、419. 無道路遠い奥行実測、420. 無道路奥行価格通減率、421. 無道路路地補正率、422. 無道路補正率、423. 道路幅員実測、424. 道路幅員補正率、425. 道路条件補正率、426. 広大地補正率、427. 宅地比準割合コード、428. 宅地比準割合、429. 私道適用フラグ、430. 私道補正率、431. 鉄塔敷適用フラグ、432. 鉄塔敷補正率、433. 方位区分、434. 崖地総地積、435. 崖地補正率、436. 高圧線下区分、437. 高圧線下総地積、438. 高圧線下補正率、439. 決定認可区分、440. 都市計画施設用地計画決定年度、441. 都市計画施設用地総地積、442. 都市計画施設用地補正率、443. 都市計画施設用地計画変更年度、444. 都市計画施設用地変更総地積、445. 都市計画施設用地変更補正率、446. 道路指定区分、447. 拡幅指定補正決定年度、448. 拡幅指定補正総地積、449. 拡幅指定補正率、450. 変更道路指定区分、451. 拡幅指定補正変更年度、452. 拡幅指定補正変更総地積、453. 拡幅指定補正変更補正率、454. 奥行きA、455. 標準地比準方式区分、456. 面積補正率採用区分、457. 面積補正率、458. 造成費コード、459. 造成費深さ、460. 造成費採用区分、461. 旧正面路線番号、462. 旧正面間口距離実測、463. 旧正面奥行距離実測、464. 旧正面奥行価格通減率、465. 旧正面間口狭小補正率、466. 旧正面奥行長大補正率、467. 旧正面奥行短小補正率、468. 旧正面評点数、469. 旧側方路線番号、470. 旧側方間口距離実測、471. 旧側方奥行距離実測、472. 旧側方奥行価格通減率、473. 旧側方間口狭小補正率、474. 旧側方奥行長大補正率、475. 旧側方奥行短小補正率、476. 旧側方加算率、477. 旧側方角地区分、478. 旧側方評点数、479. 旧二方路線番号、480. 旧二方間口距離実測、481. 旧二方奥行距離実測、482. 旧二方奥行価格通減率、483. 旧二方間口狭小補正率、484. 旧二方奥行長大補正率、485. 旧二方奥行短小補正率、486. 旧二方加算率、487. 旧二方評点数、488. 三角地区分、489. 三角地角度、490. 三角地地積、491. 三角地補正率、492. 画地補正コード、493. 画地補正コード枝番、494. 画地補正開始年、495. 画地補正終了年、496. 画地補正率、497. 追加画地補正率有無フラグ、498. 非住宅コード、499. 住非区分、500. 住宅用地割合、501. 住宅戸数、502. 家屋延床面積、503. 画地更正中フラグ、504. 類似宅地物件番号、505. 排他フラグ、506. 標準地路線価番号、507. 街路区分、508. 状況類似番号、509. 鑑定価格、510. 閉鎖年度、511. 主要路線価番号、512. 路線価、513. 単価、514. 用途地区区分、515. 用途比地コード、516. 標準地間口距離、517. 標準地奥行距離、518. 時点修正率、519. 建築規制コード、520. 道路通路コード、521. 土地管理番号区分、522. 補正コード、523. 補正コード枝番、524. 補正開始年、525. 補正終了年、526. 補正率、527. 特記情報、528. 土地一筆更新前、529. 土地一筆価格更新前、530. 画地更新前、531. 土地一筆更新後、532. 土地一筆価格更新後、533. 画地更新後、534. 課税土地一筆更新前、535. 課税土地一筆価格更新前、536. 課税画地更新前、537. 課税土地一筆更新後、538. 課税土地一筆価格更新後、539. 課税画地更新後、540. 標準地路線価更新前、541. 標準地路線価更新後、542. 分合筆区分、543. 表示受付年月日、544. 補正名称、545. 補正枝番名称、546. 直接入力可能区分、547. 開始年、548. 終了年、549. 該当フラグ、550. 家屋所在地町丁コード、551. 家屋所在地字コード、552. 家屋所在地本番、553. 家屋所在地枝番、554. 家屋所在地外筆、555. 家屋所在地編集コード、556. 家屋所在地漢字、557. 検票番号、558. 未登記区分、559. 家屋番号町丁コード、560. 家屋番号字コード、561. 家屋番号本番、562. 家屋番号枝番、563. 家屋番号編集コード、564. 家屋番号漢字、565. 棟番、566. 建物名称、567. 該当階、568. 規約共用区分、569. 共用区分、570. 登記所在地町丁コード、571. 登記所在地字コード、572. 登記所在地本番、573. 登記所在地枝番、574. 登記所在地外筆、575. 登記所在地編集コード、576. 登記所在地漢字、577. 登記種類コード、578. 登記構造コード、579. 登記屋根コード、580. 登記階層地上、581. 登記階層地下、582. 登記床面積一階、583. 登記床面積二階以上、584. 登記床面積地下、585. 登記延床面積、586. 家屋表示変更区分、587. 家屋表示の目的コード、588. 家屋表示受付年月日、589. 家屋表示原因コード、590. 家屋表示原因年月日、591. 家屋表示受付番号、592. 家屋権利変更区分、593. 家屋権利の目的コード、594. 家屋権利受付年月日、595. 家屋権利原因コード、596. 家屋権利原因年月日、597. 家屋権利受付番号、598. 仮換地フラグ、599. 家屋一棟更正年月日、600. 家屋一棟更正事由コード、601. 家屋一棟更正中フラグ、602. 建物番号、603. 明細番号、604. 主たる明細区分、605. 木非区分、606. プレハブ区分、607. 明細用途コード、608. 明細構造コード、609. 明細屋根コード、610. 明細種類コード、611. 明細階層地上、612. 明細階層地下、613. 明細床面積一階、614. 明細床面積二階以上、615. 明細床面積地下、616. 明細延床面積、617. 住宅部分床面積、618. 非住宅部分床面積、619. 共用部住宅床面積、620. 共用部非住宅床面積、621. 家屋非課税コード、622. 家屋非課税開始年度、623. 家屋非課税終了年度、624. 家屋非課税適用区分、625. 家屋非課税床面積、626. 家屋特例コード、627. 家屋特例開始年度、628. 家屋特例終了年度、629. 家屋特例率分子、630. 家屋特例率分母、631. 家屋特例適用区分、632. 家屋特例床面積、633. 家屋軽減コード、634. 家屋軽減開始年度、635. 家屋軽減終了年度、636. 家屋軽減率分子、637. 家屋軽減率分母、638. 家屋軽減適用区分、639. 家屋軽減床面積、640. 家屋軽減住宅戸数、641. 家屋軽減切れフラグ、642. 家屋減免コード、643. 家屋減免開始年度、644. 家屋減免開始期、645. 家屋減免終了年度、646. 家屋減免終了期、647. 家屋減免率分子、648. 家屋減免率分母、649. 家屋減免適用区分、650. 家屋減免床面積、651. 当初平米当り再建築費評点数、652. 前基準年平米当り再建築費評点数、653. 平米当り再建築費評点数、654. 前基準年再建築費評点数、655. 再建築費評点数、656. 前基準年評価額、657. 評価額強制入力フラグ、658. 評価額、659. 設計管理費、660. 補正増減率、661. 補正増減率理由、662. 減価処置年度、663. 前基準年理論評価額、664. 理論評価額、665. 前基準年上昇率、666. 上昇率、667. 前基準年経年減点補正率、668. 経年減点補正率、669. 一点単価、670. 積雪補正率、671. 損耗補正率、672. 需給補正率、673. 不均衡、674. その他の補正率、675. 比準コード、676. 比準検票、677. 耐用年数、678. 発行禁止フラグ、679. 新減非該当コード、680. 未完成コード、681. 評価戸数、682. 分離課税区分、683. 登記建築年、684. 建築年次、685. 建築事由コード、686. 調査年月日、687. 明細原因事由コード、688. 明細原因年月日、689. 明細都市計画区分、690. 固定課税標準額、

691. 都計課税標準額、692. 固定特例課税標準額、693. 都計特例課税標準額、694. 固定軽減課税標準額、695. 都計軽減課税標準額、696. 固定減免課税標準額、697. 都計減免課税標準額、698. 家屋明細更正年月日、699. 家屋明細更正事由コード、700. 家屋明細更正中フラグ、701. 按分元宛名番号、702. 按分元家屋物件番号、703. 按分元室番、704. 按分元室番、705. 規約共用分専有床面積合計、706. 規約共用分専有床面積、707. 規約按分区分、708. 共有者宛名番号、709. 人数、710. 構成員宛名番号、711. 構成員持分番号、712. 住宅割合、713. 敷地権コード、714. 敷地権持分分子、715. 敷地権持分分母、716. 区分所有非課税コード、717. 区分所有非課税開始年度、718. 区分所有非課税終了年度、719. 区分所有非課税適用区分、720. 区分所有減免開始年度、721. 区分所有減免開始期、722. 区分所有減免終了年度、723. 区分所有減免終了期、724. 区分所有更正事由コード、725. 区分所有更正年月日、726. 規約分専有床面積合計、727. 一般分専有床面積合計、728. 専有床面積、729. 種類コード、730. 関連家屋物件番号、731. 関連家屋号番、732. 棟数、733. 明細数、734. 家屋更正年月日、735. 家屋更正事由コード、736. 家屋更正中フラグ、737. 家屋一棟未登記区分、738. 家屋一棟予備フラグ、739. 家屋一棟予備数字、740. 家屋一棟予備文字、741. 家屋一棟予備領域、742. 家屋明細未登記区分、743. 家屋明細予備フラグ、744. 家屋明細予備数字、745. 家屋明細予備文字、746. 家屋明細予備領域、747. 外筆区分、748. 外筆管理番号、749. 地上地下フラグ、750. 階数、751. 床面積、752. 更新前一棟情報、753. 更新前明細情報、754. 更新後一棟情報、755. 更新後明細情報、756. 更新前課税一棟集計情報、757. 更新後課税一棟集計情報、758. 上昇率構造区分、759. 上昇率用途区分、760. 基準年度、761. 表NO、762. 評点数構成区、763. 経過年数、764. 評点数、765. 表示名称、766. 開始年度、767. 一点単価木造、768. 一点単価非木造、769. 一点単価簡易木造、770. 一点単価簡易非木造、771. 積寒補正率木造、772. 積寒補正率非木造、773. 宛名番号、774. 償却更正事由コード、775. 償却更正年月日、776. 屋号、777. 合算区分、778. 償却グループ番号、779. 業種種目コード、780. 資本金、781. 事業開始年月日、782. 決算期、783. 担当者氏名、784. 担当者電話番号、785. 税理士宛名番号、786. 税理士コード、787. 税理士変更年月日、788. 税理士氏名、789. 税理士電話番号、790. 税理士住所、791. 短縮年数資産有無フラグ、792. 増加償却資産有無フラグ、793. 非課税資産有無フラグ、794. 課税特例資産有無フラグ、795. 特別償却圧縮記帳有無フラグ、796. 償却方法、797. 青色申告有無フラグ、798. 資産の所在地市内外区分、799. 資産の所在地市外住所コード、800. 資産の所在地住所自治体コード、801. 資産の所在地住所町名コード、802. 資産の所在地住所番地コード、803. 資産の所在地住所枝番コード、804. 資産の所在地住所小枝番コード、805. 資産の所在地住所番地編集区分、806. 資産の所在地漢字、807. 事業所用家屋の所有区分、808. 借用資産有無フラグ、809. 申告書発送番号、810. 申告書発送年月日、811. 申告書受付年月日、812. 申告状況区分、813. 申告区分、814. 申告書発送区分、815. 催告状況、816. 実地調査対象区分、817. 減免資産有無フラグ、818. 家屋除外分区分、819. 削除フラグ、820. 償却更正中フラグ、821. 前年度帳簿価額、822. 前年度帳簿価額合計、823. 前年度評価額合計、824. 前年取得価額、825. 前年取得価額合計、826. 前年中減少価額、827. 前年中減少価額合計、828. 前年中取得価額、829. 前年中取得価額合計、830. 取得価額、831. 取得価額合計、832. 帳簿価額、833. 帳簿価額合計、834. 評価額合計、835. 決定価格区分、836. 決定価格、837. 決定価格合計、838. 課税標準額、839. 課税標準額合計、840. 減免相当帳簿価額、841. 減免相当帳簿価額合計、842. 減免相当評価額、843. 減免相当評価額合計、844. 減免対象課税、845. 減免対象課税合計、846. 減免税額帳簿、847. 減免税額帳簿合計、848. 減免税額評価、849. 減免税額評価合計、850. 減免税額、851. 減免税額合計、852. 特例減少帳簿価額、853. 特例減少帳簿価額合計、854. 特例減少評価額、855. 特例減少評価額合計、856. 特例減少課税、857. 特例減少課税合計、858. 免税点判定、859. 明細数合計、860. 種類区分、861. 資産コード、862. 資産名称、863. 数量、864. 増加事由コード、865. 取得年月、866. 取得特例日区分、867. 耐用年数変更年度、868. 耐用年数変更耐年、869. 申告年度、870. 償却特例コード、871. 償却特例率分子、872. 償却特例率分母、873. 償却特例開始年度、874. 償却特例終了年度、875. 減少事由コード、876. 減少区分、877. 減少年月、878. 減少取得価額、879. 増加償却率、880. 増加償却月、881. 陳腐化年度、882. 陳腐化耐用年数、883. 残存率帳簿、884. 残存率評価、885. 本年度帳簿価額、886. 控除帳簿価額、887. 控除評価額、888. 加算帳簿価額、889. 加算評価額、890. 課税標準帳簿価額、891. 課税標準評価額、892. 帳簿価額限度額フラグ、893. 評価額限度額フラグ、894. 償却非課税コード、895. 償却減免コード、896. 償却減免率分子、897. 償却減免率分母、898. 償却減免開始年度、899. 償却減免開始期、900. 償却減免終了年度、901. 償却減免終了期、902. 災害コード、903. その他補正コード、904. 分離対象家屋物件番号、905. 分離対象号番、906. 分離対象室番、907. 特例減免対象区分、908. 償却強制修正区分、909. 課税保留区分、910. 償却調査年月日、911. 調査場所区分、912. 発見取得価格、913. 調査内容、914. 職員番号、915. 申告受付日、916. 氏名漢字、917. 償却課税異動前、918. 償却課税異動後、919. 償却明細異動前、920. 償却明細異動後、921. 申告連番、922. 受付番号、923. プレ申告作成年月日、924. プレ申告送信有無フラグ、925. 減価率区分、926. 減価率、927. 税目コード、928. 調定年度、929. 通知書番号、930. 決定書番号、931. 納税組合番号、932. 口座振替有無フラグ、933. 調定区分、934. 更正年度、935. 賦課更正事由コード、936. 賦課修正理由コード、937. 更正決定年月日、938. 更正予定年月日、939. 通知年月日、940. 強制修正年月日、941. 分割課税有無フラグ、942. 土地物件数、943. 家屋物件数、944. 課税土地物件数、945. 課税家屋物件数、946. 土地合計地積、947. 家屋合計床面積、948. 償却資産有無フラグ、949. 土地免税点判定区分、950. 土地区分免税点判定区分、951. 家屋免税点判定区分、952. 償却免税点判定区分、953. 収納異動連番、954. 固定土地課税標準額、955. 固定家屋課税標準額、956. 償却資産課税標準額、957. 都計土地課税標準額、958. 都計家屋課税標準額、959. 固定合計課税、960. 都計合計課税、961. 固定土地按分課税標準額、962. 固定家屋按分課税標準額、963. 都計土地按分課税標準額、964. 都計家屋按分課税標準額、965. 固定区分土地課税標準額、966. 都計区分土地課税標準額、967. 固定土地軽減対象課税額、968. 固定土地軽減税額、969. 都計土地軽減対象課税額、970. 都計土地軽減税額、971. 固定土地按分軽減対象課税額、972. 固定土地按分軽減税額、973. 都計土地按分軽減対象課税額、974. 都計土地按分軽減税額、975. 固定区分土地軽減対象課税額、976. 固定区分土地軽減税額、977. 都計区分土地軽減対象課税額、978. 都計区分土地軽減税額、979. 固定家屋軽減対象課税額、980. 固定家屋軽減税額、981. 都計家屋軽減対象課税額、982. 都計家屋軽減税額、983. 固定家屋按分軽減対象課税額、984. 固定家屋按分軽減税額、985. 都計家屋按分軽減対象課税額、986. 都計家屋按分軽減税額、987. 固定土地免除税額、988. 都計土地免除税額、989. 固定土地減免対象課税額、990. 固定家屋減免対象課税額、991. 償却資産減免対象課税額、992. 都計土地減免対象課税額、993. 都計家屋減免対象課税額、994. 固定土地減免税額、995. 固定家屋減免税額、996. 償却資産減免税額、997. 都計土地減免税額、998. 都計家屋減免税額、999. 固定土地按分減免対象課税額、1000. 固定家屋按分減免対象課税額、

1001. 都計土地按分減免対象課税額、1002. 都計家屋按分減免対象課税額、1003. 固定土地按分減免税額、1004. 固定家屋按分減免税額、1005. 都計土地按分減免税額、1006. 都計家屋按分減免税額、1007. 固定区分土地減免対象課税額、1008. 都計区分土地減免対象課税額、1009. 固定区分土地減免税額、1010. 都計区分土地減免税額、1011. 固定土地税額、1012. 固定家屋税額、1013. 償却資産税額、1014. 都計土地税額、1015. 都計家屋税額、1016. 固定土地按分税額、1017. 固定家屋按分税額、1018. 都計土地按分税額、1019. 都計家屋按分税額、1020. 固定土地家屋税額、1021. 固定区分土地税額、1022. 都計区分土地税額、1023. 固定資産税額、1024. 都市計画税額、1025. 固定算出税額、1026. 都計算出税額、1027. 固定減税額、1028. 都計減税額、1029. 土地徴収猶予税額、1030. 家屋徴収猶予税額、1031. 固定猶予税額、1032. 都計猶予税額、1033. 固定差引後税額、1034. 都計差引後税額、1035. 年税額、1036. 決定税額、1037. 既課税額、1038. 増減調定額、1039. 年税額過年度合計、1040. 確定税額、1041. 確定税額過随、1042. 徴収猶予税額、1043. 徴収猶予税額過随、1044. 徴収猶予取消額、1045. 徴収猶予取消額過随、1046. 期別税額、1047. 過年度随時税額、1048. 納期限1期、1049. 納期限2期、1050. 納期限3期、1051. 納期限4期、1052. 過年度納期限、1053. 賦課減免コード、1054. 賦課減免率分子、1055. 賦課減免率分母、1056. 賦課減免開始期コード、1057. 固定その他減免税額、1058. 都計その他減免税額、1059. 更正期別コード、1060. 通知書発行禁止フラグ、1061. 証明発行禁止フラグ、1062. 賦課オンライン決裁処理フラグ、1063. 収納連携禁止フラグ、1064. 新築軽減切れフラグ、1065. 強制入カフラグ、1066. 徴収猶予対象フラグ、1067. 更新前賦課情報、1068. 更新後賦課情報、1069. 調定年月、1070. 調定年月日、1071. 調定内訳分類コード、1072. 固定土地課税件数、1073. 固定家屋課税件数、1074. 償却資産課税件数、1075. 固定課税件数、1076. 都計土地課税件数、1077. 都計家屋課税件数、1078. 都計課税件数、1079. 固定区分土地課税件数、1080. 都計区分土地課税件数、1081. 固定土地税額件数、1082. 固定家屋税額件数、1083. 償却資産税額件数、1084. 固定資産税額件数、1085. 都計土地税額件数、1086. 都計家屋税額件数、1087. 都市計画税額件数、1088. 固定区分土地税額件数、1089. 都計区分土地税額件数、1090. 固定土地軽減税額件数、1091. 固定家屋軽減税額件数、1092. 固定軽減税額件数、1093. 都計土地軽減税額件数、1094. 都計家屋軽減税額件数、1095. 都計軽減税額件数、1096. 固定区分土地軽減税額件数、1097. 都計区分土地軽減税額件数、1098. 固定免除税額件数、1099. 都計免除税額件数、1100. 固定土地減免税額件数、1101. 固定家屋減免税額件数、1102. 償却資産減免税額件数、1103. 固定減免税額件数、1104. 都計土地減免税額件数、1105. 都計家屋減免税額件数、1106. 都計減免税額件数、1107. 固定区分土地減免税額件数、1108. 都計区分土地減免税額件数、1109. 按分固定土地課税件数、1110. 按分固定家屋課税件数、1111. 按分固定課税件数、1112. 按分都計土地課税件数、1113. 按分都計家屋課税件数、1114. 按分都計課税件数、1115. 按分固定土地税額件数、1116. 按分固定家屋税額件数、1117. 按分固定資産税額件数、1118. 按分都計土地税額件数、1119. 按分都計家屋税額件数、1120. 按分都市計画税額件数、1121. 按分固定土地軽減税額件数、1122. 按分固定家屋軽減税額件数、1123. 按分固定軽減税額件数、1124. 按分都計土地軽減税額件数、1125. 按分都計家屋軽減税額件数、1126. 按分都計軽減税額件数、1127. 按分固定土地減免税額件数、1128. 按分固定家屋減免税額件数、1129. 按分固定減免税額件数、1130. 按分都計土地減免税額件数、1131. 按分都計家屋減免税額件数、1132. 按分都計減免税額件数、1133. 固定その他減免税額件数、1134. 都計その他減免税額件数、1135. 固定土地確定税額件数、1136. 固定家屋確定税額件数、1137. 償却資産確定税額件数、1138. 固定確定税額件数、1139. 都計土地確定税額件数、1140. 都計家屋確定税額件数、1141. 都計確定税額件数、1142. 固定徴収猶予税額件数、1143. 都計徴収猶予税額件数、1144. 固定土地納付年税額件数、1145. 固定家屋納付年税額件数、1146. 償却資産納付年税額件数、1147. 固定納付年税額件数、1148. 都計土地納付年税額件数、1149. 都計家屋納付年税額件数、1150. 都計納付年税額件数、1151. 納付年税額件数、1152. 第1期税額件数、1153. 第2期税額件数、1154. 第3期税額件数、1155. 第4期税額件数、1156. 過年度随時税額件数、1157. 固定土地課税、1158. 固定家屋課税、1159. 償却資産課税、1160. 都計土地課税、1161. 都計家屋課税、1162. 固定区分土地課税、1163. 都計区分土地課税、1164. 按分固定土地課税、1165. 按分固定家屋課税、1166. 按分固定合計課税、1167. 按分都計土地課税、1168. 按分都計家屋課税、1169. 按分都計合計課税、1170. 按分固定土地税額、1171. 按分固定家屋税額、1172. 按分固定資産税額、1173. 按分都計土地税額、1174. 按分都計家屋税額、1175. 按分都市計画税額、1176. 按分固定土地軽減税額、1177. 按分固定家屋軽減税額、1178. 按分固定軽減税額、1179. 按分都計土地軽減税額、1180. 按分都計家屋軽減税額、1181. 按分都計軽減税額、1182. 按分固定土地減免税額、1183. 按分固定家屋減免税額、1184. 按分固定減免税額、1185. 按分都計土地減免税額、1186. 按分都計家屋減免税額、1187. 按分都計減免税額、1188. 固定土地確定税額、1189. 固定家屋確定税額、1190. 償却資産確定税額、1191. 固定確定税額、1192. 都計土地確定税額、1193. 都計家屋確定税額、1194. 都計確定税額、1195. 固定土地納付年税額、1196. 固定家屋納付年税額、1197. 償却資産納付年税額、1198. 固定納付年税額、1199. 都計土地納付年税額、1200. 都計家屋納付年税額、1201. 都計納付年税額、1202. 納付年税額、1203. 第1期税額、1204. 第2期税額、1205. 第3期税額、1206. 第4期税額、1207. 決定書番号、1208. 調定増減区分、1209. 固定土地課税増減件数、1210. 固定家屋課税増減件数、1211. 償却資産課税増減件数、1212. 固定合計課税増減件数、1213. 都計土地課税増減件数、1214. 都計家屋課税増減件数、1215. 都計合計課税増減件数、1216. 固定区分土地課税増減件数、1217. 都計区分土地課税増減件数、1218. 固定土地税額増減件数、1219. 固定家屋税額増減件数、1220. 償却資産税額増減件数、1221. 固定資産税額増減件数、1222. 都計土地税額増減件数、1223. 都計家屋税額増減件数、1224. 都市計画税額増減件数、1225. 固定区分土地税額増減件数、1226. 都計区分土地税額増減件数、1227. 固定土地軽減税額増減件数、1228. 固定家屋軽減税額増減件数、1229. 固定軽減税額増減件数、1230. 都計土地軽減税額増減件数、1231. 都計家屋軽減税額増減件数、1232. 都計軽減税額増減件数、1233. 固定区分土地軽減税額増減件数、1234. 都計区分土地軽減税額増減件数、1235. 固定免除税額増減件数、1236. 都計免除税額増減件数、1237. 固定土地減免税額増減件数、1238. 固定家屋減免税額増減件数、1239. 償却資産減免税額増減件数、1240. 固定減免税額増減件数、1241. 都計土地減免税額増減件数、1242. 都計家屋減免税額増減件数、1243. 都計減免税額増減件数、1244. 固定区分土地減免税額増減件数、1245. 都計区分土地減免税額増減件数、1246. 按分固定土地課税増減件数、1247. 按分固定家屋課税増減件数、1248. 按分固定合計課税増減件数、1249. 按分都計土地課税増減件数、1250. 按分都計家屋課税増減件数、1251. 按分都計合計課税増減件数、1252. 按分固定土地税額増減件数、1253. 按分固定家屋税額増減件数、1254. 按分固定資産税額増減件数、1255. 按分都計土地税額増減件数、1256. 按分都計家屋税額増減件数、1257. 按分都市計画税額増減件数、1258. 按分固定土地軽減税額増減件数、1259. 按分固定家屋軽減税額増減件数、1260. 按分固定軽減税額増減件数、1261. 按分都計土地軽減税額増減件数、1262. 按分都計家屋軽減税額増減件数、1263. 按分都計軽減税額増減件数、1264. 按分固定土地減免税額増減件数、1265. 按分固定家屋減免税額増減件数、1266. 按分固定減免税額増減件数、1267. 按分都計土地減免税額増減件数、1268. 按分都計家屋減免税額増減件数、1269. 按分都計減免税額増減件数、1270. 固定その他減免税額増減件数、1271. 都計その他減免税額増減件数、1272. 固定土地確定税額増減件数、1273. 固定家屋確定税額増減件数、1274. 償却資産確定税額増減件数、1275. 固定確定税額増減件数、1276. 都計土地確定税額増減件数、1277. 都計家屋確定税額増減件数、1278. 都計確定税額増減件数、1279. 固定徴収猶予税額増減件数、1280. 都計徴収猶予税額増減件数、1281. 固定土地年税額増減件数、1282. 固定家屋年税額増減件数、1283. 償却資産年税額増減件数、1284. 固定年税額増減件数、1285. 都計土地年税額増減件数、1286. 都計家屋年税額増減件数、1287. 都計年税額増減件数、1288. 年税額増減件数、1289. 第1期税額増減件数、1290. 第2期税額増減件数、

1291. 第3期税額増減件数、1292. 第4期税額増減件数、1293. 過年度随時税額増減件数、1294. 固定土地課税標準額差額、1295. 固定家屋課税標準額差額、1296. 償却資産課税標準額差額、1297. 固定合計課税標準額差額、1298. 都計土地課税標準額差額、1299. 都計家屋課税標準額差額、1300. 都計合計課税標準額差額、1301. 固定区分土地課税標準額差額、1302. 都計区分土地課税標準額差額、1303. 固定土地税額差額、1304. 固定家屋税額差額、1305. 償却資産税額差額、1306. 固定資産税額差額、1307. 都計土地税額差額、1308. 都計家屋税額差額、1309. 都市計画税額差額、1310. 固定区分土地税額差額、1311. 都計区分土地税額差額、1312. 固定土地軽減税額差額、1313. 固定家屋軽減税額差額、1314. 固定軽減税額差額、1315. 都計土地軽減税額差額、1316. 都計家屋軽減税額差額、1317. 都計軽減税額差額、1318. 固定区分土地軽減税額差額、1319. 都計区分土地軽減税額差額、1320. 固定免除税額差額、1321. 都計免除税額差額、1322. 固定土地減免税額差額、1323. 固定家屋減免税額差額、1324. 償却資産減免税額差額、1325. 固定減免税額差額、1326. 都計土地減免税額差額、1327. 都計家屋減免税額差額、1328. 都計減免税額差額、1329. 固定区分土地減免税額差額、1330. 都計区分土地減免税額差額、1331. 按分固定土地課税標準額差額、1332. 按分固定家屋課税標準額差額、1333. 按分固定合計課税標準額差額、1334. 按分都計土地課税標準額差額、1335. 按分都計家屋課税標準額差額、1336. 按分都計合計課税標準額差額、1337. 按分固定土地税額差額、1338. 按分固定家屋税額差額、1339. 按分固定資産税額差額、1340. 按分都計土地税額差額、1341. 按分都計家屋税額差額、1342. 按分都市計画税額差額、1343. 按分固定土地軽減税額差額、1344. 按分固定家屋軽減税額差額、1345. 按分固定軽減税額差額、1346. 按分都計土地軽減税額差額、1347. 按分都計家屋軽減税額差額、1348. 按分都計軽減税額差額、1349. 按分固定土地減免税額差額、1350. 按分固定家屋減免税額差額、1351. 按分固定減免税額差額、1352. 按分都計土地減免税額差額、1353. 按分都計家屋減免税額差額、1354. 按分都計減免税額差額、1355. 固定その他減免税額差額、1356. 都計その他減免税額差額、1357. 固定土地確定税額差額、1358. 固定家屋確定税額差額、1359. 償却資産確定税額差額、1360. 固定確定税額差額、1361. 都計土地確定税額差額、1362. 都計家屋確定税額差額、1363. 都計確定税額差額、1364. 固定徴収猶予税額差額、1365. 都計徴収猶予税額差額、1366. 固定土地年税額差額、1367. 固定家屋年税額差額、1368. 償却資産年税額差額、1369. 固定年税額差額、1370. 都計土地年税額差額、1371. 都計家屋年税額差額、1372. 都計年税額差額、1373. 年税額差額、1374. 第1期税額差額、1375. 第2期税額差額、1376. 第3期税額差額、1377. 第4期税額差額、1378. 過年度随時税額差額、1379. 土地家屋区分、1380. 物件番号、1381. 更正事由コード、1382. 更正年月日、1383. 元先義務者宛番号、1384. 更正前物件所在地町丁コード、1385. 更正前物件所在地字コード、1386. 更正前物件所在地本番、1387. 更正前物件所在地枝番、1388. 更正前物件所在地分離、1389. 更正前物件所在地外筆、1390. 更正前物件所在地編集コード、1391. 更正前物件所在地漢字、1392. 更正前家屋番号町丁コード、1393. 更正前家屋番号字コード、1394. 更正前家屋番号本番、1395. 更正前家屋番号枝番、1396. 更正前家屋番号編集コード、1397. 更正前家屋番号漢字、1398. 更正前棟番、1399. 更正前検票番号、1400. 更正前登記地目コード、1401. 更正前課税地目コード、1402. 更正前登記種類コード、1403. 更正前登記構造コード、1404. 更正前登記屋根コード、1405. 更正前登記階層地上、1406. 更正前登記階層地下、1407. 更正前号番、1408. 更正前室番、1409. 更正前登記地積又は床面積、1410. 更正前課税地積又は床面積、1411. 更正前市街化区分、1412. 更正前都市計画区分、1413. 更正前明細用途コード、1414. 更正前明細構造コード、1415. 更正前明細屋根コード、1416. 更正前明細種類コード、1417. 更正前明細階層地上、1418. 更正前明細階層地下、1419. 更正前評価額、1420. 更正前固定課税標準額、1421. 更正前都計課税標準額、1422. 更正前固定相当算出税額、1423. 更正前都計相当算出税額、1424. 更正前減免コード、1425. 更正前固定減免課税標準額、1426. 更正前固定減免税額、1427. 更正前都計減免課税標準額、1428. 更正前都計減免税額、1429. 更正前減免地積、1430. 更正前軽減コード、1431. 更正前固定軽減税額、1432. 更正前都計軽減税額、1433. 更正前猶予免除コード、1434. 更正前固定免除税額、1435. 更正前都計免除税額、1436. 更正前固定徴収猶予税額、1437. 更正前都計徴収猶予税額、1438. 更正前区分所有持分分子、1439. 更正前区分所有持分母、1440. 更正前免税点判定区分、1441. 更正後物件所在地町丁コード、1442. 更正後物件所在地字コード、1443. 更正後物件所在地本番、1444. 更正後物件所在地枝番、1445. 更正後物件所在地分離、1446. 更正後物件所在地外筆、1447. 更正後物件所在地編集コード、1448. 更正後物件所在地漢字、1449. 更正後家屋番号町丁コード、1450. 更正後家屋番号字コード、1451. 更正後家屋番号本番、1452. 更正後家屋番号枝番、1453. 更正後家屋番号編集コード、1454. 更正後家屋番号漢字、1455. 更正後棟番、1456. 更正後検票番号、1457. 更正後登記地目コード、1458. 更正後課税地目コード、1459. 更正後登記種類コード、1460. 更正後登記構造コード、1461. 更正後登記屋根コード、1462. 更正後登記階層地上、1463. 更正後登記階層地下、1464. 更正後号番、1465. 更正後室番、1466. 更正後登記地積又は床面積、1467. 更正後課税地積又は床面積、1468. 更正後市街化区分、1469. 更正後都市計画区分、1470. 更正後明細用途コード、1471. 更正後明細構造コード、1472. 更正後明細屋根コード、1473. 更正後明細種類コード、1474. 更正後明細階層地上、1475. 更正後明細階層地下、1476. 更正後評価額、1477. 更正後固定課税標準額、1478. 更正後都計課税標準額、1479. 更正後固定相当算出税額、1480. 更正後都計相当算出税額、1481. 更正後減免コード、1482. 更正後固定減免課税標準額、1483. 更正後固定減免税額、1484. 更正後都計減免課税標準額、1485. 更正後都計減免税額、1486. 更正後減免地積、1487. 更正後軽減コード、1488. 更正後固定軽減税額、1489. 更正後都計軽減税額、1490. 更正後猶予免除コード、1491. 更正後固定免除税額、1492. 更正後都計免除税額、1493. 更正後固定徴収猶予税額、1494. 更正後都計徴収猶予税額、1495. 更正後区分所有持分分子、1496. 更正後区分所有持分母、1497. 更正後免税点判定区分、1498. 更正前決定価格、1499. 更正前決定価格合計、1500. 更正前課税標準額、1501. 更正前課税標準額合計、1502. 更正前減免対象課税標準額、1503. 更正前特例減少課税標準額、1504. 更正前償却資産税額、1505. 更正後決定価格、1506. 更正後決定価格合計、1507. 更正後課税標準額、1508. 更正後課税標準額合計、1509. 更正後減免対象課税標準額、1510. 更正後特例減少課税標準額、1511. 更正後償却資産税額、1512. 共有者持分番号、1513. 共有区分、1514. 共有理由コード、1515. 共有人数、1516. 分割課税開始年度、1517. 個人持分合計分子、1518. 個人持分合計分母、1519. 法人持分合計分子、1520. 法人持分合計分母、1521. 共有者告知区分、1522. 共有構成員宛番号、1523. 共有構成員氏名、1524. 共有構成員住所、1525. 共有構成員連番、1526. 共有代表者区分、1527. 共有持分分子、1528. 共有持分母、1529. 個人番号、1530. 法人番号

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

〔軽自動車税〕

1. 更新年月日、2. 更新時刻、3. 更新職員番号、4. 更新端末ID、5. 更新アクセスコード、6. 更新プログラムID、7. 前回更新年月日、8. 前回更新時刻、9. 前回更新職員番号、10. 前回更新端末ID、11. 前回更新アクセスコード、12. 前回更新プログラムID、13. 排他フラグ、14. 自治体識別コード、15. 車両コード、16. 車両履歴番号、17. レコード区分、18. 標識コード、19. 標識記号、20. 義務者自治体コード、21. 義務者町名コード、22. 義務者番地コード、23. 義務者枝番コード、24. 義務者小枝番コード、25. 義務者枝番3コード、26. 義務者番地編集区分、27. 型式、28. 年式、29. 原動機型式、30. 排気量、31. 定格出力、32. 認定番号、33. 課税区分、34. 特例区分、35. 所有形態コード、36. 登録理由コード、37. 登録年月日、38. 登録処理年月日、39. 登録処理支所コード、40. 廃車理由コード、41. 廃車年月日、42. 廃車処理年月日、43. 廃車処理支所コード、44. 標識回収区分、45. 保留減免有無フラグ、46. 自治体コード、47. 定置場区分、48. 定置場自治体コード、49. 定置場町名コード、50. 定置場番地コード、51. 定置場枝番コード、52. 定置場小枝番コード、53. 定置場枝番3コード、54. 定置場番地編集区分、55. 課税年度、56. 賦課履歴番号、57. 調定年度、58. 通知書番号、59. 通知税額、60. 義務者宛名番号、61. 納期限区分、62. 納期限、63. 通知年月日、64. 通知書作成年月日、65. 口座有無フラグ、66. 納税組合番号、67. 調定年月日、68. 予定決定区分、69. 保留減免履歴番号、70. 格納種別、71. 申請年月日、72. 開始理由コード、73. 解除処理支所コード、74. 特記情報、75. 取込年月日、76. 申告書連番、77. 標識番号、78. 使用者氏名、79. 車名コード、80. 車台番号、81. 旧標識コード、82. 旧標識記号、83. 旧標識番号、84. 処理済年月日、85. 処理年月日、86. 処理時刻、87. 処理事由コード、88. 支所コード、89. 賦課異動フラグー過年7、90. 保留減免開始フラグ、91. 保留減免解除フラグ、92. 異動後データ、93. 異動前データ、94. 初度検査年月、95. 税率1、96. 車齢1、97. 税率2、98. 車齢2、99. 税率3、100. 個人番号、101. 法人番号、102. 車種コード、103. 所有者宛名番号、104. 使用者宛名番号、105. 課税状況コード、106. 賦課異動理由コード、107. 賦課異動年月日、108. 賦課異動処理年月日、109. 税率、110. 減免額、111. 年税額、112. 開始年月日、113. 開始処理年月日、114. 開始処理支所コード、115. 障害者宛名番号、116. 解除理由コード、117. 解除年月日、118. 解除処理年月日、119. 異動理由コード、120. 異動年月日、121. 納税義務者区分、122. 所有者氏名、123. 賦課異動フラグー現年、124. 賦課異動フラグー過年1、125. 賦課異動フラグー過年2、126. 賦課異動フラグー過年3、127. 賦課異動フラグー過年4、128. 賦課異動フラグー過年5、129. 賦課異動フラグー過年6、130. 現年度、131. 法定納期限区分、132. 随時納期限区分、133. 随時納期限基準日、134. 本稼働年度、135. 賦課完成年度、136. 車両保有年数、137. 賦課保有年数、138. 異動累積保有年数、139. 標識番号重複判定、140. 車台番号重複判定、141. 不明分車台番号、142. 障害者減免区分、143. その他減免区分、144. 障害者入力区分、145. 定置場入力区分、146. 車種標識関連区分、147. 排気量チェック区分、148. 税額異動連携区分、149. 使用者設定区分、150. 人的非課税使用区分、151. 賦課計算区分、152. バッチ起動フラグ、153. 採番番号区分、154. 番号、155. 番号桁数、156. 改正年度、157. 不均一終了年度、158. 標識色コード、159. 有効記号、160. 有効番号桁数、161. 年度、162. 月、163. 集計管理区分、164. 集計101、165. 集計201、166. 集計102、167. 集計202、168. 集計103、169. 集計203、170. 集計104、171. 集計204、172. 集計105、173. 集計205、174. 集計106、175. 集計206、176. 集計107、177. 集計207、178. 集計108、179. 集計208、180. 集計109、181. 集計209、182. 集計110、183. 集計210、184. 集計111、185. 集計211、186. 集計112、187. 集計212、188. 集計113、189. 集計213、190. 集計114、191. 集計214、192. 集計115、193. 集計215、194. 集計116、195. 集計216、196. 集計117、197. 集計217、198. 集計118、199. 集計218、200. 集計119、201. 集計219、202. 集計120、203. 集計220、204. 集計121、205. 集計221、206. 重課判定情報、207. 軽課判定情報、208. 判定不能区分、209. 申告書区分、210. 取込連番、211. 車両番号、212. 所有者の氏名又は名称、213. 所有者住所氏名、214. 使用者の氏名又は名称、215. 使用者住所氏名、216. 使用の本拠の位置住所氏名、217. 車名、218. 用途、219. 自家用事業用の別、220. 車体の形状、221. 燃料の種類コード、222. 燃料の種類、223. 型式指定番号、224. 取込済フラグ、225. 更新後一車両番号、226. 更新後一車台番号、227. 更新後一所有者の氏名又は名称、228. 更新後一所有者住所氏名、229. 更新後一使用者の氏名又は名称、230. 更新後一使用者住所氏名、231. 更新後一使用の本拠位置氏名、232. 更新後一交付年月日、233. 更新後一初度検査年月、234. 更新後一車名、235. 更新後一型式、236. 更新後一型式ID文字、237. 更新後一原動機型式、238. 更新後一用途、239. 更新後一自家用事業用の別、240. 更新後一車体の形状、241. 更新後一総排気量又は定格出力、242. 更新後一燃料の種類、243. 更新後一型式指定番号、244. 更新後一類別区分番号、245. 更新後一定員1、246. 更新後一定員2、247. 更新後一積載量1、248. 更新後一積載量2、249. 更新後一車両重量、250. 更新後一車両総重量1、251. 更新後一車両総重量2、252. 更新後一長さ、253. 更新後一幅、254. 更新後一高さ、255. 更新後一前軸重、256. 更新後一後軸重、257. 更新後一有効期間の満了する日、258. 更新後一打消状態表示文字、259. 更新後一燃費基準-H22基準、260. 更新後一排出ガス適合、261. 更新後一その他検査事項等1、262. 更新後一その他検査事項等2、263. 更新後一その他検査事項等3、264. 更新後一その他検査事項等4、265. 更新後一その他検査事項等5、266. 更新後一燃費基準-H27基準、267. 更新後一燃費値-JC08、268. 更新後一燃費基準-H32基準、269. 更新後一燃費値-WLTC、270. 更新後一WLTC-H27基準、271. 更新後一WLTC-H32基準、272. 更新後一重課判定情報、273. 更新後一軽課判定情報、274. 更新前一車両番号、275. 更新前一車台番号、276. 更新前一所有者の氏名又は名称、277. 更新前一所有者住所氏名、278. 更新前一使用者の氏名又は名称、279. 更新前一使用者住所氏名、280. 更新前一使用の本拠位置氏名、281. 更新前一交付年月日、282. 更新前一初度検査年月、283. 更新前一車名、284. 更新前一型式、285. 更新前一型式ID文字、286. 更新前一原動機型式、287. 更新前一用途、288. 更新前一自家用事業用の別、289. 更新前一車体の形状、290. 更新前一総排気量又は定格出力、291. 更新前一燃料の種類、292. 更新前一型式指定番号、293. 更新前一類別区分番号、294. 更新前一一定員1、295. 更新前一一定員2、296. 更新前一積載量1、297. 更新前一積載量2、298. 更新前一車両重量、299. 更新前一車両総重量1、300. 更新前一車両総重量2、301. 更新前一長さ、302. 更新前一幅、303. 更新前一高さ、304. 更新前一前軸重、305. 更新前一後軸重、306. 更新前一有効期間の満了する日、307. 更新前一打消状態表示文字、308. 更新前一燃費基準-H22基準、309. 更新前一排出ガス適合、310. 更新前一その他検査事項等1、311. 更新前一その他検査事項等2、312. 更新前一その他検査事項等3、313. 更新前一その他検査事項等4、314. 更新前一その他検査事項等5、315. 更新前一燃費基準-H27基準、316. 更新前一燃費値-JC08、317. 更新前一燃費基準-H32基準、318. 更新前一燃費値-WLTC、319. 更新前一WLTC-H27基準、320. 更新前一WLTC-H32基準、321. 更新前一重課判定情報、322. 更新前一軽課判定情報、323. 最新義務者宛名番号、324. 納付状況コード、325. 有効年月日、326. 抹消フラグ、327. 連携年月日、328. 連携済フラグ、329. 強制修正フラグ、330. 軽JNKSデータ区分、331. 削除年度、332. 重課判定情報、333. 軽課判定情報、334. 判定不能区分、335. 申告書区分、336. 集計123、337. 集計223

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

[事業所税]

1. 更新年月日、2. 更新時刻、3. 更新職員番号、4. 更新端末ID、5. 更新アクセスコード、6. 更新プログラムID、7. 前回更新年月日、8. 前回更新時刻、9. 前回更新職員番号、10. 前回更新端末ID、11. 前回更新アクセスコード、12. 前回更新プログラムID、13. 排他フラグ、14. 自治体識別コード、15. 宛名番号、16. レコード区分、17. 作成年月日、18. 登録年月日、19. 消滅年月日、20. 決算月、21. 決算日、22. 決算月、23. 決算日、24. 自治体コード、25. 漢字税理士名、26. 税理士電話番号、27. 別表一1号、28. 別表一2号、29. 別表一3号、30. 別表一4号、31. 減免申請書、32. 家屋休止部分申請書、33. 貸付申告書、34. 資産割免税点判定区分、35. 従業者割免税点判定区分、36. 発送区分、37. 不均一課税有無、38. 特記情報、39. 特殊関係人番号、40. 特殊関係人名称、41. 宛名番号1、42. 床面積1、43. 従業者数1、44. 情報日1、45. 情報元区分1、46. 宛名番号2、47. 床面積2、48. 従業者数2、49. 情報日2、50. 情報元区分2、51. 宛名番号3、52. 床面積3、53. 従業者数3、54. 情報日3、55. 情報元区分3、56. 宛名番号4、57. 床面積4、58. 従業者数4、59. 情報日4、60. 情報元区分4、61. 宛名番号5、62. 床面積5、63. 従業者数5、64. 情報日5、65. 情報元区分5、66. 宛名番号6、67. 床面積6、68. 従業者数6、69. 情報日6、70. 情報元区分6、71. 宛名番号7、72. 床面積7、73. 従業者数7、74. 情報日7、75. 情報元区分7、76. 宛名番号8、77. 床面積8、78. 従業者数8、79. 情報日8、80. 情報元区分8、81. 宛名番号9、82. 床面積9、83. 従業者数9、84. 情報日9、85. 情報元区分9、86. 宛名番号10、87. 床面積10、88. 従業者数10、89. 情報日10、90. 情報元区分10、91. 宛名番号11、92. 床面積11、93. 従業者数11、94. 情報日11、95. 情報元区分11、96. 宛名番号12、97. 床面積12、98. 従業者数12、99. 情報日12、100. 情報元区分12、101. 宛名番号13、102. 床面積13、103. 従業者数13、104. 情報日13、105. 情報元区分13、106. 宛名番号14、107. 床面積14、108. 従業者数14、109. 情報日14、110. 情報元区分14、111. 宛名番号15、112. 床面積15、113. 従業者数15、114. 情報日15、115. 情報元区分15、116. 課税年度、117. 申告番号、118. 申告連番、119. 収納申告連番、120. 事業年度開始年月日、121. 事業年度終了年月日、122. 事業年度算定期間、123. 申告区分、124. 収納異動連番、125. 処理年月日、126. 受付年月日、127. 調定年度、128. 調定年月、129. 事業所床面積1、130. 事業所床面積2、131. 非課税事業所床面積3、132. 非課税事業所床面積4、133. 控除事業所床面積5、134. 控除事業所床面積6、135. 課税標準事業所床面積7、136. 課税標準事業所床面積8、137. 課税標準事業所床面積9、138. 資産割額10、139. 納付の確定した資産割額11、140. 従業者数、141. 非課税従業者数、142. 課税対象従業者数、143. 従業者給与総額12、144. 非課税従業者給与総額13、145. 控除従業者給与総額14、146. 課税標準従業者給与総額15、147. 従業者割額16、148. 納付の確定した従業者割額17、149. 資産割額従業者割額合計額18、150. 納付の確定した事業所税額19、151. 事業所税額20、152. 減免される資産割額、153. 減免される従業者割額、154. 減免される事業所税額、155. 既確定した減免事業所税額、156. 申告により減免事業所税額、157. 減免後事業所税額、158. 非課税給与額1、159. 非課税給与人数1、160. 非課税給与コード1、161. 非課税給与額2、162. 非課税給与人数2、163. 非課税給与コード2、164. 非課税給与額3、165. 非課税給与人数3、166. 非課税給与コード3、167. 特例給与額1、168. 特例給与人数1、169. 特例給与コード1、170. 特例給与額2、171. 特例給与人数2、172. 特例給与コード2、173. 特例給与額3、174. 特例給与人数3、175. 特例給与コード3、176. 法定納期限、177. 指定納期限、178. 更正請求日、179. 更正決議日、180. 更正通知日、181. 減免決議日、182. 減免通知日、183. 更正事由コード、184. 加算金区分、185. 加算金額、186. 利用者ID、187. 更新有無フラグ、188. 強制修正フラグ、189. 収納受渡調定額、190. 通知書更正事由、191. 減免申請年月日、192. 強修資産割減免区分、193. 強修月割減免対象床面積、194. 強修従業者割減免区分、195. 強修減免対象給与総額、196. 歳入歳出還付判定フラグ、197. 歳入還付税額、198. 歳出還付税額、199. 控除事業所床面積5休止分、200. 控除事業所床面積6休止分、201. 不均一事業所所在地1、202. 不均一課税標準面積1、203. 不均一課税割合1、204. 不均一適用前税額1、205. 不均一適用後税額1、206. 不均一差引税額1、207. 不均一事業所所在地2、208. 不均一課税標準面積2、209. 不均一課税割合2、210. 不均一適用前税額2、211. 不均一適用後税額2、212. 不均一差引税額2、213. 不均一適用前税額合計、214. 不均一適用後資産割税額、215. 不均一適用後税額合計、216. 不均一適用差引資産割税額、217. 不均一適用差引税額合計、218. 不均一課税申請年月日、219. 不均一課税決議日、220. 不均一課税通知日、221. 不均一課税減額事業所税額、222. 既に不均一課税減額事業所税額、223. 申告不均一課税減額事業所税額、224. 不均一課税適用後事業所税額、225. 減免課税標準床面積、226. 減免前事業所税額、227. 減免後資産割額、228. 減免後従業者割額、229. 減免後事業所税額、230. 不均一事業所所在地3、231. 不均一課税標準面積3、232. 不均一課税割合3、233. 不均一適用前税額3、234. 不均一適用後税額3、235. 不均一差引税額3、236. 削除フラグ、237. 特例明細区分、238. 特例コード、239. 特例明細番号、240. 特例控除事業所床面積、241. 特例給与額、242. 特例特記情報、243. 個人番号、244. 法人番号、245. 増築等後床面積1、246. 増築等後床面積2、247. 増築等後床面積3、248. 増築等前床面積1、249. 増築等前床面積2、250. 増築等前床面積3、251. 不均一課税対象床面積1、252. 不均一課税対象床面積2、253. 不均一課税対象床面積3、254. 不均一事業所所在地4、255. 不均一課税標準面積4、256. 不均一課税割合4、257. 不均一適用前税額4、258. 不均一適用後税額4、259. 不均一差引税額4、260. 現年申告資産割件数、261. 現年申告資産割床面積、262. 現年申告資産割算出税額、263. 現年申告従業者割件数、264. 現年申告従業者割給与、265. 現年申告従業者割算出税額、266. 現年申告合計件数、267. 現年申告合計確定税額、268. 現年更正資産割件数、269. 現年更正資産割床面積、270. 現年更正資産割算出税額、271. 現年更正従業者割件数、272. 現年更正従業者割給与、273. 現年更正従業者割算出税額、274. 現年更正合計件数、275. 現年更正合計確定税額、276. 現年減免資産割件数、277. 現年減免資産割算出税額、278. 現年減免従業者割件数、279. 現年減免従業者割算出税額、280. 現年減免合計件数、281. 現年減免合計確定税額、282. 現年不均一資産割件数、283. 現年不均一資産割算出税額、284. 現年不均一合計件数、285. 現年不均一合計確定税額、286. 現年件数、287. 現年調定額、288. 過年申告資産割件数、289. 過年申告資産割床面積、290. 過年申告資産割算出税額、291. 過年申告従業者割件数、292. 過年申告従業者割給与、293. 過年申告従業者割算出税額、294. 過年申告合計件数、295. 過年申告合計確定税額、296. 過年更正資産割件数、297. 過年更正資産割床面積、298. 過年更正資産割算出税額、299. 過年更正従業者割件数、300. 過年更正従業者割給与、301. 過年更正従業者割算出税額、302. 過年更正合計件数、303. 過年更正合計確定税額、304. 過年減免資産割件数、305. 過年減免資産割算出税額、306. 過年減免従業者割件数、307. 過年減免従業者割算出税額、308. 過年減免合計件数、309. 過年減免合計確定税額、310. 過年不均一資産割件数、311. 過年不均一資産割算出税額、312. 過年不均一合計件数、313. 過年不均一合計確定税額、314. 過年件数、315. 過年調定額、316. 現年申告免税点以下件数、317. 現年更正免税点以下件数、318. 過年申告免税点以下件数、319. 過年更正免税点以下件数、320. 運用判定区分、321. 調定日、322. 保有年数、323. 貸付保有年数、324. 採番番号区分、325. 番号、326. 番号桁数、327. 改正税率開始日、328. 改正税率終了日、329. 資産割免税点判定基準、330. 資産割課税判定基準、331. 資産割税率、332. 従業者割免税点判定基準、333. 従業者割課税判定基準、334. 従業者割税率

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

[収滞納]

1. 更新年月日、2. 更新時刻、3. 更新職員番号、4. 更新端末ID、5. 更新アクセスコード、6. 更新プログラムID、7. 前回更新年月日、8. 前回更新時刻、9. 前回更新職員番号、10. 前回更新端末ID、11. 前回更新アクセスコード、12. 前回更新プログラムID、13. 税保コード、14. 税目コード、15. 調定年度、16. 課税年度、17. 通知書番号、18. 事業年度開始日、19. 申告区分、20. 申告連番、21. 宛名番号、22. 自治体コード、23. 収納異動連番、24. 口座不能回数、25. 年調定額、26. 前納報奨金、27. 前納報奨金予備、28. 支払済報奨金、29. 支払済報奨金予備、30. 個人基本種別コード、31. 国保記号番号、32. 都市計画税区分、33. 法定納期限、34. 更正決定通知日、35. 所得税更正通知日、36. 特土徴収区分、37. 事業年度終了日、38. 申告基準日、39. 申告年月日、40. 確定申告日、41. 更正請求日、42. 指定納期限、43. 低率終了日、44. 除算期間開始日、45. 除算期間終了日、46. 申告基礎区分、47. 申告基礎年月日、48. 延長申告期限、49. 調定履歴有無フラグ、50. 法人番号、51. 指定番号、52. 強制作成フラグ、53. 期別、54. 月別、55. 納期限、56. 課税状況コード、57. 車両コード、58. 車両履歴番号、59. 車検有無フラグ、60. 更正事由コード、61. 調定年月、62. 更正日、63. 完納日、64. 最終領収日、65. 最終収入日、66. 本税調定額、67. 本税収入額、68. 本税仮消込額、69. 本税未納額、70. 本税過誤納額、71. 本税過誤納処理中額、72. 督促手数料調定額、73. 督促手数料収入額、74. 督促手数料仮消込額、75. 督促手数料未納額、76. 督促手数料過誤納額、77. 督促手数料過誤納処理中額、78. 延滞金調定額、79. 延滞金収入額、80. 延滞金仮消込額、81. 延滞金未納額、82. 延滞金過誤納額、83. 延滞金過誤納処理中額、84. 申告加算金種類、85. 申告加算金調定額、86. 申告加算金収入額、87. 申告加算金仮消込額、88. 申告加算金未納額、89. 申告加算金過誤納額、90. 申告加算金過誤納処理中額、91. 退職納入申告日、92. 退職人員数、93. 退職通知書発付日、94. 退職市区町村民税差額、95. 退職都道府県民税差額、96. 督促納付番号、97. 督促確認番号、98. 督促停止区分、99. 督促停止理由コード、100. 督促状発行日、101. 督促公示日、102. 督促納期、103. 督促取消日、104. 時効予定日、105. 不納欠損処理日、106. 不納欠損区分、107. 不納欠損事由コード、108. 退職調定入力フラグ、109. 延滞金減免区分、110. 延滞金執行日、111. 口座振替区分、112. 振替金額、113. 口座不能理由コード、114. 口座振替日、115. 変更納期限、116. 法定納期限等、117. 催告書発行日、118. 催告納期、119. 授命年月日、120. 納期特例区分、121. 延滞金補正区分、122. 共有宛名番号、123. 受付番号、124. 決裁番号、125. 内訳調定額1、126. 内訳調定額2、127. 内訳調定額3、128. 内訳調定額4、129. 内訳調定額5、130. 内訳調定額6、131. 記号番号、132. 国保徴収区分、133. 賦課時年金保険者コード、134. 納付時年金保険者コード、135. 予備1、136. 予備2、137. 予備3、138. 予備4、139. 予備5、140. 消込子番、141. 調書番号、142. 分納回数、143. 領収日、144. 収入日、145. 延滞金計算日、146. 納付区分、147. 収納種別、148. 納付書種類、149. 納付番号、150. 確認番号、151. 消込金額、152. 消込本税額、153. 消込督促手数料、154. 消込延滞金、155. 消込申告加算金、156. 消込報奨金、157. 機械処理日、158. 括束番号、159. 括束連番、160. 確認前領収日、161. 収納更正日、162. 収納更正元子番、163. 振替処理日、164. 振替理由コード、165. 振替税目コード、166. 振替調定年度、167. 振替課税年度、168. 振替通知書番号、169. 振替事業年度開始日、170. 振替申告区分、171. 振替申告連番、172. 振替期別、173. 振替消込子番、174. 振替宛名番号、175. 歳入歳出区分、176. 取消区分、177. 異動額合計、178. 異動本税額、179. 異動督促手数料、180. 異動延滞金、181. 異動申告加算金、182. 削除フラグ、183. 排除フラグ、184. 担当区コード、185. 仮消込納付区分、186. データ識別コード、187. 備考、188. 開始期、189. 終了期、190. 登録日、191. 登録時刻、192. 削除日、193. 削除時刻、194. データ部、195. 更正元調定年度、196. 更正元課税年度、197. 更正元通知書番号、198. 更正元事業年度開始日、199. 更正元申告区分、200. 更正元申告連番、201. 更正元収納異動連番、202. 更正元申告年月日、203. 税額異動レコード区分、204. 税額異動エラー事由、205. 税額異動抽出区分、206. 税額異動作成区分、207. 繰越年度、208. 滞繰調定本税、209. 最終更正日、210. 最終調定本税、211. 収入総本税、212. 不納欠損本税、213. 調定子番、214. 更正後本税調定額、215. 更正後延滞金調定額、216. 更正後督促手数料調定額、217. 更正後申告加算金調定額、218. 更正後調定年月、219. 更正前滞繰本税調定額、220. 更正後滞繰本税調定額、221. 月計終了年月、222. 更正後内訳調定額1、223. 更正後内訳調定額2、224. 更正後内訳調定額3、225. 更正後内訳調定額4、226. 更正後内訳調定額5、227. 更正後内訳調定額6、228. 振分子番、229. 宛先識別番号、230. 通知書作成日、231. 通知書発行日、232. 本税納付番号、233. 督促手数料納付額、234. 延滞金納付額、235. 加算金納付額、236. 回数、237. 前納分納付番号、238. 前納分確認番号、239. 識別番号、240. 差替前納付番号、241. 差替前確認番号、242. OCR情報1、243. OCR情報2、244. コンビニバーコード、245. 納付情報摘要フラグ、246. 延滞金自動計算有無フラグ、247. 状態区分、248. MPN連動無フラグ、249. 状態更新日、250. 取扱期限、251. 抽出年月日、252. 指定納付期限、253. データ番号、254. 期月、255. 子番、256. 消込退職税額、257. 仮消込有無フラグ、258. 修正区分、259. 入金データ種別、260. 年金保険者コード、261. 修正前税目コード、262. 修正前調定年度、263. 修正前課税年度、264. 修正前通知書番号、265. 修正前事業年度開始日、266. 修正前申告区分、267. 修正前申告連番、268. 修正前期月、269. 修正前子番、270. 修正前納付番号、271. 修正前確認番号、272. 修正前宛名番号、273. 修正前自治体コード、274. 修正前領収日、275. 修正前収入日、276. 修正前納付区分、277. 修正前収納種別、278. 修正前納付書種類、279. 修正前消込金額、280. 修正前消込本税額、281. 修正前消込督促手数料、282. 修正前消込延滞金、283. 修正前消込申告加算金、284. 修正前消込報奨金、285. 修正前消込退職税額、286. 修正前括束番号、287. 修正前括束連番、288. 修正前調書番号、289. 修正前回数、290. 修正前年金保険者コード、291. 税目コードフラグ、292. 調定年度フラグ、293. 課税年度フラグ、294. 通知書番号フラグ、295. 期月フラグ、296. 事業年度開始日フラグ、297. 申告区分フラグ、298. 申告連番フラグ、299. 納付書番号フラグ、300. 領収日フラグ、301. 収入日フラグ、302. 納付区分フラグ、303. 収納種別フラグ、304. 納付書種類フラグ、305. 消込金額フラグ、306. 消込本税額フラグ、307. 消込督促手数料フラグ、308. 消込延滞金フラグ、309. 消込申告加算金フラグ、310. 消込報奨金フラグ、311. 消込消込退職税額フラグ、312. 消込括束番号フラグ、313. 消込括束連番フラグ、314. 消込調書番号フラグ、315. 消込回数フラグ、316. 年金保険者コードフラグ、317. 決算処理待区分、318. 消込エラーコード、319. 滞納処分費、320. コンビニ用自治体コード、321. コンビニ受付店コード、322. 領収時間、323. 支払予定日、324. コンビニ用自治体コードフラグ、325. 消込退職税額フラグ、326. 消込入金種類、327. 金融機関コード、328. 振替予定日、329. 対象フラグ、330. 現年滞繰区分、331. 歳入年度、332. 本税収入件数、333. 督促手数料収入件数、334. 延滞金収入件数、335. 申告加算金収入件数、336. 報奨金収入件数、337. 報奨金収入額、338. 分納子番、339. 処分コード、340. 分納区分、341. 支払区分、342. 受付年月日、343. 初回支払日、344. 最終支払日、345. 証券種類コード、346. 証券番号、347. 支払人、348. 支払場所、349. 支払予定額、350. 収入額、351. 仮消込額、352. 納付予定日、353. 本税分納額、354. 督促分納額、355. 延滞金分納額、356. 加算金分納額、357. 履行不履行サイン、358. 収納金額、359. 取消日、360. 履歴連番、361. 納付額、362. 店舗コード、363. カナ金融機関名、364. カナ支店名、365. 金融機関名、366. 支店名、367. 口座種別、368. 口座番号、369. 口座名義人カナ、370. 口座名義人漢字、371. 文書種類、372. 文書確定フラグ、373. 媒体作成区分、374. 振替不能通知書作成区分、375. 分納有無フラグ、376. 納付額1、377. 納付額2、378. 納付額3、379. 納付額4、380. 納付額5、381. 納付額6、382. 納付額7、383. 納付額8、384. 納付額9、385. 納付額10、386. 納付額11、387. 納付額12、388. 過誤納番号、389. 履歴番号、390. 過誤納状態区分、391. 過誤納区分、

392. 還付理由入力、393. 過納誤納区分、394. 過誤納発生日、395. 過誤納金額、396. 過誤納本税分、397. 過誤納督促手数料分、398. 過誤納延滞金分、399. 過誤納申告加算金分、400. 過誤納還付加算金分、401. 未処理金額、402. 未処理本税分、403. 未処理督促手数料分、404. 未処理延滞金分、405. 未処理申告加算金分、406. 未処理還付加算金分、407. 特徴事業所宛名番号、408. 還付加算金計算区分、409. 確定申告期限、410. 免除認定日、411. 減免日、412. 消失認定日、413. 農地変更日、414. 決裁書番号、415. 決裁書発行日、416. 決裁日、417. 充当処理日、418. 充当執行日、419. 還付先宛名番号、420. 還付充当通知書発行日、421. 通知時還付方法、422. 加算金通知書発行日、423. 還付本税加算金、424. 還付延滞金加算金、425. 還付金額、426. 還付加算金、427. 変更締切日、428. 還付方法、429. 還付請求日、430. 還付支払予定日、431. 還付支払日、432. 還付支払自治体コード、433. 支店コード、434. 還付時効日、435. 還付充当停止区分、436. 送付先郵便番号、437. 送付先住所、438. 送付先方書、439. 送付先氏名、440. 歳入還付支払日、441. 歳出還付支払日、442. 記事更新日、443. 記事入力担当者コード、444. 再発行通知日、445. 再々発行通知日、446. 過誤納期別、447. 過誤納子番、448. 管理子番、449. 発生調定本税分、450. 発生調定督促手数料分、451. 発生調定延滞金分、452. 発生調定申告加算金分、453. 発生収入本税分、454. 発生収入督促手数料分、455. 発生収入延滞金分、456. 発生収入申告加算金分、457. 発生元収入日、458. 発生元領収日、459. 決裁番号、460. 充当子番、461. 充当金額、462. 充当元税目コード、463. 充当元調定年度、464. 充当元課税年度、465. 充当元通知書番号、466. 充当元事業年度開始日、467. 充当元申告区分、468. 充当元申告連番、469. 充当元期別、470. 充当元消込子番、471. 充当元月別、472. 充当元宛名番号、473. 充当元本税分、474. 充当元督促手数料分、475. 充当元延滞金分、476. 充当元申告加算金分、477. 充当先税目コード、478. 充当先調定年度、479. 充当先課税年度、480. 充当先通知書番号、481. 充当先事業年度開始日、482. 充当先申告区分、483. 充当先申告連番、484. 充当先期別、485. 充当先消込子番、486. 充当先月別、487. 充当先宛名番号、488. 充当先未納本税分、489. 充当先未納督促手数料分、490. 充当先未納延滞金分、491. 充当先未納申告加算金分、492. 充当先本税分、493. 充当先督促手数料分、494. 充当先延滞金分、495. 充当先申告加算金分、496. 充当先納期限、497. 加算金計算始期、498. 加算金計算終期、499. 加算金除算始期、500. 加算金除算終期、501. 加算金計算日数、502. 加算金除算日数、503. 充当加算金、504. 充当本税加算金、505. 充当延滞金加算金、506. 自動処理フラグ、507. 還付元税目コード、508. 還付元調定年度、509. 還付元課税年度、510. 還付元通知書番号、511. 還付元事業年度開始日、512. 還付元申告区分、513. 還付元申告連番、514. 還付元期別、515. 還付元消込子番、516. 還付元月別、517. 還付元宛名番号、518. 還付元本税分、519. 還付元督促手数料分、520. 還付元延滞金分、521. 還付元申告加算金分、522. 取戻子番、523. 発生元過誤納状態区分、524. 取戻状態区分、525. 控除不足発生事由コード、526. 更正前控除不足額、527. 更正後控除不足額、528. 取戻額、529. 確定申告受付日、530. 賦課決定日、531. 決裁書発行日、532. 納税通知書発行日、533. 取戻発生日、534. 送付先住所、535. 送付先方書、536. 送付先氏名、537. 備考、538. 通知書類、539. 文書作成日、540. 文書発行日、541. 返戻年月日、542. 返戻理由コード、543. 調査票出力年月日、544. 公示フラグ、545. 公示日、546. 公示入力日、547. 記事番号、548. 調査記事通番、549. 調査記事、550. 調査年月日、551. 口座停止税目コード01、552. 口座停止税目コード02、553. 口座停止税目コード03、554. 口座停止税目コード04、555. 口座停止税目コード05、556. 口座停止税目コード06、557. 口座停止税目コード07、558. 口座停止税目コード08、559. 口座停止税目コード09、560. 口座停止税目コード10、561. 現年催告書停止区分、562. ジョブID、563. 一連番号、564. 加算金調定額、565. 加算金収入額、566. 加算金仮消込額、567. 本税通知額、568. 督促手数料通知額、569. 延滞金通知額、570. 加算金通知額、571. 調定異動予定有無、572. 死亡有無、573. 除外不納欠損、574. 除外時効完成、575. 除外繰上徴収、576. 除外納付委託、577. 除外納付誓約、578. 除外分割納付、579. 除外徴収猶予、580. 除外延滞金減免、581. 除外差押、582. 除外参加差押、583. 除外交付要求、584. 除外換価猶予、585. 除外執行停止、586. 除外時効中断、587. 除外納通返戻、588. 除外納通公示、589. 除外督促返戻、590. 除外督促公示、591. 除外予備1、592. 除外予備2、593. 除外予備3、594. 除外予備4、595. 除外予備5、596. 延滞金督促催告有無、597. 記事宛名番号、598. 記事連番、599. 記事作成日、600. 更新前催告書発行日、601. 更新前催告納期、602. 引抜済フラグ、603. 自治体識別コード、604. 旧税目コード、605. 旧調定年度、606. 旧課税年度、607. 旧通知書番号、608. 旧事業年度開始日、609. 旧事業年度終了日、610. 旧申告区分、611. 旧申告連番、612. 旧期別、613. 標識、614. 車種コード、615. 登録年月日、616. 廃車年月日、617. 会計年度、618. 集計月、619. 国保内訳区分、620. 現年調定額、621. 現年収入額、622. 現年過誤納額、623. 現年還付未済額、624. 現年未納額、625. 現年仮収入額、626. 現年還付済額、627. 現年充当済額、628. 過年調定額、629. 過年収入額、630. 過年過誤納額、631. 過年還付未済額、632. 過年未納額、633. 過年仮収入額、634. 過年還付済額、635. 過年充当済額、636. 移管年月日、637. パラメタID、638. パラメタコード、639. 数値1、640. 数値2、641. 数値3、642. 英数字1、643. 英数字2、644. 英数字3、645. 漢字1、646. 漢字2、647. 漢字3、648. カラム1、649. カラム2、650. カラム3、651. 番号区分、652. 年度、653. 管理番号、654. 新年度、655. 現年度、656. 滞繰年度繰越日、657. 現年年度繰越日、658. 滞繰年度末日、659. 現年年度末日、660. 最終消込処理日、661. 最終消込公金日、662. 口座還付作成日、663. 控除不足口座還付作成日、664. 勤続年数、665. 退職手当支払額、666. 退職手当控除額、667. 退職区分、668. 収入日管理種別、669. 入金元機関、670. 今回設定収入年月日、671. 前回設定収入年月日、672. 設定領収日、673. 予備2、674. 消込前オンライン利用可否区分、675. 精算データ区分、676. 区分、677. 収納年度、678. 収納年月、679. 精算マスタ表、680. 還付組替区分、681. 税区分、682. 税種類、683. 収入件数、684. 合計金額、685. 作成年月日、686. 作成時刻、687. 精算マスタ反映区分、688. 精算マスタ反映年月、689. 履歴区分、690. 元税目コード、691. 元調定年度、692. 元課税年度、693. 元通知書番号、694. 元事業年度開始日、695. 元申告区分、696. 元申告連番、697. 元期別、698. 元消込子番、699. 元宛名番号、700. 先税目コード、701. 先調定年度、702. 先課税年度、703. 先通知書番号、704. 先事業年度開始日、705. 先申告区分、706. 先申告連番、707. 先期別、708. 先消込子番、709. 先宛名番号、710. 最終日、711. 義務者数、712. 納税者数、713. 市民税額、714. 府民税額、715. 累積義務者数、716. 累積納税者数、717. 累積市民税額、718. 累積府民税額、719. 調定取込日、720. 精算反映区分、721. 精算反映年月、722. OCR有無、723. オーバレイID、724. コード、725. コードID、726. コール催告禁止する、727. タイトル名称、728. ドライバ用紙名、729. フォームID、730. マンションー棟ー屋根コード、731. マンションー棟ー階層ー地下、732. マンションー棟ー階層ー地上、733. マンションー棟ー建物の番号、734. マンションー棟ー構造コード、735. マンションー棟ー所在、736. マンションー棟ー登記階、737. マンションー棟ー登記階地下、738. マンションー棟ー登記各床面積、739. マンションー棟ー登記各床面積地下、740. マンションー課税標準額ー固定、741. マンションー課税標準額ー都計、742. マンションー市外住所コード、743. マンションー市内市外区分、744. マンションー住所自治体コード、745. マンションー住所町名コード、746. マンションー先行権利有無、747. マンションー専有ー屋根コード、748. マンションー専有ー家屋番号、749. マンションー専有ー一階、750. マンションー専有ー一階層、751. マンションー専有ー各床面積、752. マンションー専有ー建物の番号、753. マンションー専有ー構造コード、754. マンションー専有ー持分ー分子、755. マンションー専有ー持分ー分母、756. マンションー専有ー種類コード、757. マンションー専有ー一登記階、758. マンションー専有ー一登記階地下、759. マンションー専有ー一登記各床面積、760. マンションー専有ー一登記各床面積地下、761. マンションー築年月、762. マンションー登記氏名漢字、763. マンションー登記住所漢字、764. マンションー登記年月日、765. マンションー登記方書漢字、766. マンションー備考、767. マンションー備考更新職員番号、768. マンションー備考更新日、769. マンションー評価額、770. マンションー不動産番号、771. マンションー敷地権ー割合ー分子、772. マンションー敷地権ー割合ー分母、773. マンションー敷地権ー種類コード、774. マンションー敷地権ー所在及び地番、775. マンションー敷地権ー地積、

776. マンションー敷地権ー地目コード、777. マンションー敷地権ー土地の符号、778. マンションー敷地権ー土地の符号2、779. マンションー附属建物ー屋根コード、780. マンションー附属建物ー階層ー地下、781. マンションー附属建物ー階層ー地上、782. マンションー附属建物ー構造コード、783. マンションー附属建物ー種類コード、784. マンションー附属建物ー床面積、785. マンションー附属建物ー符号、786. メールアドレス1、787. メールアドレス2、788. メッセージ、789. メッセージコード、790. レコード番号、791. 宛名番号、792. 按分率、793. 依頼年月日、794. 異動禁止フラグ、795. 異動事由コード、796. 異動年月日、797. 印刷形式、798. 延滞金減免ー延滞金減免額、799. 延滞金減免ー延滞金処分額、800. 延滞金減免ー開始年月日、801. 延滞金減免ー基準年月日、802. 延滞金減免ー決裁年月日、803. 延滞金減免ー決定職員番号、804. 延滞金減免ー決定入力年月日、805. 延滞金減免件数、806. 延滞金減免ー減免率、807. 延滞金減免ー公示年月日、808. 延滞金減免ー事由コード、809. 延滞金減免ー取消起案年月日、810. 延滞金減免ー取消公示年月日、811. 延滞金減免ー取消事由コード、812. 延滞金減免ー取消所見、813. 延滞金減免ー取消職員番号、814. 延滞金減免ー取消通知年月日、815. 延滞金減免ー取消入力年月日、816. 延滞金減免ー取消年月日、817. 延滞金減免ー取消配達方法コード、818. 延滞金減免ー終了年月日、819. 延滞金減免ー所見、820. 延滞金減免ー申請年月日、821. 延滞金減免ー通知年月日、822. 延滞金減免ー配達方法コード、823. 延滞金減免ー備考、824. 延滞金減免ー備考更新職員番号、825. 延滞金減免ー備考更新日、826. 延滞金減免ー予定職員番号、827. 延滞金減免ー予定入力年月日、828. 延滞金減免ー延滞金減免額、829. 延滞金分納額、830. 仮登記用の受付年月日、831. 仮登記用の番号、832. 加算金減免額、833. 加算金分納額、834. 家屋ー棟屋根コード、835. 家屋ー棟階、836. 家屋ー棟階層ー地下、837. 家屋ー棟階層ー地上、838. 家屋ー棟各床面積、839. 家屋ー棟構造コード、840. 家屋ー家屋番号、841. 家屋ー課税屋根コード、842. 家屋ー課税階、843. 家屋ー課税階層ー地下、844. 家屋ー課税階層ー地上、845. 家屋ー課税各床面積、846. 家屋ー課税構造コード、847. 家屋ー課税種類コード、848. 家屋ー課税標準額ー固定、849. 家屋ー課税標準額ー都計、850. 家屋ー建物の番号、851. 家屋ー権利異動事由コード、852. 家屋ー権利異動年月日、853. 家屋ー市外住所コード、854. 家屋ー市内市外区分、855. 家屋ー持分ー分子、856. 家屋ー持分ー分母、857. 家屋ー住所自治体コード、858. 家屋ー住所町名コード、859. 家屋ー所在、860. 家屋ー先行権利有無、861. 家屋ー築年月、862. 家屋ー登記宛名番号、863. 家屋ー登記屋根コード、864. 家屋ー登記階、865. 家屋ー登記階層ー地下、866. 家屋ー登記階層ー地上、867. 家屋ー登記階層ー地下、868. 家屋ー登記各床面積、869. 家屋ー登記各床面積地下、870. 家屋ー登記構造コード、871. 家屋ー登記氏名漢字、872. 家屋ー登記種類コード、873. 家屋ー登記住所漢字、874. 家屋ー登記年月日、875. 家屋ー登記方書漢字、876. 家屋ー特例コード、877. 家屋ー特例床面積、878. 家屋ー非課税コード、879. 家屋ー非課税床面積、880. 家屋ー備考、881. 家屋ー備考更新職員番号、882. 家屋ー備考更新日、883. 家屋ー表示異動事由コード、884. 家屋ー表示異動年月日、885. 家屋ー評価額、886. 家屋ー不動産番号、887. 家屋ー附属建物ー屋根コード、888. 家屋ー附属建物ー階層ー地下、889. 家屋ー附属建物ー階層ー地上、890. 家屋ー附属建物ー構造コード、891. 家屋ー附属建物ー種類コード、892. 家屋ー附属建物ー床面積、893. 家屋ー附属建物ー符号、894. 課税資料、895. 課税年度、896. 解除事由コード、897. 解除年月日、898. 解除番号、899. 回数、900. 回答出力ーFLG、901. 回答年月日、902. 開札開始時刻、903. 開札終了時刻、904. 開札年月日、905. 開始日、906. 該当年度、907. 確認済フラグ、908. 換価猶予ー開始年月日、909. 換価猶予ー期間区分コード、910. 換価猶予ー起案年月日、911. 換価猶予ー決裁年月日、912. 換価猶予ー決定職員番号、913. 換価猶予ー決定入力年月日、914. 換価猶予件数、915. 換価猶予ー減免率、916. 換価猶予ー公示年月日、917. 換価猶予ー事由コード、918. 換価猶予ー取消起案年月日、919. 換価猶予ー取消公示年月日、920. 換価猶予ー取消事由コード、921. 換価猶予ー取消所見、922. 換価猶予ー取消職員番号、923. 換価猶予ー取消通知年月日、924. 換価猶予ー取消入力年月日、925. 換価猶予ー取消年月日、926. 換価猶予ー取消配達方法コード、927. 換価猶予ー終了年月日、928. 換価猶予ー所見、929. 換価猶予ー担保種類コード、930. 換価猶予ー担保提供年月日、931. 換価猶予ー担保提供有無、932. 換価猶予ー通知年月日、933. 換価猶予ー配達方法コード、934. 換価猶予ー備考、935. 換価猶予ー備考更新職員番号、936. 換価猶予ー備考更新日、937. 換価猶予ー予定職員番号、938. 換価猶予ー予定入力年月日、939. 管理番号、940. 関連事由コード、941. 期別、942. 期別順番、943. 記事コード、944. 記事時刻、945. 記事内容、946. 記事年月日、947. 記事連番、948. 起案年月日、949. 給紙方法、950. 給与ーその他、951. 給与ー依頼日、952. 給与ー回答日、953. 給与ー基本給、954. 給与ー給与支払日、955. 給与ー金融機関コード、956. 給与ー月分、957. 給与ー見出し、958. 給与ー源泉所得税、959. 給与ー口座種別コード、960. 給与ー口座番号、961. 給与ー差押可件数、962. 給与ー支払方法コード、963. 給与ー社会保険料、964. 給与ー住民税、965. 給与ー諸手当、966. 給与ー賞与支払月、967. 給与ー賞与支払月2、968. 給与ー賞与等1、969. 給与ー賞与等2、970. 給与ー先行権利有無、971. 給与ー退職年月日、972. 給与ー第三債務者、973. 給与ー超勤手当、974. 給与ー店舗コード、975. 給与ー届出住所漢字、976. 給与ー届出電話番号、977. 給与ー届出方書漢字、978. 給与ー被扶養者人数、979. 給与ー備考、980. 給与ー備考更新職員番号、981. 給与ー備考更新日、982. 給与ー扶養手当、983. 勤務先、984. 勤務先郵便番号、985. 区特記事項、986. 区特記事項更新職員番号、987. 区特記事項更新日、988. 繰上徴収ー起案年月日、989. 繰上徴収ー決裁年月日、990. 繰上徴収ー決定職員番号、991. 繰上徴収ー決定入力年月日、992. 繰上徴収件数、993. 繰上徴収ー公示年月日、994. 繰上徴収ー事由コード、995. 繰上徴収ー取消起案年月日、996. 繰上徴収ー取消公示年月日、997. 繰上徴収ー取消事由コード、998. 繰上徴収ー取消職員番号、999. 繰上徴収ー取消通知年月日、1000. 繰上徴収ー取消入力年月日、1001. 繰上徴収ー取消年月日、1002. 繰上徴収ー取消配達方法コード、1003. 繰上徴収ー通知年月日、1004. 繰上徴収ー納付場所、1005. 繰上徴収ー納付場所コード、1006. 繰上徴収ー配達方法コード、1007. 繰上徴収ー備考、1008. 繰上徴収ー備考更新職員番号、1009. 繰上徴収ー備考更新日、1010. 繰上徴収ー変更納期限、1011. 繰上徴収ー予定職員番号、1012. 繰上徴収ー予定入力年月日、1013. 敬称有無フラグ、1014. 計算ー券面額、1015. 決議出力ーFLG、1016. 決済年月日、1017. 決定公告年月日、1018. 決定公告番号、1019. 決定時点徴収区、1020. 決定通知年月日、1021. 決定通知番号、1022. 券面額、1023. 権利者氏名カナ、1024. 権利者氏名漢字、1025. 権利者住所漢字、1026. 権利者番号、1027. 権利者方書漢字、1028. 権利利用の受付番号、1029. 見出し、1030. 見積額、1031. 現年ーその他、1032. 現年ーたばこ、1033. 現年ー延滞金、1034. 現年ー介護保険料、1035. 現年ー軽自、1036. 現年ー固定、1037. 現年ー固定償、1038. 現年ー鉱産、1039. 現年ー合計、1040. 現年ー国税、1041. 現年ー国税年、1042. 現年ー国料、1043. 現年ー国料年、1044. 現年ー市県退、1045. 現年ー市県特、1046. 現年ー市県年、1047. 現年ー市県普、1048. 現年ー事業所、1049. 現年ー特土地、1050. 現年ー入湯、1051. 現年ー法人、1052. 戸籍連番、1053. 交渉コード、1054. 交渉時刻、1055. 交渉年月日、1056. 交付要求ー解除起案年月日、1057. 交付要求ー解除決裁年月日、1058. 交付要求ー解除公示年月日、1059. 交付要求ー解除事由コード、1060. 交付要求ー解除職員番号、1061. 交付要求ー解除通知年月日、1062. 交付要求ー解除登録年月日、1063. 交付要求ー解除入力年月日、1064. 交付要求ー解除配達方法コード、1065. 交付要求ー管轄裁判所コード、1066. 交付要求ー起案年月日、1067. 交付要求ー業種コード、1068. 交付要求ー決裁年月日、1069. 交付要求ー決定職員番号、1070. 交付要求ー決定入力年月日、1071. 交付要求件数、1072. 交付要求ー公示年月日、1073. 交付要求ー財産種類コード、1074. 交付要求ー施行年月日、1075. 交付要求ー事件番号ー記号、1076. 交付要求ー事件番号ー年度、1077. 交付要求ー事件番号ー連番、1078. 交付要求ー執行機関コード、1079. 交付要求ー執行機関差押日、1080. 交付要求ー種類コード、1081. 交付要求ー申立人氏名漢字、1082. 交付要求ー申立人住所漢字、1083. 交付要求ー申立人電話番号、1084. 交付要求ー申立人方書漢字、1085. 交付要求ー申立人郵便番号、1086. 交付要求ー担当書記官、1087. 交付要求ー通知年月日、1088. 交付要求ー破産手続開始日、1089. 交付要求ー配達方法コード、1090. 交付要求ー配当期日、1091. 交付要求ー配当金額、1092. 交付要求ー配当時刻、1093. 交付要求ー配当順位、1094. 交付要求ー配当職員番号、1095. 交付要求ー配当請求日、

1096. 交付要求一配当通知日、1097. 交付要求一配当入力年月日、1098. 交付要求一備考、1099. 交付要求一備考更新職員番号、1100. 交付要求一備考更新日、1101. 交付要求一法務局受付日、1102. 交付要求一法務局受付番号、1103. 交付要求一予定職員番号、1104. 交付要求一予定入力年月日、1105. 交付要求一様式、1106. 公定歩合、1107. 公売公告年月日、1108. 公売公告番号、1109. 公売参加申込開始時刻、1110. 公売参加申込開始年月日、1111. 公売参加申込終了時刻、1112. 公売参加申込終了年月日、1113. 公売事由コード、1114. 公売取消年月日、1115. 公売場所、1116. 公売場所コード、1117. 公売中止フラグ、1118. 公売通知年月日、1119. 公売通知番号、1120. 公売保証金、1121. 公売方法、1122. 公売連番、1123. 更新アクセスコード、1124. 更新プログラムID、1125. 更新時刻、1126. 更新職員番号、1127. 更新端末ID、1128. 更新年月日、1129. 合計一合計、1130. 差押可否、1131. 差押一解除起案年月日、1132. 差押一解除決裁年月日、1133. 差押一解除公示年月日、1134. 差押一解除事由コード、1135. 差押一解除職員番号、1136. 差押一解除通知年月日、1137. 差押一解除登録年月日、1138. 差押一解除入力年月日、1139. 差押一解除配達方法コード、1140. 差押一解除番号、1141. 差押一起案年月日、1142. 差押一業種コード、1143. 差押一決裁年月日、1144. 差押一決定職員番号、1145. 差押一決定入力年月日、1146. 差押件数、1147. 差押一公示年月日、1148. 差押一公売決定通知日、1149. 差押一公売広告年月日、1150. 差押一公売職員番号、1151. 差押一公売代金、1152. 差押一公売入力年月日、1153. 差押一公売年月日、1154. 差押一公売予告年月日、1155. 差押一財産種類コード、1156. 差押一施行年月日、1157. 差押一事件番号一記号、1158. 差押一事件番号一年度、1159. 差押一事件番号一連番、1160. 差押一執行機関コード、1161. 差押一執行機関差押日、1162. 差押一執行裁判所コード、1163. 差押一通知年月日、1164. 差押一登録機関コード、1165. 差押一登録番号、1166. 差押一配達方法コード、1167. 差押一配当金額、1168. 差押一備考、1169. 差押一備考更新職員番号、1170. 差押一備考更新日、1171. 差押一予定職員番号、1172. 差押一予定入力年月日、1173. 差押一様式、1174. 債権一依頼日、1175. 債権一回答日、1176. 債権額、1177. 債権一見出し、1178. 債権一差押可件数、1179. 債権一先行権利有無、1180. 債権一送付先、1181. 債権一第三債務者、1182. 債権一調査内容、1183. 債権一備考、1184. 債権一備考更新職員番号、1185. 債権一備考更新日、1186. 債権一履行期限、1187. 債務者氏名、1188. 債務者住所、1189. 催告停止期限、1190. 催告停止事由コード、1191. 催告停止日、1192. 最高価決定年月日、1193. 最高価申込価額、1194. 最高価申込者氏名、1195. 最高価申込者住所、1196. 最高価申込者方書、1197. 最高価申込者郵便番号、1198. 最終記事連番、1199. 最終催告期限、1200. 最終催告種別コード、1201. 最終催告年月日、1202. 最終折衝日、1203. 最終納付金額、1204. 最終納付年月日、1205. 最終番号、1206. 最大公売連番、1207. 財産の表示、1208. 財産種類コード、1209. 財産内容、1210. 財産番号、1211. 作成日、1212. 作成年度、1213. 参加差押件数、1214. 市特記事項、1215. 市特記事項更新職員番号、1216. 市特記事項更新日、1217. 市内市外区分、1218. 指定期限有無フラグ、1219. 指定期日、1220. 支払期日、1221. 支払場所、1222. 支払人、1223. 事業年度開始日、1224. 事業年度終了日、1225. 事件番号一記号、1226. 事件番号一執行機関コード、1227. 事件番号一先行権利有無、1228. 事件番号一年度、1229. 事件番号一発行日、1230. 事件番号一備考、1231. 事件番号一備考更新職員番号、1232. 事件番号一備考更新日、1233. 事件番号一連番、1234. 時効中断一開始年月日、1235. 時効中断一決定職員番号、1236. 時効中断一決定入力年月日、1237. 時効中断一決定年月日、1238. 時効中断件数、1239. 時効中断一債務の承認日、1240. 時効中断一取消事由コード、1241. 時効中断一取消職員番号、1242. 時効中断一取消入力年月日、1243. 時効中断一取消年月日、1244. 時効中断一終了年月日、1245. 時効中断一中断事由コード、1246. 時効中断一中断停止区分コード、1247. 時効中断一停止事由コード、1248. 時効中断一備考、1249. 時効中断一備考更新職員番号、1250. 時効中断一備考更新日、1251. 時効予定日、1252. 次順位決定年月日、1253. 次順位申込価額、1254. 次順位申込者氏名、1255. 次順位申込者住所、1256. 次順位申込者方書、1257. 次順位申込者郵便番号、1258. 自治体コード、1259. 自動更新禁止フラグ、1260. 自動作成フラグ、1261. 自動車一型式、1262. 自動車一見出し、1263. 自動車一使用の本拠の位置、1264. 自動車一自動車登録番号、1265. 自動車一車体番号、1266. 自動車一車名、1267. 自動車一初年度登録年月、1268. 自動車一先行権利有無、1269. 自動車一搜索開始時刻、1270. 自動車一搜索終了時刻、1271. 自動車一搜索場所、1272. 自動車一搜索年月日、1273. 自動車一走行距離、1274. 自動車一備考、1275. 自動車一備考更新職員番号、1276. 自動車一備考更新日、1277. 自動車一有効期間満了日、1278. 自動車一立会人、1279. 執行権有無、1280. 執行停止一括決裁、1281. 執行停止一起案年月日、1282. 執行停止一決裁年月日、1283. 執行停止一決定職員番号、1284. 執行停止一決定入力年月日、1285. 執行停止一公示年月日、1286. 執行停止一事由コード、1287. 執行停止一取消起案年月日、1288. 執行停止一取消公示年月日、1289. 執行停止一取消事由コード、1290. 執行停止一取消職員番号、1291. 執行停止一取消調査額、1292. 執行停止一取消通知年月日、1293. 執行停止一取消入力年月日、1294. 執行停止一取消年月日、1295. 執行停止一取消配達方法コード、1296. 執行停止一種類コード、1297. 執行停止一詳細事由コード、1298. 執行停止一即時欠損時の事由コード、1299. 執行停止一調査額、1300. 執行停止一通知年月日、1301. 執行停止一配達方法コード、1302. 執行停止一備考、1303. 執行停止一備考更新職員番号、1304. 執行停止一備考更新日、1305. 執行停止一予定職員番号、1306. 執行停止一予定入力年月日、1307. 実態調査一依頼日、1308. 実態調査一回答日、1309. 実態調査一判明区分、1310. 取扱窓口、1311. 取消事由コード、1312. 取消年月日、1313. 首長名有無フラグ、1314. 受入年月日、1315. 受付年月日、1316. 受付番号、1317. 終了日、1318. 住所コード、1319. 従宛名番号、1320. 従連番、1321. 出力プリンタ名1、1322. 出力プリンタ名2、1323. 処分コード、1324. 処分停止件数、1325. 処分内容、1326. 処分番号、1327. 処分連番、1328. 所得金額、1329. 所得金額対象年、1330. 所得内容、1331. 証券種類コード、1332. 証券状態、1333. 証券番号、1334. 詳細記事連番、1335. 詳細財産種類コード、1336. 詳細有無フラグ、1337. 状態コード、1338. 職業コード、1339. 振出人氏名漢字、1340. 振出人住所漢字、1341. 振出年月日、1342. 申告区分、1343. 申告連番、1344. 世帯番号、1345. 生活保護開始日、1346. 生活保護終了日、1347. 生活保護有無、1348. 生保一依頼日、1349. 生保一回答日、1350. 生保一差押可件数、1351. 税保コード、1352. 税目コード、1353. 税目等、1354. 折衝相手コード、1355. 折衝相手一その他、1356. 前回更新アクセスコード、1357. 前回更新プログラムID、1358. 前回更新時刻、1359. 前回更新職員番号、1360. 前回更新端末ID、1361. 前回更新年月日、1362. 組戻事由コード、1363. 組戻年月日、1364. 送付出力一FLG、1365. 滞繰一その他、1366. 滞繰一たばこ、1367. 滞繰一延滞金、1368. 滞繰一介護保険料、1369. 滞繰一軽自、1370. 滞繰一固定、1371. 滞繰一固定償、1372. 滞繰一鉱産、1373. 滞繰一合計、1374. 滞繰一国税、1375. 滞繰一国税年、1376. 滞繰一国料、1377. 滞繰一国料年、1378. 滞繰一市県退、1379. 滞繰一市県特、1380. 滞繰一市県年、1381. 滞繰一市県普、1382. 滞繰一事業所、1383. 滞繰一特土地、1384. 滞繰一入湯、1385. 滞繰一法人、1386. 滞繰一金額、1387. 滞繰一区分コード、1388. 滞繰理由コード、1389. 滞繰理由補足、1390. 滞繰理由補足更新職員番号、1391. 滞繰理由補足更新日、1392. 代金取立明細日、1393. 代金納付期限、1394. 代金納付時刻、1395. 担当コード、1396. 担当区分、1397. 担保権設定年月日、1398. 地区コード、1399. 地区名、1400. 貯金一記号番号、1401. 貯金一金融機関届出住所、1402. 貯金一見出し、1403. 貯金一現在日、1404. 貯金一残高、1405. 貯金一先行権利有無、1406. 貯金一貸付金額一当初、1407. 貯金一貸付残高、1408. 貯金一貸付年月日、1409. 貯金一第三債務者、1410. 貯金一貯金種類コード、1411. 貯金一備考、1412. 貯金一備考更新職員番号、1413. 貯金一備考更新日、1414. 貯金一満期年月日、1415. 貯金一名義人、1416. 貯金一預入年月日、1417. 帳票ID、1418. 徴収区、1419. 徴収猶予一開始年月日、1420. 徴収猶予一期間区分コード、1421. 徴収猶予一決裁年月日、1422. 徴収猶予一決定職員番号、1423. 徴収猶予一決定入力年月日、1424. 徴収猶予件数、1425. 徴収猶予一減免率、1426. 徴収猶予一公示年月日、1427. 徴収猶予一事由コード、1428. 徴収猶予一取消起案年月日、1429. 徴収猶予一取消公示年月日、1430. 徴収猶予一取消事由コード、1431. 徴収猶予一取消所見、1432. 徴収猶予一取消職員番号、

1433. 徴収猶予一取消通知年月日、1434. 徴収猶予一取消入力年月日、1435. 徴収猶予一取消年月日、1436. 徴収猶予一取消配達方法コード、1437. 徴収猶予一終了年月日、1438. 徴収猶予一所見、1439. 徴収猶予一申請年月日、1440. 徴収猶予一担保種類コード、1441. 徴収猶予一担保提供年月日、1442. 徴収猶予一担保提供有無、1443. 徴収猶予一通知年月日、1444. 徴収猶予一登録機関コード、1445. 徴収猶予一配達方法コード、1446. 徴収猶予一備考、1447. 徴収猶予一備考更新職員番号、1448. 徴収猶予一備考更新日、1449. 徴収猶予一予定職員番号、1450. 徴収猶予一予定入力年月日、1451. 調査年月日、1452. 調書番号、1453. 調定年度、1454. 通知書番号、1455. 定数一システム名、1456. 定数一デバッグID、1457. 定数一デバッグ有無、1458. 定数一ログ出力有無、1459. 定数一印刷ページ指定、1460. 定数一延滞金計算方法、1461. 定数一過誤納表示有無、1462. 定数一会計基準年月日、1463. 定数一会計年度、1464. 定数一該当なし表示有無、1465. 定数一管理外年数、1466. 定数一記事ウィザード、1467. 定数一記事終了表示有無、1468. 定数一記事表示順、1469. 定数一記事表示方法、1470. 定数一金銭出納員名、1471. 定数一金融機関選択方法、1472. 定数一決裁欄、1473. 定数一元号、1474. 定数一減免率一処分、1475. 定数一減免率一停止、1476. 定数一減免率一猶予、1477. 定数一更新終了表示有無、1478. 定数一国保課名、1479. 定数一国保会計区分、1480. 定数一国保係名、1481. 定数一国保電話番号、1482. 定数一国保部局名、1483. 定数一最大検索件数、1484. 定数一市区文字、1485. 定数一指定期日プロテクト、1486. 定数一支払方法、1487. 定数一資産状況入力方法、1488. 定数一時効完成年数、1489. 定数一時効日パラメタ、1490. 定数一自治体コード、1491. 定数一自治体名、1492. 定数一首長名表示方法、1493. 定数一受入延滞金計算有無、1494. 定数一終了確認表示有無、1495. 定数一処分停止年数、1496. 定数一処分停止表示有無、1497. 定数一処分明細表示順、1498. 定数一処分履歴表示順、1499. 定数一初期画面表示有無、1500. 定数一税保コード、1501. 定数一操作マニュアル、1502. 定数一滞納明細表示方法、1503. 定数一帳票グループA、1504. 定数一帳票グループB、1505. 定数一帳票グループC、1506. 定数一帳票グループD、1507. 定数一帳票印刷状態、1508. 定数一徴収滞延滞金表示方法、1509. 定数一徴収猶予予定記事、1510. 定数一徴税吏員職名、1511. 定数一登記書印刷状態、1512. 定数一督促発行チェック、1513. 定数一督促発行経過日数、1514. 定数一納付委託分割方法、1515. 定数一納付委託予定記事、1516. 定数一納付書出力区分、1517. 定数一納付書予定記事、1518. 定数一納付履歴表示順、1519. 定数一納付履歴表示方法、1520. 定数一配一分割方法、1521. 定数一発行年月日プロテクト、1522. 定数一分割納付予定記事、1523. 定数一分割方法、1524. 定数一納回数の上限、1525. 定数一納付不履行経過日数、1526. 定数一法定納期限表示有無、1527. 定数一未折衝とする日数、1528. 定数一未到来表示有無、1529. 電子公印-FLG、1530. 電話一依頼日、1531. 電話加入権一局番、1532. 電話加入権一契約者宛名番号、1533. 電話加入権一契約者氏名漢字、1534. 電話加入権一契約者住所漢字、1535. 電話加入権一契約者方書漢字、1536. 電話加入権一契約年月日、1537. 電話加入権一市外局番、1538. 電話加入権一先行権利有無、1539. 電話加入権一電話機の設置場所、1540. 電話加入権一電話種類コード、1541. 電話加入権一電話番号、1542. 電話加入権一備考、1543. 電話加入権一備考更新職員番号、1544. 電話加入権一備考更新日、1545. 電話加入権一別住所フラグ、1546. 電話加入権一別姓フラグ、1547. 電話一回答日、1548. 電話一差押可件数、1549. 電話番号、1550. 登録事由コード、1551. 登録年月日、1552. 土地一課税地積、1553. 土地一課税地目コード、1554. 土地一課税標準額一固定、1555. 土地一課税標準額一都計、1556. 土地一権利異動事由コード、1557. 土地一権利異動年月日、1558. 土地一市外住所コード、1559. 土地一市内外区分、1560. 土地一持分一分子、1561. 土地一持分一分母、1562. 土地一住所自治体コード、1563. 土地一住所町名コード、1564. 土地一所在、1565. 土地一先行権利有無、1566. 土地一地番、1567. 土地一登記宛名番号、1568. 土地一登記氏名漢字、1569. 土地一登記住所漢字、1570. 土地一登記地積、1571. 土地一登記地目コード、1572. 土地一登記年月日、1573. 土地一登記方書漢字、1574. 土地一特例コード、1575. 土地一特例地積、1576. 土地一非課税コード、1577. 土地一非課税地積、1578. 土地一備考、1579. 土地一備考更新職員番号、1580. 土地一備考更新日、1581. 土地一表示異動事由コード、1582. 土地一表示異動年月日、1583. 土地一評価額、1584. 土地一不動産番号、1585. 動産一見出し、1586. 動産一自動車フラグ、1587. 動産一先行権利有無、1588. 動産一搜索開始時刻、1589. 動産一搜索終了時刻、1590. 動産一搜索場所、1591. 動産一搜索年月日、1592. 動産一調査内容、1593. 動産一備考、1594. 動産一備考更新職員番号、1595. 動産一備考更新日、1596. 動産一立会人、1597. 特定一開始年、1598. 特定一月、1599. 特定一終了年、1600. 特定一日、1601. 特土徴収区分、1602. 特例基準割合、1603. 督手処分額、1604. 督手分納額、1605. 入金予定額、1606. 入札開始時刻、1607. 入札開始年月日、1608. 入札終了時刻、1609. 入札終了年月日、1610. 年度、1611. 納期限、1612. 納付委託一延滞金基準日、1613. 納付委託一延滞金計算方法コード、1614. 納付委託一延滞金減免率、1615. 納付委託一延滞金定額指定、1616. 納付委託一延滞金有無、1617. 納付委託一加算金有無、1618. 納付委託一決定回数、1619. 納付委託一決定職員番号、1620. 納付委託一決定入力年月日、1621. 納付委託件数、1622. 納付委託一取消事由コード、1623. 納付委託一取消職員番号、1624. 納付委託一取消入力年月日、1625. 納付委託一取消年月日、1626. 納付委託一受付年月日、1627. 納付委託一証券枚数、1628. 納付委託一振分順コード、1629. 納付委託一督手有無、1630. 納付委託一備考、1631. 納付委託一備考更新職員番号、1632. 納付委託一備考更新日、1633. 納付委託一分割方法コード、1634. 納付委託一明細一開始年月日、1635. 納付委託一明細一終了年月日、1636. 納付書出力、1637. 破産事件フラグ、1638. 排他フラグ、1639. 配当充当期別優先ボタン、1640. 配当充当期権利者項番、1641. 配当充当期公売代金、1642. 配当充当期告示番号、1643. 配当充当期債権額、1644. 配当充当期財産種類コード、1645. 配当充当期財産番号、1646. 配当充当期残余金、1647. 配当充当期市長の債権額、1648. 配当充当期支払時刻一時、1649. 配当充当期支払時刻一分、1650. 配当充当期支払場所、1651. 配当充当期支払場所コード、1652. 配当充当期支払年月日、1653. 配当充当期自治体名、1654. 配当充当期受入の適用、1655. 配当充当期充当年月日、1656. 配当充当期詳細財産種類コード、1657. 配当充当期滞納処分費、1658. 配当充当期滞納処分費項番、1659. 配当充当期滞納処分費有、1660. 配当充当期配当金、1661. 配当充当期配当金受領日、1662. 配当充当期配当元処分コード、1663. 配当充当期配当元調書番号、1664. 配当充当期配当日、1665. 配当充当期備考、1666. 配当充当期本税優先ボタン、1667. 買受区分、1668. 売却区分、1669. 売却決定時刻、1670. 売却決定場所、1671. 売却決定場所コード、1672. 売却決定年月日、1673. 売却連番、1674. 判明事由コード、1675. 番号ID、1676. 番号キー、1677. 備考、1678. 備考更新職員番号、1679. 備考更新日、1680. 筆頭者、1681. 標識番号、1682. 不渡年月日、1683. 不動産一依頼日、1684. 不動産一回答日、1685. 不動産一差押可件数、1686. 不特定一開始年、1687. 不特定一月、1688. 不特定一終了年、1689. 不特定一第何、1690. 不特定一曜日、1691. 不服文言、1692. 不服文言市区区分、1693. 不服文言帳票区分、1694. 分割納付一延滞金基準日1、1695. 分割納付一延滞金基準日2、1696. 分割納付一延滞金計算方法コード、1697. 分割納付一延滞金減免率、1698. 分割納付一延滞金定額指定、1699. 分割納付一延滞金有無、1700. 分割納付一加算金有無、1701. 分割納付一開始年月日、1702. 分割納付一隔月指定コード、1703. 分割納付一割増月、1704. 分割納付一割増月の納付額、1705. 分割納付一計算方法コード、1706. 分割納付件数、1707. 分割納付一支払方法コード、1708. 分割納付一取消事由コード、1709. 分割納付一取消職員番号、1710. 分割納付一取消入力日、1711. 分割納付一取消年月日、1712. 分割納付一受付年月日、1713. 分割納付一初回の納付額、1714. 分割納付一振分順コード、1715. 分割納付一端数処理方法コード、1716. 分割納付一督手有無、1717. 分割納付一内入金額、1718. 分割納付一入力職員番号、1719. 分割納付一入力年月日、1720. 分割納付一備考、1721. 分割納付一備考更新職員番号、1722. 分割納付一備考更新日、1723. 分割納付一分割方法コード、1724. 分割納付一分納回数、1725. 分割納付一分納誓約有無、1726. 分割納付一分納明細数、1727. 分割納付一訪問徴収フラグ、1728. 分割納付一毎月の納付額、1729. 分割納付一明細一開始年月日、1730. 分割納付一明細一終了年月日、1731. 分納用フラグ、1732. 分類コード、1733. 文章、1734. 別途保管文書有り、1735. 変更納期限、

1736. 返却年月日、1737. 返戻事由コード、1738. 返戻年月日、1739. 保険一時払い、1740. 保険金融機関コード、1741. 保険契約者氏名漢字、1742. 保険契約者住所漢字、1743. 保険契約者電話番号、1744. 保険契約者方書漢字、1745. 保険契約状況、1746. 保険契約年月日、1747. 保険月額保険料、1748. 保険一見出し、1749. 保険一現在日、1750. 保険一口座種別コード、1751. 保険一口座番号、1752. 保険一口座名義人、1753. 保険一支払年月日、1754. 保険一死亡受取人氏名、1755. 保険一失効年月日、1756. 保険一証券番号、1757. 保険一振替有無、1758. 保険一先行権利有無、1759. 保険一送付先、1760. 保険一貸付残高、1761. 保険一貸付内訳、1762. 保険一第三債務者、1763. 保険一担当者電話番号、1764. 保険一店舗コード、1765. 保険一配当金、1766. 保険一被保険者氏名漢字、1767. 保険一被保険者住所漢字、1768. 保険一備考、1769. 保険一備考更新職員番号、1770. 保険一備考更新日、1771. 保険一払込終了年月、1772. 保険一払込状況、1773. 保険一返戻金、1774. 保険一保険の種類、1775. 保険一保険金額、1776. 保険一満期受取金額、1777. 保険一満期受取人氏名、1778. 保険一満期年月日、1779. 保険一問い合わせ先、1780. 法定納期限、1781. 法定納期限等、1782. 訪問予定時刻、1783. 訪問予定日、1784. 訪問予定年月日、1785. 本税処分額、1786. 本税分納額、1787. 本籍地、1788. 本庁移管フラグ、1789. 本庁移管開始日、1790. 本庁移管終了日、1791. 優先区分、1792. 郵貯一依頼日、1793. 郵貯一回答日、1794. 郵貯一差押可件数、1795. 郵便番号、1796. 予定コード、1797. 予定時刻、1798. 予定内容、1799. 予定年月日、1800. 預金一依頼日、1801. 預金一回答日、1802. 預金金融機関コード、1803. 預金金融機関届出住所、1804. 預金一契約年月日、1805. 預金一見出し、1806. 預金一現在日、1807. 預金一口座種別コード、1808. 預金一口座番号、1809. 預金一口座名義人、1810. 預金一口座名義人カナ、1811. 預金一口数、1812. 預金一差押可件数、1813. 預金一最終取引年月日、1814. 預金一残高、1815. 預金一種類名義、1816. 預金一出資金額、1817. 預金一先行権利有無、1818. 預金一組合員番号、1819. 預金一貸付形式コード、1820. 預金一貸付残高、1821. 預金一担保種類コード、1822. 預金一店舗コード、1823. 預金一反対債権金額、1824. 預金一備考、1825. 預金一備考更新職員番号、1826. 預金一備考更新日、1827. 預金一保護現在日、1828. 預金一本店コード、1829. 預金一満期年月日、1830. 用紙サイズ、1831. 用紙種別、1832. 用紙名称、1833. 利害関係区分コード、1834. 履行サイン、1835. 履行期限、1836. 臨戸分納区分、1837. 連帳給紙方法、1838. 連番、1839. 連絡先FAX、1840. 連絡先種別コード、1841. 連絡先住所漢字、1842. 連絡先電話番号、1843. 連絡先内線番号、1844. 連絡先方書漢字、1845. 連絡先名称カナ、1846. 連絡先名称漢字、1847. 連絡先郵便番号、1848. 連絡先連番、1849. 個人番号、1850. 法人番号、1851. 所属課コード、1852. 所属係コード、1853. 共通納税一地方公共団体コード-CH、1854. 共通納税一納税者ID-CH、1855. 共通納税一収納団体番号-CH、1856. 共通納税一納付番号-CH、1857. 共通納税一納付区分-CH、1858. 共通納税一確認番号-CH、1859. 共通納税一履歴番号-CH、1860. 共通納税状態区分-CH、1861. 調定特定区分-CH、1862. 暫定調定作成フラグ-CH、1863. 管理ファイル取込日-CH、1864. 納付ファイル取込日-CH、1865. 入金ファイル取込日-CH、1866. 共通納税一申告区分-CH、1867. 共通納税一税目区分-CH、1868. 共通納税一期別一自-CH、1869. 共通納税一期別一至-CH、1870. 共通納税一申告受付番号-CH、1871. 共通納税一申告受付日-CH、1872. 共通納税一利用者ID-CH、1873. 共通納税一納付者名フリガナ-NC、1874. 共通納税一納付者名-NC、1875. 共通納税一本税等合計額-NM、1876. 共通納税一延滞金合計額-NM、1877. 共通納税一支払可能期限-CH、1878. 共通納税一特定キー1-CH、1879. 共通納税一特定キー2-CH、1880. 共通納税一特定キー予備-CH、1881. 共通納税一納期限-CH、1882. 共通納税一延滞金計算開始年月日-CH、1883. 共通納税一入金年月日-CH、1884. 共通納税一納付年月日-CH、1885. 強制作成フラグ-CH、1886. 予備1-CH、1887. 予備2-CH、1888. 取込処理日-CH、1889. 収納団体コード-CH、1890. 税目一料金番号-CH、1891. 申告区分一課税期間-CH、1892. パスワード-CH、1893. システム利用領域04-CH、1894. システム利用領域05-CH、1895. システム利用領域06-CH、1896. システム利用領域07-CH、1897. システム利用領域08-CH、1898. システム利用領域09-CH、1899. システム利用領域10-CH、1900. システム利用領域11-CH、1901. レスポンスコード-CH、1902. システム利用領域12-CH、1903. システム利用領域13-CH、1904. 納付金区分-CH、1905. 氏名カナ-NC、1906. 氏名漢字-NC、1907. 今回請求金額合計-NM、1908. 請求本体金額-NM、1909. 請求固定延滞金額-NM、1910. 延滞金随時計算フラグ-CH、1911. 納付情報変更年月日-CH、1912. 納期限-CH、1913. 延滞金計算開始年月日-CH、1914. 延滞金表示区分-CH、1915. 請求消費税-NM、1916. 消費税表示区分-CH、1917. 納付内容カナ-NC、1918. 納付内容漢字-NC、1919. 手数料負担区分-CH、1920. 地公体任意情報-NC、1921. 納付方式-CH、1922. 拡張予備領域01-CH、1923. システム利用領域14-CH、1924. 今回支払金額合計累積-NM、1925. 今回支払金額合計-NM、1926. 支払納付額-NM、1927. 支払延滞金額-NM、1928. 支払消費税-NM、1929. 領収区分-CH、1930. 支払方法-CH、1931. チャネル区分-CH、1932. 入力区分-CH、1933. 印紙税額-NM、1934. 他店券金額-NM、1935. システム利用領域15-CH、1936. 入金年月日-CH、1937. 納付年月日-CH、1938. MPN処理年月日-CH、1939. MPN処理時刻-CH、1940. MPN処理通番-CH、1941. 仕向センターコード-CH、1942. 金融機関コード-CH、1943. 店舗コード-CH、1944. 仕向処理年月日-CH、1945. 仕向処理時刻-CH、1946. 仕向処理通番-CH、1947. システム利用領域16-CH、1948. 決算単位年月日-CH、1949. MPN通信サーバ登録年月日-CH、1950. 拡張予備領域02-CH、1951. システム予備-CH、1952. 登録区分-CH、1953. 納税者ID-CH、1954. 納付可否区分-CH

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
税情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・窓口での申請等情報入手の際には、個人番号カード又は通知カード及びその他本人確認書類（運転免許証等）の確認を行い、対象者以外の情報の入手を防止している。 ・届出・申請内容や本人の住所、氏名、生年月日等が相違ないか税総合電算システムを用いて確認を行う。 ・申請書等は1人につき1通ずつ記載する様式として、申請書等の記載例を窓口で示すなど申請者が本人以外の申請を誤って行うことのないようにしている。 ・他の機関及び庁内連携を通じて入手する際も、入手元とあらかじめ対象者の関連付けを行っておくことにより、対象者以外の情報を入手できないようにしている。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・申請書類等の様式を、本人が必要な情報以外を誤って記載することがないような書式にしている。また、記載要領も必要最小限の情報の記載となるようにしている。 ・必要な書類を明確に示して、不必要な書類の提出を防止している。 ・課税資料が電子記録媒体で提出された場合、本市で受領すべきものかその内容を十分に確認し、本市分でない場合は返却している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・税情報の取得に関して、書面での本人あるいは代理人による届出のみを受領することとし、窓口での受領の際には、本人確認及び委任状の確認を行っている。 ・システムを利用する必要がある場合は、ユーザID及びパスワードによる認証を行い、操作者が利用可能な権限を限定している。 ・当該税業務に関係のない情報を入手できないよう、システムの的に制限している。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	・窓口において、個人番号カード又は通知カード及び運転免許証等、本人確認書類による本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	・窓口において、個人番号カード又は通知カード及び運転免許証等、本人確認書類により個人番号の真正性の確認を行う。真正性に疑問がある場合は、既に登録された宛名情報により真正性の確認を行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・入手した情報については、窓口での聴き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。 ・入力者、審査者、決裁者を分担して複数のチェックを行っている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・申告書等受付の際には、カウンターに衝立を設置し隣席からは手元が見えないようにするとともに、不必要な大声で対応しないようにしている。また、受付時の会話が聞こえないよう、待合スペースからは適当な距離を確保している。 ・受付時の個人情報が記載されたメモは当該受付終了時にはカウンターから片づけ、確実にシュレッダー処理を行う。 ・申告書類等については、特定個人情報の漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は施錠可能な書庫に保管する。 ・税総合電算システムは、インターネットと直接接続していない。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	<税総合電算システムにおける措置> ・個人番号利用事務実施者以外(税務事務実施者以外)から特定個人情報の要求があった場合は、個人番号と個人情報の紐付けが行われないようシステムでアクセス制御を行っている。 <統合利用番号連携サーバーにおける措置> ・評価対象の事務に必要な情報のみを記録している。 ・必要のない情報を入手することができないよう、業務内容によりアクセス権限の範囲を定めている。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・税総合電算システムから他のシステムへの特定個人情報の連携は必要となる情報のみに制限し、必要のない情報との紐付けは行われないよう制限している。 ・税総合電算システムには、地方税業務に関係のない情報を保有しない。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1 ユーザの認証方法 ①ユーザ認証は3段階で実施している。税総合電算システムを利用するときは、まずWindowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行い、次に共通基盤システムのディレクトリサービス機能において、許可された個人ごとに付与したユーザIDとパスワードにより、個人ごとのWindowsログイン認証を行う二要素認証を実施している。次に、ログインした端末から税総合電算システムを利用する際、ユーザIDとパスワードによる認証を行っている。 ②なりすましが行われなかったための対策 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止するとともに、離席時は必ずログアウトしている。 ・パスワードは、他者に知られないように、パスワードの照会等には一切応じない、パスワードのメモを机上等に置かないなどの対策を実施している。 ・パスワードが流出したおそれがある場合には、情報システム管理者に速やかに報告し、パスワードを速やかに変更する。 ・端末やシステムに初めてログインする時は、パスワードの変更を促し、以降定期的にパスワードの変更を要求している。パスワードは定期的に変更し、前回使用したパスワードに変更することはできないようになっている。 ・仮のパスワードは、最初のログイン時点で強制的に変更している。 2 共通基盤システムにおける管理 ・共通基盤システムのWindowsログイン認証において、パスワードは一定以上の長さとするのが必須となっており、自己により随時変更可能である。 ・共通基盤システムのWindowsログイン認証において、初回パスワードは、初回ログイン時に強制的に変更している。 ・共通基盤システムのWindowsログイン認証において、パスワードは強制的に一定期間ごとに変更している。 ・共通基盤システムのWindowsログイン認証において、パスワード変更時は前回使用のパスワードに変更することはできないようになっている(継続使用不可)。 ・共通基盤システムのWindowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行うことにより、なりすましが行われないよう講じている。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・利用されていないIDが放置されないよう、人事情報をもとに定期的に点検を行っている。 <共通基盤システムにおける管理> 共通基盤システムにおいて、以下のとおり、アクセス権限の管理を行っている。 ・ディレクトリサービス機能において、操作者の業務内容に応じた最低限のアクセス権限が付与されるように管理している。 ・利用していないIDが放置されないよう、システム所管課において、操作者の業務内容に応じた最低限のアクセス権限が付与されることを年次で確認している。 <統合利用番号連携サーバーにおける管理> 統合利用番号連携サーバーにおいて、以下のとおり、アクセス権限の管理を行っている。 ・連携機能については、システム単位で制限し、対象システムに該当する範囲のみに限定してアクセス権を付与している。 ・オンライン機能については、利用していないIDが放置されないよう、システム所管課において、操作者の業務内容に応じた最低限のアクセス権限が付与されることを年次で確認している。	

アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・利用されていないIDが放置されないよう、人事情報をもとに定期的に点検を行っている。 <共通基盤システムにおける管理> 共通基盤システムにおいて、以下のとおり、アクセス権限の管理を行っている。 ・ディレクトリサービス機能において、操作者の業務内容に応じた最低限のアクセス権限が付与されるように管理している。 ・利用していないIDが放置されないよう、システム所管課において、操作者の業務内容に応じた最低限のアクセス権限が付与されることを年次で確認している。 <統合利用番号連携サーバーにおける管理> 統合利用番号連携サーバーにおいて、以下のとおり、アクセス権限の管理を行っている。 ・連携機能については、システム単位で制限し、対象システムに該当する範囲のみに限定してアクセス権を付与している。 ・オンライン機能については、利用していないIDが放置されないよう、システム所管課において、操作者の業務内容に応じた最低限のアクセス権限が付与されることを年次で確認している。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・税総合電算システム内での特定個人情報の更新・参照・発行の記録をアクセスログとして保管する。 ・アクセス記録項目：処理日時、職員情報、部署情報、端末情報、処理事由、宛番号、処理内容など ・アクセス記録は、刑事訴訟手続上の証拠保全のため、刑事訴訟法第250条第2項第4号（長期15年未満の拘禁刑に当たる罪）の公訴時効である7年間分を媒体で管理する。 ・アクセス記録はディスク上に保管するとともに、媒体に退避することにより、改ざん、誤消去を防止している。ディスク上のデータはあらかじめ許可された担当者以外はアクセスできないようにしている。 <共通基盤システムにおける方法> 共通基盤システムにおいて、以下のとおり、特定個人情報の使用の記録を行っている。 ・ディレクトリサービス機能において、いつ、どの端末で、誰が、ネットワークにログイン／ログアウトしたかを記録し、一定期間保存している。 ・データ連携機能により特定個人情報ファイルにアクセスしたログ（いつ、どのシステムが）を取得し、一定期間保存している。 <統合利用番号連携サーバーにおける方法> 統合利用番号連携サーバーにおいて、以下のとおり、特定個人情報の使用の記録を行っている。 ・いつ、どの端末で、誰が、ネットワークにログイン／ログアウトしたかを記録し、一定期間保存している。 ・データ連携機能によりデータ連携（特定個人情報にアクセス）したログを取得し、一定期間保存している。 ・オンライン機能により特定個人情報にアクセスしたログを取得し、一定期間保存している。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	1 教育・啓発 ・年1回、地方公共団体情報システム機構の「e-Learningによる情報セキュリティ研修」を実施し、本市における個人情報の取扱い等に関する一般知識の習得及び意識レベルの向上に取り組んでいる。 ・年1回、各課で選任されている情報セキュリティ担当者を対象に、「所属内における情報セキュリティの普及・啓発に係る取組み」に必要な知識の習得を目的とした研修を実施している。 ・毎年度、新任管理職及び新規採用の職員等を対象とした、情報漏えいの防止などを目的とした人的セキュリティに係る研修を実施している。 ・他市町村等での個人情報の漏えい等に関する事象が発生・報道された際には、随時周知を行い注意喚起している。 2 違反行為を行った職員に対する措置 ・地方税法第22条及び地方公務員法第34条第1項、第60条第2号により、守秘義務及び罰則が規定されている。 3 その他の措置 ・委託業務の従業者については、契約時に当該業務従事者全員から秘密の保持に関する誓約書、委託事業者からセキュリティ等に関する社員教育の実績書及び計画書等の提出を義務付けている。業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書に署名をする。 ・税総合電算システムにおいては、当該職員の権限に応じて処理可能なメニューのみを表示することで、当該職員の業務に必要な処理のみを行える仕組みとしている。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<人的措置> ・特定個人情報の提供は、法令等の規定がある場合以外は認められない旨を職員等に周知する。 ・地方税法第22条および地方公務員法第34条第1項、第60条第2号による罰則が規定されている。 <サーバー> ・バックアップファイルの取得は入退室管理をしている情報システム室での作業に限定されている。 ・情報システム室は常時監視カメラによる監視を行っている。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・許可のない外部記録媒体が使用できないように制限している。 ・ファイルの持ち出しについて、持出し申請者を限定するとともに、上長の承認が必要であり、また、上長の承認を得たファイルは、申請した者しか持ち出すことが出来ないように制限している。 ・いつ、誰が、どの端末で、どのデバイスに、どのファイルを持ち出し、持ち込みしたか、誰が持出し承認したかを記録するとともに、記録を取得していることを関係者に周知し、不正な持出しを抑止している。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	・委託調達仕様書において、個人情報保護体制に関する条件として、一般財団法人日本情報経済社会推進協会認定の「プライバシーマーク」等を取得している者とするほか、社内教育に関する条件として、セキュリティに関する研修及びプライバシー保護に関する研修等を実施する旨を規定し、特定個人情報の保護を適切に行える委託先であることを確認する。 ・契約時には、必要に応じ個人情報等の保護に係る誓約書、業務従事者届、業務従事者の経歴書、業務従事者からの秘密保持に関する誓約書、実施体制図、セキュリティ等に関する社員教育の実績書及び計画書の提出を義務付けている。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	・作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 ・閲覧／更新権限を持つ者を必要最小限にする。 ・閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 ・閲覧／更新の履歴（ログ）を取得し保管する。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・端末の操作ログを全て記録し、7年間保管している。 ・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。 ・端末へのログイン記録を取得し、7年間保管している。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	業務の一部を再委託する場合については、契約書により以下の条件を課している。 ・委託先は、個人情報取扱に係る事項について委託先同様の義務を再委託先に負わせ、再委託先に対し遵守を監督すること。 ・再委託先事業者から委託先事業者へ提出される個人情報等の保護に係る誓約書の写しを本市に提出すること。 ・再委託先従事者から再委託先事業者へ提出される秘密保持に関する誓約書の写しを本市に提出すること。 ・再委託先の業務従事者に対するセキュリティに係る教育状況についてその実施状況が確認できる書類を本市に提出すること。 また再委託の許諾については、本市に提出される再委託申請書を以下の観点から審査した上で、判断する。 -再委託先の名称、所在地、連絡先電話番号が、正確に記載されていること。 -再委託が、業務の一部分かつ専門的な作業であること。 -再委託する作業内容を具体的に明記していること。 -全部又は大部分の再委託でないこと。 -再委託する作業内容に関して、契約の履行に必要な専門的な作業の実績又は堺市若しくは他の自治体における対象業務の実績を有していること。 また、契約書で、本市が「必要があると認めるときは、この業務の履行に立会い、又は報告を求めることができる」と定め、必要があれば本市職員が現地調査する。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱うように委託契約書において特記事項として定めている。 （規定内容） ・契約終了又は解除された後においても秘密保持すること ・従事者に対して個人情報保護法で定める罰則の教示を行うこと ・個人情報の収集の制限と適正管理を行うこと ・個人情報の返還と廃棄に関すること ・目的外の使用と第三者への提供の禁止 ・複写、複製の禁止 ・事故発生時の速やかな報告 ・契約事項の違反による損害賠償の担保 また、契約書で、本市が「必要があると認めるときは、この業務の履行に立会い、又は報告を求めることができる」と定め、必要があれば本市職員が現地調査する。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ルールの内容> 契約書において、業務委託が終了した場合、本市の指示に従い、委託業者の責任と負担において個人情報を本市に返還若しくは破棄、消去しなければならない旨を規定している。 <ルール遵守の確認方法> 委託契約の報告条項に基づき、特定個人情報の取扱いについて書面にて、破棄、消去の方法、完了日等を報告させ、必要があれば本市職員が現地調査する。	

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		
	規定の内容	個人情報の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱うように委託契約書において特記事項として定めている。 (規定内容) ・契約終了又は解除された後においても秘密保持すること ・従事者に対して個人情報保護法で定める罰則の教示を行うこと ・個人情報の収集の制限と適正管理を行うこと ・個人情報の返還と廃棄に関すること ・目的外の使用と第三者への提供の禁止 ・複写、複製の禁止 ・事故発生時の速やかな報告 ・契約事項の違反による損害賠償の担保
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		
	具体的な方法	・委託先と同等のリスク対策を実施する
その他の措置の内容		—
リスクへの対策は十分か		
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<共通基盤システムによる情報の移転> 移転を行う場合、移転する情報に関して、移転元と移転先において仕様を定め、所属長の許可を得た上でICTイノベーション推進室に依頼をする。仕様で定めたことのみをシステム構築しており、仕様以外の情報に関しては、移転不可能である。どのシステムがどの情報に対して、いつ移転したかをネットワークの通信ログで取得しており、7年間保存している。正当な移転だけでなく、不正な移転、移転の失敗など全ての通信ログを取得している。 なお、上記記録については刑事訴訟手続上の証拠保全のため、刑事訴訟法第250条第2項第4号（長期15年未満の拘禁刑に当たる罪）の公訴時効である7年間分保存する。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<共通基盤システムによる情報の移転> ・システムの仕様を定める際に関係各課と協議を行い、法令上の根拠等を確認した上でシステムを構築し、適切なタイミングで自動で提供する仕組みを構築している。随時で行う際も、その都度不適切な移転でないことを確認し、決裁行為を経たうえでやっている。	
その他の措置の内容	・入室権限を厳格に管理している情報システム室にサーバーを設置し、情報の持ち出しを制限している。 ・共通基盤システムにおいて、特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を有する者を厳格に管理し、基本的に媒体接続は禁止しており、情報の持ち出しを制限している。 ・統合利用番号連携サーバーにおいて、特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限は限定し、事務に必要な情報に限定して連携している。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	[共通基盤システム] ・連携手段として情報連携の記録が逐一保存され、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止している。 ・許可のない外部記録媒体が使用できないように制限している。 ・ファイルの持ち出しについて、持出し申請者を限定するとともに、上長の承認が必要であり、また、上長の承認を得たファイルは、申請した者しか持ち出すことが出来ないように制限している。 ・いつ、誰が、どの端末で、どのデバイスに、どのファイルを持ち出し、持ち込みしたか、誰が持出し承認したかを記録するとともに、記録を取得していることを関係者に周知し、不正な持ち出しを抑止している。 [統合利用番号連携サーバー] ・情報連携の記録が逐一保存され、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止している。 なお、中間サーバー間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保されている。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<共通基盤システムによる情報の移転> ・共通基盤システムにおいて、連携データごとにデータ種別、通信相手ごとに持つIDとパスワードを取り決め、認証行為を行っている。 なお、上記記録については刑事訴訟手続上の証拠保全のため、刑事訴訟法第250条第2項第4号（長期15年未満の拘禁刑に当たる罪）の公訴時効である7年間分保存する。 ・統合利用番号連携サーバーにおいて、以下の措置を行っている。 【連携機能】 システムごとにIDとパスワードを取り決め、認証行為を行った上で、定義したデータ種別／項目に限定して連携している。 【オンライン機能】 個人単位でIDとパスワードを取り決め、認証行為を行った上で、必要な情報に限定して連携している。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)と各業務個別に連携I/Fを設けるのではなく、庁内の連携を連携サーバーに全て集約することで対策している。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜システムの利用における措置＞ ・ユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・定められたルールを遵守し適切に運用を行っている。 ・情報漏えい防止などを目的とした、人的セキュリティ研修を実施している。 ・下記システムのソフトウェアにおける措置による対策を実施している。 ＜税総合電算システムのソフトウェアにおける措置＞ ・税総合電算システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを防止する。 ＜統合利用番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置＞ ・統合利用番号連携サーバーの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを防止する。 ＜中間サーバーの利用における措置＞ ・中間サーバーへのユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜システムの運用における措置＞ ・下記各システムのソフトウェアにおける措置による対策を実施している。 ・定められた運用手順に従い、照会、入手したデータに錯誤がないよう正確性を都度確認し、適切な運用を行っている。 ＜税総合電算システムのソフトウェアにおける措置＞ ・税総合電算システムは、自機関向けの中間サーバーから、自機関内の統合利用番号連携サーバーのみを経由し、通信及び特定個人情報の入手を実施することで、安全性を確保している。 ＜統合利用番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置＞ ・統合利用番号連携サーバーは、照会対象者に付番された正しい個人番号（個人番号の真正性の確認は、「Ⅲ. 2. リスク3」を参照）に基づき、団体内統合宛名番号を付番してインタフェースシステムより処理通番等を入手した上で、情報提供用個人識別符号の取得依頼するため、照会対象者の個人番号に基づき正確に情報提供用個人識別符号の紐付けが行われることから、正確な照会対象者に係る特定個人情報入手することが担保されている。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ ・中間サーバーへのユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜システムの運用における措置＞ ・正しい情報を提供・移転するため、オンラインでの画面入力項目チェック、バッチ処理における入力データの単項目チェック、関連チェックを実施し、誤った情報自体混入しないようシステムにおいてチェックを行い、適正に事務運用を行う。 ＜税総合電算システムのソフトウェアにおける措置＞ ・税総合電算システムは、自機関向けの中間サーバーから、自機関内の統合利用番号連携サーバーのみを経由し、通信及び特定個人情報の入手を実施することで、安全性を確保している。 ＜統合利用番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置＞ ・統合利用番号連携サーバーは、照会対象者に付番された正しい個人番号（個人番号の真正性の確認は、「Ⅲ. 2. リスク3」を参照）に基づき、団体内統合宛名番号を付番してインタフェースシステムより処理通番等を入手した上で、情報提供用個人識別符号の取得依頼するため、照会対象者の個人番号に基づき正確に情報提供用個人識別符号の紐付けが行われることから、正確な照会対象者に係る特定個人情報入手することが担保されている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	＜システムの運用における措置＞ ・ユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないようにしている。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・定められたルールを遵守し適切に運用を行っている。 ・情報漏えい防止などを目的とした、人的セキュリティ研修を実施している。 ＜税総合電算システムのソフトウェアにおける措置＞ ・税総合電算システムは、職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録を実施することにより、不適切な端末操作や情報照会などを防止する。 ＜統合利用番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置＞ ・統合利用番号連携サーバーは、情報照会が完了又は中断した情報照会結果などについては、一定期間経過後に当該結果を自動で削除することにより、特定個人情報の漏えい、紛失を防止する。 ・統合利用番号連携サーバーは、職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録を実施することにより、不適切な端末操作や情報照会などを防止する。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ ・中間サーバーへのユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に結果情報を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク5： 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜各システムの運用における措置＞ ・ユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないようにしている。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・定められたルールを遵守し適切に運用を行っている。 ・情報漏えい防止などを目的とした、人的セキュリティ研修を実施している。 ・下記システムのソフトウェアにおける措置による対策を実施している。 ＜税総合電算システムのソフトウェアにおける措置＞ ・税総合電算システムは自機関向けの中間サーバーに対し、自機関向け統合利用番号連携サーバーおよび共通基盤システムのみを経由し、通信および特定個人情報の提供を実施するため、不適切な方法で提供されることを防止している。 ・税総合電算システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報提供などを防止する。 ＜統合利用番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置＞ ・統合利用番号連携サーバーは自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の提供を実施するため、不適切な方法で提供されることを防止している。 ・統合利用番号連携サーバーの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報提供などを防止する。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ ・中間サーバーへのユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	
	リスクへの対策は十分か [特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜各システムの運用における措置＞ ・ユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないようにしている。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・定められたルールを遵守し適切に運用を行っている。 ・情報漏えい防止などを目的とした、人的セキュリティ研修を実施している。 ・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置による対策を実施している。 ＜税総合電算システムのソフトウェアにおける措置＞ ・税総合電算システムは自機関向けの中間サーバーに対し、自機関向け統合利用番号連携サーバーおよび共通基盤システムのみを経由し、通信および特定個人情報の提供を実施するため、不適切な方法での提供を防止している。 ・税総合電算システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報提供などを防止する。 ＜統合利用番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置＞ ・統合利用番号連携サーバーは自機関向けの中間サーバーとだけ通信および特定個人情報の提供を実施するため、不適切な方法で提供されることを防止している。 ・統合利用番号連携サーバーの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報提供などを防止する。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ ・中間サーバーへのユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク)等を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<各システムの運用における措置> ・大量データの中間サーバーへのデータ保存にあたっては、あらかじめ確認した定型的手法、処理内容でデータを送信するため、誤った情報を送信しない仕組みとしている。 ・適切に情報提供を行うよう、情報の正確性を処理の都度確認し、定められたルールを遵守し適切に運用を行っている。 ・下記各システムソフトウェアにおける措置による対策を実施している。 <税総合電算システムのソフトウェアにおける措置> ・税総合電算システムは自機関向けの中間サーバーに対し、自機関向け統合利用番号連携サーバーまたは共通基盤システムを経由し、通信および特定個人情報の提供を実施するため、誤った相手に特定個人情報が提供されることを防止している。 <統合利用番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置> ・統合利用番号連携サーバーは自機関向けの中間サーバーとだけ、通信および特定個人情報の提供を実施するため、誤った相手に特定個人情報が提供されることを防止している。 <中間サーバーの運用における措置> ・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置による対策を実施している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※) 特定個人情報を副本として保存・管理する機能。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜各システムの運用における措置＞

- ・ユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。
- ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないようにしている。
- ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。
- ・定められたルールを順守し適切に運用を行っている。
- ・情報漏えい防止などを目的とした、人的セキュリティ研修を実施している。
- ・下記各システムソフトウェアにおける措置による対策を実施している。

＜税総合電算システムのソフトウェアにおける措置＞

- ・税総合電算システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を防止する。
- ・税総合電算システムは自機関向けの中間サーバーと接続する、自機関向け統合利用番号連携サーバー及び共通基盤システムとのみ通信および特定個人情報の入手・提供を実施するため、安全性が担保されている。

＜統合利用番号連携サーバーのソフトウェアにおける措置＞

- ・統合利用番号連携サーバーの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を防止する。
- ・統合利用番号連携サーバーは自機関向けの中間サーバーとだけ通信及び特定個人情報の入手・提供を実施するため、安全性が担保されている。
- ・統合利用番号連携サーバーと自機関向けの中間サーバーの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。

＜統合利用番号連携サーバーにおける措置＞

情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)とのI/Fにフィルタリング機能、VPN機能を実装することで、定められた連携サーバーのみのアクセスとしている。

＜中間サーバーの運用における措置＞

- ・中間サーバーへのユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。
- ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。
- ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。
- ・堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

- ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない	
②安全管理体制	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
③安全管理規程	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
④安全管理体制・規程の職員への周知	[特に力を入れて周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない	
⑤物理的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
	具体的な対策の内容	<堺市における措置> 1 サーバ設置場所 ・サーバを設置する情報システム室から外部に通ずるドアは最小限とし、ICカードにて立入を制限の上、監視カメラを設置して入退室を監視している。 ・サーバは施錠ラックに格納し、システムに対して不要・不正な操作が行えないよう対処している。ラック鍵は情報システム管理者のみが使用できるよう管理を行っている。 2 端末設置場所 ・職員等は、パソコン等の端末について、第三者に使用されること、又は情報セキュリティ管理者の許可なく情報を閲覧されることがないように、離席時の端末を初画面に戻すなどの措置を講じている。 ・業務終了後は、端末機等を施錠できるロッカー等へ保管し、又はセキュリティワイヤロック等を導入し、盗難を防止している。 ・業務時間外はフロア内にセキュリティをかけ、部外者が侵入しないよう対策を講じている。 3 記録媒体・紙媒体の保管場所 ・情報を記録した記録媒体を保管する場合、施錠可能な場所に保管している。 ・職員等は、記録媒体や情報が印刷された文書等について、第三者に使用されること、又は情報セキュリティ管理者の許可なく情報を閲覧されることがないように容易に閲覧されない保管庫等への保管などの措置を講じている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。	
⑥技術的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
	具体的な対策の内容	<堺市における措置> 【不正プログラム対策】 ・職員等は記録媒体を使う場合、不正プログラム等の感染を防止するために、市が管理している媒体以外を利用できないよう技術的対策を行っている。 ・サーバ及びパソコン等の端末に、不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させている。 ・不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施し、常に最新の状態を保っている。 <共通基盤システムにおける措置> ・サーバ及びパソコン等の端末に、不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させている。 ・不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施し、常に最新の状態を保っている。 【不正アクセス対策】 ・税総合電算システムは、インターネットと接続していない。 ・税サーバへの不正なアクセスについては、ファイアウォールで遮断する。 【監視】 ・情報セキュリティ管理者はセキュリティに関する事案を検知するため、情報システムを常時監視し、障害が起きた際にも速やかに対応できるようにしている。 ・情報セキュリティ管理者は、職員等及び外部委託事業者が使用しているパソコン等の端末からの庁内のサーバ等に対する攻撃や外部のサイトに対する攻撃を監視している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	

⑦バックアップ	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	死者の特定個人情報、生存する個人の特定個人情報と分けて管理しないため、「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において示す、生存する個人の特定個人情報ファイルと同様の管理を行う。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	個人番号を含め宛名情報については、住民基本台帳システムより随時異動データを連携させることにより、最新化している。また住民記録システムとの整合処理を定期的実施する。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・保存期間を経過したデータベースに格納された特定個人情報については、定められた手順に従い消去する。 ・磁気ディスクの廃棄時は、手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 ・紙帳票については、手順書等に基づき、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認する。廃棄時には、手順書等に基づき、裁断、溶解等を行う。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<堺市における措置> ・地方公共団体情報システム機構の自己点検シートを参考に、堺市の実情に合わせた自己点検シートを作成し、年1回、職員による自己点検を実施している。また、評価書に記載したとおりの運用がなされているかも確認している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。
②監査	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	・定期的に、外部の第三者または評価実施機関内による監査を実施している。 ・監査事項は以下のとおり。 -組織のセキュリティ -人的セキュリティ -物理的及び環境的セキュリティ -通信及び運用管理 -アクセス制御 -システムの開発及び保守 ・監査の実施体制は以下のとおり。 -監査責任者 1名 -監査人 2名 ・監査結果を踏まえて、当該事項への対処及び実施手順の見直し等に活用している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<堺市における措置> 1 教育・啓発 ・年1回、地方公共団体情報システム機構の「e-Learning」による情報セキュリティ研修を実施し、本市における、個人情報の取扱い等に関する一般知識の習得及び意識レベルの向上に取り組んでいる。 ・年1回、各課で選任されている情報セキュリティ担当者を対象に、「所属内における情報セキュリティの普及・啓発に係る取組み」に必要な知識の習得を目的とした研修を実施している。 ・毎年度、新任管理職及び新規採用の職員等を対象とした、情報セキュリティに関する研修を実施している。 2 違反行為を行った職員に対する措置 ・違反行為を行った者に対しては、違反行為の程度によっては懲戒処分等の対象としている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。
3. その他のリスク対策	
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	堺市 政策局 広報戦略部 市政情報課 〒590-0078 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号 電話番号:072-228-7439	
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける	
	特記事項	
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)	
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
	個人情報ファイル名	税総合電算システム(個人市民税ファイル)、税総合電算システム(固定資産税(土地・家屋・償却資産)ファイル)、税総合電算システム(収納ファイル)、税総合電算システム(軽自動車税)、税総合電算システム(滞納)
	公表場所	堺市ホームページ https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/gyosei/kokai/kojinjohohogoseido/70035220230815103759892.html
⑤法令による特別の手続	特になし	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	特になし	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
①連絡先	堺市 財政局 税務部 税制課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 電話番号:072-228-6994	
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。	

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	
②実施日・期間	
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月15日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	岡田浩一、西浦隆司、牧 善幸、吉田一郎	西浦隆司、廣田 光、牧 善幸、吉田一郎	事後	
平成28年7月15日	I 基本情報 (別添1)事務内容(個人住民税)図	なし	⑩矢印(個人番号を含む情報の流れ)【追加】 ※⑩～⑬矢印の番号変更	事前	
平成28年7月15日	I 基本情報 (別添1)事務内容(個人住民税)(備考)	なし	⑩ふるさと納税申告特例通知書の提出(委託事項5:提出された資料についてはパンチによりデータ化)【追加】 ※⑩～⑬備考の番号変更	事前	
平成28年7月15日	I 基本情報 (別添1)事務内容(個人住民税)図	⑪矢印(個人番号を含む情報の流れ)	⑪矢印(個人番号を含まない情報の流れ)に変更	事前	
平成28年7月15日	I 基本情報 (別添1)事務内容(個人住民税)(備考)	⑬各種申請の受付、窓口・電話対応	⑬各種申請の受付、窓口対応	事前	
平成28年7月15日	I 基本情報 (別添1)事務の内容(固定資産税)図	③相続人代表者指定届	【削除】 ※④～⑪矢印の番号変更	事前	
平成28年7月15日	I 基本情報 (別添1)事務の内容(固定資産税)図	⑩矢印(個人番号を含む情報の流れ)	⑩矢印(個人番号を含まない情報の流れ)に変更	事前	
平成28年7月15日	I 基本情報 (別添1)事務の内容(固定資産税)(備考)	⑦各種申請の受付、窓口・電話対応	⑦各種申請の受付、窓口対応	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月15日	I 基本情報 (別添1)事務内容(軽自動車税) 図	①矢印(個人番号を含む情報の流れ) ②矢印(個人番号を含む情報の流れ) ④矢印(個人番号を含む情報の流れ) ⑧矢印(個人番号を含む情報の流れ)	①矢印(個人番号を含まない情報の流れ)に変更 ②矢印(個人番号を含まない情報の流れ)に変更 ④矢印(個人番号を含まない情報の流れ)に変更 ⑧矢印(個人番号を含まない情報の流れ)に変更	事前	
平成28年7月15日	I 基本情報 (別添1)事務内容(軽自動車税) (備考)	⑥各種申請の受付、窓口・電話対応	⑥各種申請の受付、窓口対応(減免申請時のみ使用)	事前	
平成28年7月15日	I 基本情報 (別添1)事務内容(事業所税) 図	③矢印(個人番号を含む情報の流れ)	③矢印(個人番号を含まない情報の流れ)に変更	事前	
平成28年7月15日	I 基本情報 (別添1)事務内容(事業所税) (備考)	④各種申請の受付、窓口・電話対応	④各種申請の受付、窓口対応	事前	
平成28年7月15日	I 基本情報 (別添1)事務内容(収滞納) 図	⑥矢印(個人番号を含まない情報の流れ)	⑥矢印(個人番号を含む情報の流れ)に変更	事前	
平成28年7月15日	I 基本情報 (別添1)事務内容(収滞納) (備考)	④問い合わせ、窓口・電話対応	④問い合わせ、窓口対応	事前	
平成28年7月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年10月予定	平成27年10月	事後	
平成28年7月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	評価実施機関内の他部署 (戸籍住民課、介護保険課、保険年金管理課、 保険徴収医療課、障害者支援課、精神保健課、 生活支援管理課)	評価実施機関内の他部署 (戸籍住民課、介護保険課、国民健康保険課、 医療年金課、障害者支援課、精神保健課、生活 支援管理課)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	行政機関・独立行政法人等 (国税庁、日本年金機構、地方公共団体情報システム機構、陸運支局)	行政機関・独立行政法人等 (国税庁、日本年金機構、地方公共団体情報システム機構)	事前	
平成28年7月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	その他 (年金保険者、軽自動車検査協会)	その他 (年金保険者)	事前	
平成28年7月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度 【個人住民税】	なし	○入手元(地方公共団体・地方独立行政法人) ・ふるさと納税申告特例通知書／提出を受けた都度／入手方法は紙【追加】	事前	
平成28年7月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度 【軽自動車税】	○入手元(本人又は本人の代理人) ・軽自動車税申告書等／提出を受けた都度／入手方法は紙 ○入手元(行政機関・独立行政法人等) ・軽自動車税申告書／月2回／入手方法は紙 ・検査証情報／必要になった都度／入手方法はLGWAN経由 ○入手元(その他) ・軽自動車税申告書／月2回／入手方法は紙	【削除】	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ①委託内容	給与支払報告書、公的年金等支払報告書、住民税申告書等のデータ入力作業を行う。	給与支払報告書、公的年金等支払報告書、住民税申告書、ふるさと納税申告特例通知書等のデータ入力作業を行う。	事前	
平成28年7月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	[○]提供を行っている(61) 件	[○]提供を行っている(64) 件	事前	
平成28年7月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先62 ①～⑦	なし	提供先62 番号法第19条第12号【追加】	事前	
平成28年7月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先63 ①～⑦	なし	提供先63 番号法第19条第12号【追加】	事前	
平成28年7月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先64 ①～⑦	なし	提供先64 番号法第19条第12号【追加】	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	発生なし	発生あり 元本市職員が、無断で持ち帰っていた選挙データや業務ファイル等を個人で契約していた民間レンタルサーバーの公開されている部分に保存した。このことにより、平成27年4月から6月までの間、インターネット上で閲覧可能な状態となり、約68万人分の有権者データなどの個人情報を流出させたもの。	事後	
平成28年7月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	なし	再発防止策について記載した。	事後	
平成28年7月15日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑩死者の個人番号 その他の措置の内容	なし	関係規定の整備 「データの外部持出し制限の強化」と「情報セキュリティ等のチェック体制の強化」を主な内容として、関係規定（堺市個人情報の適正管理に関する要綱、堺市情報セキュリティポリシー）を改正する。	事後	
平成28年10月12日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	1～6まで記載あり	7 持ち出し制限機能 ・使用できる媒体を制限するとともに端末からデータを持ち出す際は上長の承認を必須とする機能。 8 生体認証機能 ・Windowsログイン認証前に生体（顔）による認証を行う機能。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月12日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続	[] 税務システム	[○] 税務システム	事後	
平成28年10月12日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 85の2【追加】 117【削除】 119【追加】 120【削除】	事前	
平成28年10月12日	I 基本情報 (別添1) 事務内容(個人住民税) (備考)	⑤給与支払報告書・公的年金等支払報告書の提出(委託事項5: 提出された資料についてはパンチによりデータ化)	⑤給与支払報告書・公的年金等支払報告書の提出(委託事項5: 提出された資料についてはパンチによりデータ化及びイメージファイル化)	事前	
平成28年10月12日	I 基本情報 (別添1) 事務内容(個人住民税) (備考)	⑩ふるさと納税申告特例通知書の提出(委託事項5: 提出された資料についてはパンチによりデータ化)	⑩ふるさと納税申告特例通知書の提出(委託事項5: 提出された資料についてはパンチによりデータ化及びイメージファイル化)	事前	
平成28年10月12日	I 基本情報 (別添1) 事務内容(個人住民税) (備考)	⑪給与支払報告書総括表、住民税申告書、納税通知書を作成、送付(委託事項3: 帳票については大量一括印刷・封入封緘)	⑪給与支払報告書総括表、住民税申告書、納税通知書を作成、送付	事前	
平成28年10月12日	I 基本情報 (別添1) 事務内容(固定資産税) (備考)	③eLTAXシステムによる償却資産の申告(委託事項13: 申告内容についてはパンチによりデータ化)	③eLTAXシステムによる償却資産の申告	事前	
平成28年10月12日	I 基本情報 (別添1) 事務内容(固定資産税) (備考)	④償却資産申告書の提出(委託事項13: 申告内容についてはパンチによりデータ化)	④償却資産申告書の提出	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月12日	I 基本情報 (別添1)事務内容(固定資産税) (備考)	⑨固定資産税・都市計画税納税通知書の作成、送付(委託事項4:帳票については大量一括印刷・封入封緘) 償却資産申告書の作成、送付(委託事項14:帳票については大量一括印刷・封入封緘)	⑨固定資産税・都市計画税納税通知書の作成、送付 償却資産申告書の作成、送付	事前	
平成28年10月12日	I 基本情報 (別添1)事務内容(軽自動車税) (備考)	②軽自動車税申告書(軽自動車、二輪の小型自動車)の提出(委託事項11:提出された資料についてはパンチによりデータ化)	②軽自動車税申告書(軽自動車、二輪の小型自動車)の提出	事前	
平成28年10月12日	I 基本情報 (別添1)事務内容(軽自動車税) (備考)	④納税通知書を作成、送付(委託事項9:帳票については大量一括印刷・封入封緘)	④納税通知書を作成、送付	事前	
平成28年10月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	・納税通知書、申告書等への個人番号出力のため	・税額通知書等への個人番号出力のため	事前	
平成28年10月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	3 賦課決定・賦課更正業務 ・納税通知書等に個人番号を出力し、納税義務者へ送付する。	3 賦課決定・賦課更正業務 ・税額通知書等に個人番号を出力し、特別徴収義務者等へ送付する。	事前	
平成28年10月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	14件	10件	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①～⑨	なし	委託事項1 統合利用番号連携サーバー、共通基盤システム等に関するシステム保守【追加】	事前	
平成28年10月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	委託事項3 個人住民税納税通知書等の作成及び封入・封緘業務	委託事項4 個人住民税特別徴収税額通知書等の作成及び封入・封緘業務	事前	
平成28年10月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ①委託内容	委託事項3 個人住民税納税通知書、特別徴収税額通知書等を作成し、封入・封緘作業を行う。	委託事項4 個人住民税特別徴収税額通知書等を作成し、封入・封緘作業を行う。	事前	
平成28年10月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	委託事項3 個人住民税納税通知書等発送対象者	委託事項4 個人住民税特別徴収税額通知書等発送対象者	事前	
平成28年10月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑦～⑨	委託事項3 ⑦再委託の有無 〔再委託する〕	委託事項4 ⑦再委託の有無 〔再委託しない〕 ※⑧・⑨【削除】	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ①～⑨	委託事項4 【固定資産税(土地・家屋)納税通知書等の作成及び封入・封緘業務】	【削除】	事前	
平成28年10月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	個人住民税データ入力業務	個人住民税データ入力及びスキャニングイメージファイル作成業務	事前	
平成28年10月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ①委託内容	給与支払報告書、公的年金等支払報告書、住民税申告書、ふるさと納税申告特例通知書等のデータ入力作業を行う。	給与支払報告書、公的年金等支払報告書、住民税申告書、ふるさと納税申告特例通知書等のデータ入力及びスキャニングイメージファイル作成作業を行う。	事前	
平成28年10月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ⑥委託先名	⑥委託先名 〔株式会社イセトー〕	⑥委託先名 〔レスター工業株式会社〕	事前	
平成28年10月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ①～⑨	委託事項9 【軽自動車税納税通知書の作成及び封入・封緘業務】	【削除】	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ⑥委託先名	委託事項12 ⑥委託先名 〔株式会社ヒューマンプラス〕	委託事項9 ⑥委託先名 〔株式会社アイヴィジット〕	事前	
平成28年10月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項10 ①～⑨	委託事項10 【市税コールセンター業務】	【削除】	事前	
平成28年10月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項10 ①～⑨	なし	委託事項10 個人住民税電子ファイリングシステム保守業務 【追加】	事前	
平成28年10月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項11 ①～⑨	委託事項11 【軽自動車税データ入力業務】	【削除】	事前	
平成28年10月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項13 ①～⑨	委託事項13 【償却資産データ入力業務】	【削除】	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項14 ①～⑨	委託事項14 【固定資産税(償却資産)納税通知書等の作成及び封入・封緘業務】	【削除】	事前	
平成28年10月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[○]移転を行っている(26) 件	[○]移転を行っている(39) 件	事前	
平成28年10月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先40 ①～⑦	なし	提供先40 番号法第19条第7号 別表第二(第85の2項) 【追加】 ※【以降の番号変更】	事前	
平成28年10月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先55 ①～⑦	番号法第19条第7号 別表第二(第117項)	【削除】	事前	
平成28年10月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先56 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第120項)	番号法第19条第7号 別表第二(第119項)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先58 ⑦時期・頻度	年金特別徴収税額の通知(7月)、年金特別徴収中止の通知(毎月)	年金特別徴収税額の通知(7月)、年金特別徴収中止及び税額変更の通知(毎月)	事前	
平成28年10月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先	移転先1～26	移転先1～39【追加】 ※堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定に伴い、条例に合わせて移転先の並び替えを行ったうえで、①法令上の根拠、②移転先における用途、③移転する情報、④移転する情報の対象となる本人の数、⑤移転する情報の対象となる本人の範囲、⑥移転方法について更新した。	事後	
平成28年10月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	なし	中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理している。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存されている。	事前	
平成28年10月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第8条(記録媒体の管理)に規定する「(4)不要となった記録媒体については、当該媒体に含まれる情報をいかなる方法によっても復元することができないように消去等を行ったうえで、廃棄しなければならない。」及び「(5)重要な情報を記録した記録媒体の廃棄については、その重要度に応じて、日時、処理担当者及び処理内容を記録するなど適切な処理を行わなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第8条(記録媒体の管理)に規定する「(5)不要となった記録媒体を廃棄する場合は、データ管理者の許可を得なければならない。この場合において、不要となった記録媒体については、当該媒体に含まれる情報をいかなる方法によっても復元することができないように消去等を行った上で、廃棄しなければならない。」及び「(6)重要な情報を記録した記録媒体の廃棄については、その重要度に応じて、日時、処理担当者及び処理内容を記録するなど適切な処理を行わなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・不要となった記録媒体を廃棄する場合は、データ管理者の許可を得ている。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 [宛名・共通]	なし	314. 団体内統合宛名番号、315. 登録元コード、316. 表示フラグ、317. 信頼性フラグ【追加】	事前	
平成28年10月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 [個人住民税]	なし	347. 新年度用宛名番号、348. 税額変更等依頼区分1、349. 税額変更等依頼処理日1、350. 税額変更等依頼処理結果区分1、351. 税額変更等依頼結果受入処理日1、352. 税額変更等依頼区分2、353. 税額変更等依頼処理日2、354. 税額変更等依頼処理結果区分2、355. 税額変更等依頼結果受入処理日2、356. 税額変更等依頼区分3、357. 税額変更等依頼処理日3、358. 税額変更等依頼処理結果区分3、359. 税額変更等依頼結果受入処理日3、360. 税額変更等依頼区分4、361. 税額変更等依頼処理日4、362. 税額変更等依頼処理結果区分4、363. 税額変更等依頼結果受入処理日4、364. 税額変更等依頼区分5、365. 税額変更等依頼処理日5、366. 税額変更等依頼処理結果区分5、367. 税額変更等依頼結果受入処理日5、368. 停止年月、369. 年金額、370. 年金特徴管理更新フラグ、371. 年金特徴管理異動事由、372. 申告特例状態区分【追加】	事前	
平成28年10月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 [事業所税]	なし	245. 増築等後床面積1、246. 増築等後床面積2、247. 増築等後床面積3、248. 増築等前床面積1、249. 増築等前床面積2、250. 増築等前床面積3、251. 不均一課税対象床面積1、252. 不均一課税対象床面積2、253. 不均一課税対象床面積3、254. 不均一事業所所在地4、255. 不均一課税標準面積4、256. 不均一課税割合4、257. 不均一適用前税額4、258. 不均一適用後税額4、259. 不均一差引税額4【追加】	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月12日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・ unnecessary書類は受け取らないようにしている。 もし、 unnecessary書類を提出された場合は返却している。	・ 必要な書類を明確に示して、 unnecessary書類の提出を防止している。	事後	
平成28年10月12日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 宛名システム等における措置の内容	＜統合利用番号連携サーバーにおける措置＞ ・ 番号法等法令に定める事務に必要な情報のみを記録している。 ・ 個人番号を利用する業務において必要な者のみアクセス権限を付与する。	＜統合利用番号連携サーバーにおける措置＞ ・ 評価対象の事務に必要な情報のみを記録している。 ・ 個人番号を利用する業務からは個人番号にアクセスすることはできない。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月12日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2: 権限のない者によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理	1 ユーザの認証方法 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員等の責務)第3項に規定する「(8)操作を許可された者以外に端末機若しくはサーバの操作方を教示し、又は端末機若しくはサーバの操作をさせないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。 ①ユーザ認証は2段階で実施している。税総合電算システムを利用するときは、まず端末のログイン時に共通基盤システムのディレクトリサービス機能において、許可された個人ごとに付与したユーザIDとパスワードにより、個人ごとのWindowsログイン認証を行っている。次に、ログインした端末から税総合電算システムを利用する際、ユーザIDとパスワードによる認証を行っている。システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権限を設定しており、個人ごとにユーザIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。 ②なりすましが行われなかったための対策 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員等の責務)第3項に規定する「(9)自己の保有するパスワードに関し、他に知られないよう適切な管理を行うこと。」及び「(10)自己の保有するパスワード以外のパスワードを使用して端末機及びサーバを操作しないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。	1 ユーザの認証方法 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員等の責務)第3項に規定する「(9)操作を許可された者以外に端末機若しくはサーバの操作方を教示し、又は端末機若しくはサーバの操作をさせないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。 ①ユーザ認証は3段階で実施している。税総合電算システムを利用するときは、まずWindowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行い、次に共通基盤システムのディレクトリサービス機能において、許可された個人ごとに付与したユーザIDとパスワードにより、個人ごとのWindowsログイン認証を行う二要素認証を実施している。次に、ログインした端末から税総合電算システムを利用する際、ユーザIDとパスワードによる認証を行っている。 ②なりすましが行われなかったための対策 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員等の責務)第4項に規定する「(1)他人に自己の保有するIDを使用させないこと。」、「(2)自己の保有するパスワードに関し、他に知られないよう適切な管理を行うこと。」、「(3)パスワードは、十分な長さのもので第三者が想像しにくいものとする。」、「(4)パスワードは、定期的に変更すること。」及び「(5)端末機及びサーバにパスワードを記憶させないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。	事前	
平成28年10月12日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2: 権限のない者によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理	なし	共通基盤システムのWindowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行うことにより、なりすましが行われないう講じている。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月12日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第17条(アクセス制御)に規定する「(1)情報システムを利用する職員等について、情報システムごとに定められた方法に従い、その登録、変更、抹消等を行うこと」に基づき、以下の対策を行っている。	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第17条(アクセス制御)第1項に規定する「(1)情報システムを利用する職員等について、情報システムごとに定められた方法に従い、その登録、変更、抹消等を行うこと」に基づき、以下の対策を行っている。	事後	
平成28年10月12日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第17条(アクセス制御)に規定している「(2) 情報システムの管理に係る権限の付与は、必要最小限の者に限ることとし、厳重に管理すること。」に基づき、以下の対策を行っている。	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第17条(アクセス制御)第1項に規定している「(3) 情報システムの管理に係る権限の付与は、必要最小限の者に限ることとし、厳重に管理すること。」に基づき、以下の対策を行っている。	事後	
平成28年10月12日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第16条(電子計算機及びネットワークの管理)に規定する「(1)各種アクセス記録及び情報セキュリティの確保に必要な記録を取得し、不正なアクセス等に対処できるよう一定の期間保存すること。」に基づき、以下の対策を行っている。	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第16条(電子計算機及びネットワークの管理)第1項に規定する「(1)各種アクセス記録及び情報セキュリティの確保に必要な記録を取得し、不正なアクセス等に対処できるよう一定の期間保存し、及び記録の改ざん、窃取又は不正な削除の防止のために必要な措置を講ずること。」に基づき、以下の対策を行っている。	事後	
平成28年10月12日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従事者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	2 違反行為を行った職員に対する措置 ・地方税法第22条及び地方公務員法第34条第1項、第60条第2号により、守秘義務及び罰則が規定されている。 ・堺市個人情報保護条例第6章(罰則)規定及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条(侵害時の対応)第5項に「市長は、職員による不正なアクセス又はその結果により、データの漏洩、破壊若しくは改ざん又はこれらを原因とするシステムダウン等により業務に深刻な影響をもたらした場合は、当該職員を懲戒処分等の対象とする」と定め、それらの処分を行うものとしている。	2 違反行為を行った職員に対する措置 ・地方税法第22条及び地方公務員法第34条第1項、第60条第2号により、守秘義務及び罰則が規定されている。 ・堺市個人情報保護条例第6章(罰則)規定及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条(情報セキュリティインシデント等への対応)第10項に「市長は、職員による不正なアクセス又はその結果により、データの漏洩、破壊若しくは改ざん又はこれらを原因とするシステムダウン等により業務に深刻な影響をもたらした場合は、当該職員を懲戒処分等の対象とする」と定め、それらの処分を行うものとしている。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月12日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・データ出力については、業務上必要なユーザのみ許可するものとし、出力に際しては、誰が、いつ、どの端末から、どのファイルを取得したかを記録する。	その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・許可のない外部記録媒体が使用できないように制限している。 ・ファイルの持ち出しについて、持出し申請者を限定するとともに、上長の承認が必要であり、また、上長の承認を得たファイルは、申請した者しか持ち出すことが出来ないように制限している。 ・いつ、誰が、どの端末で、どのデバイスに、どのファイルを持ち出し、持ち込みしたか、誰が持出し承認したかを記録するとともに、記録を取得していることを関係者に周知し、不正な持出しを抑止している。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。	事後	
平成28年10月12日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	< 庁外への情報の提供 > ・提供にあたっては、入室権限を厳格に管理している電算機室に設置されたサーバー室内に設置された端末で、事前に許可された者のみが、あらかじめ仕様で定めた操作を行う。操作にあたってはその作業の記録を取得している。 なお、上記記録については刑事訴訟手続上の証拠保全のため、刑事訴訟法第250条第2項第4号(長期15年未満の懲役又は禁錮に当たる罪)の公訴時効である7年間分保存する。	【削除】	事後	
平成28年10月12日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	< 庁外への情報の提供 > ・番号法関係法令で定められた提供先・事項についてのみ提供している。 ・また、提供する内容について所属長の決裁を得た上で提供している。	【削除】	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月12日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク その他の措置の内容	なし	・統合利用番号連携サーバーにおいて、特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限は限定し、事務に必要な情報に限定して連携している。	事後	
平成28年10月12日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<共通基盤システムによる情報の移転> 移転を行う場合、移転する情報に関して、移転元と移転先において仕様を定め、所属長の許可を得た上で情報化推進課に依頼をする。仕様で定めたことのみをシステム構築しており、仕様以外の情報に関しては、移転不可能である。どのシステムがどの情報に対して、いつ移転したかをネットワークの通信ログで取得しており、7年間保存している。正当な移転だけでなく、不正な移転、移転の失敗など全ての通信ログを取得している。 なお、上記記録については刑事訴訟手続上の証拠保全のため、刑事訴訟法第250条第2項第4号(長期15年未満の懲役又は禁錮に当たる罪)の公訴時効である7年間分保存する。 <庁外への情報の提供> ・提供にあたっては、入室権限を厳格に管理している電算機室に設置されたサーバー室内に設置された端末で、事前に許可された者のみが、あらかじめ仕様で定めた操作を行う。操作にあたってはその作業の記録を取得している。 なお、上記記録については刑事訴訟手続上の証拠保全のため、刑事訴訟法第250条第2項第4号(長期15年未満の懲役又は禁錮に当たる罪)の公訴時効である7年間分保存する	[共通基盤システム] ・連携手段として情報連携の記録が逐一保存され、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止している。 ・許可のない外部記録媒体が使用できないように制限している。 ・ファイルの持ち出しについて、持出し申請者を限定するとともに、上長の承認が必要であり、また、上長の承認を得たファイルは、申請した者しか持ち出すことが出来ないように制限している。 ・いつ、誰が、どの端末で、どのデバイスに、どのファイルを持ち出し、持ち込みしたか、誰が持出し承認したかを記録するとともに、記録を取得していることを関係者に周知し、不正な持出しを抑止している。 [統合利用番号連携サーバー] ・情報連携の記録が逐一保存され、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止している。 なお、中間サーバー間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保されている。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月12日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	<共通基盤システムによる情報の移転> ・共通基盤システムにおいて、連携データごとにデータ種別、通信相手ごとに持つIDとパスワードを取り決め、認証行為を行っている。 なお、上記記録については刑事訴訟手続上の証拠保全のため、刑事訴訟法第250条第2項第4号(長期15年未満の懲役又は禁錮に当たる罪)の公訴時効である7年間分保存する。 <庁外への情報の提供> ・提供にあたっては、その内容、相手方について複数の担当者で確認を行っている。また、提供するデータごとにデータ種別、レイアウトを取り決め、認証行為を行っており、情報連携の記録を逐一保存している。 なお、上記記録については刑事訴訟手続上の証拠保全のため、刑事訴訟法第250条第2項第4号(長期15年未満の懲役又は禁錮に当たる罪)の公訴時効である7年間分保存する。	<共通基盤システムによる情報の移転> ・共通基盤システムにおいて、連携データごとにデータ種別、通信相手ごとに持つIDとパスワードを取り決め、認証行為を行っている。 なお、上記記録については刑事訴訟手続上の証拠保全のため、刑事訴訟法第250条第2項第4号(長期15年未満の懲役又は禁錮に当たる罪)の公訴時効である7年間分保存する。 ・統合利用番号連携サーバーにおいて、以下の措置を行っている。 【連携機能】 - ーシステムごとにIDとパスワードを取り決め、認証行為を行った上で、定義したデータ種別／項目に限定して連携している。 【オンライン機能】 - ー個人単位でIDとパスワードを取り決め、認証行為を行った上で、必要な情報に限定して連携している。	事後	
平成28年10月12日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	なし	<中間サーバーの運用における措置> ・中間サーバーへのユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・定められたルールを順守し適切に運用を行っている。 ・堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。 ・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置による対策を実施している。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月12日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	なし	<中間サーバーの運用における措置> ・中間サーバーへのユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・定められたルールを順守し適切に運用を行っている。 ・堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。 ・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置による対策を実施している。	事後	
平成28年10月12日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク リスクに対する措置の内容	なし	<中間サーバーの運用における措置> ・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置による対策を実施している。 ・定められた運用手順に従い、照会、入手したデータに錯誤がないよう正確性を都度確認し、適切な運用を行っている。	事後	
平成28年10月12日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	なし	<中間サーバーの運用における措置> ・中間サーバーへのユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・定められたルールを順守し適切に運用を行っている。 ・堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月12日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	なし	<中間サーバーの運用における措置> ・中間サーバーへのユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・定められたルールを順守し適切に運用を行っている。 ・堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。 ・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置による対策を実施している。	事後	
平成28年10月12日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容	なし	<中間サーバーの運用における措置> ・中間サーバーへのユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・定められたルールを順守し適切に運用を行っている。 ・堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。 ・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置による対策を実施している。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月12日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク リスクに対する措置の内容	なし	＜中間サーバーの運用における措置＞ ・大量データの中間サーバーへのデータ保存にあたっては、あらかじめ確認した定型的手法、処理内容でデータを送信するため、誤った情報を送信しない仕組みとしている。 ・適切に情報提供を行うよう、情報の正確性を処理の都度確認し、定められたルールを順守し適切に運用を行っている。 ・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置による対策を実施している。	事後	
平成28年10月12日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	なし	＜中間サーバーの運用における措置＞ ・中間サーバーへのユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・定められたルールを順守し適切に運用を行っている。 ・堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。 ・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置による対策を実施している。	事後	
平成28年10月12日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策	2 端末設置場所 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第10条(端末機及びサーバーの管理)に規定する「システム利用責任者は、執務室等に職員等がいない場合における当該執務室等の施錠等の徹底、端末機、サーバー等の固定その他情報資産の盗難防止のための措置を講じなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。	2 端末設置場所 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第10条(端末機及びサーバーの管理)第1項に規定する「システム利用責任者は、執務室等に職員等がいない場合における当該執務室等の施錠等の徹底、端末機、サーバー等の固定その他情報資産の盗難防止のための措置を講じなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月12日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策	【ウイルス対策】 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第19条(コンピュータウイルス対策)第1項に規定する「職員等は、外部から取り入れ、又は外部へ持ち出すデータ、送受信する電子メール等については、ウイルスチェック(当該データ等にウイルスが含まれているか否かを調べることをいう。)を行うなど、ウイルスのシステムへの侵入又は外部への拡散その他ウイルスによるシステム障害等の発生の防止に努めなければならない。」及び第19条(コンピュータウイルス対策)第2項に規定する「電算管理者は、常時ウイルスに関する情報収集に努め、ウイルスチェック用の定義ファイル等は常に最新のものに保たなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・職員等は記録媒体を使う場合、コンピュータウイルス等の感染を防止するために、市が管理している媒体以外を利用できないよう技術的対策を行っている。 ・サーバ及びパソコン等の端末に、コンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させている。 ・不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施し、常に最新の状態を保っている。	【不正プログラム対策】 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第19条(不正プログラム対策)第1項に規定する「職員等は、外部から取り入れ、又は外部へ持ち出すデータ、送受信する電子メール等については、不正プログラムチェック(当該データ等に不正プログラムが含まれているか否かを調べることをいう。)を行うなど、不正プログラムのシステムへの侵入又は外部への拡散その他不正プログラムによるシステム障害等の発生の防止に努めなければならない。」及び第19条(不正プログラム対策)第2項に規定する「電算管理者は、常時不正プログラムに関する情報収集に努め、不正プログラムチェック用の定義ファイル等は常に最新のものに保たなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・職員等は記録媒体を使う場合、不正プログラム等の感染を防止するために、市が管理している媒体以外を利用できないよう技術的対策を行っている。 ・サーバ及びパソコン等の端末に、不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させている。 ・不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施し、常に最新の状態を保っている。	事後	
平成28年10月12日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策	【不正アクセス対策】 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第17条(アクセス制御)に規定する「(6) 本市の外部の組織から本市のネットワーク及び情報システムにアクセスする場合は、直接本市の内部ネットワークに接続させないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。	【不正アクセス対策】 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第17条(アクセス制御)第1項に規定する「(7) 本市の外部の組織から本市のネットワーク及び情報システムにアクセスする場合は、直接本市の内部ネットワークに接続させないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。	事後	
平成28年10月12日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策	【監視】 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第18条(ネットワーク監視)に規定する「電算管理者は、セキュリティに関する事案を検知するため、情報システムについて監視等を行わなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。	【監視】 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第18条(ネットワーク及び情報システムの監視)第1項に規定する「電算管理者は、セキュリティに関する事案を検知するため、情報システムについて監視等を行わなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月12日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行っている。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームでは、不正プログラム対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行っている。	事後	
平成28年10月12日	Ⅳその他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第24条(監査)に規定する「電算管理者は、十分な専門的知識を有する者をして情報セキュリティについての監査を定期的にさせなければならない。」に基づき、以下の対応を行っている。	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第24条(監査)第1項に規定する「情報セキュリティ監査統括責任者は、十分な専門的知識を有する者をして情報セキュリティについての監査を定期的にさせなければならない。」に基づき、以下の対応を行っている。	事後	
平成28年10月12日	Ⅳその他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 具体的な内容	2 違反行為を行った職員に対する措置 堺市個人情報保護条例第6章(罰則)規定及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条(侵害時の対応)第5項に規定する「市長は、職員による不正なアクセス又はその結果により、データの漏洩、破壊若しくは改ざん又はこれらを原因とするシステムダウン等により業務に深刻な影響をもたらした場合は、当該職員を懲戒処分等の対象とするものとする。」に基づき、以下の対策を行っている。	2 違反行為を行った職員に対する措置 堺市個人情報保護条例第6章(罰則)規定及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条(情報セキュリティインシデント等への対応)第10項に規定する「市長は、職員による不正なアクセス又はその結果により、データの漏洩、破壊若しくは改ざん又はこれらを原因とするシステムダウン等により業務に深刻な影響をもたらした場合は、当該職員を懲戒処分等の対象とするものとする。」に基づき、以下の対策を行っている。	事後	
平成29年4月1日	1 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ①システムの名称	7 住基連携機能 ・住民基本台帳システムの異動データを宛名システムへ連携する機能。住民の個人番号はこの機能で取得する。	7 住基連携機能 ・住民基本台帳システムの異動データ及びDV等支援措置者のデータを宛名システムへ連携する機能。住民の個人番号はこの機能で取得する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 38【追加】 117【追加】 119【削除】 120【追加】 [主務省令] 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の2、第23条、第24条、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3【追加】	事前	
平成29年4月1日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項)	(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項) [主務省令] 第20条 【追加】		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑥委託先名	⑥委託先名 〔株式会社アイ・オー・プロセス〕	⑥委託先名 〔シティコンピュータ株式会社〕	事前	
平成29年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8 ⑥委託先名	⑥委託先名 〔伊藤喜ベストメイツ株式会社〕	⑥委託先名 〔テルウェル西日本株式会社〕	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	[○]提供を行っている(64) 件 [○]移転を行っている(39) 件	[○]提供を行っている(67) 件 [○]移転を行っている(42) 件	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先6 ②提供先における用途	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先20 ①～⑦	なし	提供先20 番号法第19条第7号 別表第二(第38項)【追加】 ※【以降の番号変更】	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先57 ①～⑦	なし	提供先57 番号法第19条第7号 別表第二(第117項) 【追加】 ※【以降の番号変更】	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先58 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第119項)	番号法第19条第7号 別表第二(第120項)	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先67 ①～⑦	なし	提供先67 堺市個人番号の利用及び特定個人情報に関する条例 【追加】	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先24 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族、軽自動車税の納税義務者、固定資産税の納税義務者	個人住民税の納税義務者とその扶養親族	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先25 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養親族、軽自動車税の納税義務者、固定資産税の納税義務者	個人住民税の納税義務者とその扶養親族	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先40 ①～⑦	なし	移転先40 条例別表第2 71【追加】	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先41 ①～⑦	なし	移転先41 条例別表第2 72【追加】	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先42 ①～⑦	なし	移転先42 条例別表第2 74【追加】	事後	
平成30年4月1日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) (別表第二における情報照会の根拠)	(番号法別表第二における情報提供の根拠) (番号法別表第二における情報照会の根拠)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	なし	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)、堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び別表第2(第3条関係) (条例別表第2における情報提供の根拠) 左欄(機関)が「市長」の項のうち、右欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、20、21、23、24、25、27、32、34、39、41、43、44、47、49、50、51、52、53、54、55、56、57、58、59、61、62、64、66、67、69、71、72、74、75 の項)	事前	
平成30年4月1日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長	堺市 財政局 税務部 税政課 市民税管理課 資産税管理課 収税課 西浦隆司、廣田 光、牧 善幸、吉田一郎	堺市 財政局 税務部 税制課 税務運営課 法人諸税課 市民税課 固定資産税課 納税課 川口 力、田村 真大、成澤 淳一、寶子 英司、牧善幸、寺山 裕志	事後	
平成30年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	堺市 財政局 税務部 税政課 市民税管理課 資産税管理課 収税課 各市税事務所 固定資産税事務所	堺市 財政局 税務部 税制課 税務運営課 法人諸税課 市民税課 固定資産税課 納税課 税務サービス課	事後	
平成30年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度 【個人住民税】	なし	○入手元(地方公共団体・地方独立行政法人) ・住登外課税通知／提出を受けた都度／入手方法は紙又はeLTAXシステム	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用部署 使用者数	堺市 財政局 税務部 税政課 市民税管理課 資産税管理課 収税課 各市税事務所 固定資産税事務所 [500人以上1,000人未満]	堺市 財政局 税務部 税制課 税務運営課 法人諸税課 市民税課 固定資産税課 納税課 税務サービス課 [100人以上500人未満]	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○]フラッシュメモリ	[○]その他(LGWAN回線)	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ⑥委託先名	[レスター工業株式会社]	[トッパン・フォームズ株式会社]	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	[○]提供を行っている(67) 件 [○]移転を行っている(42) 件	[○]提供を行っている(67) 件 [○]移転を行っている(43) 件	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先50 ②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先61～63 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先64～66 ①法令上の根拠	番号法第19条第12号	番号法第19条第14号	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 所管部署	障害施策推進課、障害者支援課、各区地域福祉課	障害施策推進課、障害者支援課、各区地域福祉課、各区保健センター	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先10 所管部署	障害者支援課、各区地域福祉課	障害者支援課、各区地域福祉課、各区保健センター	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先11 所管部署	障害者支援課、各区地域福祉課	障害者支援課、各区地域福祉課、各区保健センター	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先15 所管部署	子ども家庭課、各区地域福祉課	子ども家庭課、子ども相談所、各区地域福祉課、各区保健センター	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先18 所管部署	精神保健課、各区保健センター	精神保健課	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先23 ⑥移転方法	フラッシュメモリ	精神保健課	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先26 ⑥移転方法	電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	なし	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先31 所管部署	子ども育成課、各区保健センター	子ども育成課、各区子育て支援課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先36 ⑥移転方法	電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	なし	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先37 所管部署	感染症対策課、各区保健センター	感染症対策課	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先38 所管部署	障害施策推進課、障害者支援課、各区地域福祉課	障害施策推進課、障害者支援課、各区地域福祉課、各区保健センター	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先39 所管部署	障害者支援課、各区地域福祉課、幼保推進課、各区子育て支援課	障害者支援課、各区地域福祉課、幼保推進課、各区子育て支援課、各区保健センター	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先40 所管部署	健康医療推進課	健康医療推進課、各区保健センター	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先41 所管部署	医療年金課	医療年金課、各区保険年金課	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先42 所管部署	医療年金課	医療年金課、各区保険年金課	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先43 ①～⑦	なし	移転先43 条例別表第2 75【追加】	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目 [宛名・共通]	なし	【追加】 318. 処理ID、319. 処理日、320. 処理時刻、321. 連動異動事由、322. 有効期限開始、323. 有効期限終了、324. 支援措置を求める区分、325. 加害者名、326. チェック結果区分、327. 更新結果区分、328. エラー内容	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 [個人住民税]	21. 続柄コード、22. 生年月日、23. 前年12月31日年齢、24. 本年1月1日年齢、25. 性別コード、26. 個人法人詳細区分、27. 個人基本種別コード、28. 個人基本廃止理由コード、29. 翌年廃止理由コード、30. 前年死亡フラグ、31. 外字フラグ、32. 通称名優先区分、33. 在留の資格コード、34. 在留期間開始日、35. 在留期間終了日、36. カナ氏名、37. 検索カナ氏名、38. 漢字氏名、39. カナ通称名、40. 漢字通称名、41. 市内市外区分、42. 市外住所コード、43. 住所自治体コード、44. 住所町名コード、45. 住所番地コード、46. 住所枝番コード、47. 住所小枝番コード、48. 住所枝番3コード、49. 住所番地編集区分、50. 住所、51. 方書、52. 宛名異動日、53. 宛名異動理由コード、54. 住民日、55. 住定日、56. 消除日、57. 納税者番号、58. 本籍地、59. 筆頭者名、60. 本人障害区分、61. 生活扶助区分、62. 個人基本寡フ区分、63. 個人基本勤学区分、64. 無申告調査結果コード、65. 無申告調査結果内容、66. 特記コード、67. 特記情報、68. 翌年申告書発送区分、69. 住登地登録フラグ、70. 生活扶助開始日、71. 生活扶助廃止日、72. 無申告調査コード、73. 住民税申告書通知日、74. 催告通知書通知日、75. 最終催告通知書通知日、76. 住登地市外住所コード、77. 住登地住所、78. 住登地方書、79. 基礎年金番号、80. 基礎年金番号付設レベル、81. 年金保険者番号、82. 年金コード、83. 予備領域、84. 扶養関連者区分、85. 扶養関連者種別コード、86. 扶養関連者宛名番号、87. 扶養関連者自治体コード、88. 扶養関連者状態区分、	21. その他扶養、22. その他障害、23. エラーメッセージID、24. オンパッチ区分、25. カナ住所、26. カナ氏名、27. カナ通称名、28. タイムスタンプ日付、29. タイムスタンプ時刻、30. データセットレコードのキー、31. データセット識別項目コード、32. バッチ締めフラグ、33. 一時所得額総合、34. 一時所得額総合RON属性、35. 一般、36. 一般RON属性、37. 上場株式等譲渡所得、38. 上場株式等譲渡所得RON属性、39. 上場株式等配当等分離、40. 上場株式等配当等分離RON属性、41. 上株等譲渡損失繰控額、42. 上株等譲渡損失繰控額RON属性、43. 不動産所得額、44. 不動産所得額RON属性、45. 乙欄区分、46. 事業所基本履歴番号、47. 事業所家屋敷区分、48. 事業所家屋敷課税区分、49. 事業所履歴番号、50. 事業所廃止理由、51. 事業所得額、52. 事業所得額RON属性、53. 事業所課税履歴番号、54. 事業所送達履歴コード、55. 事業税開廃業区分、56. 事業税開廃業年月日、57. 介護納付額一合計、58. 介護納付額一普徴、59. 介護納付額一特徴、60. 住宅借入金等特別控除区分、61. 住宅借入金等特定取得区分、62. 住定日、63. 住所小枝番コード、64. 住所枝番コード、65. 住所枝番3コード、66. 住所町名コード、67. 住所番地コード、68. 住所番地編集区分、69. 住所自治体コード、70. 住所、71. 住民日、72. 住民税申告書提出有無、73. 住民税申告書提出有無RON属性、74. 住民税申告書通知日、75. 住登地住所、76. 住登地市外住所コード、77. 住登地方書、78. 住登地登録フラグ、79. 余白、80. 併合結果区分、81. 併合結果徴収区分、82. 使用目的区分、83. 修正日時、	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日		89. 扶養関連者異動事由コード、90. 否認理由コード、91. 専従者給与額、92. 指定番号、93. 収納指定番号、94. 関連指定番号、95. 総括表区分、96. 納入書区分、97. 媒体区分、98. 納期特例区分、99. 納期特例開始年月、100. 納期特例終了年月、101. 事業所廃止理由、102. 廃止年月日、103. 指定番号変更年月、104. 収納指定番号変更年月、105. 普徴事業所区分、106. 特徴税額通知書出力区分、107. 資料種別コード、108. 総括表資料番号、109. 月別人数6月、110. 月別人数7月、111. 月別人数8月、112. 月別人数9月、113. 月別人数10月、114. 月別人数11月、115. 月別人数12月、116. 月別人数1月、117. 月別人数2月、118. 月別人数3月、119. 月別人数4月、120. 月別人数5月、121. 月割額6月、122. 月割額7月、123. 月割額8月、124. 月割額9月、125. 月割額10月、126. 月割額11月、127. 月割額12月、128. 月割額1月、129. 月割額2月、130. 月割額3月、131. 月割額4月、132. 月割額5月、133. バッチ締めフラグ、134. 宛名履歴番号、135. 最終個人番号、136. 個人番号、137. 従業員状態区分、138. 異動日、139. 登録区コード、140. 資料番号、141. 資料廃止理由コード、142. 給報種別コード、143. 入力カナ氏名、144. 入力生年月日、145. 入力西暦生年月日、146. 入力性別コード、147. 宛名付設コード、148. 資料収入種別コード、149. 事業所家屋敷区分、150. 受給者番号、151. 控配区分、152. 扶養親族一特定、153. 扶養親族一同居老親、154. 扶養親族一老人、	84. 個人基本勤学区分、85. 個人基本寡フ区分、86. 個人基本履歴番号、87. 個人基本廃止理由コード、88. 個人基本種別コード、89. 個人法人区分、90. 個人法人詳細区分、91. 個人番号、92. 個人送達履歴コード、93. 停止依頼処理日、94. 停止依頼処理結果区分、95. 停止依頼区分、96. 停止依頼月、97. 停止依頼結果受入処理日、98. 停止年月、99. 催告通知書通知日、100. 優先資料番号、101. 優先資料種別コード、102. 元老非該当フラグ、103. 充当該当フラグ、104. 先物取引雑所得分離、105. 先物取引雑所得分離RON属性、106. 先物決済損失繰控額RON属性、107. 先物決済損失繰越控除額、108. 入力カナ氏名、109. 入力性別コード、110. 入力担当職員番号、111. 入力生年月日、112. 入力西暦生年月日、113. 公年以外総合課税、114. 公年以外総合課税RON属性、115. 公的年金等収入額、116. 公的年金等収入額RON属性、117. 公的年金等所得額、118. 公的年金等所得額RON属性、119. 公開終了日、120. 公開開始日、121. 内同居老親、122. 出力履歴、123. 分離短期譲渡特控前、124. 分離短期譲渡特控前RON属性、125. 分離短期譲渡特控額、126. 分離短期譲渡特控額RON属性、127. 分離長期譲渡特控前、128. 分離長期譲渡特控前RON属性、129. 分離長期譲渡特控額、130. 分離長期譲渡特控額RON属性、131. 別居の控配扶養親族フラグ、132. 利子所得額総合、133. 利子所得額総合RON属性、134. 利用者識別番号、135. 削除フラグ、136. 前回更新アクセスコード、137. 前回更新プログラムID、138. 前回更新年月日、139. 前回更新時刻、	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日		155. 扶養親族一他、156. 扶養障害一同居特障、157. 扶養障害一特別、158. 扶養障害一他、159. 夫あり区分、160. 未成年者区分、161. 老年者区分、162. 寡フ区分、163. 勤労学生区分、164. 均等割区分、165. 乙欄区分、166. 死亡退職区分、167. 災害者区分、168. 外国人区分、169. 就職退職区分、170. 就職退職年月日、171. 年調未済区分、172. 摘要欄、173. 配偶者氏名、174. 配偶者生年月日、175. 扶養親族、176. 扶養親族生年月日、177. 扶養親族控除額、178. 専従者氏名、179. 専従者生年月日、180. 確中青白区分、181. 専従配偶有無フラグ、182. 専従その他、183. 本人専従区分、184. 特例適用条文コード、185. 徴収希望コード、186. 別居の控配扶養親族フラグ、187. 事業税開廃業区分、188. 事業税開廃業年月日、189. 個人基本履歴番号、190. 併合結果徴収区分、191. 優先資料番号、192. 特徴優先資料番号、193. 資料併合済フラグ、194. 特定居住損区分、195. 資料連絡箋出力対象フラグ、196. 資料連絡箋出力理由コード、197. エラーメッセージID、198. 警告メッセージID、199. 租税条約区分、200. フラグ予備、201. 自動生成フラグ、202. オンパッチ区分、203. 所得控除件数、204. 住宅借入金等特別控除区分、205. 居住開始年月日、206. 連番、207. 所得控除コード(資料)、208. 所得控除額(資料)、209. 所得控除コード(賦課)、210. 所得控除額(賦課)、211. 徴収区分、212. 課税区分、213. 特定扶養、214. 内同居老親、215. 老人扶養、216. その他扶養、217. 同居特別障害、	140. 前回更新端末ID、141. 前回更新職員番号、142. 前年死亡フラグ、143. 前年12月31日年齢、144. 勤労学生区分、145. 勤続年数、146. 医療費控除額、147. 医療費控除額RON属性、148. 医療費特例控除区分、149. 収納指定番号変更年月、150. 収納指定番号、151. 受取方法、152. 受給者番号、153. 合計所得金額、154. 合計所得金額RON属性、155. 同居特別障害、156. 同居特障控配フラグ、157. 同特、158. 同特RON属性、159. 同老、160. 同老RON属性、161. 否認理由コード、162. 営業等所得額、163. 営業等所得額RON属性、164. 回数割実績フラグ、165. 回数割額、166. 国保納付額一合計、167. 国保納付額一普徴、168. 国保納付額一特徴、169. 在留の資格コード、170. 在留期間終了日、171. 在留期間開始日、172. 在籍個人番号、173. 在籍指定番号、174. 地震保険料控除額、175. 地震保険料控除額RON属性、176. 均等割区分、177. 基幹系登録区分、178. 基礎年金番号付設レベル、179. 基礎年金番号、180. 変更区分、181. 外国人区分、182. 外国税額控除適用フラグ、183. 外字フラグ、184. 夫あり区分、185. 媒体区分、186. 宛名付設コード、187. 宛名履歴番号、188. 宛名番号、189. 宛名異動日、190. 宛名異動理由コード、191. 寡フ区分、192. 対象者通知区分、193. 対象者通知受入処理日、194. 専従その他、195. 専従者個人番号確認区分、196. 専従者個人番号、197. 専従者入力カナ氏名、198. 専従者入力氏名、199. 専従者入力西暦生年月日、200. 専従者宛名番号、		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日		218. 特別障害、219. その他障害、220. 非課税コード、221. 所得割非課税措置フラグ、222. 優先資料種別コード、223. 更正事由コード、224. 更正補足コード、225. 更正事由強制メッセージ、226. 異動戻り先履歴番号、227. 減免理由コード、228. 減免区分、229. 減免割合、230. 異動年月日、231. 開始月期、232. 済月期、233. 事業所基本履歴番号、234. 事業所課税履歴番号、235. 特徴締めフラグ、236. 普徴締めフラグ、237. 所得割調整フラグ、238. 平均課税適用フラグ、239. 外国税額控除適用フラグ、240. 同居特障控配フラグ、241. 扶養関連者解除フラグ、242. 事業所家屋敷課税区分、243. 元老非該当フラグ、244. 充当該当フラグ、245. 年度間減額措置フラグ、246. 年金特徴対象フラグ、247. 申告書提出フラグ、248. 移行不整合フラグ、249. 移行前履歴番号、250. 月割額、251. 在籍指定番号、252. 在籍個人番号、253. 調定年度、254. 期割実績フラグ、255. 期割額、256. 登録年度、257. 異動届課税年度、258. 給与支払額、259. 社会保険料額、260. 退職金額、261. 勤続年数、262. 届出日、263. 賦課履歴番号、264. 特普区分、265. 確定フラグ、266. 期割充当額、267. 異動メモ内容、268. 通知書番号、269. 証明年度、270. 発行自治体コード、271. 支所コード、272. 証明書番号、273. 証明書区分、274. 使用目的区分、275. 宛先識別番号、276. 資料履歴番号、277. 送付通知書区分、278. 個人送達履歴コード、279. 異動区分、280. 通知書番号等、281. 出力履歴、282. 通知日	201. 専従者控除額、202. 専従者控除額RON属性、203. 専従者氏名、204. 専従者生年月日、205. 専従者給与額、206. 専従配偶有無フラグ、207. 小規模共済等掛金控除、208. 小規模共済等掛金控除RON属性、209. 就職退職区分、210. 就職退職年月日、211. 居住用損失額、212. 居住用損失額RON属性、213. 居住開始年月日、214. 居住開始年月日1、215. 居住開始年月日2、216. 居財譲渡損失繰控額、217. 居財譲渡損失繰控額RON属性、218. 届出日、219. 履歴番号、220. 山林所得額、221. 山林所得額RON属性、222. 市内市外区分、223. 市均等割、224. 市外住所コード、225. 市所得割、226. 市町村住借金等特控額、227. 市町村住借金等特控額RON属性、228. 市町村均等割額減免前、229. 市町村均等割額減免前RON属性、230. 市町村均等割額、231. 市町村均等割額RON属性、232. 市町村外国税控除額、233. 市町村外国税控除額RON属性、234. 市町村寄付金控除、235. 市町村寄付金控除RON属性、236. 市町村所得割額減免前、237. 市町村所得割額減免前RON属性、238. 市町村所得割額、239. 市町村所得割額RON属性、240. 市町村配当控除額、241. 市町村配当控除額RON属性、242. 平均課税適用フラグ、243. 年度間減額措置フラグ、244. 年調未済区分、245. 年金コード、246. 年金保険者用整理番号2、247. 年金保険者番号、248. 年金特徴中止区分、249. 年金特徴対象フラグ、250. 年金特徴済月、251. 年金特徴管理更新フラグ、252. 年金特徴管理異動事由、253. 年金額、254. 府均等割、		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日		283. 事業所履歴番号、284. 従業員宛名番号、285. 事業所送達履歴コード、286. 扶養関連者賦課履歴番号、287. 扶養関連者資料種別コード、288. 扶養関連者資料番号、289. 扶養関連者資料履歴番号、290. 回数割実績フラグ、291. 回数割額、292. 年金特徴中止区分、293. 年金特徴済月、294. タイムスタンプ日付、295. タイムスタンプ時刻、296. 資料種別、297. CSVファイル名、298. XMLファイル名、299. 利用者識別番号、300. 余白、301. 郵便番号、302. カナ住所、303. 漢字住所、304. 年金保険者用整理番号、305. 状態区分、306. 対象者通知区分、307. 対象者通知受入処理日、308. 税額通知区分、309. 特徴依頼処理日、310. 特徴依頼処理結果区分、311. 特徴依頼処理結果受入処理日、312. 停止依頼区分、313. 停止依頼月、314. 停止依頼処理日、315. 停止依頼処理結果区分、316. 停止依頼結果受入処理日、317. 特徴処理結果区分、318. 異動事由、319. 介護納付額－普徴、320. 介護納付額－特徴、321. 介護納付額－合計、322. 国保納付額－普徴、323. 国保納付額－特徴、324. 国保納付額－合計、325. 後期高齢納付額－普徴、326. 後期高齢納付額－特徴、327. 後期高齢納付額－合計、328. 納付額総合計、329. 当初イメージパンチフラグ、330. 併合結果区分、331. 特記入力日、332. 入力担当職員番号、333. 警告メッセージ1、	255. 府所得割、256. 廃止年月日、257. 当初イメージパンチフラグ、258. 後期高齢納付額－合計、259. 後期高齢納付額－普徴、260. 後期高齢納付額－特徴、261. 従業員宛名番号、262. 従業員状態区分、263. 徴収区分、264. 徴収希望コード、265. 性別コード、266. 情報提供者ユーザID、267. 情報提供者部署コード、268. 所得割調整フラグ、269. 所得割非課税措置フラグ、270. 所得控除コード(資料)、271. 所得控除コード(賦課)、272. 所得控除件数、273. 所得控除合計額、274. 所得控除合計額RON属性、275. 所得控除額(資料)、276. 所得控除額(賦課)、277. 所得税確申提出有無、278. 所得税確申提出有無RON属性、279. 扶養控除対象、280. 扶養控除対象RON属性、281. 扶養控除、282. 扶養控除RON属性、283. 扶養親族個人番号確認区分、284. 扶養親族個人番号、285. 扶養親族入力カナ氏名、286. 扶養親族入力氏名、287. 扶養親族入力西暦生年月日、288. 扶養親族宛名番号、289. 扶養親族控除額、290. 扶養親族生年月日、291. 扶養親族－他、292. 扶養親族－同居老親、293. 扶養親族－特定、294. 扶養親族－老人、295. 扶養親族、296. 扶養関連者区分、297. 扶養関連者宛名番号、298. 扶養関連者状態区分、299. 扶養関連者異動事由コード、300. 扶養関連者種別コード、301. 扶養関連者自治体コード、302. 扶養関連者解除フラグ、303. 扶養関連者資料履歴番号、304. 扶養関連者資料番号、305. 扶養関連者資料種別コード、306. 扶養関連者賦課履歴番号、307. 扶養障害－他、		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日		334. 警告メッセージ2、335. 警告メッセージ3、336. 警告メッセージ4、337. 利用者識別番号、338. 資料仮登録フラグ、339. 退職による減フラグ、340. 退職以外による減フラグ、341. 歳出還付予定金額、342. 滞納繰越予定金額、343. 滞納繰越差額金額、344. 滞納繰越額取得エラーフラグ、345. 個人番号、346. 法人番号、347. 新年度用宛名番号、348. 税額変更等依頼区分1、349. 税額変更等依頼処理日1、350. 税額変更等依頼処理結果区分1、351. 税額変更等依頼結果受入処理日1、352. 税額変更等依頼区分2、353. 税額変更等依頼処理日2、354. 税額変更等依頼処理結果区分2、355. 税額変更等依頼結果受入処理日2、356. 税額変更等依頼区分3、357. 税額変更等依頼処理日3、358. 税額変更等依頼処理結果区分3、359. 税額変更等依頼結果受入処理日3、360. 税額変更等依頼区分4、361. 税額変更等依頼処理日4、362. 税額変更等依頼処理結果区分4、363. 税額変更等依頼結果受入処理日4、364. 税額変更等依頼区分5、365. 税額変更等依頼処理日5、366. 税額変更等依頼処理結果区分5、367. 税額変更等依頼結果受入処理日5、368. 停止年月、369. 年金額、370. 年金特徴管理更新フラグ、371. 年金特徴管理異動事由、372. 申告特例状態区分	308. 扶養障害－同居特障、309. 扶養障害－特別、310. 指定番号変更年月、311. 指定番号、312. 排他フラグ、313. 控配区分、314. 控除対象勤労学生、315. 控除対象勤労学生RON属性、316. 控除対象寡フ、317. 控除対象寡フRON属性、318. 控除対象配偶者個人番号確認区分、319. 控除対象配偶者個人番号、320. 控除対象配偶者入力カナ氏名、321. 控除対象配偶者入力氏名、322. 控除対象配偶者入力西暦生年月日、323. 控除対象配偶者宛名番号、324. 控除対象配偶者、325. 控除対象配偶者RON属性、326. 控除対象障害者、327. 控除対象障害者RON属性、328. 摘要欄1、329. 摘要欄2、330. 摘要欄3、331. 支所コード、332. 新年度用宛名番号、333. 方書、334. 普徴事業所区分、335. 普徴納付額、336. 普徴締めフラグ、337. 普障、338. 普障RON属性、339. 更新アクセスコード、340. 更新プログラムID、341. 更新年月日、342. 更新時刻、343. 更新端末ID、344. 更新職員番号、345. 更正事由コード、346. 更正事由強制メッセージ、347. 更正補足コード1、348. 更正補足コード2、349. 最終個人番号、350. 最終催告通知書通知日、351. 月別人数1月、352. 月別人数2月、353. 月別人数3月、354. 月別人数4月、355. 月別人数5月、356. 月別人数6月、357. 月別人数7月、358. 月別人数8月、359. 月別人数9月、360. 月別人数10月、361. 月別人数11月、362. 月別人数12月、363. 月割額、364. 月期割額、365. 期割充当額、366. 期割実績フラグ、367. 期割額、368. 未公開株式等譲渡所得、369. 未公開株式等譲渡所得RON属性、370. 未成年者区分、		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			371. 本人専従区分、372. 本人障害区分、373. 本年1月1日年齢、374. 本籍地、375. 株式等譲渡所得額分離、376. 株式等譲渡所得額分離RON属性377. 検索カナ氏名、378. 歳出還付予定金額—NM、379. 死亡退職区分、380. 消除日、381. 済月期、382. 減免割合、383. 減免区分、384. 減免理由コード、385. 減免税額、386. 減免税額RON属性、387. 滞納繰越予定金額—NM、388. 滞納繰越差額金額—NM、389. 滞納繰越額取得エラーフラグ—CH、390. 漢字住所、391. 漢字氏名、392. 漢字通称名、393. 災害者区分、394. 無申告調査コード、395. 無申告調査結果コード、396. 無申告調査結果内容、397. 版番号、398. 特例肉用牛所得額、399. 特例肉用牛所得額RON属性、400. 特例適用条文コード、401. 特別障害、402. 特定個人情報コード、403. 特定居住損区分、404. 特定扶養、405. 特定、406. 特定RON属性、407. 特居財譲渡損失繰控額、408. 特居財譲渡損失繰控額RON属性、409. 特徴依頼処理日、410. 特徴依頼処理結果区分、411. 特徴依頼処理結果受入処理日、412. 特徴優先資料番号、413. 特徴処理結果区分1、414. 特徴処理結果区分2、415. 特徴処理結果区分3、416. 特徴処理結果区分4、417. 特徴処理結果区分5、418. 特徴処理結果区分6、419. 特徴税額通知書出力区分、420. 特徴納付額、421. 特徴締めフラグ、422. 特普区分、423. 特株等譲渡損失繰控額、424. 特株等譲渡損失繰控額RON属性、425. 特記コード1、426. 特記コード2、427. 特記コード3、		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			428. 特記コード4、429. 特記コード5、430. 特記コード6、431. 特記コード7、432. 特記コード8、433. 特記コード9、434. 特記メモ、435. 特記入力日、436. 特記情報、437. 特障、438. 特障RON属性、439. 状態区分、440. 生命保険料控除額、441. 生命保険料控除額RON属性、442. 生年月日、443. 生活扶助区分、444. 生活扶助廃止日、445. 生活扶助開始日、446. 申告書提出フラグ、447. 申告特例状態区分、448. 番号体系、449. 異動メモ内容、450. 異動事由、451. 異動区分、452. 異動届課税年度、453. 異動年月日、454. 異動戻り先履歴番号、455. 異動日、456. 発行自治体コード、457. 登録区コード、458. 登録年度、459. 確定フラグ、460. 確定時点、461. 確申青白区分、462. 確認区分、463. 社会保険料控除額、464. 社会保険料控除額RON属性、465. 社会保険料額、466. 租税条約区分、467. 移行不整合フラグ、468. 移行前履歴番号、469. 税額変更等依頼処理日、470. 税額変更等依頼処理結果区分、471. 税額変更等依頼区分、472. 税額変更等依頼結果受入処理日、473. 税額通知区分、474. 筆頭者名、475. 納付額総合計、476. 納入書区分、477. 納期特例区分、478. 納期特例終了年月、479. 納期特例開始年月、480. 納税者住基CS問い合わせ区分、481. 納税者個人番号確認区分、482. 納税者個人番号、483. 納税者入力カナ氏名、484. 納税者入力氏名、485. 納税者入力西暦生年月日、486. 納税者宛名番号、487. 納税者番号、488. 純損失繰越控除額、489. 純損失繰越控除額RON属性、		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			490. 給与収入額、491. 給与収入額RON属性、492. 給与専従者収入額、493. 給与専従者収入額RON属性、494. 給与所得額、495. 給与所得額RON属性、496. 給与支払者番号、497. 給与支払額、498. 給報種別コード、499. 統合宛名番号、500. 続柄コード、501. 総合短期譲渡特控前、502. 総合短期譲渡特控前RON属性、503. 総合短期譲渡特控額、504. 総合短期譲渡特控額RON属性、505. 総合長期譲渡特控前、506. 総合長期譲渡特控前RON属性、507. 総合長期譲渡特控額、508. 総合長期譲渡特控額RON属性、509. 総所得金額等、510. 総所得金額等RON属性、511. 総所得金額、512. 総所得金額RON属性、513. 総括表区分、514. 総括表資料番号、515. 繰越控除額、516. 繰越控除額RON属性、517. 翌年廃止理由コード、518. 翌年申告書発送区分、519. 老人扶養、520. 老人、521. 老人RON属性、522. 老年者区分、523. 自動生成フラグ、524. 自治体コード、525. 自治体識別コード、526. 葬祭費、527. 親データセットレコードのキー、528. 証明年度、529. 証明書区分、530. 証明書番号、531. 課税区分、532. 課税年度、533. 課税年度RON属性、534. 課税所得額課税標準額、535. 課税所得額課税標準額RON属性、536. 調定データ区分、537. 調定不整合フラグ、538. 調定年度、539. 調定表出力日、540. 警告メッセージ、541. 警告メッセージID、542. 譲渡所得額分離、543. 譲渡所得額分離RON属性、544. 譲渡所得額総合、545. 譲渡所得額総合RON属性、546. 資料仮登録フラグ、		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			547. 資料併合済フラグ、548. 資料収入種別コード、549. 資料履歴番号、550. 資料廃止理由コード、551. 資料番号、552. 資料種別コード、553. 資料種別、554. 資料連絡箋出力対象フラグ、555. 資料連絡箋出力理由コード、556. 賦課履歴番号、557. 賦課更正事由コード、558. 賦課課税区分、559. 農業所得額、560. 農業所得額RON属性、561. 退職による減フラグ、562. 退職以外による減フラグ、563. 退職所得額総合、564. 退職所得額総合RON属性、565. 退職金額、566. 送付先、567. 送付通知書区分、568. 通知先アドレス更新日、569. 通知先アドレス、570. 通知日、571. 通知書番号等、572. 通知書番号、573. 通称名優先区分、574. 連携対象区分、575. 連番、576. 連絡先、577. 郵便番号、578. 都道府県均等割額、579. 都道府県均等割額RON属性、580. 都道府県所得割額、581. 都道府県所得割額RON属性、582. 配偶者控除等、583. 配偶者控除等RON属性、584. 配偶者氏名、585. 配偶者特別控除額、586. 配偶者特別控除額RON属性、587. 配偶者生年月日、588. 配当所得額総合、589. 配当所得額総合RON属性、590. 開始月期、591. 関連指定番号、592. 障害者控除、593. 障害者控除RON属性、594. 雑所得額総合、595. 雑所得額総合RON属性、596. 雑損失繰越控除額、597. 雑損失繰越控除額RON属性、598. 雑損控除額、599. 雑損控除額RON属性、600. 非課税コード、601. 16歳未満扶養者数、602. 16歳未満扶養者数RON属性、603. 16歳未満扶養親族、604. 16歳未満扶養親族RON属性、605. CSVファイル名、606. XMLファイル名		
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	141. 従業者数、142. 非課税従業者数、143. 課税対象従業者数、144. 従業者給与総額13、145. 非課税従業者給与総額14、146. 控除従業者給与総額15、147. 課税標準従業者給与総額16、148. 従業者割額17、149. 納付の確定した従業者割額18、150. 納付すべき従業者割額19、	141. 非課税従業者数、142. 課税対象従業者数、143. 従業者給与総額12、144. 非課税従業者給与総額13、145. 控除従業者給与総額14、146. 課税標準従業者給与総額15、147. 従業者割額16、148. 納付の確定した従業者割額17、149. 資産割額従業者割額合計額18、150. 納付の確定した事業所税額19、	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 [収滞納]	なし	【追加】 1851. 所属課コード、1852. 所属係コード	事後	
平成30年4月1日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	税政課	税制課	事後	
平成30年4月1日	VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2017/4/1	2018/4/1	事後	
平成30年8月27日	I 基本情報7. 評価実施機関における担当部署② 所属長	川口 力、田村 真大、成澤 淳一、寶子 英司、牧善幸、寺山裕志	税制課長、税務運営課長、法人諸税課長、市民税課長、固定資産税課長、納税課長	事後	様式変更に伴う所要の変更
平成31年4月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容【軽自動車税】	④証明書の交付申請に基づき継続検査用納税証明書を交付する。	【削除】	事前	
平成31年4月1日	I 基本情報 ②法令上の根拠 6. 情報提供ネットワークシステムにおける情報連携	(番号法別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	117【削除】 120⇒119【変更】	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 基本情報 ②法令上の根拠 6. 情報提供ネットワークシステムにおける情報連携	(条例別表第2における情報提供の根拠) 左欄(機関)が「市長」の項のうち、右欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、20、21、23、24、25、27、32、34、39、41、43、44、47、49、50、51、52、53、54、55、56、57、58、59、61、62、64、66、67、69、71、72、74、75 の項)	76【追加】	事後	
平成31年4月1日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	なし	日本年金機構等からeLTAXシステムを通じて税総合電算システム(個人住民税)への⑩の矢印を追加	事後	
平成31年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度 【個人住民税】	○入手元(地方公共団体・地方独立行政法人)・ふるさと納税申告特例通知書／提出を受けた都度／入手方法は紙	○入手元(地方公共団体・地方独立行政法人)・ふるさと納税申告特例通知書／提出を受けた都度／入手方法は紙又はeLTAXシステム	事後	
平成31年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ①委託内容	地方税の電子申告に関連して、一般社団法人地方税電子化協議会が運営するeLTAXポータルセンタと連携し、LGWAN回線を利用して、本市に設置する端末と受託業者が運営するサービスセンタ内に設置されたサーバと接続して、電子申告システム・年金特徴システム・国税連携システムの照会・検索・保管等を行う。	地方税の電子申告に関連して、地方税共同機構が運営するeLTAXポータルセンタと連携し、LGWAN回線を利用して、本市に設置する端末と受託業者が運営するサービスセンタ内に設置されたサーバと接続して、電子申告システム・年金特徴システム・国税連携システムの照会・検索・保管等を行う。	事後	
平成31年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転有無	[○]提供を行っている(67件) [○]移転を行っている(43件)	[○]提供を行っている(66件) [○]移転を行っている(44件)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先21	国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先37 ②提供先における用途	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先57	提供先57	削除	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先58 ①法令上の根拠	提供先58 番号法第19条第7号 別表第二(第120項)	提供先57 番号法第19条第7号 別表第二(第119項)	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先59～67	提供先59～67	提供先58～66	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先3 ②移転先における用途	(堺市身体障害者及び知的障害者医療費助成条例による助成の決定に関する事務)	堺市重度障害者医療費助成条例による助成の決定に関する事務	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13 ②移転先における用途	(児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務)	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先44①～⑦	なし	【追加】 移転先44 保険医療課、各区保健センター ①法令上の根拠 堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ②移転先における用途 条例別表第2 76に定める事務 (難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給に関する事務) ③移転する情報 地方税関係情報 ④～⑦ 上記の移転先43と同様	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目 [個人住民税]	1. 更新年月日、2. 更新時刻・・・605. CSVファイル名、606. XMLファイル名	【追加】 607. 市住借金特控額移譲前、608. 市住借金特控額移譲前RON属性、609. 市寄附金控除額移譲前-NM、610. 市寄附金控除額移譲前RON属性、611. 市所得割額移譲前-NM、612. 市所得割額移譲前RON属性-CH、613. 新年度受取方法、614. 新年度通知先アドレス、615. 新年度通知先アドレス更新日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	Ⅲリスク対策(プロセス) 7、特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	
平成31年4月1日	Ⅲリスク対策(プロセス) 7、特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	元本市職員が、無断で持ち帰っていた選挙データや業務ファイル等を個人で契約していた民間レンタルサーバーの公開されている部分に保存した。このことにより、平成27年4月から6月までの間、インターネット上で閲覧可能な状態となり、約68万人分の有権者データなどの個人情報を流出させたもの。	削除	事後	
平成31年4月1日	Ⅵ評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和3年4月1日	Ⅲリスク対策(プロセス) 7.特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	
令和3年4月1日	Ⅲリスク対策(プロセス) 7.特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容		受託業者が、長屋建て住宅の所有者を対象とした調査を行った、アンケート調査票に所有者本人以外の氏名を誤って印字した調査票を誤送付(1,461件の個人情報が漏洩)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	Ⅲリスク対策(プロセス) 7.特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか再発防止策の内容	(1)データの外部持出し制限の強化 ア 外部記録媒体(USBメモリー等)の接続制限の拡充 一部の業務システムで既に実施している外部記録媒体の接続制限を、他の業務システムにも拡充し、承認を受けていない外部記録媒体の接続ができないようにする。 イ データの外部持出し承認の厳格化 承認を受けた外部記録媒体であっても、データの外部保存を行う場合は、システム上での本人の認証に加え、所属長による承認を必要とすることとし、承認がなければ外部記録媒体へのデータ記録ができないようにする。 ウ データの外部持出し操作記録(ログ)取得の拡充 一部の業務システムで既に実施しているデータの外部持出しの操作記録(ログ)の取得を、他の業務システムにも拡充し、データの外部持出しを行った場合、詳細な記録が残るようにする。 エ 電子メールの誤送信を防ぐ措置の実施 電子メールの誤送信による個人情報の流出を防止するため、電子メールの送信時に一定の待機時間を設定する。また、添付ファイルを外部に送信する際の所属長による承認機能やメールのあて名を「TO」や「CC」から「BCC」へと強制的に変換する機能等を導入する。 オ データのシステム外への持出し時のデータの暗号化 住民情報系システムの端末から、データを外部に持ち出す場合には、強制的にパスワードを付与し、データを暗号化する仕組みを導入する。	・受託業者に対し、個人情報を取り扱う場合のマニュアルやチェックリストと、十分な確認が必要な作業の場合、市からの指示に基づく手順書を作成させることにより、個人情報の適正管理、適正な事務処理について、指導と確認を徹底した。 ・市として、再びこのような事案が発生しないよう、個人情報保護の重要性を再認識し、個人情報を取り扱う作業の場合、受託業者に対し、書面により詳細な作業手順や注意点を明確に指示し、漏洩や手順の誤りがないことの確認を徹底した。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		(2)情報セキュリティ等のチェック体制の強化 ア 副市長をトップとする指揮命令体制の構築 個人情報保護と情報セキュリティについて、それぞれを統括する副市長を最高責任者とする指揮命令体制を構築し、セキュリティ体制・方策などについて検証する。 イ 個人情報取扱事務の届出手続きの変更 職務上、個人情報を取り扱う部署の所属長（個人情報保護管理者）に対して、現在、個人情報の取扱いを開始する場合や変更する場合に届出を求めているが、これに加え、毎年度当初及び必要に応じて、個人情報の取扱状況と保護体制の確認、報告を求めるものとする。 ウ 情報セキュリティに関する外部監査の実施 職務上、個人情報を取り扱う部署を中心に、適切な情報セキュリティが取られているかどうかを第三者により監査する「情報セキュリティ外部監査」を実施する。（平成15年度から継続して実施中） (3)事故発生時の対応の強化 ア 副市長をトップとする指揮命令体制の構築 ≪再掲≫ 個人情報保護と情報セキュリティについて、それぞれを統括する副市長を最高責任者とする指揮命令体制を構築し、万が一の事故発生時に適切な事故対応が的確に取れるようにする。 イ 関係部局による事故対策会議の設置 (2)アで的確な判断が下せるよう、個人情報保護、情報セキュリティ、職員の服務管理等の所管部局からなる「個人情報流出等事故対策会議」を設置し、万が一の事故発生時に速やかに情報を収集、共有、報告できるようにする。			

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		ウ 外部有識者からの意見聴取(情報セキュリティアドバイザーの選任) (2)アで的確な判断が下せるよう、個人情報保護と情報セキュリティに関する有識者(弁護士、大学教授等)を「情報セキュリティアドバイザー」に選任し、万が一の事故発生時に専門的知見からの意見を聴取する。 エ 迅速なレスポンスチームの編成 インシデント発生時には、瞬時に必要なレスポンスが取れるよう、少人数の初動体制(レスポンスチーム)を編成する。また、演習や訓練を実施し、有事の際の実効性を高める。 (4)職員の意識向上 ア 職員一人ひとりが、情報セキュリティ対策の必要性和内容を十分に理解し、個人情報の適正な管理を行うことを目的として、全職員を対象に、個人情報保護と情報セキュリティに関する研修を実施し、研修の内容の理解度を図るテストを実施する。 イ 職員に対し情報セキュリティに関する日常の啓発を強化する。 (5)その他 ア 二要素認証の導入 住民情報系端末システムにおいて、なりすまし利用を防止する為、Windowsへのログイン時に、従来のIDとパスワードによる認証に加え、生体等による認証を導入する。 イ 業務アプリ等の管理 エクセルやアクセスを使った職員の自作システム(業務アプリ)の運用においては、ガイドライン等を定めて要件定義と基本設計を適切に行うとともにデータの適正管理を徹底する。			

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ⑥法令上の根拠	・番号法第19条8号(特定個人情報の提供の制限)、堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び別表第2(第3条関係) (条例別表第2における情報提供の根拠) 左欄(機関)が「市長」の項のうち、右欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、20、21、23、24、25、27、32、34、39、41、43、44、47、49、50、51、52、53、54、55、56、57、58、59、61、62、64、66、67、69、71、72、74、75、76 の項) (番号法別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項) [主務省令] 第20条	・番号法第19条9号(特定個人情報の提供の制限)、堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び別表第2(第3条関係) (条例別表第2における情報提供の根拠) 左欄(機関)が「市長」の項のうち、右欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項77【追加】 (番号法別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(37の項) [主務省令] 削除	事後	
令和3年4月1日	I 基本情報 (別添)事務の内容	なし	納税者からeLTAXシステムを通じて税総合電算システム(収滞納)への⑨の矢印を追加	事後	
令和3年4月1日	I 基本情報 (別添)事務の内容 備考	なし	⑨市税の納付(eLTAX分) 徴収猶予の申請(eLTAX分) 換価猶予の申請(eLTAX分)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク 具体的な方法	＜共通基盤システムによる情報の移転＞ 移転を行う場合、移転する情報に関して、移転元と移転先において仕様を定め、所属長の許可を得た上で情報化推進課に依頼をする。仕様で定めたことのみをシステム構築しており、仕様以外の情報に関しては、移転不可能である。どのシステムがどの情報に対して、いつ移転したかをネットワークの通信ログで取得しており、7年間保存している。正当な移転だけでなく、不正な移転、移転の失敗など全ての通信ログを取得している。	＜共通基盤システムによる情報の移転＞ 移転を行う場合、移転する情報に関して、移転元と移転先において仕様を定め、所属長の許可を得た上でICTイノベーション推進室に依頼をする。仕様で定めたことのみをシステム構築しており、仕様以外の情報に関しては、移転不可能である。どのシステムがどの情報に対して、いつ移転したかをネットワークの通信ログで取得しており、7年間保存している。正当な移転だけでなく、不正な移転、移転の失敗など全ての通信ログを取得している。	事後	
令和3年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤ 物理的破壊 具体的な対策の内容	3 記録媒体・紙媒体の保管場所 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第8条（記録媒体の管理）に規定する「(3) 重要な情報を記録した記録媒体については、その重要度に応じて、漏洩、滅失、損傷等の防止に備えるなど適切な対策を講じた場所に保管しなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。	3 記録媒体・紙媒体の保管場所 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第8条（記録媒体の管理）に規定する「(2) 重要な情報を記録した記録媒体については、その重要度に応じて、漏洩、盗難、滅失、損傷等の防止に備えるなど適切な対策を講じた場所に保管しなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (番号法別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項) [主務省令] 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の2、第23条、第24条、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3	・番号法第19条8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (番号法別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、10、12、17、24、31、33、36、37、38、39、40、41、46、47、48、50、52、53、55、61、66、67、72、73、74、76、77、78、79、80、81、82、87、88、94、100、104、110、112、116、117、119、125、129、130、132、135、136、137、142、143、144、146、147、150の項) [主務省令] 削除	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	I 基本情報 (別添1)事務の内容 個人住民税 図 (備考)	(図) 日本年金機構等 ⑨矢印の流れ:「住民」「税総合電算システム」 ⑩矢印の流れ:「住民」「所得の把握」「日本年金機構等」「eLTAXシステム」「税総合電算システム」 ⑩矢印の流れ:「住民」「税総合電算システム」 (備考) ⑨住民税申告書の提出(委託事項5:提出された資料についてはパンチによりデータ化) ⑩ふるさと納税申告特例通知書の提出(委託事項5:提出された資料についてはパンチによりデータ化及びイメージファイル化)	(図) 日本年金機構等 ⑩矢印の流れ:「住民」「申告支援システム」「税総合電算システム」 ⑨矢印の流れ:「住民」「他市町村」「eLTAXシステム」「税総合電算システム」 (備考) ⑩住民税申告書の提出(委託事項11:提出された資料をデータ化) ⑨ふるさと納税申告特例通知書の提出	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑦再委託の有無 ⑧再委託の許諾方法 ⑨再委託事項	⑦再委託の有無 [再委託しない] ⑧再委託の許諾方法 なし ⑨再委託事項 なし	⑦再委託の有無 [再委託する] ⑧再委託の許諾方法 業務の一部を再委託する場合については、契約書により以下の条件を課している。 ・委託先は、個人情報取扱に係る事項について委託先同様の義務を再委託先に負わせ、再委託先に対し遵守を監督すること。 ・再委託先事業者から委託先事業者に提出される個人情報等の保護に係る誓約書の写しを本市に提出すること。 ・再委託先従事者から再委託先事業者に提出される秘密保持に関する誓約書の写しを本市に提出すること。 ・再委託先の業務従事者に対するセキュリティ等に関する社員教育の実績書及び計画書を本市に提出すること。 また再委託の許諾については本市に提出される再委託申請書を以下の観点から審査した上で、判断する。 -再委託先の名称、所在地、連絡先電話番号が、正確に記載されていること。 -再委託が、業務の一部かつ専門的な作業であること。 -再委託する作業内容を具体的に明記していること。 -全部又は大部分の再委託でないこと。 -再委託する作業内容に関して、契約の履行に必要な専門的な作業の実績又は堺市若しくは他の自治体における対象業務の実績を有していること。	事前	
令和3年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ①委託内容 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	①委託内容 給与支払報告書、公的年金等支払報告書、住民税申告書、ふるさと納税申告特例通知書等のデータ入力及びスキャニングイメージファイル作成作業を行う。 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 [○]紙	①委託内容 給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書等のデータ入力及びスキャニングイメージファイル作成作業を行う。 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 [○]フラッシュメモリ [○]紙	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ⑦再委託の有無 ⑧再委託の許諾方法 ⑨再委託事項	⑦再委託の有無 [再委託しない] ⑧再委託の許諾方法 なし ⑨再委託事項 なし	⑦再委託の有無 [再委託する] ⑧再委託の許諾方法 業務の一部を再委託する場合については、契約書により以下の条件を課している。 ・委託先は、個人情報取扱に係る事項について委託先同様の義務を再委託先に負わせ、再委託先に対し遵守を監督すること。 ・再委託先事業者から委託先事業者に提出される個人情報等の保護に係る誓約書の写しを本市に提出すること。 ・再委託先従事者から再委託先事業者に提出される秘密保持に関する誓約書の写しを本市に提出すること。 ・再委託先の業務従事者に対するセキュリティ等に関する社員教育の実績書及び計画書を本市に提出すること。 また再委託の許諾については本市に提出される再委託申請書を以下の観点から審査した上で、判断する。 -再委託先の名称、所在地、連絡先電話番号が、正確に記載されていること。 -再委託が、業務の一部かつ専門的な作業であること。 -再委託する作業内容を具体的に明記していること。 -全部又は大部分の再委託でないこと。 -再委託する作業内容に関して、契約の履行に必要な専門的な作業の実績又は堺市若しくは他の自治体における対象業務の実績を有していること。	事前	
令和3年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項10 ⑨再委託事項	ハードウェア保守作業	個人住民税電子ファイリングシステム保守業務の一部	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(66件) [○]移転を行っている(44件)	[○]提供を行っている(70件) [○]移転を行っている(45件)	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1～6 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7～10 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第9、11、16、18項)	番号法第19条第8号 別表第二(第10、12、17、24項)	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ①委託内容 ⑥委託先名 ⑦再委託の有無 ⑧再委託の許諾方法 ⑨再委託事項	①地方税の電子申告に関連して、地方税共同機構が運営するeLTAXポータルセンタと連携し、LGWAN回線を利用して、本市に設置する端末と受託業者が運営するサービスセンタ内に設置されたサーバと接続して、電子申告システム・年金特徴システム・国税連携システムの照会・検索・保管等を行う。 ⑥TIS株式会社 ⑦再委託しない	①地方税の電子申告に関連して、地方税共同機構が運営するeLTAXポータルセンタと連携し、LGWAN回線を利用して、本市に設置する端末と受託業者が運営するサービスセンタ内に設置されたサーバと接続して、電子申告システム・年金特徴システム・国税連携システムの照会・検索・保管等を行う。 ⑥株式会社インテック ⑦再委託する ⑧業務の一部を再委託する場合については、契約書により以下の条件を課している。 ・委託先は、個人情報取扱に係る事項について委託先同様の義務を再委託先に負わせ、再委託先に対し遵守を監督すること。 ・再委託先事業者から委託先事業者に提出される個人情報等の保護に係る誓約書の写しを本市に提出すること。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			・再委託先従事者から再委託先事業者に提出される秘密保持に関する誓約書の写しを本市に提出すること。 ・再委託先の業務従事者に対するセキュリティ等に関する社員教育の実績書及び計画書を本市に提出すること。 また再委託の許諾については本市に提出される再委託申請書を以下の観点から審査した上で、判断する。 -再委託先の名称、所在地、連絡先電話番号が、正確に記載されていること。 -再委託が、業務の一部であること。 -再委託する作業内容を具体的に明記していること。 -全部又は大部分の再委託でないこと。 -再委託する作業内容に関して、契約の履行に必要な専門的な作業の実績又は堺市若しくは他の自治体における対象業務の実績を有していること。 ⑨ソフトウェアのバージョンアップ作業、それに付随する付帯業務及び運用支援業務		
令和3年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先11～15 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第23、26、27、28、29項)	番号法第19条第8号 別表第二(第33、36、37、38、39項)	事後	
令和3年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先16～24 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第31、34、35、37、38、39、40、42、48項)	番号法第19条第8号 別表第二(第41、46、47、48、50、52、53、55、61項)	事後	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先25～55 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115項)	番号法第19条第8号 別表第二(第67、72、73、74、76、77、78、79、80、81、82、87、88、94、100、104、110、112、116、117、119、125、129、130、132、135、136、137、142、143、144項)	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先56 ①法令上の根拠 ②提供先における用途	番号法第19条第7号 別表第二(第116項) 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	番号法第19条第8号 別表第二(第146項) 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先57 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第119項)	番号法第19条第8号 別表第二(第150項)	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先60 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先61、62 ①法令上の根拠 ③提供する情報	番号法第19条第9号 地方税関係情報であって、番号法第19条第8号の地方税条項で定めるもの	番号法第19条第10号 地方税関係情報であって、番号法第19条第10号の地方税条項で定めるもの	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先63～65 ①法令上の根拠	番号法第19条第14号	番号法第19条第10号	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先67	なし	【追加】 提供先67 市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二(第31項) ②提出先における用途 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数 [10万人以上100万人未満] ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 個人住民税の納税義務者とその扶養親族 ⑥提供方法 [情報提供ネットワークシステム] ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先68①～⑦	なし	【追加】 提供先68 社会福祉協議会 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二(第40項) ②提出先における用途 社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数 [10万人以上100万人未満] ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 個人住民税の納税義務者とその扶養親族 ⑥提供方法 [情報提供ネットワークシステム] ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先69①～⑦	なし	【追加】 提供先69 市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二(第66項) ②提出先における用途 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数 [10万人以上100万人未満] ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 個人住民税の納税義務者とその扶養親族 ⑥提供方法 [情報提供ネットワークシステム] ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先70①～⑦	なし	【追加】 提供先70 厚生労働大臣 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二(第147項) ②提出先における用途 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 地方税関係情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数 [10万人以上100万人未満] ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 個人住民税の納税義務者とその扶養親族 ⑥提供方法 [情報提供ネットワークシステム] ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 所管部署	障害施策推進課、障害者支援課、各区地域福祉課、各区保健センター	障害施策推進課、障害支援課、障害福祉サービス課、各区地域福祉課、各区保健センター	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ②移転先における用途	条例別表第2 2に定める事務(堺市老人医療費助成条例による助成の決定に関する事務)	条例別表第2 2に定める事務(廃止前の堺市老人医療費助成条例による助成の決定に関する事務)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先8 所管部署 ②移転先における用途	健康医療推進課、各区保健センター 条例別表第2 9～18に定める事務(各種健(検)診における一部負担金の免除に関する事務)	感染症対策課、各区保健センター 条例別表第2 8に定める事務(堺市任意の高齢者の肺炎球菌予防接種に関する費用助成事務)	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先11 所管部署 ②移転先における用途	障害者支援課、各区地域福祉課、各区保健センター 条例別表第2 21に定める事務(堺市身体障害者介助者用車いす電動補助装置購入費の支給に関する事務)	障害支援課、各区地域福祉課、各区保健センター 条例別表第2 21に定める事務(堺市身体障害者介助者用車椅子電動補助装置購入費の支給に関する事務)	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13 ②移転先における用途	条例別表第2 24に定める事務(児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務)	条例別表第2 24に定める事務(児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務)	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先15 所管部署	子ども家庭課、子ども相談所、各区地域福祉課、各保険センター	子ども家庭課、子ども相談所、各区地域福祉課、各区保健センター	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先21 ⑥移転方法	[○] 庁内連携システム [○] フラッシュメモリ	[○] 庁内連携システム [○] 専用線	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先24、25 所管部署	高齢施策推進課、各区地域福祉課	長寿支援課、各区地域福祉課	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先29、30 所管部署	障害者支援課、各区地域福祉課	障害支援課、各区地域福祉課	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先36 ⑥移転方法	[○] 庁内連携システム [○] フラッシュメモリ	[○] 庁内連携システム [○] 専用線	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先38 所管部署	障害施策推進課、障害者支援課、各区地域福祉課、各区保健センター	障害施策推進課、障害支援課、障害福祉サービス化課、各区地域福祉課、各区保健センター	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先39 所管部署	障害者支援課、各区地域福祉課、幼保推進課、各区子育て支援課、各区保健センター	障害支援課、各区地域福祉課、幼保推進課、各区子育て支援課、各区保健センター	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先45①～⑦	なし	【追加】 移転先45 医療年金課、各区保険年金課 ①法令上の根拠 堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ②移転先における用途 条例別表第2 77に定める事務(年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)による年金生活者支援給付金の支給に関する事務) ③移転する情報 地方税関係情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 [10万人以上100万人未満] ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 個人住民税の納税義務者とその扶養親族 ⑥移転方法 [○]庁内連携システム ⑦時期・頻度 地方税関係情報の変更が発生した都度、随時	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	記載なし	「委託事項11」を追加	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先44 所管部署	保険医療課	保健医療課	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 評価実施機関内の他部署	戸籍住民課、介護保険課、国民健康保険課、医療年金課、障害者支援課、精神保健課、生活支援管理課	戸籍住民課、介護保険課、国民健康保険課、医療年金課、障害支援課、精神保健課、生活支援管理課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先10 所管部署	障害者支援課、各区地域福祉課、各区保健センター	障害支援課、各区地域福祉課、各区保健センター	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	10件	11件	事後	
令和5年6月1日	Ⅰ 基本情報 (別添1)事務の内容(収滞納) 図	なし	C矢印(個人番号を含む情報の流れ)【追加】	事前	
令和5年6月1日	Ⅰ 基本情報 (別添1)事務の内容(収滞納) (備考)	なし	C 公金受取口座の参照【追加】	事前	
令和5年6月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 ※ 行政機関・独立行政法人等	国税庁、日本年金機構、地方公共団体情報システム機構	国税庁、日本年金機構、地方公共団体情報システム機構、内閣総理大臣	事前	
令和5年6月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度 【収滞納】 ○入手元(行政機関・独立行政法人等)	・本人確認情報／必要になった都度／入手方法は住民基本台帳ネットワークシステム	・本人確認情報／必要になった都度／入手方法は住民基本台帳ネットワークシステム ・公金受取口座情報／必要になった都度／入手方法は情報提供ネットワークシステム	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月27日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	【業務全体概要】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）以下、「番号法」という。）別表第一の16項により個人番号を利用することができるのは、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収または地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令では、地方税の課税標準の更正もしくは決定、税額の更正もしくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む）に関する事務と定められている。	【業務全体概要】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）以下、「番号法」という。）別表の24の項により個人番号を利用することができるのは、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成31年法律第4号）による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令では、地方税又は森林環境税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務又は地方税又は森林環境税に関する調査（犯則事件の調査を含む）に関する事務と定められている。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	1 データ連携機能 ・住民情報系システム間で、定例的に提供、利用しているデータ(住民の転出入データ等)を連携する機能。 2 ウイルス対策機能 ・住民情報系システム全体のウイルス対策ソフトを統括し、ウイルス定義ファイルの配信を行う機能。 3 ディレクトリサービス機能(Active Directory)	1 データ連携機能 ・住民情報系システム間で、定例的に提供、利用しているデータ(住民の転出入データ等)を連携する機能。 2 ウイルス対策機能 ・住民情報系システム全体のウイルス対策ソフトを統括し、ウイルス定義ファイルの配信を行う機能。 3 ディレクトリサービス機能(Active Directory) ・システムを利用できるユーザや組織、コンピュータ等の情報とその属性を階層的に管理し、認証機能を提供する。 4 更新プログラム配布機能(Windows Server Update Services (WSUS)) ・脆弱性等に対応する更新プログラムを配布、管理する機能。 5 文字管理機能 ・文字変換を行う機能。 6 持ち出し制限機能 ・使用できる媒体を制限するとともに端末からデータを持ち出す際は上長の承認を必須とする機能。 7 生体認証機能 ・Windowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行う機能。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	庁内の各システムが保有する固有宛名番号を、本市内で統合(名寄)して管理するシステムであり、主な機能は以下のとおり。 1 宛名管理機能 ・各システム固有宛名番号と本市内統合宛名番号の管理機能。 2 情報提供機能 ・業務情報を中間サーバーに提供するための機能。 3 情報照会機能 ・他機関へ照会するための機能。 4 符号要求機能 ・処理通番、符号の要求データを既存住民基本台帳システムに送信する機能。 5 オンライン機能 ・オンラインでの統合宛名の検索、更新機能。	庁内の各システムが保有する固有宛名番号を、本市内で統合(名寄)して管理するシステムであり、主な機能は以下のとおり。 1 宛名管理機能 ・各システム固有宛名番号と本市内統合宛名番号の管理機能。 2 情報提供機能 ・業務情報を中間サーバーに提供するための機能。 3 情報照会機能 ・他機関へ照会するための機能。 4 符号要求機能 ・処理通番、符号の要求データを既存住民基本台帳システムに送信する機能。 5 オンライン機能 ・オンラインでの統合宛名の検索、更新機能。 6 申請管理システム機能 ・マイナポータルびったりサービスからの申請内容を受信し、各業務システムへのオンライン申請情報の連携を行う機能	事後	
令和6年9月27日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	(1)事務・手続の簡素化、添付書類の削減による負担軽減 ・各種申請・申告等に必要な行政機関が発行する添付書類(納税証明書等)を省略できる。	(1)事務・手続の簡素化、添付書類の削減による負担軽減 ・各種申請・申告等に必要な行政機関が発行する添付書類(税証明書等)を省略できる。	事後	
令和6年9月27日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法 ・第9条(利用範囲)第1項 別表第一の16の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務であって主務省令(※)で定めるもの ※番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	1. 番号法 ・第9条(利用範囲)第1項 別表の24の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令(※)で定めるもの ※番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月27日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (番号法別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、10、12、17、24、31、33、36、37、38、39、40、41、46、47、48、50、52、53、55、61、66、67、72、73、74、76、77、78、79、80、81、82、87、88、94、100、104、110、112、116、117、119、125、129、130、132、135、136、137、142、143、144、146、147、150の項)	・番号法第19条8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 (情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項)	事後	
		・番号法第19条第9号(特定個人情報の提供の制限)、堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び別表第2(第3条関係) (条例別表第2における情報提供の根拠) 左欄(機関)が「市長」の項のうち、右欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、20、21、23、24、25、27、32、34、39、41、43、44、47、49、50、51、52、53、54、55、56、57、58、59、61、62、64、66、67、69、71、72、74、75、76、77の項)	・番号法第19条第9号(特定個人情報の提供の制限)、堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び別表第2(第3条関係) (条例別表第2における情報提供の根拠) 左欄(機関)が「市長」の項のうち、右欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、20、24、25、27、32、34、39、41、43、44、47、49、50、51、52、53、54、55、56、57、58、59、61、62、64、66、67、69、71、72、74、75、76、77の項)		
		(番号法別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(37の項)	(情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(48の項)		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	富士通株式会社	富士通Japan株式会社	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	富士通株式会社	富士通Japan株式会社	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	富士通株式会社	富士通Japan株式会社	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名	ナカバヤシ株式会社	サンメッセ株式会社	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ⑥委託先名	トッパン・フォームズ株式会社	TOPPANエッジ株式会社	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8 ③委託先における取扱者数	10人未満	10人以上50人未満	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8 ⑥委託先名	テルウェル西日本株式会社	株式会社フューチャー・コミュニケーションズ	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ⑥委託先名	株式会社アイヴィジット	株式会社セゾンパーソナルプラス	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供・移転の有無	[○]提供を行っている（70件） [○]移転を行っている（45件）	[○]提供を行っている（81件） [○]移転を行っている（43件）	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先	番号法に基づく記載 提供先1～71①～⑦	番号法に基づく記載 提供先1～81①～⑦	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先11、12	移転先11、12	削除(番号繰り上がり)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先9、38、41 所管部署	健康医療推進課、各区保健センター	健康推進課、各区保健センター	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先11 ②移転先における用途	条例別表第2 24に定める事務(児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務)	条例別表第2 24に定める事務(児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先31 ⑥移転方法	[○] 庁内連携システム [○] フラッシュメモリ	[○] 庁内連携システム [○] 専用線	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先37 所管部署	幼保推進課	幼保政策課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先37 ②移転先における用途	条例別表第2 69に定める事務(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務)	条例別表第2 69に定める事務(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務)	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<堺市における保管場所> 1 保管場所の態様 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第9条(サーバの導入及び運用)に規定する「(1)サーバは、火災、水害、ほこり、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置しなければならない。」及び第11条(管理区域)に規定する「(1)水害対策及び確実な入退室管理を行うこと。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・保管場所は堺市役所本館9階にある無窓の電算機室に設置している。 ・電算機室内のサーバ等は、落下しないようにベルトを掛け、又はビス止めするなど転倒及び落下防止等の耐震対策を行っている。 ・電算機室に火災報知器や消火設備等を設置するなどの防火措置を行っている。 ・電算機室に漏水センサーを設置するなどの防水措置を行っている。 ・電算機室から外部に通ずるドアは最小限とし、入口には監視カメラを設置している。	<堺市における保管場所> 1 保管場所の態様 ・保管場所は堺市役所本館9階にある無窓の情報システム室に設置している。 ・情報システム室内のサーバ等は、落下しないようにベルトを掛け、又はビス止めするなど転倒及び落下防止等の耐震対策を行っている。 ・情報システム室に火災報知器や消火設備等を設置するなどの防火措置を行っている。 ・情報システム室に漏水センサーを設置するなどの防水措置を行っている。 ・情報システム室から外部に通ずるドアは最小限とし、入口には監視カメラを設置している。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		2 保管場所への立入制限・アクセス制限 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第9条 (サーバの導入及び運用)に規定する「(4)操作 の権限を有しない者に容易に操作されることが ないよう、サーバに記録された情報の重要度 に応じて設置場所への入室制限を行うなど適切 な措置を講じなければならない。」に基づき、以 下の対策を行っている。 ・電算機室への入室は許可された者のみが必要区画のみに立ち入るように制限し、ICカードによる入退室管理を行っている。 ・入室者は、電算機室に入室する場合、身分証明書等を携帯している。 ・あらかじめ入室許可を受けていないものが障害等の突発的対応によって電算機室に入る場合は、同室への入室を許可された職員等が付き添うものとし、外見上職員等と区別できるようにしている。 ・サーバ等は施錠できるラックに格納し、第三者による不正操作を防止している。 ・サーバは管理者のユーザIDおよびパスワードによる認証によりログインし、許可されていない第三者の操作を防止している。	2 保管場所への立入制限・アクセス制限 ・情報システム室への入室は許可された者のみが必要な区画のみに立ち入るように制限し、ICカードによる入退室管理を行っている。 ・入室者は、情報システム室に入室する場合、身分証明書等を携帯している。 ・あらかじめ入室許可を受けていないものが障害等の突発的対応によって情報システム室に入る場合は、同室への入室を許可された職員等が付き添うものとし、外見上職員等と区別できるようにしている。 ・サーバ等は施錠できるラックに格納し、第三者による不正操作を防止している。 ・サーバは管理者のユーザIDおよびパスワードによる認証によりログインし、許可されていない第三者の操作を防止している。		
		中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理している。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存されている。	中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<堺市における措置> 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第8条(記録媒体の管理)に規定する「(5)不要となった記録媒体を廃棄する場合は、データ管理者の許可を得なければならない。この場合において、不要となった記録媒体については、当該媒体に含まれる情報をいかなる方法によっても復元することができないように消去等を行った上で、廃棄しなければならない。」及び「(6)重要な情報を記録した記録媒体の廃棄については、その重要度に応じて、日時、処理担当者及び処理内容を記録するなど適切な処理を行わなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・不要となった記録媒体を廃棄する場合は、データ管理者の許可を得ている。 ・記録媒体の初期化のみに留まらず、強磁気による情報破壊又は固定値若しくは乱数を書き込むなどの措置を行い、情報を復元できないように処置した上で廃棄している。 ・廃棄を行った処理について、日時、担当者及び処理内容を記録している。	<堺市における措置> ・不要となった記録媒体を廃棄する場合は、情報セキュリティ管理者の許可を得ている。 ・記録媒体は分解、粉碎、溶解、焼却、細断等、物理的に破壊し、確実に復元できないように処置した上で廃棄している。 ・廃棄を行った処理について、日時、担当者及び処理内容を記録している。	事後	
		<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去している。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 [個人市民税]	なし	、616. 条約適用利子等の額、617. 条約適用利子等の額RON属性、618. 条約適用配当等の額、619. 条約適用配当等の額RON属性、620. 特例適用利子等の額、621. 特例適用利子等の額RON属性、622. 特例適用配当等の額、623. 特例適用配当等の額RON属性、624. 所得金額調整控除適用フラグ、625. 所得金額調整個人番号、626. 所得金額調整宛名番号、627. 所得金額調整入力西暦生年月日、628. 所得金額調整入力カナ氏名、629. 所得金額調整入力氏名、630. 所得金額調整続柄、631. 所得金額調整障害区分、632. 所得金額調整別居区分、633. 所得金額調整個人番号確認区分、634. 所得金額調整確認区分、635. 特定支出の額、636. 特定支出の額RON属性、637. 所得金額調整控除額、638. 所得金額調整控除額RON属性、639. 分離長期一般特控前、	事後	
			640. 分離長期一般特控前RON属性、641. 分離長期一般特控額、642. 分離長期一般特控額RON属性、643. 分離長期特定所得額、644. 分離長期特定所得額RON属性、645. 分離長期軽課特控前、646. 分離長期軽課特控前RON属性、647. 分離長期軽課特控額、648. 分離長期軽課特控額RON属性、649. 分離短期一般特控前、650. 分離短期一般特控前RON属性、651. 分離短期一般特控額、652. 分離短期一般特控額RON属性、653. 分離短期軽減特控前、654. 分離短期軽減特控前RON属性、655. 分離短期軽減特控額、656. 分離短期軽減特控額RON属性、657. 申告不要区分、658. 控除対象配偶者続柄、659. 控除対象配偶者障害区分、660. 控除対象配偶者国外区分、661. 控除対象配偶者年調区分、662. 控除対象配偶者別居区分、663. 扶養親族続柄、664. 扶養親族障害区分、665. 扶養親族国外区分、666. 扶養親族年調区分、667. 扶養親族別居区分、		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			668. 扶養親族16区分、669. 退職手当有扶養親族等区分、670. 退職手当有個人番号、671. 退職手当有宛名番号、672. 退職手当有入力西暦生年月日、673. 退職手当有入力カナ氏名、674. 退職手当有入力氏名、675. 退職手当有続柄、676. 退職手当有合計所得金額、677. 退職手当有障害区分、678. 退職手当有調整区分、679. 退職手当有寡フ区分、680. 退職手当有個人番号確認区分、681. 退職手当有確認区分、682. 住宅借入金等取得住宅区分、683. 16歳未満扶養人数、684. その他の所得計、685. その他の障害者該当、686. その他の障害者人数、687. その他の扶養人数、688. ひとり親、689. レイアウトバージョン、690. 営業等所得、691. 寡婦、692. 課税株式等譲渡所得、693. 課税山林所得、694. 課税上場株式配当所得、695. 課税人員、696. 課税先物取引所得、697. 課税総所得、698. 課税分離短期譲渡所得、		
			699. 課税分離長期譲渡所得、700. 基礎控除額、701. 既充当既委託納付額、702. 既納付額、703. 給与収入、704. 給与所得、705. 勤労学生、706. 均等割額一県、707. 均等割額一市、708. 繰越損失該当、709. 決定日、710. 決定変更区分、711. 控除不足額、712. 差引納付額、713. 雑所得、714. 市区町村長名、715. 市区町村名、716. 事業所宛名番号、717. 住民税非課税コード、718. 従たる給与所得、719. 従業員税通宛番、720. 出力回数、721. 所得割額一県、722. 所得割額一市、723. 所得控除合計、724. 小規模企業共済掛金控除額、725. 障害者寡婦ひ親勤労学生控除額、726. 譲渡一時所得、727. 新年度納税義務者用受取方法、728. 森林環境税額、729. 森林環境税免除理由コード、730. 人数一10月分、731. 人数一11月分、732. 人数一12月分、733. 人数一1月分、734. 人数一2月分、		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			735. 人数－3月分、736. 人数－4月分、737. 人数－5月分、738. 人数－6月分、739. 人数－7月分、740. 人数－8月分、741. 人数－9月分、742. 税額控除額－県、743. 税額控除額－市、744. 税額控除前所得割額－県、745. 税額控除前所得割額－市、746. 増減額、747. 通知作成済フラグ、748. 通知種別、749. 通知先住所、750. 通知先名称、751. 通知先郵便番号、752. 摘要欄、753. 同居特別障害者人数、754. 同居老親人数、755. 特定扶養人数、756. 特別障害者該当、757. 特別障害者人数、758. 特別徴収義務者名称、759. 特別徴収税額、760. 特別徴収税額－10月分、761. 特別徴収税額－11月分、762. 特別徴収税額－12月分、763. 特別徴収税額－1月分、764. 特別徴収税額－2月分、765. 特別徴収税額－3月分、766. 特別徴収税額－4月分、767. 特別徴収税額－5月分、768. 特別徴収税額－6月分、		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			769. 特別徴収税額－7月分、770. 特別徴収税額－8月分、771. 特別徴収税額－9月分、772. 納税義務者用受取方法、773. 納税者ID、774. 納付額－10月分、775. 納付額－11月分、776. 納付額－12月分、777. 納付額－1月分、778. 納付額－2月分、779. 納付額－3月分、780. 納付額－4月分、781. 納付額－5月分、782. 納付額－6月分、783. 納付額－7月分、784. 納付額－8月分、785. 納付額－9月分、786. 農業所得、787. 配偶者控除該当、788. 配偶者控除額、789. 配当所得、790. 発行年月、791. 非課税人員、792. 備考、793. 不動産所得、794. 扶養控除額、795. 変更月、796. 変更前税額、797. 未成年者、798. 利子所得、799. 老人配偶者控除該当、800. 老人扶養人数、801. 市定額減税額、802. 市定額減税額RON属性、803. 市定額減税前所得割額、804. 市定額減税前所得割額RON属性、805. 市所得割額移譲減税前、806. 市所得割額移譲減税前RON属性、807. 県定額減税額、808. 県定額減税額RON属性、809. 県定額減税前所得割額、810. 県定額減税前所得割額RON属性		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 [軽自動車税]	なし	、102. 車種コード、103. 所有者宛名番号、104. 使用者宛名番号、105. 課税状況コード、106. 賦課異動理由コード、107. 賦課異動年月日、108. 賦課異動処理年月日、109. 税率、110. 減免額、111. 年税額、112. 開始年月日、113. 開始処理年月日、114. 開始処理支所コード、115. 障害者宛名番号、116. 解除理由コード、117. 解除年月日、118. 解除処理年月日、119. 異動理由コード、120. 異動年月日、121. 納税義務者区分、122. 所有者氏名、123. 賦課異動フラグー現年、124. 賦課異動フラグー過年1、125. 賦課異動フラグー過年2、126. 賦課異動フラグー過年3、127. 賦課異動フラグー過年4、128. 賦課異動フラグー過年5、129. 賦課異動フラグー過年6、130. 現年度、131. 法定納期限区分、132. 随時納期限区分、133. 随時納期限基準日、134. 本稼働年度、135. 賦課完成年度、136. 車両保有年数、137. 賦課保有年数	事後	
			、138. 異動累積保有年数、139. 標識番号重複判定、140. 車台番号重複判定、141. 不明分車台番号、142. 障害者減免区分、143. その他減免区分、144. 障害者入力区分、145. 定置場入力区分、146. 車種標識関連区分、147. 排気量チェック区分、148. 税額異動連携区分、149. 使用者設定区分、150. 人的非課税使用区分、151. 賦課計算区分、152. バッチ起動フラグ、153. 採番番号区分、154. 番号、155. 番号桁数、156. 改正年度、157. 不均一終了年度、158. 標識色コード、159. 有効記号、160. 有効番号桁数、161. 年度、162. 月、163. 集計管理区分、164. 集計101、165. 集計201、166. 集計102、167. 集計202、168. 集計103、169. 集計203、170. 集計104、171. 集計204、172. 集計105、173. 集計205、174. 集計106、175. 集計206、176. 集計107、177. 集計207		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			、178. 集計108、179. 集計208、180. 集計109、181. 集計209、182. 集計110、183. 集計210、184. 集計111、185. 集計211、186. 集計112、187. 集計212、188. 集計113、189. 集計213、190. 集計114、191. 集計214、192. 集計115、193. 集計215、194. 集計116、195. 集計216、196. 集計117、197. 集計217、198. 集計118、199. 集計218、200. 集計119、201. 集計219、202. 集計120、203. 集計220、204. 集計121、205. 集計221、206. 重課判定情報、207. 軽課判定情報、208. 判定不能区分、209. 申告書区分、210. 取込連番、211. 車両番号、212. 所有者の氏名又は名称、213. 所有者住所具体名、214. 使用者の氏名又は名称、215. 使用者住所具体名、216. 使用の本拠の位置住所具体名、217. 車名、218. 用途、219. 自家用事業用の別		
			、220. 車体の形状、221. 燃料の種類コード、222. 燃料の種類、223. 型式指定番号、224. 取込済フラグ、225. 更新後—車両番号、226. 更新後—車台番号、227. 更新後—所有者の氏名又は名称、228. 更新後—所有者住所具体名、229. 更新後—使用者の氏名又は名称、230. 更新後—使用者住所具体名、231. 更新後—使用の本拠位置具体名、232. 更新後—交付年月日、233. 更新後—初度検査年月、234. 更新後—車名、235. 更新後—型式、236. 更新後—型式ID文字、237. 更新後—原動機型式、238. 更新後—用途、239. 更新後—自家用事業用の別、240. 更新後—車体の形状、241. 更新後—総排気量又は定格出力、242. 更新後—燃料の種類、243. 更新後—型式指定番号、244. 更新後—類別区分番号、245. 更新後—定員1、246. 更新後—定員2、247. 更新後—積載量1、248. 更新後—積載量2、249. 更新後—車両重量、250. 更新後—車両総重量1、251. 更新後—車両総重量2		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			、252. 更新後－長さ、253. 更新後－幅、254. 更新後－高さ、255. 更新後－前軸重、256. 更新後－後軸重、257. 更新後－有効期間の満了する日、258. 更新後－抹消状態表示文字、259. 更新後－燃費基準－H22基準、260. 更新後－排出ガス適合、261. 更新後－その他検査事項等1、262. 更新後－その他検査事項等2、263. 更新後－その他検査事項等3、264. 更新後－その他検査事項等4、265. 更新後－その他検査事項等5、266. 更新後－燃費基準－H27基準、267. 更新後－燃費値－JC08、268. 更新後－燃費基準－H32基準、269. 更新後－燃費値－WLTC、270. 更新後－WLTC－H27基準、271. 更新後－WLTC－H32基準、272. 更新後－重課判定情報、273. 更新後－軽課判定情報、274. 更新前－車両番号、275. 更新前－車台番号、276. 更新前－所有者の氏名又は名称、277. 更新前－所有者住所具体名、278. 更新前－使用者の氏名又は名称		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			、279. 更新前－使用者住所具体名、280. 更新前－使用の本拠位置具体名、281. 更新前－交付年月日、282. 更新前－初度検査年月、283. 更新前－車名、284. 更新前－型式、285. 更新前－型式ID文字、286. 更新前－原動機型式、287. 更新前－用途、288. 更新前－自家用事業用の別、289. 更新前－車体の形状、290. 更新前－総排気量又は定格出力、291. 更新前－燃料の種類、292. 更新前－型式指定番号、293. 更新前－類別区分番号、294. 更新前－定員1、295. 更新前－定員2、296. 更新前－積載量1、297. 更新前－積載量2、298. 更新前－車両重量、299. 更新前－車両総重量1、300. 更新前－車両総重量2、301. 更新前－長さ、302. 更新前－幅、303. 更新前－高さ、304. 更新前－前軸重、305. 更新前－後軸重、306. 更新前－有効期間の満了する日、307. 更新前－抹消状態表示文字、308. 更新前－燃費基準－H22基準、309. 更新前－排出ガス適合、310. 更新前－その他検査事項等1、311. 更新前－その他検査事項等2、312. 更新前－その他検査事項等3		
			、313. 更新前－その他検査事項等4、314. 更新前－その他検査事項等5、315. 更新前－燃費基準－H27基準、316. 更新前－燃費値－JC08、317. 更新前－燃費基準－H32基準、318. 更新前－燃費値－WLTC、319. 更新前－WLTC－H27基準、320. 更新前－WLTC－H32基準、321. 更新前－重課判定情報、322. 更新前－軽課判定情報、323. 最新義務者宛名番号、324. 納付状況コード、325. 有効年月日、326. 抹消フラグ、327. 連携年月日、328. 連携済フラグ、329. 強制修正フラグ、330. 軽JNKSデータ区分、331. 削除年度、332. 重課判定情報、333. 軽課判定情報、334. 判定不能区分、335. 申告書区分、336. 集計123、337. 集計223		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 [事業所税]	なし	260. 現年申告資産割件数、261. 現年申告資産割床面積、262. 現年申告資産割算出税額、263. 現年申告従業者割件数、264. 現年申告従業者割給与、265. 現年申告従業者割算出税額、266. 現年申告合計件数、267. 現年申告合計確定税額、268. 現年更正資産割件数、269. 現年更正資産割床面積、270. 現年更正資産割算出税額、271. 現年更正従業者割件数、272. 現年更正従業者割給与、273. 現年更正従業者割算出税額、274. 現年更正合計件数、275. 現年更正合計確定税額、276. 現年減免資産割件数、277. 現年減免資産割算出税額、278. 現年減免従業者割件数、279. 現年減免従業者割算出税額、280. 現年減免合計件数、281. 現年減免合計確定税額、282. 現年不均一資産割件数、283. 現年不均一資産割算出税額、284. 現年不均一合計件数、285. 現年不均一合計確定税額、286. 現年件数	事後	
			、287. 現年調定額、288. 過年申告資産割件数、289. 過年申告資産割床面積、290. 過年申告資産割算出税額、291. 過年申告従業者割件数、292. 過年申告従業者割給与、293. 過年申告従業者割算出税額、294. 過年申告合計件数、295. 過年申告合計確定税額、296. 過年更正資産割件数、297. 過年更正資産割床面積、298. 過年更正資産割算出税額、299. 過年更正従業者割件数、300. 過年更正従業者割給与、301. 過年更正従業者割算出税額、302. 過年更正合計件数、303. 過年更正合計確定税額、304. 過年減免資産割件数、305. 過年減免資産割算出税額、306. 過年減免従業者割件数、307. 過年減免従業者割算出税額、308. 過年減免合計件数、309. 過年減免合計確定税額、310. 過年不均一資産割件数、311. 過年不均一資産割算出税額、312. 過年不均一合計件数、313. 過年不均一合計確定税額		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			、314. 過年件数、315. 過年調定額、316. 現年申告免税点以下件数、317. 現年更正免税点以下件数、318. 過年申告免税点以下件数、319. 過年更正免税点以下件数、320. 運用判定区分、321. 調定日、322. 保有年数、323. 貸付保有年数、324. 採番番号区分、325. 番号、326. 番号桁数、327. 改正税率開始日、328. 改正税率終了日、329. 資産割免税点判定基準、330. 資産割課税判定基準、331. 資産割税率、332. 従業者割免税点判定基準、333. 従業者割課税判定基準、334. 従業者割税率		
令和6年9月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 [収滞納]	なし	、1853. 共通納税－地方公共団体コード－CH、1854. 共通納税－納税者ID－CH、1855. 共通納税－収納団体番号－CH、1856. 共通納税－納付番号－CH、1857. 共通納税－納付区分－CH、1858. 共通納税－確認番号－CH、1859. 共通納税－履歴番号－CH、1860. 共通納税状態区分－CH、1861. 調定特定区分－CH、1862. 暫定調定作成フラグ－CH、1863. 管理ファイル取込日－CH、1864. 納付ファイル取込日－CH、1865. 入金ファイル取込日－CH、1866. 共通納税－申告区分－CH、1867. 共通納税－税目区分－CH、1868. 共通納税－期別－自－CH、1869. 共通納税－期別－至－CH、1870. 共通納税－申告受付番号－CH、1871. 共通納税－申告受付日－CH、1872. 共通納税－利用者ID－CH、1873. 共通納税－納付者名フリガナ－NC、1874. 共通納税－納付者名－NC	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			、1875. 共通納税一本税等合計額－NM、1876. 共通納税－延滞金合計額－NM、1877. 共通納税－支払可能期限－CH、1878. 共通納税－特定キー1－CH、1879. 共通納税－特定キー2－CH、1880. 共通納税－特定キー予備－CH、1881. 共通納税－納期限－CH、1882. 共通納税－延滞金計算開始年月日－CH、1883. 共通納税－入金年月日－CH、1884. 共通納税－納付年月日－CH、1885. 強制作成フラグ－CH、1886. 予備1－CH、1887. 予備2－CH、1888. 取込処理日－CH、1889. 収納団体コード－CH、1890. 税目－料金番号－CH、1891. 申告区分－課税期間－CH、1892. パスワード－CH、1893. システム利用領域04－CH、1894. システム利用領域05－CH、1895. システム利用領域06－CH、1896. システム利用領域07－CH、1897. システム利用領域08－CH		
			、1898. システム利用領域09－CH、1899. システム利用領域10－CH、1900. システム利用領域11－CH、1901. レスポンスコード－CH、1902. システム利用領域12－CH、1903. システム利用領域13－CH、1904. 納付金区分－CH、1905. 氏名カナ－NC、1906. 氏名漢字－NC、1907. 今回請求金額合計－NM、1908. 請求本体金額－NM、1909. 請求固定延滞金額－NM、1910. 延滞金随時計算フラグ－CH、1911. 納付情報変更年月日－CH、1912. 納期限－CH、1913. 延滞金計算開始年月日－CH、1914. 延滞金表示区分－CH、1915. 請求消費税－NM、1916. 消費税表示区分－CH、1917. 納付内容カナ－NC、1918. 納付内容漢字－NC、1919. 手数料負担区分－CH、1920. 地公体任意情報－NC、1921. 納付方式－CH、1922. 拡張予備領域01－CH、1923. システム利用領域14－CH		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			、1924. 今回支払金額合計累積－NM、1925. 今回支払金額合計－NM、1926. 支払納付額－NM、1927. 支払延滞金額－NM、1928. 支払消費税－NM、1929. 領収区分－CH、1930. 支払方法－CH、1931. チャネル区分－CH、1932. 入力区分－CH、1933. 印紙税額－NM、1934. 他店券金額－NM、1935. システム利用領域15－CH、1936. 入金年月日－CH、1937. 納付年月日－CH、1938. MPN処理年月日－CH、1939. MPN処理時刻－CH、1940. MPN処理通番－CH、1941. 仕向センターコード－CH、1942. 金融機関コード－CH、1943. 店舗コード－CH、1944. 仕向処理年月日－CH、1945. 仕向処理時刻－CH、1946. 仕向処理通番－CH、1947. システム利用領域16－CH、1948. 決算単位年月日－CH、1949. MPN通信サーバ登録年月日－CH、1950. 拡張予備領域02－CH、1951. システム予備－CH、1952. 登録区分－CH、1953. 納税者ID－CH、1954. 納付可否区分－CH		
令和6年9月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理	1 ユーザの認証方法 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員等の責務)第3項に規定する「(9)操作を許可された者以外に端末機若しくはサーバの操作方を教示し、又は端末機若しくはサーバの操作をさせないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。 ①ユーザ認証は3段階で実施している。税総合電算システムを利用するときは、まずWindowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行い、次に共通基盤システムのディレクトリサービス機能において、許可された個人ごとに付与したユーザIDとパスワードにより、個人ごとのWindowsログイン認証を行う二要素認証を実施している。次に、ログインした端末から税総合電算システムを利用する際、ユーザIDとパスワードによる認証を行っている。	1 ユーザの認証方法 ①ユーザ認証は3段階で実施している。税総合電算システムを利用するときは、まずWindowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行い、次に共通基盤システムのディレクトリサービス機能において、許可された個人ごとに付与したユーザIDとパスワードにより、個人ごとのWindowsログイン認証を行う二要素認証を実施している。次に、ログインした端末から税総合電算システムを利用する際、ユーザIDとパスワードによる認証を行っている。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		②なりすましが行われなかったための対策 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員等の責務)第4項に規定する「(1)他人に自己の保有するIDを使用させないこと。」「(2)自己の保有するパスワードに関し、他に知られないよう適切な管理を行うこと。」「(3)パスワードは、十分な長さのもので第三者が想像しにくいものとする。」「(4)パスワードは、定期的に変更すること。」及び「(5)端末機及びサーバにパスワードを記憶させないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止するとともに、離席時は必ずログアウトしている。 ・パスワードは、他者に知られないように、パスワードの照会等には一切応じない、パスワードのメモを机上等に置かないなどの対策を実施している。 ・パスワードが流出したおそれがある場合には、電算管理者に速やかに報告し、パスワードを速やかに変更する。 ・端末やシステムに初めてログインする時は、パスワードの変更を促し、以降定期的にパスワードの変更を要求している。パスワードは定期的に変更し、前回使用したパスワードに変更することはできないようになっている。 ・仮のパスワードは、最初のログイン時点で強制的に変更している。	②なりすましが行われなかったための対策 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止するとともに、離席時は必ずログアウトしている。 ・パスワードは、他者に知られないように、パスワードの照会等には一切応じない、パスワードのメモを机上等に置かないなどの対策を実施している。 ・パスワードが流出したおそれがある場合には、情報システム管理者に速やかに報告し、パスワードを速やかに変更する。 ・端末やシステムに初めてログインする時は、パスワードの変更を促し、以降定期的にパスワードの変更を要求している。パスワードは定期的に変更し、前回使用したパスワードに変更することはできないようになっている。 ・仮のパスワードは、最初のログイン時点で強制的に変更している。		
令和6年9月27日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第17条(アクセス制御)第1項に規定している「(3) 情報システムの管理に係る権限の付与は、必要最小限の者に限ることとし、厳重に管理すること。」に基づき、以下の対策を行っている。	削除	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月27日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第17条(アクセス制御)第1項に規定している「(3) 情報システムの管理に係る権限の付与は、必要最小限の者に限ることとし、厳重に管理すること。」に基づき、以下の対策を行っている。	削除	事後	
令和6年9月27日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第16条(電子計算機及びネットワークの管理)第1項に規定する「(1)各種アクセス記録及び情報セキュリティの確保に必要な記録を取得し、不正なアクセス等に対処できるよう一定の期間保存し、及び記録の改ざん、窃取又は不正な削除の防止のために必要な措置を講ずること。」に基づき、以下の対策を行っている。	削除	事後	
令和6年9月27日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	2 違反行為を行った職員に対する措置 ・地方税法第22条及び地方公務員法第34条第1項、第60条第2号により、守秘義務及び罰則が規定されている。 ・堺市個人情報保護条例第6章(罰則)規定及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条(情報セキュリティインシデント等への対応)第10項に「市長は、職員による不正なアクセス又はその結果により、データの漏洩、破壊若しくは改ざん又はこれらを原因とするシステムダウン等により業務に深刻な影響をもたらした場合は、当該職員を懲戒処分等の対象とする」と定め、それらの処分を行うものとしている。	2 違反行為を行った職員に対する措置 ・地方税法第22条及び地方公務員法第34条第1項、第60条第2号により、守秘義務及び罰則が規定されている。	事後	
令和6年9月27日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	<サーバー> ・バックアップファイルの取得は入退室管理をしている電算機室での作業に限定されている。 ・電算機室は常時監視カメラによる監視を行っている。	<サーバー> ・バックアップファイルの取得は入退室管理をしている情報システム室での作業に限定されている。 ・情報システム室は常時監視カメラによる監視を行っている。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール	特定個人情報の取扱いについては、堺市個人情報保護条例に則り、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱うように委託契約書において特記事項として定めている。 (規定内容) ・契約終了又は解除された後においても秘密保持すること ・従事者に対して堺市個人情報保護条例で定める罰則の教示を行うこと ・個人情報の収集の制限と適正管理を行うこと ・目的外の使用と第三者への提供の禁止 ・個人情報の返還と廃棄に関すること ・複写、複製の禁止 ・事故発生時の速やかな報告 ・契約事項の違反による損害賠償の担保	特定個人情報の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱うように委託契約書において特記事項として定めている。 (規定内容) ・契約終了又は解除された後においても秘密保持すること ・従事者に対して個人情報保護法で定める罰則の教示を行うこと ・個人情報の収集の制限と適正管理を行うこと ・個人情報の返還と廃棄に関すること ・目的外の使用と第三者への提供の禁止 ・複写、複製の禁止 ・事故発生時の速やかな報告 ・契約事項の違反による損害賠償の担保	事後	
令和6年9月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	個人情報の取扱いについては、堺市個人情報保護条例に則り、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱うように委託契約書において特記事項として定めている。 (規定内容) ・契約終了又は解除された後においても秘密保持すること ・従事者に対して堺市個人情報保護条例で定める罰則の教示を行うこと ・個人情報の収集の制限と適正管理を行うこと ・目的外の使用と第三者への提供の禁止 ・複写及び複製の禁止 ・個人情報の返還と廃棄に関すること ・事故発生時の速やかな報告 ・契約事項の違反による損害賠償の担保	個人情報の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱うように委託契約書において特記事項として定めている。 (規定内容) ・契約終了又は解除された後においても秘密保持すること ・従事者に対して個人情報保護法で定める罰則の教示を行うこと ・個人情報の収集の制限と適正管理を行うこと ・個人情報の返還と廃棄に関すること ・目的外の使用と第三者への提供の禁止 ・複写、複製の禁止 ・事故発生時の速やかな報告 ・契約事項の違反による損害賠償の担保	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール	＜共通基盤システムによる情報の移転＞ ・システムの仕様を定める際に関係各課と協議を行い、法令上の根拠等を確認した上でシステムを構築し、適切なタイミングで自動で提供する仕組みを構築している。随時で行う際も、その都度不適切な移転でないことを確認し、決裁行為を経たうえで行っている。 ・特定個人情報の提供・移転に関するルール(規程類)の詳細については、今後公布される政省令等の内容を踏まえて策定することを予定している。	＜共通基盤システムによる情報の移転＞ ・システムの仕様を定める際に関係各課と協議を行い、法令上の根拠等を確認した上でシステムを構築し、適切なタイミングで自動で提供する仕組みを構築している。随時で行う際も、その都度不適切な移転でないことを確認し、決裁行為を経たうえで行っている。	事後	
令和6年9月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク その他の措置の内容	・入室権限を厳格に管理している電算機室にサーバーを設置し、情報の持ち出しを制限している。 ・共通基盤システムにおいて、個人番号管理ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を有する者を厳格に管理し、基本的に媒体接続は禁止しており、情報の持ち出しを制限している。	・入室権限を厳格に管理している情報システム室にサーバーを設置し、情報の持ち出しを制限している。 ・共通基盤システムにおいて、特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を有する者を厳格に管理し、基本的に媒体接続は禁止しており、情報の持ち出しを制限している。	事後	
令和6年9月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法第19条第8号及び第19条第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
令和6年9月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	事後	
令和6年9月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に結果情報を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。	事後	
		<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク)等を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	事後	
令和6年9月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※) 特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※) 特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化している。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化している。	事後	
令和6年9月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策	<堺市における措置> 1 サーバー設置場所 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第9条(サーバーの導入及び運用)に規定する「(4)操作の権限を有しない者に容易に操作されることがないよう、サーバーに記録された情報の重要度に応じて設置場所への入室制限を行うなど適切な措置を講じなければならない。」及び第11条(管理区域)に規定する「(1)水害対策及び確実な入退室管理を行うこと。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・サーバーを設置する電算機室から外部に通ずるドアは最小限とし、ICカードにて立入を制限の上、監視カメラを設置して入退室を監視している。 ・サーバーは施錠ラックに格納し、システムに対して不要・不正な操作が行えないよう対処している。ラック鍵は電算管理者のみが使用できるよう管理を行っている。	<堺市における措置> 1 サーバー設置場所 ・サーバーを設置する情報システム室から外部に通ずるドアは最小限とし、ICカードにて立入を制限の上、監視カメラを設置して入退室を監視している。 ・サーバーは施錠ラックに格納し、システムに対して不要・不正な操作が行えないよう対処している。ラック鍵は情報システム管理者のみが使用できるよう管理を行っている。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		2 端末設置場所 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第10条(端末機及びサーバの管理)第1項に規定する「システム利用責任者は、執務室等に職員等がない場合における当該執務室等の施錠等の徹底、端末機、サーバ等の固定その他情報資産の盗難防止のための措置を講じなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・職員等は、パソコン等の端末について、第三者に使用されること、又は電算管理者の許可なく情報を閲覧されることがないように、離席時の端末を初画面に戻すなどの措置を講じている。 ・業務終了後は、端末機等を施錠できるロッカー等へ保管し、又はセキュリティワイヤロック等を導入し、盗難を防止している。 ・業務時間外はフロア内にセキュリティをかけ、部外者が侵入しないよう対策を講じている。	2 端末設置場所 ・職員等は、パソコン等の端末について、第三者に使用されること、又は情報セキュリティ管理者の許可なく情報を閲覧されることがないように、離席時の端末を初画面に戻すなどの措置を講じている。 ・業務終了後は、端末機等を施錠できるロッカー等へ保管し、又はセキュリティワイヤロック等を導入し、盗難を防止している。 ・業務時間外はフロア内にセキュリティをかけ、部外者が侵入しないよう対策を講じている。		
		3 記録媒体・紙媒体の保管場所 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第8条(記録媒体の管理)に規定する「(2) 重要な情報を記録した記録媒体については、その重要度に応じて、漏洩、盗難、滅失、損傷等の防止に備えるなど適切な対策を講じた場所に保管しなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・情報を記録した記録媒体を保管する場合、施錠可能な場所に保管している。 ・職員等は、記録媒体や情報が印刷された文書等について、第三者に使用されること、又は電算管理者の許可なく情報を閲覧されることがないように容易に閲覧されない保管庫等への保管などの措置を講じている。	3 記録媒体・紙媒体の保管場所 ・情報を記録した記録媒体を保管する場合、施錠可能な場所に保管している。 ・職員等は、記録媒体や情報が印刷された文書等について、第三者に使用されること、又は情報セキュリティ管理者の許可なく情報を閲覧されることがないように容易に閲覧されない保管庫等への保管などの措置を講じている。		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避している。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。		
令和6年9月27日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策	＜堺市における措置＞ 【不正プログラム対策】 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第19条（不正プログラム対策）第1項に規定する「職員等は、外部から取り入れ、又は外部へ持ち出すデータ、送受信する電子メール等については、不正プログラムチェック（当該データ等に不正プログラムが含まれているか否かを調べることをいう。）を行うなど、不正プログラムのシステムへの侵入又は外部への拡散その他不正プログラムによるシステム障害等の発生の防止に努めなければならない。」及び第19条（不正プログラム対策）第2項に規定する「電算管理者は、常時不正プログラムに関する情報収集に努め、不正プログラムチェック用の定義ファイル等は常に最新のものに保たなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・職員等は記録媒体を使う場合、不正プログラム等の感染を防止するために、市が管理している媒体以外を利用できないよう技術的対策を行っている。 ・サーバー及びパソコン等の端末に、不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させている。 ・不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施し、常に最新の状態を保っている。	＜堺市における措置＞ 【不正プログラム対策】 ・職員等は記録媒体を使う場合、不正プログラム等の感染を防止するために、市が管理している媒体以外を利用できないよう技術的対策を行っている。 ・サーバー及びパソコン等の端末に、不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させている。 ・不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施し、常に最新の状態を保っている。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		【不正アクセス対策】 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第17条(アクセス制御)第1項に規定する「(7) 本市の外部の組織から本市のネットワーク及び情報システムにアクセスする場合は、直接本市の内部ネットワークに接続させないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・税総合電算システムは、インターネットと接続していない。 ・税サーバへの不正なアクセスについては、ファイアウォールで遮断する。 【監視】 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第18条(ネットワーク及び情報システムの監視)第1項に規定する「電算管理者は、セキュリティに関する事案を検知するため、情報システムについて監視等を行わなければならない。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・電算管理者はセキュリティに関する事案を検知するため、情報システムを常時監視し、障害が起きた際にも速やかに対応できるようにしている。 ・電算管理者は、職員等及び外部委託事業者が使用しているパソコン等の端末からの庁内のサーバ等に対する攻撃や外部のサイトに対する攻撃を監視している。	【不正アクセス対策】 ・税総合電算システムは、インターネットと接続していない。 ・税サーバへの不正なアクセスについては、ファイアウォールで遮断する。 【監視】 ・情報セキュリティ管理者はセキュリティに関する事案を検知するため、情報システムを常時監視し、障害が起きた際にも速やかに対応できるようにしている。 ・情報セキュリティ管理者は、職員等及び外部委託事業者が使用しているパソコン等の端末からの庁内のサーバ等に対する攻撃や外部のサイトに対する攻撃を監視している。		
		<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行っている。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、不正プログラム対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行っている。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月27日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他の措置の内容	関係規定の整備 「データの外部持出し制限の強化」と「情報セキュリティ等のチェック体制の強化」を主な内容として、関係規定（堺市個人情報の適正管理に関する要綱、堺市情報セキュリティポリシー）を改正する。	削除	事後	
令和6年9月27日	Ⅳその他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第24条（監査）第1項に規定する「情報セキュリティ監査統括責任者は、十分な専門的知識を有する者をして情報セキュリティについての監査を定期的にさせなければならない。」に基づき、以下の対応を行っている。	削除	事後	
令和6年9月27日	Ⅳその他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	2 違反行為を行った職員に対する措置 堺市個人情報保護条例第6章（罰則）規定及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条（情報セキュリティインシデント等への対応）第10項に規定する「市長は、職員による不正なアクセス又はその結果により、データの漏洩、破壊若しくは改ざん又はこれらを原因とするシステムダウン等により業務に深刻な影響をもたらした場合は、当該職員を懲戒処分等の対象とするものとする。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・違反行為を行った者に対しては、違反行為の程度によっては懲戒処分等の対象としている。	2 違反行為を行った職員に対する措置 ・違反行為を行った者に対しては、違反行為の程度によっては懲戒処分等の対象としている。	事後	
		＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・IPA（情報処理推進機構）が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則（接続運用規程等）や情報セキュリティに関する教育を年次（年2回）及び随時（新規要員着任時）実施することとしている。		
令和6年9月27日	Ⅴ開示請求、問い合わせ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	堺市役所 市長公室 広報部 市政情報課	堺市 市長公室 広報戦略部 市政情報課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月27日	V 開示請求、問い合わせ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表	行っていない	行っている	事後	
令和6年9月27日	V 開示請求、問い合わせ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 個人情報ファイル名		税総合電算システム(個人市民税ファイル)、税総合電算システム(固定資産税(土地・家屋・償却資産)ファイル)、税総合電算システム(収納ファイル)、税総合電算システム(軽自動車税)、税総合電算システム(滞納)	事後	
令和6年9月27日	V 開示請求、問い合わせ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 公表場所		堺市ホームページ https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/gyosei/kokai/kojinjohohogoseido/70035220230815103759892.html	事後	
令和7年12月12日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム4 ②システムの機能	8 セキュリティ管理機能 ・中間サーバーにアクセスした記録を取得する機能。	8 セキュリティ管理機能 ・特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び情報提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する機能。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月12日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	なし	11 自己情報提供機能 ・自己情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して自己情報に対する提供の求めを受領し、当該の特定個人情報(連携情報)及び自己情報提供用添付ファイルの提供を行う機能。 12 お知らせ機能 ・お知らせ機能は、お知らせ情報提供対象者へのお知らせ情報の送信依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して、お知らせ情報の提供を行う。また、お知らせ情報提供対象者へ提供したお知らせ情報に対する状況確認依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して回答結果の受領を行う機能。	事後	
令和7年12月12日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第9号(特定個人情報の提供の制限)、堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び別表第2(第3条関係) (条例別表第2における情報提供の根拠) 左欄(機関)が「市長」の項のうち、右欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、15、16、17、18、20、24、25、27、32、34、39、41、43、44、47、49、50、51、52、53、54、55、56、57、58、59、61、62、64、66、67、69、71、72、74、75、76、77の項) (情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(48の項)	削除	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月12日	I 基本情報 (別添1)事務の内容(個人住民税) 図	⑩矢印(個人番号を含む情報の流れ)	⑩⑪矢印(個人番号を含む情報の流れ) ※【以降の番号変更】	事前	
令和7年12月12日	I 基本情報 (別添1)事務の内容(個人住民税) 備考	⑩住民税申告書の提出(委託事項11:提出された資料をデータ化)	⑩⑪住民税申告書の提出(委託事項11:提出された資料をデータ化) ※【以降の番号変更】	事前	
令和7年12月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その他の妥当性	・個人番号、4情報 : 本人確認、資料・賦課の名寄せを行うために必要	・個人番号、5情報 : 本人確認、資料・賦課の名寄せを行うために必要	事後	
令和7年12月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法 その他	住民基本台帳ネットワークシステム、eLTAXシステム、国税連携システム	住民基本台帳ネットワークシステム、eLTAXシステム、国税連携システム、マイナポータル申請管理	事前	
令和7年12月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	○入手元(本人又は本人の代理人) ・住民税申告書等／提出を受けた都度／入手方法は紙	○入手元(本人又は本人の代理人) ・住民税申告書等／提出を受けた都度／入手方法は紙又はマイナポータル申請管理	事前	
令和7年12月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	富士通Japan株式会社	ネットワンシステムズ株式会社	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑥委託先名	シティコンピュータ株式会社	株式会社アイ・オー・プロセス	事後	
令和7年12月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ③委託先における取扱者数	10人未満	10人以上50人未満	事後	
令和7年12月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ⑥委託先名	株式会社セゾンパーソナルプラス	株式会社アイヴィジット	事後	
令和7年12月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項11	個人市民税申告支援システム導入業務	個人市民税申告支援システム保守業務	事後	
令和7年12月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項11 ①委託内容	毎年各区役所内に申告会場を開設し、市民税・府民税の申告受付を行っており、申告書を作成するシステムの保守を行う。作成データはそのまま税システムへの入力データとして利用。	個人市民税申告支援システムの保守作業、要望対応、障害対応、バージョンアップ適用作業等を行う。また職員からの問い合わせ対応や調査等を行う。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先57 ②提供先における用途	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第157条で定めるもの	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第157条で定めるもの	事後	
令和7年12月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先9 ②移転先における用途	条例別表第2 9～18に定める事務(各種健(検)診における一部負担金の免除に関する事務)	条例別表第2 9～13、15～18に定める事務(各種健(検)診における一部負担金の免除に関する事務)	事後	
令和7年12月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12 所管部署	保健医療課、各区保健センター	保健医療薬務課、各区保健センター	事後	
令和7年12月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先30 ②移転先における用途	条例別表第2 58に定める事務(児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付の支給に関する事務)	条例別表第2 58に定める事務(児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当の支給に関する事務)	事後	
令和7年12月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先42 所管部署	保健医療課、各区保健センター	保健医療薬務課、各区保健センター	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 [宛名・共通]		329. 受付－法人番号、330. 受付－商号名称、331. 受付－国内所在地	事後	
令和7年12月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 [個人市民税]		811. 森林環境税計算免税所得選択区分、812. 国一定額減税前所得税額－入力値、813. 国一定額減税前所得税額、814. 国一定額減税可能額－入力値、815. 国一定額減税額－入力値、816. 国一定額減税額、817. 国一定額減税控除外額－入力値、818. 国一定額減税控除外額、819. 寄附特算出用調整控除後所得割額	事後	
令和7年12月12日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 宛名システム等における措置の内容	・個人番号を利用する業務からは個人番号にアクセスすることはできない。	・必要のない情報を入手することができないよう、業務内容によりアクセス権限の範囲を定めている。	事後	
令和7年12月12日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	・アクセス記録は、刑事訴訟手続上の証拠保全のため、刑事訴訟法第250条第2項第4号(長期15年未満の懲役又は禁錮に当たる罪)の公訴時効である7年間分を媒体で管理する。	・アクセス記録は、刑事訴訟手続上の証拠保全のため、刑事訴訟法第250条第2項第4号(長期15年未満の拘禁刑に当たる罪)の公訴時効である7年間分を媒体で管理する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月12日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	移転を行う場合、移転する情報に関して、移転元と移転先において仕様を定め、所属長の許可を得た上でICTイノベーション推進室に依頼をする。仕様で定めたことのみをシステム構築しており、仕様以外の情報に関しては、移転不可能である。どのシステムがどの情報に対して、いつ移転したかをネットワークの通信ログで取得しており、7年間保存している。正当な移転だけでなく、不正な移転、移転の失敗など全ての通信ログを取得している。 なお、上記記録については刑事訴訟手続上の証拠保全のため、刑事訴訟法第250条第2項第4号（長期15年未満の懲役又は禁錮に当たる罪）の公訴時効である7年間分保存する。	移転を行う場合、移転する情報に関して、移転元と移転先において仕様を定め、所属長の許可を得た上でICTイノベーション推進室に依頼をする。仕様で定めたことのみをシステム構築しており、仕様以外の情報に関しては、移転不可能である。どのシステムがどの情報に対して、いつ移転したかをネットワークの通信ログで取得しており、7年間保存している。正当な移転だけでなく、不正な移転、移転の失敗など全ての通信ログを取得している。 なお、上記記録については刑事訴訟手続上の証拠保全のため、刑事訴訟法第250条第2項第4号（長期15年未満の拘禁刑に当たる罪）の公訴時効である7年間分保存する。	事後	
令和7年12月12日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	・共通基盤システムにおいて、連携データごとにデータ種別、通信相手ごとに持つIDとパスワードを取り決め、認証行為を行っている。 なお、上記記録については刑事訴訟手続上の証拠保全のため、刑事訴訟法第250条第2項第4号（長期15年未満の懲役又は禁錮に当たる罪）の公訴時効である7年間分保存する。	・共通基盤システムにおいて、連携データごとにデータ種別、通信相手ごとに持つIDとパスワードを取り決め、認証行為を行っている。 なお、上記記録については刑事訴訟手続上の証拠保全のため、刑事訴訟法第250条第2項第4号（長期15年未満の拘禁刑に当たる罪）の公訴時効である7年間分保存する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月12日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<中間サーバーの運用における措置> ・中間サーバーへのユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・定められたルールを順守し適切に運用を行っている。 ・堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。 ・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置による対策を実施している。	<中間サーバーの運用における措置> ・中間サーバーへのユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。	事後	
令和7年12月12日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<中間サーバーの運用における措置> ・中間サーバーへのユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・定められたルールを順守し適切に運用を行っている。 ・堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。 ・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置による対策を実施している。	<中間サーバーの運用における措置> ・中間サーバーへのユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。	事後	
令和7年12月12日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク リスクに対する措置の内容	<中間サーバーの運用における措置> ・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置による対策を実施している。 ・定められた運用手順に従い、照会、入手したデータに錯誤がないよう正確性を都度確認し、適切な運用を行っている。	削除	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月12日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人情報が増え・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	<中間サーバーの運用における措置> ・中間サーバーへのユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・定められたルールを順守し適切に運用を行っている。 ・堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。	<中間サーバーの運用における措置> ・中間サーバーへのユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。	事後	
令和7年12月12日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<中間サーバーの運用における措置> ・中間サーバーへのユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・定められたルールを順守し適切に運用を行っている。 ・堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。 ・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置による対策を実施している。	<中間サーバーの運用における措置> ・中間サーバーへのユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月12日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容	<中間サーバーの運用における措置> ・中間サーバーへのユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・定められたルールを順守し適切に運用を行っている。 ・堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。 ・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置による対策を実施している。	<中間サーバーの運用における措置> ・中間サーバーへのユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。	事後	
令和7年12月12日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク リスクに対する措置の内容	<中間サーバーの運用における措置> ・大量データの中間サーバーへのデータ保存にあたっては、あらかじめ確認した定型的手法、処理内容でデータを送信するため、誤った情報を送信しない仕組みとしている。 ・適切に情報提供を行うよう、情報の正確性を処理の都度確認し、定められたルールを順守し適切に運用を行っている。 ・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置による対策を実施している。	<中間サーバーの運用における措置> ・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置による対策を実施している。	事後	
令和7年12月12日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月12日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したかその内容	受託業者が、長屋建て住宅の所有者を対象とした調査を行った、アンケート調査票に所有者本人以外の氏名を誤って印字した調査票を誤送付(1,461件の個人情報が漏洩)	削除	事後	
令和7年12月12日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか再発防止策の内容	・受託業者に対し、個人情報を取り扱う場合のマニュアルやチェックリストと、十分な確認が必要な作業の場合、市からの指示に基づく手順書を作成させることにより、個人情報の適正管理、適正な事務処理について、指導と確認を徹底した。 ・市として、再びこのような事案が発生しないよう、個人情報保護の重要性を再認識し、個人情報を取り扱う作業の場合、受託業者に対し、書面により詳細な作業手順や注意点を明確に指示し、漏洩や手順の誤りがないことの確認を徹底した。	削除	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	【業務全体概要】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律((平成25年5月31日法律第27号)以下、「番号法」という。)別表の24の項により個人番号を利用することができるのは、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成31年法律第4号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令では、地方税又は森林環境税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務又は地方税又は森林環境税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務と定められている。	【業務全体概要】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)別表の24の項により個人番号を利用することができるのは、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成31年法律第4号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令では、地方税又は森林環境税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務又は地方税又は森林環境税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務と定められている。	事後	
	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 (情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 (情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、55の2、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、112、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	委託する 11件	委託する 10件	事後	
	Ⅱ ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑥委託先名	株式会社アイ・オー・プロセス	シティコンピュータ株式会社	事後	
	Ⅱ ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ⑥委託先名	TOPPANエッジ株式会社	TOPPAN株式会社	事後	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8 ⑥委託先名	株式会社フューチャー・コミュニケーションズ	株式会社アセンサ	事後	
	Ⅱ ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9	財産調査補助業務	(削除 (番号繰り上がり))	事後	
	Ⅱ ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9 ⑥委託先名	株式会社ジェイエスキューブ	TOPPANイクイップメント株式会社	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	[○]提供を行っている(81件) [○]移転を行っている(43件)	[○]提供を行っている(83件) [○]移転を行っている(44件)	事後	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先18	なし	(追加(番号繰り下がり)) 提供先18 法務大臣 ①法令上の根拠 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第55の2項) ②提供先における用途 出入国管理及び難民認定法による外国人の在留資格に係る許可に関する事務であって第57条の2で定めるもの ③提供する情報 地方税関係情報であって第57条の2で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 個人住民税の納税義務者とその扶養親族 ⑥提供方法 [○]情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事後	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先19 ②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第59条で定めるもの	私立学校教職員共済法による短期給付、年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって第59条で定めるもの	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先41 ②提供先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第108条で定めるもの	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって第108条で定めるもの	事後	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先43	なし	(追加(番号繰り下がり)) 提供先43 厚生労働大臣 ①法令上の根拠 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(表 第112項) ②提供先における用途 雇用保険法による育児休業等給付の支給に関する事務であって第114条で定めるもの ③提供する情報 地方税関係情報、母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は住民票関係情報であって第114条で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 個人住民税の納税義務者とその扶養親族 ⑥提供方法 [○]情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けたら都度	事後	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先59 ②提供先における用途	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第157条で定めるもの	子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付若しくは乳児等のための支援給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第157条で定めるもの	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先63 ②提供先における用途	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知。以下「昭和29年社発第382号通知」という。)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱いに準じた生活保護関係事務に関する事務であって第163条で定めるもの	昭和29年5月8日付け社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱いに準じた生活保護関係事務に関する事務であって第163条で定めるもの	事後	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先11	子ども家庭課、子ども相談所	こども家庭課、こども相談所	事後	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先13	子ども家庭課、子ども相談所、各区地域福祉課、各区保健センター	こども家庭課、こども相談所、各区地域福祉課、各区保健センター	事後	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先14	子ども家庭課、子ども相談所	こども家庭課、こども相談所	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先21	子ども家庭課、各区子育て支援課	こども家庭課、各区子育て支援課	事後	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先24	子ども家庭課、各区子育て支援課	こども家庭課、各区子育て支援課	事後	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先25	子ども家庭課、各区子育て支援課	こども家庭課、各区子育て支援課	事後	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先26	子ども家庭課、各区子育て支援課	こども家庭課、各区子育て支援課	事後	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先29	子ども育成課、各区子育て支援課	こども育成課、各区子育て支援課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先30	子ども家庭課、各区子育て支援課、総務サービス課	子ども家庭課、各区子育て支援課、総務サービス課	事後	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先44	なし	(追加) 移転先44 こども育成課、各区子育て支援課 ①法令上の根拠 堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ②移転先における用途 条例別表第2 78に定める事務(母子保健法による産後ケア事業における利用者負担額の決定に関する事務であって規則で定めるもの) ③移転する情報 地方税関係情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 個人住民税の納税義務者とその扶養親族 ⑥移転方法 [○]庁内連携システム ⑦時期・頻度 地方税関係情報の変更が発生した都度、随時	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 [個人市民税]	819. 寄附特算出用調整控除後所得割額	819. 国－高水準所得税加算額－入力値、820. 特親、821. 特定親族1、822. 特定親族2、823. 特定親族3、824. 特定親族4、825. 特定親族5、826. 特定親族6、827. 特定親族7、828. 特定親族8、829. 特定親族9、830. 特定親族個人番号、831. 特定親族宛名番号、832. 特定親族入力西暦生年月日、833. 特定親族入力カナ氏名、834. 特定親族入力氏名、835. 特定親族国外区分、836. 特定親族所得階層区分、837. 特定親族続柄、838. 特定親族合計所得金額、839. 特定親族控除額、840. 特定親族個人番号確認区分、841. 特定親族対象外区分、842. 特定親族予備領域、843. 特定親族特別控除額、844. 特定親族特別控除額RON属性、845. 課税者の被扶養者、846. 課税者の被扶養者RON属性、847. 特定親族特別控除対象、848. 特定親族特別控除対象RON属性、849. 特定親族人数、850. 決定変更区分、851. 特定親族特別控除、852. 国－特定親族特別控除－入力値、853. 国－特定親族特別控除－計算値	事後	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	<共通基盤システムによる情報の移転> ・共通基盤システムにおいて、連携データごとにデータ種別、通信相手ごとに持つIDとパスワードを取り決め、認証行為を行っている。 なお、上記記録については刑事訴訟手続上の証拠保全のため、刑事訴訟法第250条第2項第4号（長期15年未満の拘禁刑に当たる罪）の公訴時効である7年間分保存する。 ・統合利用番号連携サーバーにおいて、以下の措置を行っている。 【連携機能】 －システムごとにIDとパスワードを取り決め、認証行為を行った上で、定義したデータ種別／項目に限定して連携している。 【オンライン機能】 －個人単位でIDとパスワードを取り決め、認証行為を行った上で、必要な情報に限定して連携している。	<共通基盤システムによる情報の移転> ・共通基盤システムにおいて、連携データごとにデータ種別、通信相手ごとに持つIDとパスワードを取り決め、認証行為を行っている。 なお、上記記録については刑事訴訟手続上の証拠保全のため、刑事訴訟法第250条第2項第4号（長期15年未満の拘禁刑に当たる罪）の公訴時効である7年間分保存する。 ・統合利用番号連携サーバーにおいて、以下の措置を行っている。 【連携機能】 システムごとにIDとパスワードを取り決め、認証行為を行った上で、定義したデータ種別／項目に限定して連携している。 【オンライン機能】 個人単位でIDとパスワードを取り決め、認証行為を行った上で、必要な情報に限定して連携している。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ① 請求先	堺市 市長公室 広報戦略部 市政情報課 〒590-0078 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号 電話番号：072-228-7439	堺市 政策局 広報戦略部 市政情報課 〒590-0078 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号 電話番号：072-228-7439	事後	